

てより以來、これをもて、唯一の樂みとし、苟しく、其技に秀づるものは、醫師、畫家、沙門、町人を問はず、時々、自邸に招きて、茗醪を開く。

老中小笠原佐渡守長重の抱ゆる山田宗徧と言へる宗匠あり、四方庵、又は力園齋と號す、上野介とは、同門の好誼ありて、平生、親しく、其邸に出入す。

堀部安兵衛、或る日、其親しき神道家羽倉齋を、三十間堀材木町の宅に訪へば、齋、何氣なく、

『此宅の家主は、中嶋五郎作と申して、茶道の宗匠山田宗徧と申すもの、弟子に候、宗徧は、日頃、吉良上野介殿と入懇に候へば、五郎作も、折々、宗徧に隨うて、吉良家の茶會に參る由に候』

と語る、寐ても、寤めても、好き手蔓もがなと思へる安兵衛、斯と聞くより、天の與へと、打ち悦び、勿々に、暇を告げて、内藏助の許に、馳せ行き、具に、仔細を語れば、是も、亦、

『其は、屈竟の手蔓ぞ』
と悦び、大高源吾は、日頃、茶道の心得あれば、早速、招

き寄せて、計略を授く。

源吾、服を變じ、形を改めて、町人の姿となり、十一月十九日を以て、宗徧を、深川高橋の宅に訪ふ。

『これは、京都の呉服商にて、新兵衛と申すもの、大名方へ、取立ての用向ありて、出府仕つり候ひぬ、豫て、御高名を、承り及びて候へば、幸ひの事と存じて、推參仕りてこそ候へ、何卒、御指南なされ候へかし』

と語り、東修の印にとて贈れる一封、上に、金一千疋の四文字の記されぬ、

『人品と曰ひ、東修と曰ひ、扱ては、富有の商人なるべし』
と獨り、胸に問ひ、胸に答ふる宗徧、

『安き程の事に候、及ばずながら、御指南申すべし』
と快よく諾ひて、懇ろに、指南すれば、源吾、仕濟ましたりと、心に喜び、益々音物を厚うして、宗徧に結び、話の序には、吉良家の模様など聞きて、得るところ、少からず。此上は、宗徧の手より、上野介在邸の時を確かめ、場合に

心を碎く。

九四 深川の總集會

世にも思はしきは、薄志弱行の徒にこそあれ、十一月に入りてよりは、形勢の日々に迫るを見て取り、卑怯にも、命を惜み、義に背きて、遁げ去るもの、續々あり。

中村清右衛門は、内匠頭葬送の當夜、誓を切つて、復讐を誓へる一人なるに、此期に及んで、眞先に、姿を隠し、同時に、鈴田重八も、亦、跡を頼まず。

田中貞四郎も、誓を切りし一人なるに、これも、亦、中田理平次と同じ頃に、何處へか逃げ去る、小山田庄左衛門に至りては、老父の病氣見舞と稱して、寓所を立ち出で、片岡源五右衛門の宿所に、立ち寄りしに、其不在なりしを幸ひ、密かに、小袖と、金子三兩とを漁み取りて逐電す。

五十五人の同志、今や、又減じて、五十人となる。内藏助、一方には、時機の迫り、一方には、脱盟者の出づるを見て、更に、同志を精選するの必要を感じ、十二月二日を期して、深川八幡祠前の茶屋に、總會を催す。

期に至れば、残る同志、盡く集まりて、復た一人も不參するものあらず、内藏助、此體を見て、獨り、心に喜ぶ。集まるもの、武士あり、醫師あり、商人體のものもあれば、頼母子講の初會と言ふ觸れ込みなれば、斯かることの流行する時節、誰れ一人、怪しむ氣色もあらず。

深川八幡
深川八幡は東京市深川区富岡門前町に在り義士の面々十二月二日總會を催はせしは此社前の旗亭なり



頓て、席定まるや、内藏助、一同に向ひて、

『扱て、各々方を、御招き申せしこと、餘の儀にあらず、愈々日頃の本望を達するも、近きに在らん、我等は、一心同體にして、更に、異心あるべきにあらずと雖も、此場合、更に、神文誓約せんこと、亦、肝要に候はんか、御異存なくば、血判せられ候へ』

と告げ、起請文前書を出だして、讀み上ぐ、これぞ、忠左衛門の立案、總右衛門の加筆に係るもの、

一、冷光院様御尊讐吉良上野殿可討取志有之侍共、申合候處、及此節、大臆病者共、變心退散仕候者撰捨、唯今申合必死相究候面々者、御靈魂可被遊御照覽候事。

一、上野介殿御屋鋪え押込働之儀、功之淺深不可有之候、上野介殿印揚候者茂、誓固一通之者茂、可爲同然、然者組合働役好事申間敷候、尤先後之事不可存、衆議一味合體如何様之働役相當候共、難澁有之間敷候事

一、一味之各存寄被申出候を處合、自分之意趣申妨候儀有之間敷候、何にても、利之當然に可申合候、兼而不快之底意有之者たりと云ふとも、働之節、互に助合、急を見

繼、勝利之全所を專に可相働事。

一、上野介殿十分討取候共、銘々一命可遁覺悟無之上者、一同申合、散々罷成申間敷候、手負之者於有之者、引掛助合、其場え集可申事。

右四箇條、相背候者、此一大事成就不可仕候、然者、此度退散之大臆病者可爲同前候事。

多數の同志、一心同體の働きを爲さんとするには、此節制、紀律なかるべからず、特に、吉良家へ討入るものは、同功同働、其間に淺深の別あるべからずと言ふの一事に至りて、衆、皆、實にもと讃嘆して、已まず。

諸士、義を視ること、密の如し、各々神文の下に、姓名を自署して、血判を加へ、復た、誰れ一人、遲疑するものもあらず。

こゝに於て、内藏助、更に、討入當日の心得を示す、人々心得之覺書

一、定日相窮候者、兼而定候通、前日之夜中、物靜に、内定置候三ヶ所に集可申事。

一、定日に至候者、兼而定候刻限に可打立事

一、敵之印揚候時者、引取候場え、可致持參候、其時者、首取次第、其骸之上着を剝、包持參候事。

一、於途中御見分之方有之時、挨拶に、此印者、亡君之墓え、持參仕度存念に御座候、然共、御免無之候得者、不及是非候、御歴々之印、むざと難打捨候、以御下知、彼屋敷え被遣候様にも可有御座敷、其段者、御指圖次第可仕候、首尾能、泉岳寺え持參仕候者、御墓え、備可申事。

一、息之印揚候共、不及持參、打捨候覺悟可心得事。
一、味方之手負者、隨分成次第、引退候分別、肝要に候、乍然、肩へ掛候儀難成様に候者、印を揚候而、引取可申事。

一、上野介討取候時者、相圖之小笛を、段々吹繼、總體え可知事。

一、鉦之相圖者、總人數引取候時、打可申事。
一、引取候場所、可爲無縁寺候、但、無縁寺え不入候者、兩國橋之際廣場え、打寄可有之事。

一、引取候途中え、近所之屋鋪方より、人數を出、押留候節挨拶之事、其實を告候而、私共、何方え茂、隠去候事、

更に無之候、無縁寺迄引取、從公儀御見分之御使を請候而、志趣を可申上志に候、乍去、無御心元思召候者、寺迄、御附可被成候、壹人茂、退散候者無之旨可申事。

一、彼屋鋪より、追欠來り候者有之候者、總人數踏止り、勝負可仕、第一、頸を不奪覺悟、專一に候事。

一、勝負之内、御檢使有之候者、門を不開候而、潜より一人出、只今、兩人衆も討留候得者、味方人數呼集候而、御下知を請可申覺悟に御座候、私共一人も、退去致候所存、會而無之旨可申候、門を開候様被仰候共、開き不申候而、御挨拶可申候、打入候者共、屋敷中、打散罷在候得者、門内え御入被成候時、卒爾之義、無心元奉存候、最早、段々打寄候間、追付門を開、可懸御目旨申上、堅く門を開申間敷事。

一、退口は、裏門より、引取可申事。
一、乍勿論之義、討留候覺悟、總體必死之心底、致決定候、右之引取候時之義、申合せ候者、時に至り、心得之爲に而候、退候時之覺悟、胸中に含候而、討入候而者、恐臆可有之候、然共、退去候而茂、必死之面々に得者、討入

候時之丈夫之覺悟、專要之儀に候、不及申候得共、銘々
治定、粉骨之働、尤候事。

以上

用意周到、宛がら痒き所に手の届くが如し、人々、何れも
敬服せざるはなし、折柄、座中の一人、

「近頃、世上にては、赤穂の浪人、寄りく、江戸へ入
り込み、上野介殿に對して、意趣を晴らさんとするとの
噂立ち候趣、萬一、公儀の御役人の御耳に入りて、御役
宅へ、召呼ばれ候節は、如何相答へ申すべきか」

と問ふ、實にも、大切なる問題、豫め、一決し置かでは、
叶ふべからず、内藏助、打領きつ、

「望ましき事にはあらずと雖も、或は、左様なる事なし
とも限るべからず、萬々一、然る場合あらば、一同の御
吟味を、願ひ奉つりて、赤穂引渡以後の始末を眞直に、
言上せんこそ、然るべけれ」

と答ふ、公明正大、包まず、隠さず、成敗を、天に任せて
我れ、我が道を一筋に踏んで、斃れんとするの決意、言辭
の表に露はる。

「實に、其れより外は候まじ」

一同、皆、此れに従ふ。

諸事、残る所なく、決すれば、衆、皆、態と、頼母子講の
事など、談じ合ひ、夜に入つて、己がじし、散じ去る。
復讐の趨勢、こゝに於てか、又更に、一步を進む。

九五 武器の用意

討入の時機、若し來らば、即時にも、討入るべき用意を、
調へ置かでは、叶ふべからず。

同志の中には、麴町に居るものあり、芝に居るものあり、
京橋、日本橋に居るものあり、其處より、槍を携へ、弓矢
を携へて、仇家に向はゞ、忽ち、公邊の疑ひを招くは、必
定なり。

左れば、討入に必要な道具は、豫め、仇家に近き同志の宅
へ、運び置くの要あり、内藏助、疾くより、人目を避けつ
つ、集合所の一たる本所林町の堀部安兵衛方へ送りたる品
品、左の如し、

- 一、槍 拾貳本

一、長 刀 貳 振

一、まさかり 貳 挺

一、弓 貳 張

一、半 弓 貳 張

一、竹ばしご 大小四挺

一、玄 能 貳 挺

一、鐵てこ 貳 挺

一、木てこ 貳 挺

一、かけ矢 貳 本

一、大 鋸 貳 枚

一、鋸 六拾本

一、鐵 錘 貳 本

此鋸と、鐵錘とは、場合に依りて、外より、戸口を、打ち
付けん爲めの用意。

一、取 鍵 拾六筋

これは、長き細引を付けて、屋根へ登りても、轉び落ちさ
らん爲めの用意。

一、松 明 人數程

一、小 笛 人數程

一、がんどう提灯 壹 箇

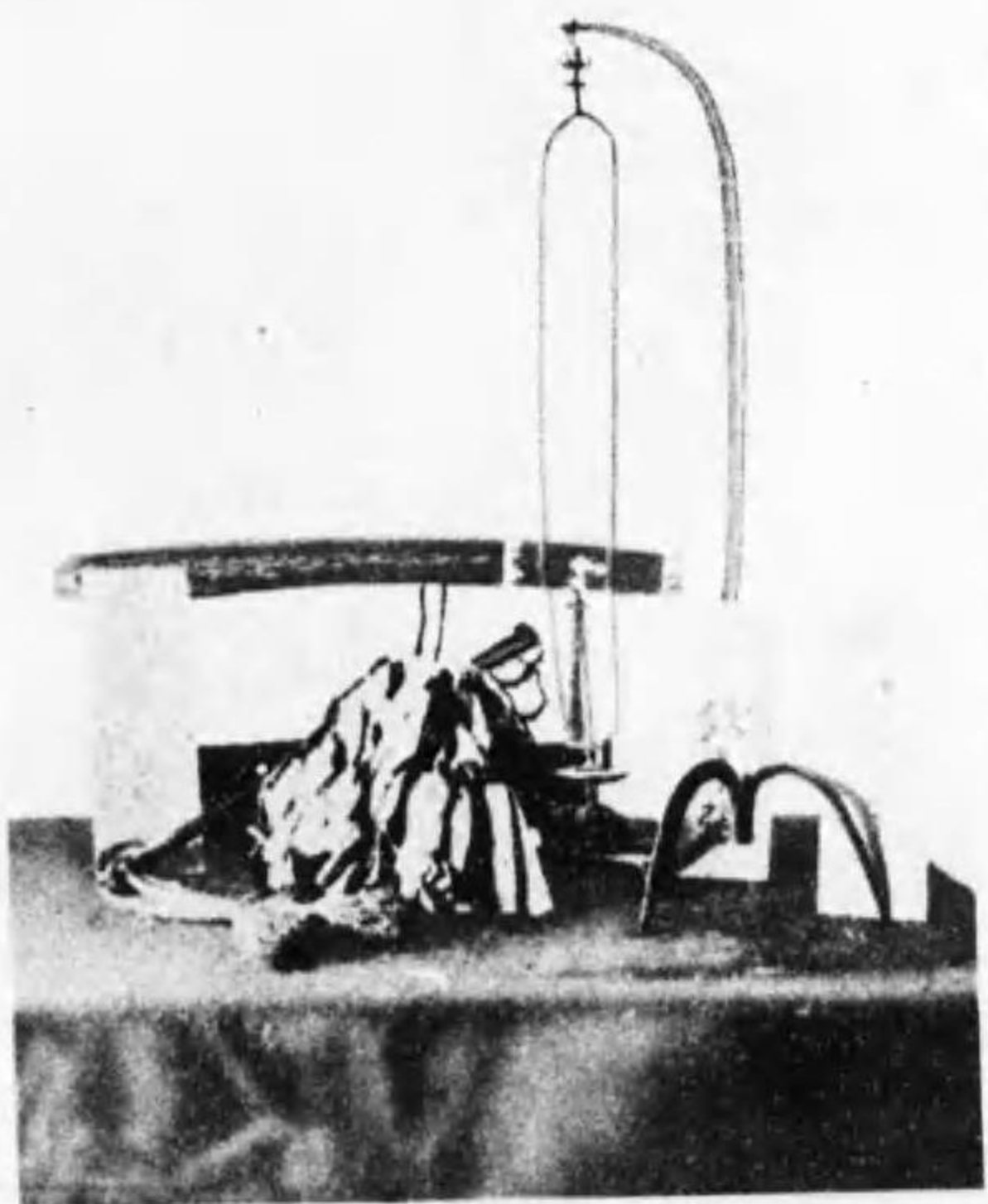
これは、上野介の首を揚ぐるの時に、用ふるもの。

一、鉦 壹 箇

これは、首尾よく、本望を達して、引揚げの合圖に、用ふ
るもの。

一、水溜の大張籠 貳 箇

がんどう提灯
此れは討入の當夜持ち行きたるがんどう提灯なり今は周圍は取れて金具のみ残る



これは、右の諸道具を入れて、吉良家へ、運ぶ爲めにして、若し、白晝討入るべき場合には、途中、火消番に打扮たんで爲めの用意とぞ聞ゆ。

當夜は、前後より、一時に討入るべき豫ねての手筈なれば、總ての道具も、皆、其積りにて、二通づゝ手配す。

此外、吉良家より、引揚の場所に充つべき回向院までの距離、并に境内の面積、兩國廣小路までの距離、及び道幅等も、亦、豫ねて、忠左衛門に於て、精細に調査し、討入の部署、引上の用意、并に萬一、吉良家の追兵、上杉家の援兵等の来るあらば、此れに對すべき防禦の地點、及び計略等も、悉く定まり、今は、諸般の準備、全く整ふ。

此上は、上野介在宅の時を留めて、只、一舉に日頃の目的を、達せんと欲す。

左れども、的もなきに、矢を番へなば、弓の弛ばん、當てもなきに、敵を待たば、人の心の張りも弛ばん、内藏助、豫ねて、

「唯ぼつねんとして、待つのみにては、士氣、自から沮喪せんこと必定ぞ、察するところ、節分の夜と、大晦日

の夜とは、如何な上野介殿にも、必らず、在宿せられん、左すれば、先づ、此兩日の中を、擇ふべきか、去りながら、大晦日の夜としては、目出たき元日の日を、騒がし奉つらん、斯くは、公邊に對し奉つりて、憚りあり、先づ、以て、節分の夜に、討入らんこそ、然るべけれ」

と思ひ、粗々十二月十九日の節分を以て、討入らんと、思ひ定む。

斯かる折柄、茶道の方面より、探偵しつゝ、ありし大高源吾より、意外なる吉報こそありけれ。

九六 討入日の決定

深川八幡祠前の茶屋に於て、總會を開きたる其翌三日、源吾、又々宗徧の許を訪うて、指南を受け、歸るに臨みて、念の爲めに、

「此次には、六日の朝、参り候べし、御差支の候まじきか」

と問ふ、宗徧、何氣なく、

「イヤ、六日には、吉良殿の朝會に参る筈なり、餘の日

に、御入り候へ」

と答ふ、聞かんくゝと願へる秘密、思はずも、耳に入れば、源吾は、宛から、天にも昇る心地、宙を飛んで、内藏助の許に、馳せ付け、

「御喜び候へ、屈竟の事をこそ、聞き出だして候なれ」

と委細の容子を報ずれば、これも、亦た、打ち悦び、

「六日の朝會と申せば、五日の晩には、必らず、在宅ならん、左らば、五日の夜に、討入り候べし、此上とも、彌々の處を、突き留められ候へ」

と告げて、源吾に、再探を命じ、他方には、又同志に、飛檄を傳ふれば、諸士、皆、欣然として、勇み喜ぶ。

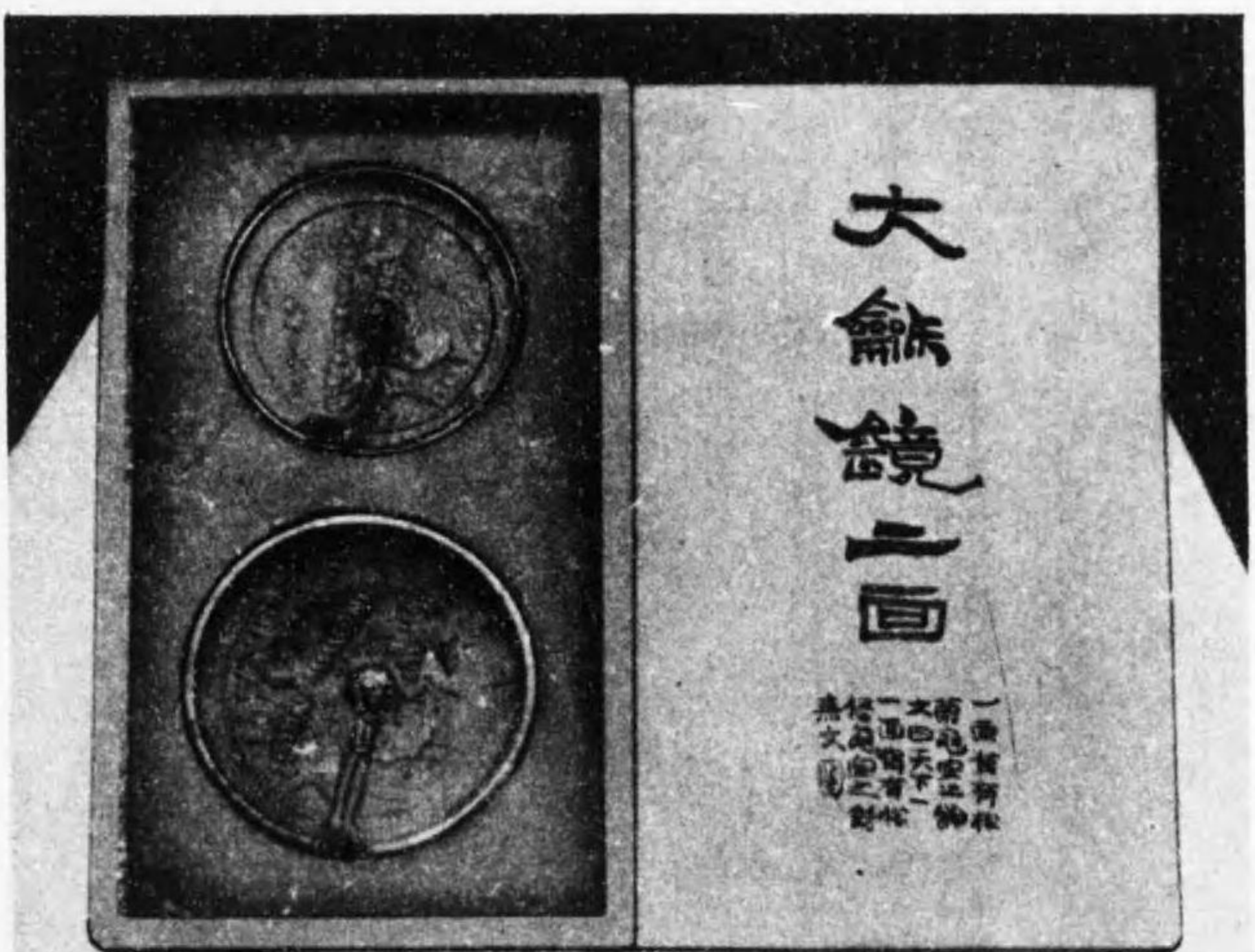
與五郎、此由を聞きて、屹と、思ひ定む、

「左らば、此度こそ、其出入を、見極めん」

爾來、油斷なく、表の方に、心を配り、時々、店前に立ちては、吉良家の方を見遣る。

五日の朝、霏々たる細雨の中を、一挺の男乗物、吉良家の裏門より、出づれば、續いて、徒士、中小性と覺しきもの一兩人、立ち出づ。

「あれこそ、正しく、上野介ならぬ」
與五郎、早速、天秤棒を擔ひて、見え隠れに、其跡より、慕ひ行く。



大高忠雄の遺物
此れは大高源吾の元禄十五年十二月を以て山田宗徧に贈りたるもの今書家西川春洞の家に蔵す

新大橋の邊に、到れば、供の者、此處に在り、乗物を、取り巻きつゝ行く、

「愈々上野介に紛れあらじ」

與五郎、尙も、跟き行けば、乗物は、次第に、上杉家の方に向うて進む。

頓て、一町ばかりの手前に到れば、供の一人、先づ、馳せて、上杉家に入る、何れ、案内の爲めなるべし。

裏門の際まで行きて、乗物を、昇き据ゆれば、中より、立ち出づる老人、頭は、總髪にて、葵の紋所付きたる小袖を着す、ギロリと、四邊を、見廻して、ツイと、門内に立ち入る、

「正しく、上野介に、相違あらじ」

與五郎、急ぎ、内藏助の許に、馳せ行きて、此由を告げ、其儘、宿所に、立ち歸りて、鵜の目、鷹の目、上野介の歸るを見張る。

左れども、其の日は、終に、歸り來らず。

留守にては、夜討ちするとも、何の甲斐もあらず、内藏助、それと聞きて、二の足を踏めども、壯年血氣の士は、更に

聞き入れず、夜分は歸らん、是非に、今宵、踏ん込まんと犇めく。

斯かる所へ、源吾、ガツカリせる風情にて、入り來る、

「拙者、中嶋五郎作の許を訪うて、相尋ね候ひしに、六日は、差支ありて、見合せられたる由に候、左すれば、

五日の夜の在宅も、如何候はんか」

と告ぐ、其言ふところ、ヒシと、與五郎の偵察と符合す、

「左らば、他日を待つの外あらず」

一同、皆、漸う思ひ止る。

尋いで十一日の夜を以て、襲撃せんとす、然るに、此日は、將軍御側御用人松平右京大夫輝貞の邸に臨まれ、市中、火防の警戒、嚴重なるべきを思うて、又見合はず。

血湧き、肉躍れる壯士の落膽、如何ばかりぞ。

九七 討入日の變更

一たび失望し、二たび落膽し、悶々、日を送ること一兩日、十二月十日の夜に至りて、計らずも、復た、吉報をこそ、得たりけれ。

横山勘平、本所林町に住める一沙門の、茶道に通じて、時

時、吉良家に入出入する由を聞くより、傳手を求めて、此沙門と、親しく交はる。

沙門、文盲にして、一丁字をも知らず、他より來れる書翰の返事は、皆、勘平に、代筆を託す、此日、勘平、常の如くに、沙門の許に到れば、

「早速ながら、此手紙、讀んで聞かせ給へ」

と言ひつゝ、差出すを見れば、これぞ、吉良家の家老齋藤宮内より來れる書翰。

勘平、これとは、胸、先づ轟ろき、急ぎ、封を切つて、披き見れば、

「當月十四日、夜會、相催すべく候間、他よりの先約、容赦あるべく候」

との文意、勘平、めめたと、心の中に、喜びつゝ、沙門の頼むまゝに、筆を種つて、

「委細、承知仕り候」

との返書を、書き認めて、渡す。

折柄、下男、使に出で、他には、此返書を、持ち行くべ

きもの、あらず、沙門、

「扱て、今、少し、使に出さずば、好かりしものを、疾く、歸れよかし」

と呟やくに、勘平、這は、願うてもなき仕合せぞと、心の中に、打ち悦び、

「此方へ渡し給へ、某、一寸、届けて、参り候はん」

と言へば、沙門、イヤ〜と、首を打掉る、

「御筆勞を願ふさへ、慮外に存するものを、争かて、左様の事まで、願はるべきや、滅相もなき事」

と固く辭して、聞き入れざるを、勘平、

「何の、我れへ、遠慮の候べきや、ぶしつけながら、吉良殿のやうなる知音は、又と得られ候まし、返書延引の爲めに、不首尾となりては、臍を噛むとも、及ぶべからず、互に助け合ひてこそ、友達甲斐の候なれ、イヤ、

渡し給へ」

と言ひつゝ、文箱を引取る、沙門、

「然らば、御言葉に甘へて、御頼み申すべし、扱て、芳志、千萬添けなし」

と最と氣の毒さうに頼めば、勘平、忽ち、尻ひつからせて、吉良家へ、馳せ行き、勝手の知れざる體にて、此方彼方とまごつき、篤と、容子を、見済ましたる後、件の返書を、届け置き、急ぎ、内藏助の許に、駈け付けて、報ずれば、大高源吾よりも、先刻、既に、

『當月十四日、大友近江守殿御招きの上、茶會の御催し之あり、宗偏宗匠にも、出席の筈に候』

との報ありて、双方の事實、皆、一致す、

『斯く兩人の報告、盡く、同一なるからは、此度こそ、愈々相違あらじ、左らば、當夜こそ、必らず、討入るべけれ』

内藏助、十二月十四日の夜を以て、愈々夜襲を行ふに決し、又もや、檄を同志に飛ばして、其由を報ず、

『然るにても、如何なる事より、又々、延引あらんも、知るべからず、此上とも、怠らず、探索せられ候へ』

と大事に大事を取れる内藏助、尙も、源吾、勘平等に、密偵を命ず。

九八 討入日の確定

今年の冬は、雪多し、十一日にも降り、十二日にも、亦、降る。

特に、十三日は、早朝より、しとくと、降り出で、終日、已まず、寒氣、凜冽として、手足の指さへ、墮ちんばかり、

『此模様にては、又々、茶會を、延引せられんも、知るべからず』

諸士、心も心ならず、折角、張り詰めし勇氣も、復た弛まんとす。

源吾、飽くまでも、實際を、突き留めんと、思ひ立ち、此風雪を冒して、宗偏の邸を訪ひ、

『手前事、日頃、御懇の御指南を蒙り候へること、千萬、忝なうこそ存じ候へ、豫て、今年は、當江戸表に於て、越年仕るつべき心組にて候ひしが、國元より、飛脚参りて、急に歸れと申越して候、餘り押詰まりては、道中も、物騒に候へば、晴れ次第に、發足仕つらんと存じ立ちて

候、就ては、明十四日、御別れの御風味を、一椀、頂戴

仕りつたうこそ候へ、御都合如何候べきか』

と誠しやかに、陳べ立つれば、宗偏、

『扱ては、急に御歸國に候か、それは、御名殘惜しうこそ候へ、それに就て、明日の御招待、外ならぬ、貴様の御事に候へば、是非、罷り出でたうは候へども、豫ても申し候通り、明日は、生憎、吉良殿に於て、忘年の茶會、御催しに付、愚老も、是非、出席仕り候やう、御返事致し置きて候へば、今更、變改もなり兼ね候、折角ながら、明日の處は、御斷わり申すべし』

と餘儀なき體にて、答ふるに、源吾、

『扱ては、愈々間違ひあらじ』

と心の中に、喜びつ、

『去らば、十五日にても、御出でを願ひ申すべし』

と言ひ置きて、辭し歸り、直に、内藏助の許を訪うて、其旨を報ず。

九九 諸士の訣別

諸士、今は、愈々討入と思へば、夫々、書狀を、家人、知己に寄せて、大事を告げ、且は、後事を託す。

岡嶋八十右衛門の妻子は、播州赤穂に在り、十二月三日付にて、知人前川彌四郎、八木新十郎の二人に、簡單なる書狀を贈りて、後事を託す、中に、

此度之義、兼て存立之事、申合候者共、難止、右之通に候、其許妻子共、及難儀可申義と不便に存候。

との一節あり、一喝、兇漢を走らせたる豪傑も、妻の身上を思へば、九腸、自から斷つ、潮川又之丞は、母、及び妻子を、姉孀なる播州加東郡北條村渡邊與左衛門の許に託す、十二月五日付にて、書を與左衛門に贈りて、後事を託し、尙、母にも寄せて、永訣を告ぐ、中に、

御年寄をふり捨、先立申候段、御心底の程、察しやり、御痛はしく候へども、武士のいきをはり、是非もなき事と、思召あきらめ、可被下候、此事は、御氣遣ひ遊ばしまじく候、随分、見苦しくなきやうに、うち死いた

し可申候、此だん、御氣遣ひ被下間敷候、定めて、跡にて、委敷やうす知れ候半と存候、おせつ事、まへにも申上候ごとく頼上候、私と思し召し、御見捨被下間敷候、さてくは是非なき次第、不便にぞんじ候、御すゐりやう可被下候。

との一節あり、おせつとは、最愛の娘の事、勇士、勇と雖も、誰れか、子を思はざらん、最後に至りて、返すく、まことに、御名残おしき事、ぶしの道、珍らしからぬ事と存候へども、御心底を、さつし候へば、落涙、かぎり御座なく候、しかし、命に限りあるものにて候儘、時せつ到来と思召被下間敷候。

と記す、涙痕、點々として、墨も滲まん。

茅野和助の妻子は、赤穂細工町中祐元方に居り、母は、作州勝田郡阿部村なる實弟茅野加太夫の許に居る、十二月五日、和助、書を加太夫、及び同姓善助、善次郎に贈りて、後事を託す、中に

人たるもの、一生わづかの間、一度、是非共、死ん命に御座候へば、ちと早く、相果候迄之事に御座候。

との數句あり、自からも覺り、人をも諭せど、一念、老いたる母の身の上に及へば、

返々、一度は、御母人様に、御らく被成候様、仕可申と奉存候處、是のみ、残念奉存候、前世之定と思召、御母人様へ、能々御歎き不成様奉願候。

と記す、諦めんとしても、諦めがたく、忘れんとしても、忘れがたかり。

三村次郎左衛門は、母を赤穂に置く、十二月五日、書を叔母二人、并に親族に寄せて、母の上を託し、

「當秋、爰元へ参り候わけ、今こそ、おもひあたり可被成候、何茂へ、逢申たびごとに、なみだのみに御座候得共、大切之事故、何ごとも、不申候、たゞくは、人の事、一には忠せつ、二つには、おもひくらし候。

と記して、包みに包める大事、今こそ、始めて、それと明かす、最後に至りて、

よきも、悪しきも、すておきて、母へ、なざけらしき言葉にても、御かけ奉願候、なに事も、は、人之事、何も頼入候、以上。

と結ぶ、文字、素樸なれ、も、孝思、自から流露す。

神崎與五郎の父母は、作州勝田郡黒土村に居り、妻は、赤穂在の那波村に居る、十一月八日には、書を實弟藤九郎に與へて、父母の事を、託し置きたれば、此度は、書を知人三木孫左衛門、同苗藤次郎の二人に寄せて、妻の事を頼む、拙夫事、もはや、最期も程なく相近付候、兼ての御懇意を被候拙者事故、申述候、其場所、仕合能相勤、亡命申度と存候、各々様、御悅被下候程之事あれかしと、明暮、神を祈り申候、何卒、私二度出世致候て、罷歸り候は、ともく、酒を呑合申度義も、むなしき事に、うつりかはり候、殊更、爰元、酒も高値に相成、それさへ、調へ申がたき様に成り、扱て、今、少々に至候て、不自由に御座候、然し、いづ方にて、人々に、にくまれ不申候へば、酒不絶、這は酒の徳に候。

劉伯倫の徒、死に近づきながら、尙、酒徳を頌す、それより、呉れくも、妻の身の上を頼み、最後に、此便に宿へも、藤九郎方へも、餘金も候は、遣し可申と存候へ共、存之外永々にて、やうくと遣ひ合候故、

是非なく候ま、貴様より右兩所へ御申聞可被下候以上。と叙て、筆を擱く、親の境遇、妻の境遇、并に其身の境遇、躍如として、筆墨の表に露はる。

大高源吾の母は、赤穂に在り、十二月五日、書を遠林寺、華岳寺の兩僧に贈りて、後世を頼み、及び老母の上を頼む、天命に相叶候て哉、既に時至しと、本望至極、日比之鬱憤、解散可仕段、大慶御察被成可被下候、後世之義、偏に奉願候、老母義は、今更、申上候に不及候條萬々奉願候。

落々として、死生の外に、超然たるの趣あり。富森助右衛門の家族は、江戸に在り、親戚數久兵衛、菅治左衛門、菅十郎兵衛の三人に、書を贈りて、後事を託す、私儀、亡主之繼意趣、上野介殿に推參仕候、相果候後、老母并弟、妻子之儀、何分にも、可然様に、皆様え奉願候、以上。

簡潔の中、決意、自から堅きを見る。岡野金石衛門の母は、赤穂在の内井村に在り、十二月五日、書を華岳寺の和尚に寄せて、後事を託す。

兼て御察之通、私共念願も、漸、今度時節到来と奉存候、
 哀、乍此上、武運に叶、鬱憤散度迄に御座候、誠以、當
 秋其表罷立候節は、被思召寄候段、今以不忘置、忝次第
 奉存候、大高源吾母茂、其表罷在候旨、何角御心入共、
 致承知、別而不淺奉存候、末々御心添奉頼候、私母も、
 近在に罷在候、乍慮外、是以、御見捨なく奉頼候、委細
 申上度、奉存候得共、御披見も、如何と申留候、年來之
 御馴染被思召、一遍之御回向、頼上候。
 文章、率直にして、眞面目なるところ、其風手、見るが如
 し。

堀部安兵衛も、其親戚、知己に、書を贈りて、訣別の意を
 告ぐ、其義弟文五郎に對しては、大事に加はるの無益なる
 を戒め、且、養母、并に妻の上を託す、
 妻事は、母者人御存生之内者、いか様にも、被遊可被下
 候間、無手遣存候、畢竟は、貴殿力に致す譯にて候間、
 不及申置候得共、貴殿一人、頼に存候、佐藤條右衛門殿
 杯も、被居候得ば、宜しく被申合候段、親父様へ、貴殿
 之孝行、不過之と存候。

文五郎は、養母の兄忠見猪右衛門の子にして、養父彌兵衛
 に養はれて、堀部氏を冒せるもの、
 愈々十四日となれば、養母に、一通の書を遺して、平生の
 恩を謝す、始めに「書置指上申一紙」と記して、扱て、書
 き下す文句、

此たび、親父様御供仕、亡主のかたき吉良上野介殿屋敷
 へ、討込申候、さぶらいの道、かやうなる時分、人にお
 とり申候だん、かねて御察あそばし候通、私に於いて、
 こゝろよくこれなきしあはせゆへ、こゝろさしの面々、一
 所に、一命をなげうち申候、不慮なる御ゑんを以、此年
 月、かずくの御厚恩を蒙たてまつり、御恩報し申事も
 御座なく、先立申だん、一生の残念、不過之ぞんじ奉候、
 これともに、前生の御縁、御恩をうけ申候やくそくかと
 今更、ぞんじあきらめ、中々、口上にては、御恩のほど、
 申あらはしがたく、かのごとく、文五郎へ、申送り候。
 おさち事、御まゑ様の御一生の御世話とのみぞんじ候。
 大剛の士にも、涙、多し。
 小野寺十内の妻は、京都に在り、一別以來、互に、信書の

往復を、絶たざりしもの、此期に及びて、何とか、一信な
 かるべき、十二月十一日、心を籠めし細々の書を、贈り遣
 はす、

此方の事、やうく、時至り、此上、いかなる大へんあ
 らんは格別、替りたる事なければ、最早、けふより、三
 日は過まじく候、二年の内、われ人、いくばくの心つく
 し、身をくだき申候甲斐有て、此時節にいたり候事、先
 先、是迄を、本望とよろこびいさましく、さきにも、さ
 ぞ心あるべければ、勝負は、互の天運次第にて候、兼て
 も、申ごとくに、公儀より、いか様之御とがめ候て、た
 とへ、かばねを、さらされ申候とても、少しも恨とも、
 物うしとも、思ふまじく候、忠義に死したるからだを、
 天下の武士に見せて、人の心も勵さん事、かへつて、本
 望にて候、かくの如くの心ざしにて候ま、ゆめゆめ、
 氣遣ひめさるまじく候、心やすう思ひたまひ候べく候、
 そもじ、兼々の合點のほども存候ゆへ、たとへ、萬一、
 いか様の難儀、かゝり參候とても、見苦しき様には有ま
 じく、また何事もなき世の中にて候は、猶以、いか様

とも、とせいめさるべく、心のはたらきのおはしますと
 覺へ候ゆへ、中々、心安く存候、今さら、思ひ残す事も
 なくて、心よく打立候ま、其元にて、せめての本望
 と、思ひたまへかして候、此度の事、我身ひとりには
 あらねども、かやうに、めづらしきわざにて、なりはつ
 るものとそひて、うきめを見たまふ事、いつの世の悪縁
 歎と思ふに、かひぞなき、是非に及ばぬ因果のほど、互
 に、思ひあきらめ候外なく候。

諄々として、妻を諭し、妻を勵まし、且、妻を憐れむ、情
 も籠り、愛も籠り、涙も、亦、籠る。
 書けどもく、名残は、盡きず、十三日には、篋心にや、
 衣類、小道具を、送り還せる由を報じ、十四日には、妻の
 許より、金二兩、送り來れるを、今となりては、不用なり
 とて、送り還せる旨を、報じたる末に、
 わすれぬや百にあまれる年をへて
 つかへし代々の君がなさを
 との辭世一首を、書き添ふ、これぞ、十内の老骨を捧げて、
 亡主に報いんと欲する所以。

木村岡右衛門の妻兼女は、赤穂に在り、十二月十四日、一書を贈りて、諭す、

此度、討込申す人数五十人の内に、大高源吾などは、年老被申候母、一人残し置き、兄弟の小野寺十内、甥岡野金右衛門迄もと申す覺悟、間喜兵衛殿は、親子三人、果て申し、間瀬久太夫も親子、其外にも、親子々々、はて申すべく候、其上、みなく十八九、又は三十にも足らぬ若き衆、はて申さるべく候、そもじの歎きは、軽く候ま、歎き申されまじく候、源右衛門、少しも、ジヨ才なく致す由申候ま、心強く思ひ、随分、取り亂し申さぬ様に致さるべく候、岡右衛門、主君の爲めに、命を捨て候へば、其女房迄も、甲斐なくしく、取り亂し申さぬ様に、致さるべく候、伴惣十郎は、朽口よい様の叔父子田中十大夫殿引承け、厄介被下候様、聞及候條、御安心被成下候。

其言ふところ、皆、武士の妻たるもの、道、武士の道、義もあり、勇もあり、血もあり、涙もあり。

其他、中村勘助は、従弟中村健庵に、書を贈りて、義絶を

斯かる性根を見抜けばこそ、態と、江戸へは置かじと計れる内藏助、嫌やがる兩人を、種々様々に、説き諭すに、主命、辭するに由もあらず、詮方なく、旅装を整へて發す、内藏助、

『扱てく、昔の鬼王、丹三郎にも、似たるべし』

坐るに會我兄弟の往事を、臆ひ起して、心に泣く、十四日には、寺井玄溪に贈るべき書狀を認む、

一筆致啓上候、甚寒候得共、彌御堅固可在御座と存候。

一、内々の一義、明十五日、定日相究り、大慶存候、跡之儀、玄達御もの語にて可在之候、永々御滞留、病用共、御心安申承、御心ざし、忝存事に候。

一、先達、得御意候通、道中無滞、着鎌倉、五六日滞留、それより、川崎近所平間村在宅申候、三四里在之、不自由故、石町へ、借宅相究等、先達申候通に御座候、麴町に、三四軒に、いづれも罷在、みたと町、米澤町、源介町、本庄にも借宅、大勢居申候、事の外、さた共多く、拙者罷下候段、さた氣味あしき事も候へども、無別義明日に成、大慶申候。

告げ、横川勘平は、赤穂の知人彌左衛門、利兵衛、小三郎の三人に、書を贈りて、同士の名を示し、且、不忠不義の徒を、筆誅す、其背裂け、眉昂がるの狀、見るが如し。

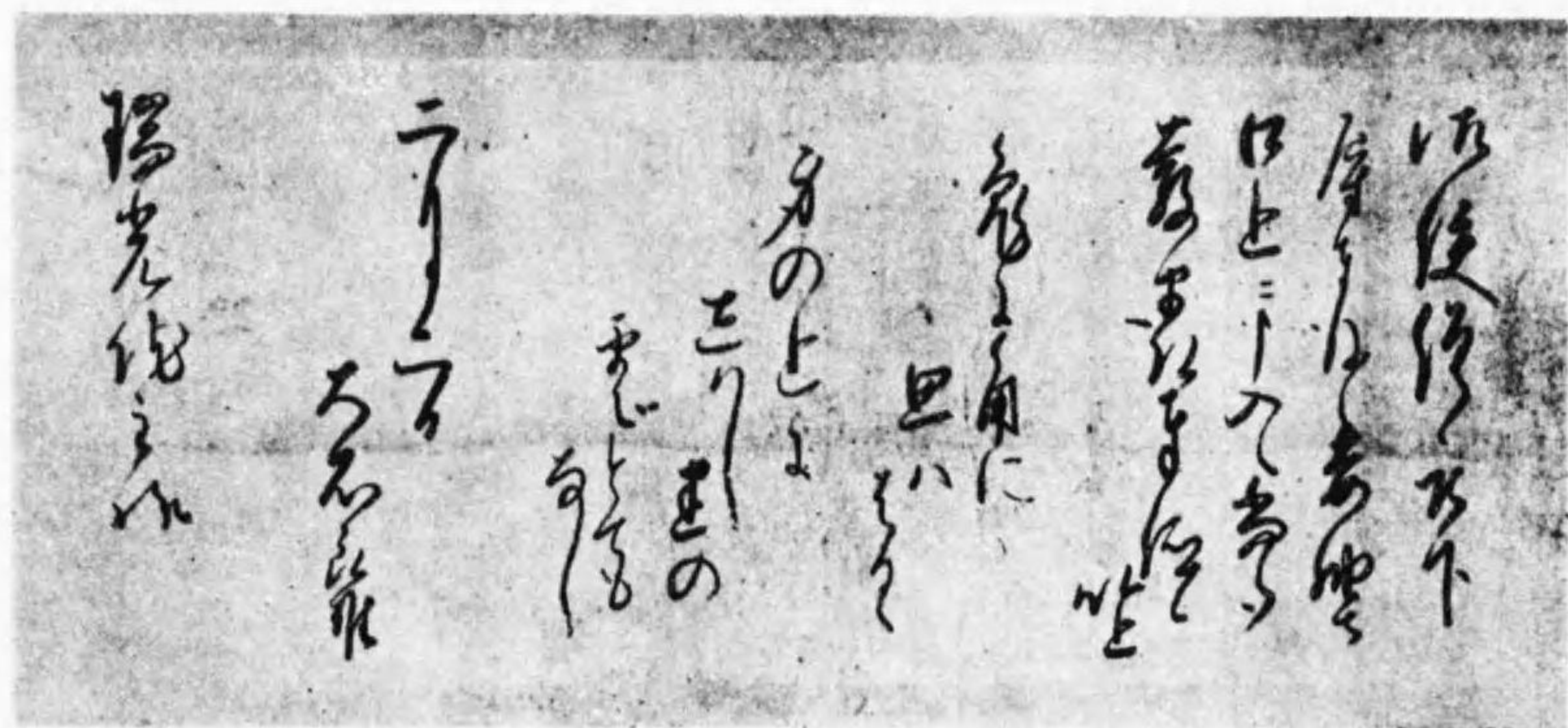
100 内藏助の跡仕末

諸士、夫々、後事を處置す、内藏助も、亦、諸般の始末に、心身、與に忙はし。

十二月十日には、山科幽居中、懇意にせる小野寺十内の妻丹女に贈るべき書狀を認め、十三日には、赤穂華岳寺の住職惠光、徒弟良靈、並に神護寺の住職に贈るべき書狀を認め、若黨室井左六、加瀬村幸七の二人を、膝元近く、召して、

『火急の用事ありて、國元へ、書狀を遣はしたし、此事、餘人には、命じがたし、汝等、これより、急ぎ、大津まで、馳せ上り候へ』

と告ぐ、早や、討入の間際に至りて、計らざる此命あり、身は、卑賤なりと雖も、切めては、濠の埋草ともならんと志せる兩人、餘りの事に、顔見合せて、言葉なし。



大石内藏助の書翰
瑞光院の使僧宗海の大石内藏助を細川家に訪問せし際同僧に託して宗湫和尚に送りたる書狀なり=東京市四谷區箕輪町四十七番地桂兼太郎所藏=

- 一、卜市、折々、他出由承候、途中心掛候得共、不自由不合不申候、茶湯すき、折々客來候、縁をもとめ、屋敷の内も、二、三度、見分いたさせ候、宗旦一弟子之由、山田宗偏と申仁、小笠原佐渡守様に相勤、年七十餘之由、此仁、無二の心易、卜市弟

子功者之由、此宗偏へ、大高源吾、町人に作り、弟子にいたし候て、會日をも、自然と承候、先日在之候得共、御成日故、致遠慮、今日、會在之に付、明日、打込申事に候、一段之手筋もとめ、大悦不過之存候、此上、首尾好、本望達し申度、存斗に御座候、爰元の次第、有増、右之段、爲可得御意と如此候。一、打込候節、御見分爲御披見、一通、彼やしきへのこし置候書付之寫、并に取掛り候手分けの書付、乍御慰進之候、無御心元可被思召と如此に候、去年以來、志淺深之働之功之者共、別紙に書付進候、兼て御申之通、皆共、名を御あらはし候は、淺深の功認候書付を以、次第に御書置可被成候、公儀へは、御家の御禮式のかく并、頭立候もの共、一人も多く候では、御外聞と存、書付出し候迄の事に候、實は、拙者、別紙認申候通、御用可被成候、□□候與五郎認候書物、十内より進之候由、拙者共承候へるも、如何可在之處、第一相違之義在之候、不入無□所は御無用に候。一、日來、御心易申承、此度同志、前後大慶忝存事に候、乍然、別而殘念成事共御座候、同苗主税も相心得、可得

御意旨申事に御座候、恐々謹言。

十二月十四日

大石内藏助

寺井玄溪様

此れに諸士の功績の順序、討入の部署、並に仇家に殘し置くべき討入の主意書を、添へて、後日の參考に資せんとす。内藏助、又瑞光院の宗湫、宗海の二僧に贈るべき書狀を認めて、其末に、

これは、某の常に着慣れたる小袖にこそ候へ、一つは、但州の妻の許へ、差下し、一つは輕女の所へ、贈り玉はるべく候。

との旨を、書き添へ、これに、緋無垢の小袖、二つを添ふ、紅梅絹の裏には、自筆にて、和歌數百首を、書き記す、永の片身となさん心なるべし。

贈る先きくへの書狀は、盡く認めぬ、今一つ、大切なる要事こそあれ。

去年、内藏助の赤穂を出づる時、公金の支拂殘額、并に瑞泉院の赤穂城下の者に貸付けたる鏡臺金の利銀など合せて、金六百九拾兩貳朱、銀四拾六匁九分五厘を預かる、内藏助

預り金遣拂帳 其一
此は大石内藏助より落合與左兵衛門に贈れる公金の遣拂帳にして今相模國箱根の箱根神社にあり



の山科に於て、家屋を作り、田園を求めて、水住の計をなせる振りを見するや、同志の中にさへ、往々、其心術を疑ふものなきにあらざ、左れども、思慮周密の内藏助、我が一身一家の事には、只の一厘半毛の微と雖も、支消せず、瑞光院の祠堂金の外は、總て、之を君家の再興費と、復讐の準備費とに充つ。

吉田忠左衛門、原總左衛門を始めとして、諸士の江戸へ往復せし路銀、江戸に滞在せし費用は、言ふに及ばず、愈々

江戸に乗り込みてよりは、諸士の家賃食料の如きも、必要に應じて、皆、此の中より、支辨したれば、其總額、積んで金六百九拾七兩壹分貳朱に達し、差引き、七兩壹分の不足をさへ生じぬ。

内藏助、自家の懐より、其不足を補ひ、支拂の途を、一々一冊の帳簿に、書き記し、且、其都度、取り置ける數十通の請取書をも添へて、一の袋に收む、これぞ、瑞泉院の用人落合與左衛門の許に贈りて、收支の決算を、明かにせん爲めとこそ、知らるれ。

一〇一 諸士の墓参

連日、降り續きたる雪も、十四日は、名残なく、晴れわたりて、麗かなる日の光、何となく、春めく。

今日こそ、待ちに待ちたる討入の日なれと思へば、諸士の意氣、常よりも、振ふこと、更に百倍、

『今日は、亡君歳末の御命日なり、月日も多きに、此日に當りて、討入ると申すも、偏に、我等が精神の天道に合へる徴にこそあるべけれ、首尾よく、本意を遂げんこ

と、疑ひあるべからず、イデ、亡君の御墓に詣て、今日の企てを、聞え上げ奉つらん』

内藏助父子を始め、諸士、思ひくくに、泉岳寺に詣つ。

内藏助、自ら、冷光院殿の墓を拂ひ、花を供へ、香を焚き

て、其前に跪づ

預り金遣拂帳 共二



『臣等、今日こそ、愈々君の御志を繼ぎて、御憤りを、霽らし奉り候べけれ、泉下の尊靈、願はくは、擁護を垂れさせられ、首尾よく、本望を達せしめ給へ』

と誠意を籠めて、祈念を凝らすこと少時。

來合はす諸士、亦、交るく参拜し、終りて、方丈に到る。

内藏助、懷中より、白銀三枚を、取り出して、住職の前に、差し置き、

『我等、暫時、御當地に罷り在り候ひしが、何分にも、

浪々の身の上、日々の生計にも、堪へ兼ね候へば、近日、

思ひくくに、田舎へ引つ込みて、渡世の道を求めんと、

存じ立ちて候、左すれば、五三年は、出府も、叶ひ申す

まじ、今日は、幸ひ亡君歳末の御忌日に當り候へば、朋

輩共とも申合せ、三回忌をも、取越す積りにて、斯くこ

そ、参詣仕つりて候へ、各々東西に分散仕つり候ひては、

再會も、期しがたし、暫しの名残をも、惜まんと存ずる

にて候、何卒、客殿を貸し給ふべし』

と請ふ、住職、何とて、異議あらん、

『扱てく、左様の儀にて候か、拙僧とて、一入、御名

残惜しうこそ候へ、粗末なれども、齋をも参らせん、御

心置なく、休息せられ候へ』

と答へ、客殿に請じて、夫れくくに、歎待す。

討入の計略、手筈は、疾く、既に、定まれども、尙、一二の打ち合せをなすべきことあり、内藏助、乃ち食後、密議を凝すこと少時、頓て、此處を辭して、己のがじし、家居に還る。

今日、手を分ちなば、復た相見るの時もなからん、温厚の住職、最と名残を惜みて、懇ろに見送る、何ぞ計らん、翌日は、重ねて、此寺に來らんとは

一〇三 諸士の出立

念には念を入る、こそ、必勝の術なれ。

内藏助、飽までも、仇家の消息を、確かめんと思ひ、同志の一人に、茶入一つを持たせ、源吾よりの使なりとて、宗徧方に遣はし、

『これは、新兵衛方より、参りし使に候、只今、然る屋敷より、到來に任せて、御目に懸け候』

と述べれば、取次のもの、
『主人、只今、不在に候』
と答ふ、使のもの、

『シテ、何れへ参られ候や』

と念を押せば、

『吉良上野介様へ、御茶の湯に、参られて候』

と答ふ、今は、愈々相違なし、使の者、歸り來つて、此由を報ずれば、何れも、皆、深く打悦こぶ。

大石無人の次男三平、日頃、上野介の内情を、探索しては、

内藏助に密報す、此日、又

『上野介殿には、今日、確かに、歸宅致されて候』

と報じ來れば、

『今日こそは、遁がすまじ』

と一同、喜び勇んで、夫々、準備に、取り掛かる。

飛つ鳥は、跡を濁さず、諸士の町家に居るもの、何れも、

家財道具を賣り拂ひて、家賃萬端、残りなく支拂ふ、

『明日、俄かに、上方へ登ること、相成り候へば、今宵

は、知己の許へ、行きて泊り候、就ては、今日限り、家

を御返し申すべし、永々、御世話を受けしこと、千萬、

辱けなうこそ候へ』

とて各々、家主に、暇を告げ、討入の衣裳を、風呂敷に包み

預り金遣拂帳 共三



て、飄然、家を立ち出づ。

本所徳右衛門町の杉野十平次方は、集合所の一なれば、家を明けること、叶はず、窃かに、一書を遣し置く、拙者儀亡主内匠頭憤を散可申爲、

今晚、可遂本意存立候、先頃より、緩々致借宅、過分之至に御座候、以參調、右之御禮申入度存候得共、此節之儀、態と差控、無其儀候、別紙に書付申趣、宜敷頼入存候、以上。

十二月十四日

杉本九一右衛門

大家長十郎殿

本所相生町二丁目前原伊助方も、亦、集合所の一つなれば、これも、其儘にして、一通の書置を、残し置く、私事、内々、存念有之候得共、只今迄、随分と思ひ罷在、近所之衆、家來之者迄、其色を見せ不申候、今日、存念之場へ罷出候、久々御借宅に罷在、大慶奉存候、然る上は、跡之諸道具は、貴様御了簡次第、如何様共、可被成候、若、御僉議等御座候とも、御自分は不及申、店肝煎十兵衛共に、御存知無之事に候、爲其如此に候、以上。

午十二月十四日

五郎兵衛宗房

山田屋清右衛門殿

七兵衛殿

累を大家、世話人に及ぼさんことを慮れて、特に、一筆を残す、亦、用意の忽かならぬところ。内藏助も、亦、宿の始末を付け、夜に入りてより、小野寺十内と與に、駕籠に乗りて、立ち出で、兩國矢の倉米澤町の堀部彌兵衛方に立寄る。兼ての申合せなれば、諸士の宿所々々を、立ち出づるもの、

皆、此處に、來り集まる。

1011 堀部邸の訣飲

彌兵衛方には、廣やかなる二階あり、内藏助を、上座として、諸士、ズラリと、左右に居並ぶ、彌兵衛、一座を見廻はし、

『昨夜、不思議の靈夢を蒙りてこそ候へ、昨日は、あの通り、雪、降り降りて、小駄みとても候はねば、明日の夜の働き、如何あらん、敵、若し、固く、門戸を鎖さば、屋上を乗り踰えても、乗り入らんと存じ詰め、あはれ、雪、晴れよかしと念じつゝ、寝ねたればにや、今朝の曉ころ、夢の中にて、斯かる發句、詠みてこそ候へ』とて吟じ出でしは、

雪はれて心にかなふあしたかな

との一句、年八十に近けれども、勇氣、凛々として、壯者を凌ぐの勢ひこそあれ、平生、文學には、何の嗜みもなき彌兵衛の計らずも、斯かる佳句を得しこととて、諸士、

『扱ても、不思議や、愈々多年の本懐を達すべき神明の

御告にこそあるべけれ、あら嬉れしや、喜ばしや』と皆、欣然として、喜び勇み、意氣、躍如として、天をも衝かんとす。

彌兵衛の妻は、心さま、雄々しくして、武邊の嗜み、深し、

『イデー、今宵の門出を、祝ひ參らせん』

勝栗、昆布などを、下物とし、土器をもて、酒を備む、これぞ、出陣の儀式を、用ふるもの、頓て、吸物を出だすに、蓋を取つて、見れば、中に、菜と鴨とあり、妻、

『これは、菜鳥の吸物にこそ候へ、首尾よく、鬻の首を討つて、名をとり給へ』

と祝すれば、内藏助以下、殊の外、打ち悦び、

『扱て、御心を籠め給へる御款待、有り難く、頂戴仕つらん』

とて、皆、快よく、杯の數を重ぬ。

折りしも、一客、忽ち、座中に現はれ來る、是ぞ、御側御用人松平美濃守吉保の與力細井次郎太夫（廣澤）と言へる人、堀内源太左衛門の高弟にして、安兵衛を媒介せし以來、彌兵衛父子と、斷金の交を結ぶ、加ふるに、諸士の内には、

同門の友、七人あり、今日の企てを、聞き知り、最後の別を、告げんとて、今しも、此處へは、來れるなり。

次郎大夫、袂より、幾個ともなき鶏卵を、取り出だして贈り、中なる一顆を、取るより早く、ハタと、壁間に抛つ、卵殻、微塵に碎けて、卵黄、卵白、四邊に散亂す、

『あら心地よや、敵を碎くこと、マツコの通りに、致され候へ』

と言ひつゝ、カラ〜と、高く笑へば、諸士、快然として、杯を舉ぐ。

次郎大夫、又起つて、綱の一曲を舞へば、一座の意氣、忽ち騰りて、斗牛を衝く。

稍ありて、彌兵衛、一同に向ひ、

『嚴寒の折柄、老人の身の堪へがたし、特には、宵よりの心遣ひに、ほとく、草臥候ひぬ、暫時、休息仕つれば、好き程に、酒を過され、刻限近づかば、出發せられ候へ』

と告げ、妻と、娘とに、手足を擦らせつゝ、忽ち、鼾聲高く、熟睡するに、

『扱ても、剛勇無双の老人かな』
と人々、何れも、感嘆せざるはあらず。

追々、時刻も、近づけば、内藏助以下、皆、本所林町なる堀部安兵衛の宅に、繰り込み、此處にて、討入の支度を調ふ。

一〇四 諸士の行装

諸士の行装、何れも、皆、美々し。

内藏助は、萌黄金襦の裏を付けたる襦衣を着け、紅梅裏の黒羽二重の小袖、黒羅紗の羽織を着し、浮紋の裁付を穿ち、頭には、兜頭巾を戴き、腰には、父祖傳來の兩刀を帶す、小刀の柄に題する

萬山不重君恩重 一髮不輕我命輕

とは、實にや、今日此時、一黨の統領なれば、軍麾を携へ、表には「大石内藏助良雄」裏には「元祿十五年十二月十四日討死」と自署せし金の短冊を着けて、袖印とす、是れぞ、生還を期せざる丈夫の覺悟。

吉田忠左衛門は、麾下の士より贈れる襦衣を着け、茶裏の

黒羽二重の小袖、黒羅紗の羽織を着し、これも、副統領なれば、軍麾を携へて「吉田忠左衛門兼亮」と自署せし金の短冊の袖印を附す。

主税以下、各々紅白好み〜の裏を付けたる襦衣、小袖、羽織を着して、紅白縮緬の袴、しごきをめめ、袖印には、皆、一様に、銀の短冊を着く、

諸士、帶の外に、鎖を入れし紐をむ、是れぞ、堀部安兵衛の高田馬場決闘の際、敵に帶を切られし覆轍に、鑑みたるもの。

大石内藏助の袖印
討入の當夜に附けたるもの



諸士、又何れも、合圖の小笛に、糸をつけて、前の襟に下げ、氣付薬をも、絹に包んで、同じく襟に下ぐ、外に、血止薬、餅、焼飯など、用意し、又金子一步を、襟につけ、鳥目百文づゝを、懷中に入れて、萬一の用に充つ。

死して還るを願はざる身の死後、醜くからざるやう、衣類、道具に、香を焚き占むるなど、何から、何まで、用意に、拔かりあらず。

文雅の士は、外に、最期の嗜みあり、吉田忠左衛門は、

君が爲おもひぞつもる白雪を

ちらすは今朝の峰の松風

との一首を、短冊に認めて、兜頭巾の綴の裏に着け、村松

喜兵衛は、

命にもかえぬ一つを失はゞ

逃げかくれてもこゝをのがれん

との辭世を、白布に認めて、兜頭巾の裏に付け、間喜兵衛は、表には、

都鳥いさ言とはん武士の

耻ある世とは知るや知らずや

との一首、裏には「藤姓末々江州蒲生氏庶流間喜兵衛尉」と記したる短冊を、槍印とすれば、富森助右衛門も、亦、飛こんで手にもたまらぬ殿かな
 との一句を、短冊に書して、槍に付く、助右衛門、下には、母の與へし白の小袖を着け、同じく力米にとて、母の與へし白米一包を、懷中に貯ふ、小野寺十内は、
 忘れめや百にあまれる年をへて

つかへし世々の君がなさけを、

との辭世一首を、袖印の上に書すれば、神崎與五郎は、又梓弓やまとの道はふみも見ず

こてさし原に雪はふれども

との一首を認めて、弓に着く、陽明學者の木村岡右衛門は、
 身寄寒雲東海東 命愆恩義世塵中
 看花香酒躋幾歲 時矣曉天草木風
 との一詩を賦し、小引と與に、細書して、兜頭巾の裏に收む。

矢頭右衛門七は、詩にもあらず、歌にもあらず、父の戒名「圓月霜光居士」の六字を書して、兜頭巾の中に收む、これ

なん、亡父の志を繼ぎて、亡君の怨を霽らし奉つらんとの心。磯貝十郎左衛門は、一の布袋ふくろを取つて、膚に付く、これぞ、豫て芝寺町の菩提所清久寺の僧より受けたる血脈なる。
 一黨の準備、既に整ふ、頓て、豫定の時刻を待つて、驀地敵營を斫らんとす、霜氣、天に横はりて、夜氣、漸く深し。

一〇五 彌兵衛の來會

討入の時刻は、七つ時と、定められぬ。

諸士は、皆、立ち出づれど、彌兵衛のみ、獨り、睡郷に遊びて、未だ覺めず、彌兵衛の甥佐藤城右衛門、堀部九十郎の二人、此日、來りて、酒席の間に、周旋す、早や時刻迫れば、枕邊に寄りて、呼び起し、

「最早、刻限も、好き程に候、出で立たせ給ふべし」

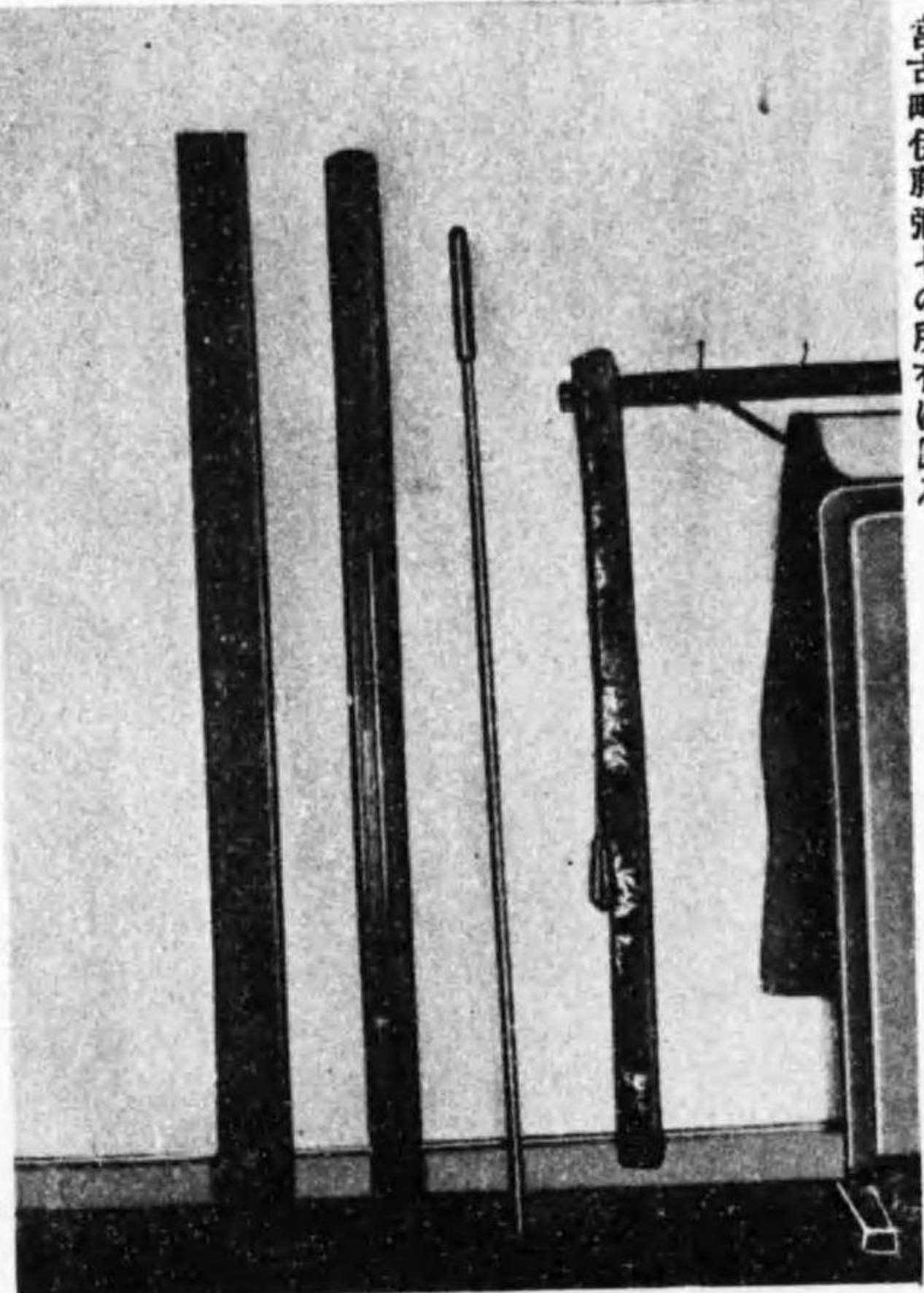
と言へば、彌兵衛、忽ち、ムクと、起き上がりて、帶、引き締む、

「左らば、行かん」

豫て用意せる槍を把つて、リウ〜と、扱ぎ見る、

「今宵は、室内の勝負なり、これにては、代、長過ぎん」

鉦を取つて、石突のところ、七八寸ばかり、切つて捨て、
 「石突なくては、釣合、悪るし、箆め候へ、城右衛門」
 と命ず、城右衛門、手早く、槍の柄を削りて、緊かと、石突を、箆め込めば、彌兵衛、二三度、突鳴らしつゝ、
 「これで好しく〜」
 とて、快然として、打ち笑み、



堀部金丸の槍
 此に掲ぐるは堀部彌兵衛の討入の當夜携へしと云ふ槍なり陸中國下閉伊郡宮古町伊藤彌七の所有に係る

「左らばぞ、兩人」

別れを、妻と娘に告げつゝ、城右衛門、九十郎の二人に、送られて、安兵衛の宅へと、打ち向ふ。

覺悟は、疾くに、定まりぬ、送るものも、送らるゝものも、只の涙一滴だに落さず。

寺坂吉右衛門は、忠左衛門方の跡片付けに、手間取りて、時刻、少しく後れぬ、

「後れては、詮なし」

前日より、降り積れる雪路を蹴つて、ひたもの、彌兵衛の宅に、馳せ來れるは、彼れ是れ八つ時の頃、諸士は、此時、早や、皆、立ち出で、一人も在らず、

「扱ては、後れたるか」

と挨拶も、そこ〜に、又駈け出さんとす、

「ヤレ、待ち給へ」

彌兵衛の妻、矢庭に、押し留めて、

「人々には、鳥の吸物にて首途を祝ひ參らせたり、其方一人、泄れんは、心懸かりなり、イザ喫へて行き給へ」と言ひつゝ、有り合ふ寒雀を引き裂きて、祝酒を侷むれば、

『這は千萬、辱なうこそ候へ』

土器を取つて、三度呑み干し、一禮述べつゝ、又もや安兵衛の宅を指して、馳せ向ふ。

これにて、同志、盡く揃ひぬ。

矢野伊助、瀬尾孫左衛門の二人は、十二月六日を以て、平間村より、姿を隠し、毛利小平太は、十二月十一日を以て、内藏助、安兵衛、其他の同志へ、

「私儀、俄に、據なき存寄之れあり候に付、此度申合候御人数相退き候、前々よりの萬端、申承り候御口上、御書付の趣共、毛頭他言仕つるまじく候」

との書面を残して、是れも、亦、何れかへ、身を潜む。

此月の二日、深川八幡社前の旗亭へ、來り會せる同志五十人あり、今や、又其中の三人を滅じて、正味來り會するもの、總て四十有七人、皆、是れ、鐵心石腸の人々ところぞ知らるれ。

一〇六 總員の部署

内藏助總員を分ちて、二隊とす、一隊は二十三人にして、

他の一隊は、二十四人。

二十三人の一隊は、大手軍にして、表門より進み、二十四人の一隊は、搦手軍にして、裏門より向ふ、首尾呼應し、前後挾撃して、敵を逸せざらんことを計る。

前立の鏡の中に、いろは文字の一字を、黒く書して、符とし、左文字に書ける(い)より(ち)までを大手軍とし、右文字に書ける(り)より(た)までを搦手軍とす。

同じいろは文字を符とせるもの、三人づゝありて、之れを三人組と名づけ、年長若くは上官のものを、組頭と定む。三人組は互ひに、相離れず、一人、敵に當れば、他の二人、左右より、之れを助く。

組員は組頭の指揮に従ひ、組頭は、首領の命令を受く。

首領は、大手、搦手の兩軍に、各々一人を置く。

大手軍の首領は、内藏助自ら此れに當る。

搦手軍の首領には、忠左衛門を擬すれども、愛けず、却つて、主税を鷹む、乃ち主税を首領とし、忠左衛門、十内の二人を以て、介添とす。

夜討には、合詞を、主とすれども、これは、屋内の働きな

れば、合符を以て、主とし、同じ裝束のものに出會ふ時には、合詞を以て、敵味方を辨つ。

合符は、襟と袖との白覆輪にして、合詞は、山と谷との二語とす。

節制令書五ヶ條の大要、左の如し、

一、山か谷と答ふる事。

一、上野介を討取るものは、小笛を吹く事。

一、鉦を聞く時は、一所に集まる事。

一、引取る時は、裏門よりする事。

一、三人組は、互に相助け、父子兄弟と雖も、他を顧みざる事。

表門に向ふ二十三人は、

十文字	大石内藏助	同	原	總右衛門
直鎗	堀部彌兵衛	鍵鎗	間瀬久太夫	
同	村松喜兵衛			
右は表門内を固むるもの				
刀	近松勘六	大太刀	大高源吾	
十文字	間十次郎	弓	早水藤左衛門	

鍵鎗 矢頭右衛門七 半弓 神崎與五郎

右は玄關を固むるもの

十文字	岡野金右衛門	手鎗	貝賀彌左衛門
刀	横川勘平		

右は新門を固むるもの

十文字	片岡源五右衛門	同	富森助右衛門
大身鎗	武林唯七	鎗	勝田新左衛門
刀	矢田五郎左衛門	大太刀	奥田孫太夫
刀	吉田澤右衛門	同	小野寺幸右衛門
同	岡嶋八十右衛門		

右は屋中へ闖入するもの

裏門に向ふ二十四人は

十文字	大石主税	鍵鎗	吉田忠左衛門
十文字	間喜兵衛	鍵鎗	小野寺十内
鍵鎗	潮田又之丞		
右は裏門内を固むるもの			
鍵鎗	木村岡右衛門	同	不破數右衛門
刀	前原伊助	半弓	茅野和助

同	千馬三郎兵衛	同	間新六
十文字	間瀬孫九郎	同	中村勘助
大太刀	奥田貞右衛門		

右は長屋を防ぐもの

直	鎗 磯貝十郎右衛門	大太刀	堀部安兵衛
刀	倉橋傳助	同	赤埴源藏
十文字	大石瀬左衛門	直	鎗 村松三太夫
刀	菅谷牛之丞	同	杉野十平次
同	三村次郎左衛門	同	寺坂吉右衛門

右は屋中へ闖入するもの

父子、各々別の方面に進む、父、表に向へば、子は、裏に向ひ、子、表へ廻れば、父、裏に廻はる。

既にして、豫記の時刻は、愈々来る、内藏助、乃ち嚴かに告ぐ、

『イザ、左らば進まん、各々小笛を含んで、枚とせよ』
令し終りて、笛音一聲、各々二行に並んで、肅々として進む、寒月、雪を照らして、乾坤、爲めに明かし。

一〇七 大手軍の突入

朔風、刀より利きも、士氣、鐵より堅し。

諸士、部伍、井々として進み、松阪町の東に至りて、劃然、分れて、二隊となる。

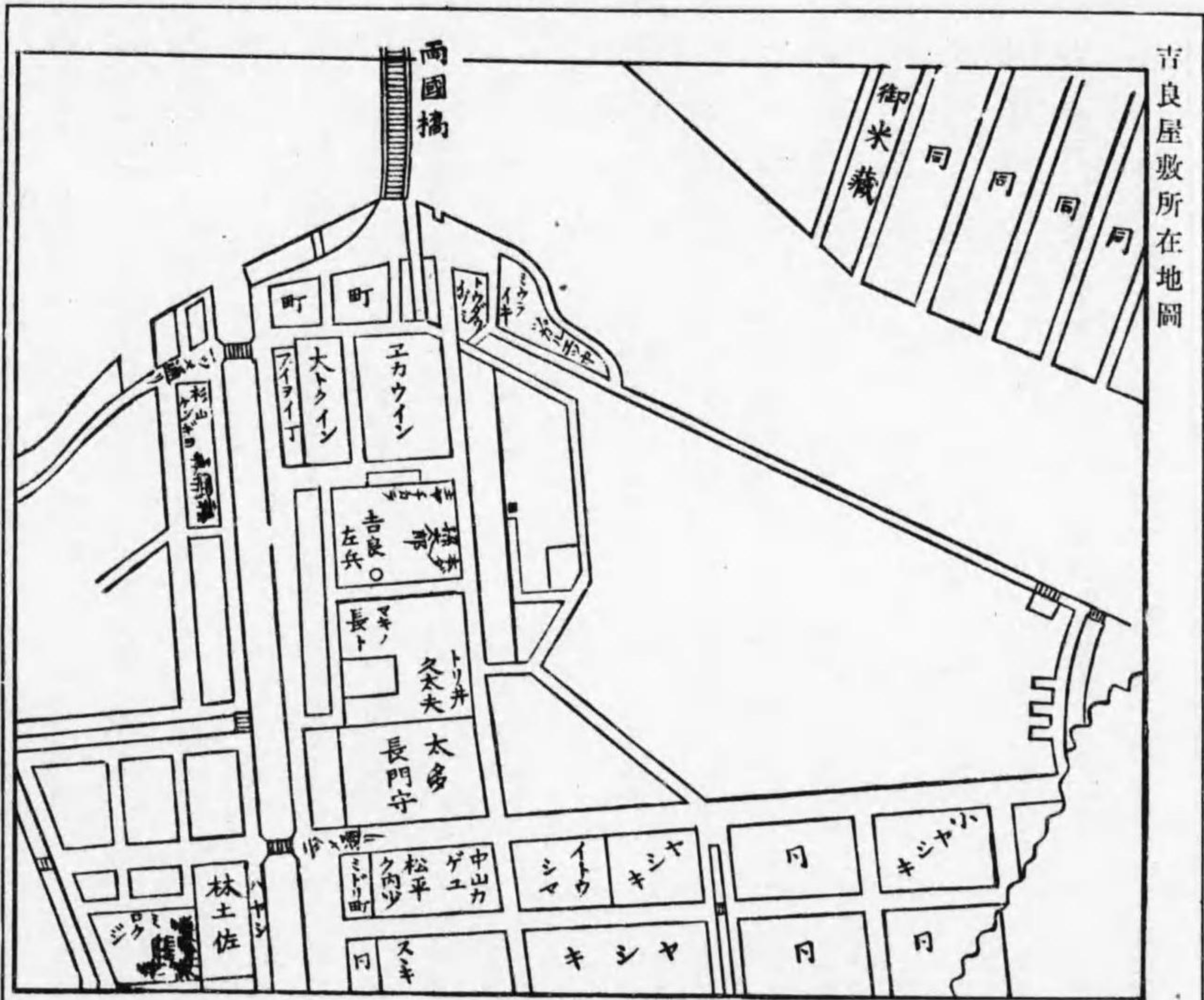
大手軍は、直に進んで、東門に迫り、搦手軍は、更に進んで、西門に達す、時に、四顧、寂として、聲もあらず。

内藏助、熟々形勢を見るに、塀は高く、門は堅く、輒すく、破りて入りがたし。

表門は始めより、踰えて、入るべき覺悟、内藏助、ソレと、號令を下せば、二挺の梯子は、咄嗟門傍の長屋に、掛けらる、

『火事よ』

と叫びも敢へず、大高源吾、間十次郎の二士、一齊に、スラ〜と、攀ち登り、屋根を踰えて、ドツと、躍り降る、吉田澤右衛門、岡嶋八十右衛門の二士、續いて、駈け登れば、其他の諸士、亦、我れ後くれじと、登りて、躍り降る、其狀宛がら、蝗の飛ぶが如し。



吉良屋敷所在地圖

赤穂城址

諸士何れも高く名乗りて、バラ〜と、玄關に、馳せ向ふ。神崎與五郎雪に滑つて、轉んで落ちて、右の腕を傷つけ、原總右衛門も、亦、人を扶けんとしつ、棟より、滑り落ちて、足を挫く、左れども、勇氣凛々、露ばかりも、怯む色あらず。
堀部彌兵衛年老いて、飛び降りたし、横川勘平、軒より、抱き下す。
二十三士、皆、降りぬ。
但見れば、異装の三士、續いて、飛び下る、これぞ、上野介の所在偵察に、助力を與へし大石三平及び佐藤城右衛門、堀部九十郎、今や、義に仗つて、諸士を助けんとす。
内藏助斯くと見るより、ツカ〜と、其傍に進み寄りて、
『各々御志神妙にこそ候へ、去りながら、我等、所存ありて、他人を交へがたし、助太刀の儀は、平に、容赦せられ候へ』
と言へば、三士、本意なきこと、限りなしと雖も、

押しても、乞ひがたし、

『左らば是非も候はず、首尾よく、本望を達し給ふべし』
と述べ、各々名残惜し氣に、復た屋根を踰えて、門外に出
づ。

折柄、表門の番人三名、驚き覺めて、遁れ去らんとす、諸
士、手もなく、一人を、斬つて捨て、一人を、取つて繩を
掛く、堀部彌兵衛、

『命は助けん、神妙に致せ』

と言ひつゝ、グツと押へて、動かさず。

眞先きに、玄關口に、馳せ付けたる間十次郎、大音聲に、

『故淺野内匠頭の家來共、亡君の仇を報せんとして、是れ
まで、残らず、推参せり、尋常に、勝負せられ候へ』

と呼はる聲も、未だ終らず、戰士の面々、早くも、玄關の
戸を、蹴破つて、一度に、込み入る。

番士三人、廣間に寝ぬ、ガバと、刎ね起きさま、刀を取つ
て、立ち向ふ。

小野寺幸右衛門、サツト、刀を揮うて、一敵の高股を斬つ
て落し、勢ひに乗じて、使者の間に入れば、六七張の弓、

討入の口上書
義士の吉良邸を襲撃するや口上
書を玄關前へ立て、其趣意を宣
明す原惣右衛門の起草執筆に係
る此に掲ぐるものは赤穂の華岳
寺に藏するもの

一 本年三月内匠儀傳奏御馳
走之儀に付、吉良上野介殿
及又傷候、不辨時節場所柄
動不調法至極に付、切腹被
入る。
此間に、筥に收めし討入の主
意書を、竹に挿んで、玄關前
に、突き立つ、これぞ、總右
衛門の起草執筆せるもの、
淺野内匠家來口上書
去年三月、内匠儀傳奏御馳
走之儀に付、吉良上野介殿
に、含意趣罷在候處、於御
殿中當座難遁儀御座候歟、
及又傷候、不辨時節場所柄
動不調法至極に付、切腹被

仰付、領地赤穂城被召上之儀、家來共迄、畏入奉存、請

上使御下知、城地差上、家中、早速、離散仕候、右喧嘩
之節、御同席御押留之御方有之、上野介殿討留不申、内

匠、末期残念之心底、家來共迄難忍仕合奉存候、對高家
之御歴々、家來共、挾鬱憤候段、憚奉存候得共、君父之

讐不可共戴天之義難默止、今日、上野介殿御宅へ、推参
仕候、偏に繼亡主之意趣志迄に御座候、私共死後、若御

見分之御方御座候は、奉願御披見度如此御座候、以上。
元祿十五壬午年十二月 日

淺野内匠家來

大石内藏助

外五十六人連名

内藏助、表門を守りつゝ、諸士を指揮す、長屋の備、薄し
と見て、虚勢を張り、

『五十人組は、東へ廻れよ、三十人組は、西を助けよ』
と大聲疾呼、頻りに號令を下す。

長屋の面々、斯くと聞くより、皆、潜みて、出でず、中に、
戸を開けて、窺ふものあり、早水藤左衛門等、弓を取つて、

矢を注ぎ掛くれば、皆、ハタと、戸を鎖して、息を屏む。

一〇八 搦手軍の侵入

裏門は、始めより、撃ち破つて入るの覺悟。

驚き騒ぐ邸外の辻番を、一喝し、繩を掛けて、牽いて、裏
門の外に到り、

『火事よく、門を開けよ』

と呼ばれども、敢て開かず、三村次郎左衛門、忽ち、掛矢
を取つて、進み出で、曳々聲を發して、門扉を撃つこと、
二たび、三たび。

門扉、メリ／＼と音して、中に倒るれば、一同、ソレと、
言ひさま、サツとはかりに、一齊に躍り入る、此處にも、

三人の番人あり、諸士、矢庭に、突き伏せ、斬り伏す。
火事と聞くより、敵の一人、驚いて、長屋より、飛び出づ

れば、諸士、矢を放つて、之れを傷つけ、怯むところを、
争うて亂撃す、是れぞ、家老の松原多仲。

續いて、又一人、躍り出づるを、諸士、迎へ撃ちて、傷つ
くれば、馳せて、本邸に到りて、前にのめる、これなん、

取次役の清水團右衛門なるもの。
戰士の面々は、脇目も振らず、驚地に、隠居の玄關へと、馳せ向ふ。

村松三太夫、槍を取つて、眞先に躍り込み、一聲高く、

『今宵の一番槍』

と名乗つて、居合はす敵の一人を、グサと、突き伏す。

續いて來れる大石瀬左衛門、亦、十文字槍を捻つて、一敵を突倒せば、邸中の面々、皆、恐れて、逃げ退く。

次郎左衛門、十平次の二人、各々掛矢を、打ち振り、間毎々の扉を、打ち破つて、進む。

磯貝十郎左衛門、早くも、一敵を捕へて、早くも、グツと、押し据ゑ、

『命は、助け遣はさん、蠟燭を出だせよ』

と一喝すれば、其者、何かは抗がはん。

『蠟燭ならば、是れに候』

とて、自ら一束の蠟燭を、取つて出だす。

十郎左衛門、手早く、火を點じて、間毎々に、立つれば、火光宛から、晝の如し。

諸士、此れに力を得て、各々猛然として、奮ひ進む。
裏門には、主税、忠左衛門、十内、喜兵衛の諸士ありて、之れを固む。

折柄、右手の長屋より、二人の敵、躍り出づ。

十内、鍵鎗を取り直すよと見る間に、呀と、聲かけて、二突に、突き殺す。

間喜兵衛、亦、十文字槍を抜いて、他の一敵を、突き伏す。
十内、北手の裏口に、廻はり見れば、隣家なる土屋主税の邸には、高張提灯を掲げて、頻りに、犇めき合ふ、十内、此體を見るより、屏越しに、

『これは、故淺野内匠頭の浪人共、亡君の仇を報いん爲めに、今宵、吉良家へ、推參仕つり候へるもの、御隣家へは、毛頭粗忽は、仕つらず、只々、御屋敷のみを、御守りなされ候べし』

と呼ぶる、主税の邸にては、火事よと思ひて、立ち騒げるもの、斯くと斯くより、固く、境を守りて、敢て援けず。

十内、此處に留まりて、裏口を守る。
忽ち、二人の敵、馳せ來れば、十内、槍を捻つて、一人を、

吉良義央の邸址

吉良上野介の本所松坂町の邸址は復讐の義舉ありて後ち町家となる此れは同邸址附近の實景にして圖中染物屋の乾場の下は吉良家の池のありし處



突き刺せば、

赤穂城址

突き倒す、

折りしも、

此處に馳

せ來れる

片岡源五

右衛門、

『十内

殿、遊

ばした

り』

と聲をか

けて、行

き過ぐ、

十内、向

も、槍を

繰つて、

今一人を、

『南無阿彌陀佛』

と言ひつゝ、挫と倒る。

一〇九 屋外の戦闘

今や、東西兩軍の戰士、與に邸中に、突入して、奮闘す、之れを援護するは、屋外諸士の任なり。

諸士、手を分けて、長屋々々の敵に備ふ。

『手向ふものは、打殺せよ、手出しせざるものは、一命を助くべし』

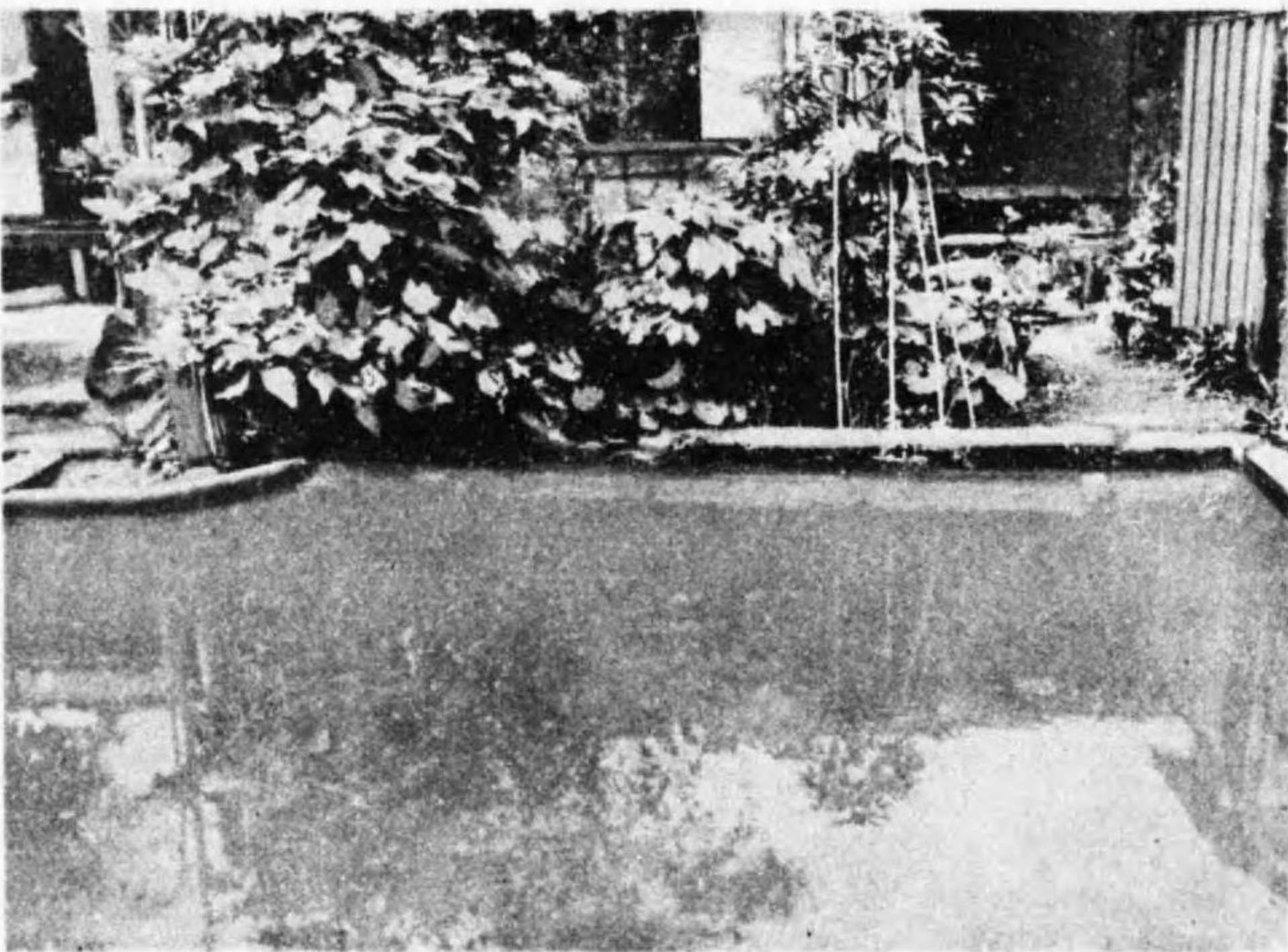
と呼はりつゝ、長屋々々の前を、觸れ廻はること三度。耻を知らざる家臣の面々、皆中に潜みて、敢て出でず。

家老齋藤宮内、同左右田孫兵衛の二人は、與に六十有餘の老人、出で、主人を助けん心とともなく、長屋の壁を破つて、邸外へ、逃れ出で、向側の傘屋三右衛門と云ふに頼みて、自身番の中に、隠れ潜む。

家老の一人岩瀬舎人は、長屋の中に隠れて、息だもせず。況して、其以下の者共、誰れかは、出で、戦ふの心あらん、富田五右衛門、若松新左衛門、山下甚右衛門、星八右衛門、

吉良邸の泉水跡

此れは吉良邸の泉水跡にして近松勘六の敵を逐はんとして落ちたる處廣さ十坪餘あり松坂町二丁目五番地に當る



馳せて、主人を助けんとすれども、邸外の警戒嚴重にし

近藤徳兵衛、其他

の足輕等、

亦、屋内

に隠れて、

ぶるく

と、打ち

震ふ。

斯かる中

にも、亦

義を知る

ものあり、

上杉家の

附家老小

林平八郎、

時に、長

屋に在り、

て、迂濶に立ち出づること叶はず、如何にせばやと、暫し思ひ煩ふ、不圖、内藏助の

『婦人、小者は殺すべからず、逃げ隠くるものは、追ふべからず、扉を踰えて逃げんとするものは、過たざるやう、射落すべし』

と號令する聲を聞くより、平八郎、

『好しく、衛こそあれ』

と急に、小者の中に混りて、戸外に、走り出づ。

警固の諸士、それと見るより、忽ち、バラ／＼と、馳せ寄りて、取り圍む。

平八郎は、劍道の達人、スラリと、一刀を、抜き放つて、寄らば、斬らんと、身構ふ。

諸士も、亦、手だれの面々、左右齊しく、斬り立て、突き立て、少しの暇さへあらせず、難なく、其場に、斬つて倒す。

用人宮石所左衛門、中小性齋勝清左衛門、同伊藤喜右衛門、同松山三左衛門、同加藤太左衛門、同石川彦右衛門、同山吉新八郎、近習鈴木元左衛門、坊主牧野春齋等、亦、各々

柄物々々を取つて、長屋々々より、躍り出づ。

大石主税、潮田又之丞、木村岡右衛門、不破數右衛門、前原伊助、間瀬孫九郎、奥田貞左衛門の諸士、各々奮然として、此れに當り、勢ひに乗じて、前後左右より、斬り捲くり、突き捲くる。

中にも、數右衛門は、据物斬りの名人、三尺有餘の大刀を、打ち振り／＼、瞬く間に、數人を、傷つく。

敵の一人、斯くと見るより、猛然として、數右衛門に、斬つて掛かる、數右衛門、

『好敵手ござんなれ』

亦、大刀を揮うて、切つて掛る。

彼方は達人、此方は名手、兩々、飛び違へ、飛び交はし、火花を散らして戦ふ。劍尖、相觸れて、憂々として鳴る。奮闘數刻、衣服は、寸斷々々に、斬られて、綿の如く、刀刃は、ポロ／＼に、斷れて、艦に似たり、數右衛門、少しも屈せず、踏ん込み／＼、斬り立て、捲くし立て、終に、剛敵を、仕留めて、ホツと、息を吐く。

これぞ、當夜第一の劇戦、味方の面々、皆、見て、舌を卷

く。

今は、外に抗ふものもなし、中には、叫喚の聲、盛んに起る、警固の諸士、躍つて、邸中に入るもの數人。

一〇 屋内の奮闘

戦士の面々、不知案内の屋内を、事ともせず、奥へ／＼と突進し、抗がふものは、容赦もなく、斬つて捨つ。

奥田孫太夫、勝田新左衛門、矢田五郎左衛門の三士、馳せ進んで、書院に入る。

一敵あり、戸陰へ隠れて、遣り過ごし、不意に、背後より、五郎左衛門に斬り付く。

刀尖、纏衣に當りて、傷つかず、五郎左衛門、憤然として、振り返りさま、大喝一聲、サツと、斬り付け、又サツと、斬り下せば、敵は、見事、二つとなつて倒れ、刀尖火鉢に當りて、ポッキと折る。

五郎左衛門、敵の刀を取つて、又進み、孫太夫等と共に、當るに任せて、斬つて廻はる。

武林唯七、進んで、左兵衛佐の居間に、入らんとすれば、

一少年あり、長刀を揮うて、無二無三に、斬つて掛かる。唯七、大身槍を、繰り出し、忽ち、サツと、眉間のあたりを突く。槍、滑つて傷浅し、少年、カラリと、長刀を投げ捨て、逃げ走る。

唯七、續いて、跡を逐はんとす、用人須藤與一右衛門、矢庭に、躍り出で、中を押し隔つれば、少年、此間に、何れかへ、逃げ去る。

折柄堀部安兵衛、磯貝十郎左衛門、倉橋傳助の諸士、此處に、來掛かる、斯くと見るより、安兵衛、

『堀部安兵衛、これに在り』

自ら高く名乗つて、横合より斬つて掛かる。

與一右衛門は、武藝の達人、亦、刀を揮うて、迎へ戦ふ。大剛の安兵衛、大太刀を、打ち揮り、隙間もあらせず、斬つて掛り、一聲、曳と横に拂へば、與一右衛門、アツと叫んで、其場に倒る。

唯七、少年の長刀を把つて、見れば、所々に、五七の桐の散紋あり、美々しき裝飾、常人の持つべき品とも見えず、

『扱ては、先きの少年は、左兵衛殿にて三りつるか』人々、始めて、其義周たるを知る。

敵の勇士清水一學、大須賀治郎右衛門等、亦、自ら名乗つて、撃つて出づ、手練の刀尖、石火の如し。

諸士、各々刀を揮ひ、槍を抜いて、右より撃ち、左より突く。

二人、力敵せず、馳せて、臺所口に到るを、前後より、包み撃つて、之れを倒す。

大高源吾、間十次郎等、進んで、奥に到れば、四十餘の大男、三尺餘の長剣を、抜き翳して、戸口に、立ち塞がる。

近松勘六、横合より、駈け來りさま、

『天晴れ敵や、そこ引くな』

と言ひつゝ、刀を揮うて、遮二無二、斬つて掛かる。

敵も、亦、猛勇、受けつ、流しつ、火花を散らして、挑み戦ふ。

源吾、十次郎の二人、右左より、進み寄れば、勘六、

『助太刀無用』

と一叱して斥け、尙も、踏ん込み、奮ひ戦ひ、忽ち、

曳と喚いて、敵の鉢巻を、切り下ぐ、敵、此勢ひに恐れて、遁れ走り、サツと、身を躍らして、庭中に、飛び下る、勘六、

『卑怯ぞ、返へせ』

と言ひさま、一散に、跡、追ひかけ、忽ち、ザンプとはかり、泉水に、落ち入る。

敵は、返り撃たんとせせず、其儘、逃げ延びて、姿を隠す。

敵の勇士鳥井利右衛門も、撃たれ、左右田源八、榊原平右衛門、笠原長右衛門、鈴木松竹等も、亦、前後、皆、討たれて、今は戦ふもの、一人もあらず、邸中邸外、死屍、累累として、流血、泉の如し。

左れども、目指す當の敵は、未だに見當らず、諸士、各々血眼になりて、間毎々々を捜し索む。

一一一 上野介の潜伏

天に翔り、地を潜ぐるとも、争でか逸せん、諸士、皆、競うて、捜し出さんとす。

大石瀬左衛門進んで、上野介の居間の次に到れば、逃げ損じたる敵の一人、其中に、まごつく。

瀬左衛門、躍り掛つて、取つて押へ、矢庭に、兩刀を、奪ひ取り、

『如何に、命惜しくば、上野介殿の居間へ、案内せよ』

と迫り、否など言はず、攫み殺さん權幕、敵忽ちぶるくと、打ち震ふ。

『左らば、御案内仕らつん、命ばかりは、助けさせ給へ』主の命よりも、我が命が大事、有り合ふ行燈を、提さげつ

つ、先きに立つて進み行き、

『こゝにこそ候』

と指さし示す戸口は、外より、ピント、錠を卸して、人の入りたる如き容子もあらず、瀬左衛門、

『これぞ、敵の計略ならん』

イキナリ、戸を蹴破つて、躍り入れば、中は美麗なる八疊ばかりの一室、丸行燈の光、幽かに照すところ、床には、刀を横へし、刀掛あり中央には、絹布の蒲團の、ふくらかなるを敷く、中を見れば、主の姿はあらず、四邊を見れど

も、人の氣もなし、

『扱ては、早や、逃げ去りしか』

瀬左衛門、突と手を蒲團の中に入れて、探ぐれば、ほつこりと、曖昧あり、

『夜具の尙、暖かきは、此處を逃げて、まだ間もなき證據ぞ、必定、屋敷の中に在らん、やわか逃がすべき』

瀬左衛門、蠟燭を出させて火を轉じ、諸士と、手を分つて、捜し索む。

天井は、槍にて、フツリ／＼と、突き刺し、押入は、底の底まで、掻き捜す、妻戸の陰、障子の後、隅々隈々、残る所なく、捜し見れども、更に、見當らず。

横川勘平、若しやと思ひ、細き、長き廊下を傳うて、便所の戸を、開き見る、こゝにも、人の氣の在らねば、思はず、失笑しつゝ、歸り來る。

不思議なるかな、部屋と云ふ部屋は、盡く、檢め見れども、上野介は、終に在らず、

『扱ては、外へ逃げ去りしよ』

一同の落膽、言ふばかりなし、急ぎ屋外に、走り出で、

『上野介は見え候はず、必定、逃げ失せ候はん』

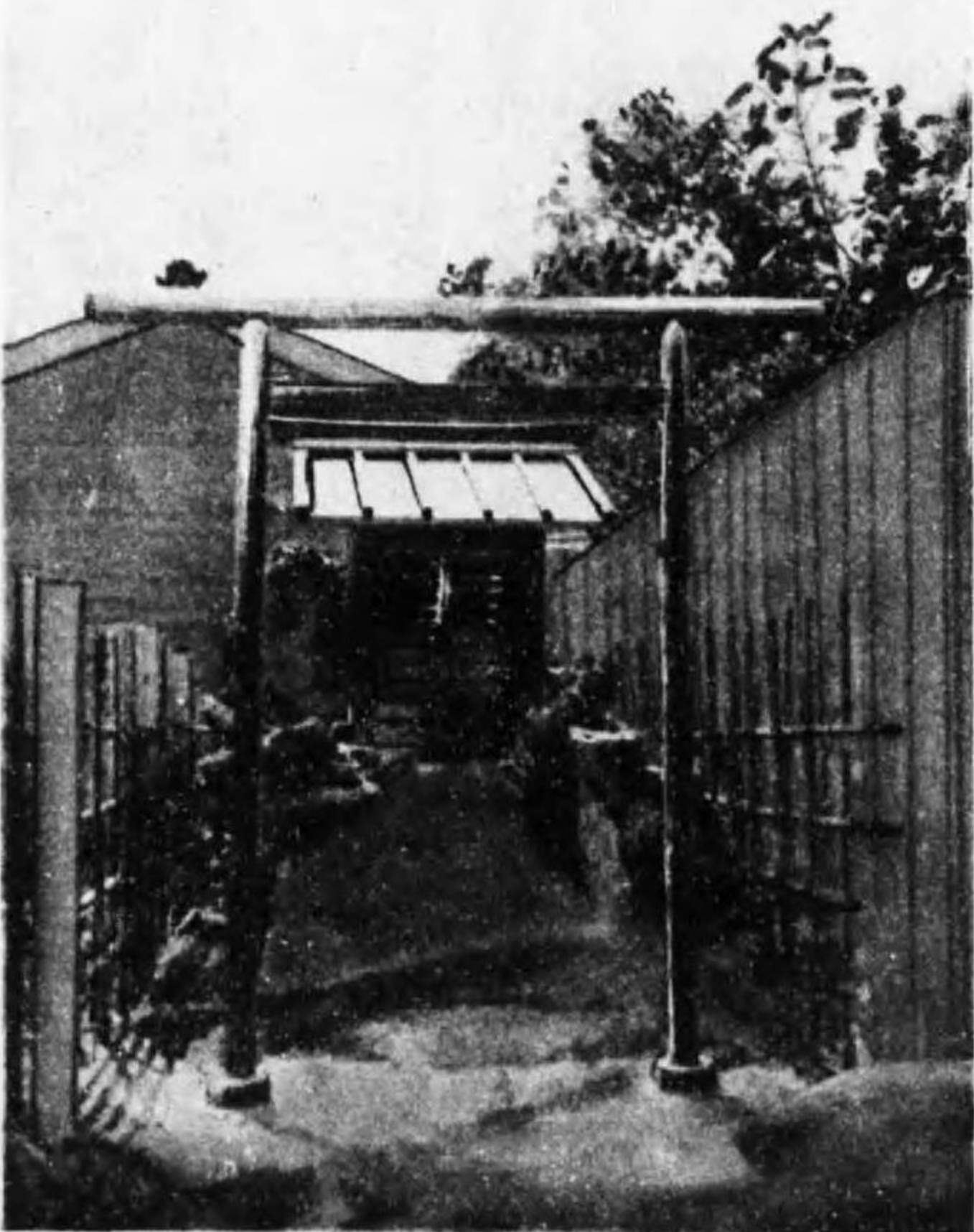
と言へば、屋外の人々、首を振りて、

『イヤ／＼、此方へは、一人も、出て來らず、何とて討ち漏らすべきや、今一度、捜し候へ』

諸と答ふ、諸士、左らばと、又取つて返し、二たび、仔細に、捜し索むれども、尙、見當らず、諸士の失望落膽大方なら

吉良邸址の稻荷神社

此れは吉良邸に在りし稻荷神社にして松坂町二丁目十九番地に在り



ず、中なる一人、

『是れ程、肺肝を碎きて、討入りたる甲斐もなく、ムザムザと、當の敵を、討ち漏らしたるこそ、無念至極なれ、此上は、生きて甲斐なき身の上、イザ、諸共に自害仕つらん』

と言ひつゝ、ドツカとばかり、其場に坐すれば、居合はす人々、我れも／＼と、皆續いて坐す。

諸士、今や、死を決す。

斯かる所へ、裏門の副主領吉田忠左衛門、

『隠居は必定、裏手にこそあれ、能く／＼、捜して、遁がすまじきぞ』

と呼ばはりつゝ、間毎々々を捜して、此處に來り、此體を見るより、忽ち、憤然として、

『焦せられな人々、夜が明けても、敵の見えずば、明日一日、捜し見るべし、何とて、今、死することやある』

と叱す、諸士、此れに勵まされて、又もや、三たび、捜し索むれども、尙ほ、尙ほ、見當らず、左しもの諸士も、今は、惘然として、爲すべき術をも知らず。

一一一 上野介の最後

時しも、何處ともなく、微かに、人の聲す、

『扱ては、何處にか、隠れ居らん』

諸士、俄然として、氣力を復し、聲する方に、バラ／＼と、馳せ向ふ。

但見れば、臺所の奥の方に、物置様の一室あり、表より、固く、錠を卸す、

『こゝは、一度も見ざる所ぞ、ソレ開け』

と言ひさま、忽ち、錠を叩き切つて、戸を蹴破れば、中は、暗黒にして、物色をも、辨せず、

『若しや、陷阱あらんも、知れじ』

と思へば、諸士、左右なくは、中に入らず。

茅野和助、神崎與五郎の二人、矢を番へて、サツと、射込めば、一人、不意に、暗中より、躍り出づ、

『ソレ仕留めよ』

諸士、忽ち、バラリと、斬つて倒す、續いて、又一人、疾風の如くに、走り出づるを、これも、亦、臺所にて、斬つ

て倒す。

死屍を見れば、二人共に、目指すソレにはあらず。

『奥を見よ、尙、人の居らんも、知れじ』

と言ふと齊しく、蠟燭を、槍の先に立て、奥を照らせば、果して、今一人、味噌桶の陰に潜む、

『ソレ、引き摺り出せ』

と言ひつゝ、槍の石突を以て、床を突きつゝ進めば、傍に有り合ふ炭薪を取つて、バラ／＼と、投げ出だす。

間十次郎、忽ち、赫と怒り、イキナリ、槍を捻つて、ツブリと、股を突き刺し、怯むところを、グツと押へて引き出だす、

『其方、上野介の在所を知らん、包まず、告ぐれば、命を助けん、言はずば、斬つて捨つべきぞ、イザ言へ、疾く、申さずや』

と繰り返し／＼、問へども、答へず、隙を見て、逃げ去らんとす。

氣早の武林唯七、一刀、サツと、浴びせ掛ければ、其儘、バタリと、打ち倒る。

蠟燭を指し付けて、照らし見れば、年の頃六十あまりの總髪したむらの老人、上には、綾の小袖を着、下には、白無垢の襦じゆ衣を着す、懐中を、探り見れば、錦欄の守袋あり。

吉田忠左衛門、篤くと見遣りて、ハタと、小膝を打つ、

『ム、これこそ、尋ぬる上野介殿なれ、白無垢の下着』

と言ひ、錦欄の守袋と言ひ、下賤の者の用ふべき品にあらず、疾く、疵を認め候へ』

と言へば、諸士、實にもと心附く、急ぎ、額を見れば、血に塗れて、見え分かず、肩を見れば、歴々残る一線の刀痕、

『これこそ、亡君御怨みの疵の痕なれ、愈々それに相違あらし』

諸士欣然として、勇み立ち、小笛を取つて、唳々と、吹き鳴らせば、

『扱ては、當の敵を得つるぞ』

屋外警固の諸士、表より、裏より、バラバラと、駈け來つて、グルリと、周圍を、取り巻く、内藏助、突と傍に進み寄り、

『故淺野内匠頭の家來共、今日唯今、亡主の遺志を繼ぎ』

て、御首を、申し受け候べし』

と言ひさま、短刀を、抜き放ちて、ツブリと、突き刺す止めの一刃、

『間氏、ソレ／＼、首を挙げ候へ』

と告ぐ、首領の指圖に、何かは躊はん、十次郎、スラリと、一刀抜き放ちさま、呀と聲かけて、打ち落す。

搦め置ける番人を、引出して、見せしむれば、

『これこそ、正しく、殿の御首に候へ』

と答へて、ハラ／＼と、涙を流す、

『今は、疑ふべくもあらず』

内藏助、腰なる軍さし鷹たかを探つて、首を拂ふこと、一度、二度、三度、これぞ、勝軍の例に倣ふもの。

多年の本望、今ぞ、初めて、達しぬ。

諸士、皆、歡、極まつて、覺えず、ワツと聲を放つて泣く。

一一三 諸士の引揚

今は、長居の用なし。

内藏助、手早く、上野介の着物の袖を、引き断つて、其首

を包み、尙、後の證據にとて、錦欄の守袋を取つて、是れをも、同じく袖に包む。

頓て、銅羅を拍つこと、一聲兩聲、諸士、盡く、裏門に集まる。

忠左衛門、一々、諸士の名を喚んで、點檢すれば、四十七人、皆在り、缺けたるもの、唯の一人もあらず、

『正しく、天の助けぞ』

と諸士、皆打悦ぶ。

原總右衛門、小野寺十内、片岡源五右衛門の三士は、堀越しに、土屋主税の方に向ひて、

『唯今、上野介殿を、討取り候、一黨四十七人、一人も、逃げ去るものには候はず、追つ付け、公廳へ、訴へ出で、官裁を相待つ所存にこそ候なれ』

と告げ、早水藤左衛門は、長屋々々を、馳せ廻はりて、大音聲に、

『淺野内匠頭の家來、上野介殿を、討ち取つて、立ち退くところぞ、我れと思はんものは、出逢ひ候へ、斯く申す我れは、早水藤左衛門なれ』

と呼はり、弓を取つて、家老の長屋へ、矢を射込むこと二筋。

長屋の面々、誰れ一人、立ち出づるものあらず、内藏助、

「イザ、引き揚げん」

傷者を、中に包みつゝ、二列に並んで、立ち去る、磯貝十郎左衛門、倉橋傳助の二人、後殿たり。

近松勘六は、ビシヨ濡れとなり、横川勘平も、亦、創を受くれども、俱に、勇み進んで、列に加はる。

回向院のあたりに到れば、酒屋の十兵衛なるもの、今しも、起き出で、自身に、店の戸を開く。

四十七士の弓を携へ、槍を杖つき、朱に染みて、来るを見るより、膽を潰して、遽て、又も戸を閉めんとす。

大高源吾、突と中に入る、

「咽喉、渴きて、堪へがたし、湯の沸きあらば、吞ませ候へ」

と言へば、十兵衛、益々驚き、

「イヤ、此通り、唯今、起きたるばかり、湯は、未だ沸かし候はず」

と答ふ、源吾、重ねて、

「然らば、酒なりと、一杯、喫べさせ候へ」

と言へば、十兵衛、目を丸くして、

「滅想もなきこと、居酒屋は、御法度にこそ候へ」

と斷わる、源吾、聞いて、爾と笑ひ、

「天下の掟さへ犯せし此方、市中の法なんど、何かあるべきぞ、ソレ、これを取らせん、酒手ぞ」

と言ひつゝ、鼻紙袋を懐中より取つて、投げ出し、菰かぶりの楯を、引摺り出だせば、誰れやらん、槍の石突を以て、

鏡の板を、突き抜く、來合はず諸士、手にく、茶碗を取つて、ガブ〜と煽る。

源吾、硯を乞うて、鼻紙に、書き記す一句、

山を裂く力も折れて松の雪 子 葉

富森助右衛門、それと見るより、

「左らば、我れも、一句附き合ひ候はん」

と言ひつゝ、筆を取つて、

寒鳥の身はむしろるゝ行衛哉 春 帆

と認め、イザとて、立ち去る、十兵衛、後にて、鼻紙袋を

取つて、開き見れば、中に金子二兩を封じて收む、その表に、

元祿十四年十二月十四日、淺野内匠頭家來大高源吾忠雄討死、死骸取捨候方へ酒手

と書き付けあり、

「ム、扱ては、アノ人達は、赤穂の浪人なりしか」

十兵衛、初めて、ソレと覺る。

一一四 上杉邸の注進

諸士の、吉良家へ、亂入するや、上杉家附人の一人木村丈八、

「素破や、大事ぞ、疾く、注進せん」

と逸早く、屋敷を、抜け出で、降り敷ける雪路を、事ともせず、一散に、馳せに、馳せて、櫻田門外なる上杉家の上屋敷に、馳せ付け、

「木村丈八、御大事御注進の爲めに、駈け付けて候なり、疾く〜、開門せられ候へ」

と呼はる、それと心付ける門番、轉ぶばかりに、飛び出で

て、小門を開けば、丈八、サツと、疾風の如くに、馳せ入り、

「二大事の候、赤穂浪人数千人、前後の御門より、柄物柄物を持つて、押入りて候、防禦の程も、心元なし、疾く〜、御加勢の人数を、出だし給へ」

と叫ぶ、宿直の面々、斯くと聞くより、愕然として、打ち驚き、急ぎ彈正大弼綱憲の寢所に、馳せ行きて、聞え上ぐれば、綱憲、

「何と申す」

忽ち、ガバと、刎ね起きさま、

「赤穂浪人、本所の屋敷へ、亂入せしとや、そは、捨て置きがたし、馬に、鞍置けや、供を揃へや、此方、加勢に、罷り向はん」

長押に掛けたる長刀、押つ取り、サツとばかりに、鞘を拂へば、陸離たる光芒、紫電の如し。

邸中の騒動、宛がら、鼎の沸くに、似たり、士卒、我れも我れもと馳せ來りて、門内に、立ち並ぶ、家老千阪兵部、

自邸に在り、主君出馬の報を聞くより、打ち驚き、

『扱ては、御家滅亡の時ぞ、争かて、黙して、止むべきや』

支度も、そこく、馳せて、本邸に到れば、彈正大弼、今しも、急ぎに、急ぎて、用意を促がせるところ。

兵部つかくと、進みより、長刀の柄に、取紐がりつゝ、チツと、顔を見上げて、

『這は何事に候や、何處へ、行かせ給はんとての思召に候ぞ』

と申せば、彈正大弼聞くより、カツと、急き込み、

『何處とは、知れた事、父の大事を、救はん爲めに、本所へ、罷り向はんとこそぞ、邪魔すな、其處退けや』

と言ひさま、振り放ちて、進まんとす、兵部、イツカナ、動かさず、

『何と御意遊ばす、父君御加勢の爲めに、本所へ向はせ給はんとや、父君御大事に候か、御家御大事に候か、こ

こ御心を鎮めて、御思慮あらせ給へ、君若し、御加勢あらせ給はゞ、御孝道こそ、立ちもすれ、御家は、忽ち、滅亡仕つり候べし、吉良家の御爲に、謙信公以來の名家

を、潰し給はん御所存か、サ、此儀を、何と思召さるゝ』
聲を震はし、涙を揮ひつゝ、死を決して、諫むれば、彈正大弼、

『サア、其儀は』

とばかり、後は、言句も出でず。

實父を助けんとすれば、養家は滅びん、養家を存せんとすれば、實父は危からん、恩義兩道の間に挟まれる彈正大弼、行くにも、行かれず、止むに、止まれず、チツと、突つ立ちたるまゝ、瞬もせず、身をも動かさず。

兵部、立ち騒げる家士を、見返りつゝ、聲を勵まして、

『門を閉め候へ、弓矢を收め候へ、一步たりとも、門外に、出づべからず』

と叱すれば、諸士、今は、是非なく、皆打ち鎮まる。既にして、天は、明けぬ、頓て吉良家より、

『赤穂の浪人、大殿の御首を取つて、立退き候、若殿にも、御手を負はせられて候』

との注進、それと聞ける彈正大弼、

『無念、無念』

齒を切み、身を顛はしつゝ、憤ほる、面色、宛ら朱の如し。

一一五 引揚途中の光景

回向院は、立退所と定むるところ、諸士、表門の前に到れば、門扉、未だ開かれず、

『これは、故淺野内匠頭家來に候、吉良家に推参し、上野介殿を、討取つて、引揚ぐる所に候、暫し、休息仕つりたし、ココ開けて、入れ給へ』

と呼はりつゝ、戸をほとくと、叩けば、門番、驚き覺めて、

『暫し待たれ候へ』

と答へ、馳せて、住職榮譽の許に到りて、斯くと告ぐれば、榮譽、色を變じて、

『イヤ、中に入る、こと相成らずと斷わり候へ』

と命ず、門番、馳せ來つて、其由を告ぐれば、

『左らば、是非もなし、此上は、泉岳寺へ、引上げ候はん』

一同、其門前に立ちて、憩ひつゝ、敵や來ると、暫し待ち

回向院
東京市本所區元町に在り當時無縁寺を以て稱せらる義士の引揚所に定めし處なるも住僧の爲めに拒絶せられて泉岳寺に向ふ



下に、馳せて、引き返し、大膽にも、吉良家へ、飛び込ん

構ふ。

内藏助、

不圖、心付く、

『我れ、

火の元

の始末

を、忘

れたり、

誰れか、

行きて

見候へ』

と言へば、

赤埴源藏、

矢田五郎

左衛門の

二人、言

で、籠々に、水を注ぐ。
暫らく待てども、敵の追手も、来らず、上杉家の援兵も、亦、来らず、

『左らば、行かん』

又、隊を組んで、行かんとす。

偶々、寺坂吉右衛門の姿、見えず、

『何處へ、行きしぞ、後に残れるにやあらん、搜がし見ん』

と言ひつゝ、一人、二人、後へ引き返さんとす、内藏助、

『イヤ〜、捨て置き候へ』

と、心ありげに、止むれば、諸士、其意を悟りて、思ひ止まる、吉右衛門、實は、内藏助の命に依りて、公金の計算書を、瑤泉院の用人落合與左衛門の許に届け、更に、藝州廣島なる大學の許へ、使ひせしなり。

諸士、回向院の前を發し、上野介の首級を守りて、行く。

此日は、十五日の登城日なり、表通りは、大名、小名の交通、多からん、乃ち避けて、支道を取り、一ツ目より、大川岸に沿うて南し、御船藏の先にて、駕籠を僦ひ、堀部彌

兵衛、原總右衛門等の老人、傷者を、乗せて進み、永代橋を渡りて、靈岸島に入り、更に、南に折れて、稻荷橋を渡り、鐵砲洲に到りて、舊邸の前を過ぐ、

『これが、今生の見納めぞ』

一同、思はず、ホロ〜と、涙を落し、名残惜し氣に、見返り〜、通り過ぐ。

築地の本願寺前を過ぎ、甲府中納言綱豊の濱の屋敷前を経て、汐留橋を渡る。

内藏助、時に吉田忠左衛門、富森助右衛門の二士に向ひて、

『拙者は、上野介殿の首を守りて、泉岳寺へ参るべし、御兩所は、大目付仙石伯耆守殿へ、届け出でられ候へ』

と命ずれば、二士乃ち、此處より、一行に分れて、直に、西久保の仙石伯耆守久尙の邸に向ふ。

諸士、芝口三丁目濱通りの伊達陸奥守綱村の邸前を過ぐれば、辻番人出で、、遮ぎり留む、暫くありて、上下をつけたる一人の藩士、出で來りて、故を問ふ。

内藏助、包まず、實を告げ、且、

『既に使者を以て、大目付仙石伯耆守殿へ、訴へ出で候、

我等は、泉岳寺へ集まりて、公裁を待たんと存するもの、一人も、逃れ去るものには候はず』

と述べれば、藩士、感嘆止まず、

『扱て〜、左様の儀にて候ひしか、これは、公儀の法令に由つて、申せしもの、疾く〜、御通り候へ、若し

疲労せられ候は〜、駕籠を参らせ候はん』

と告ぐ、内藏助、其厚意を謝しつゝ、駕籠を斷わりて、行き過ぐ。

源助町濱通り保科肥後守正容の邸前を過ぐれば、又咎む、

諸士、實を告ぐれば、道を開きて通す、これより、復た諸侯の邸なし。

新錢座より、金杉橋を渡りし時、内藏助、磯貝十郎左衛門に向ひて、

『あの將監橋のあたりに、老母の在はすと聞く、往きて暇を告げ給はずや』

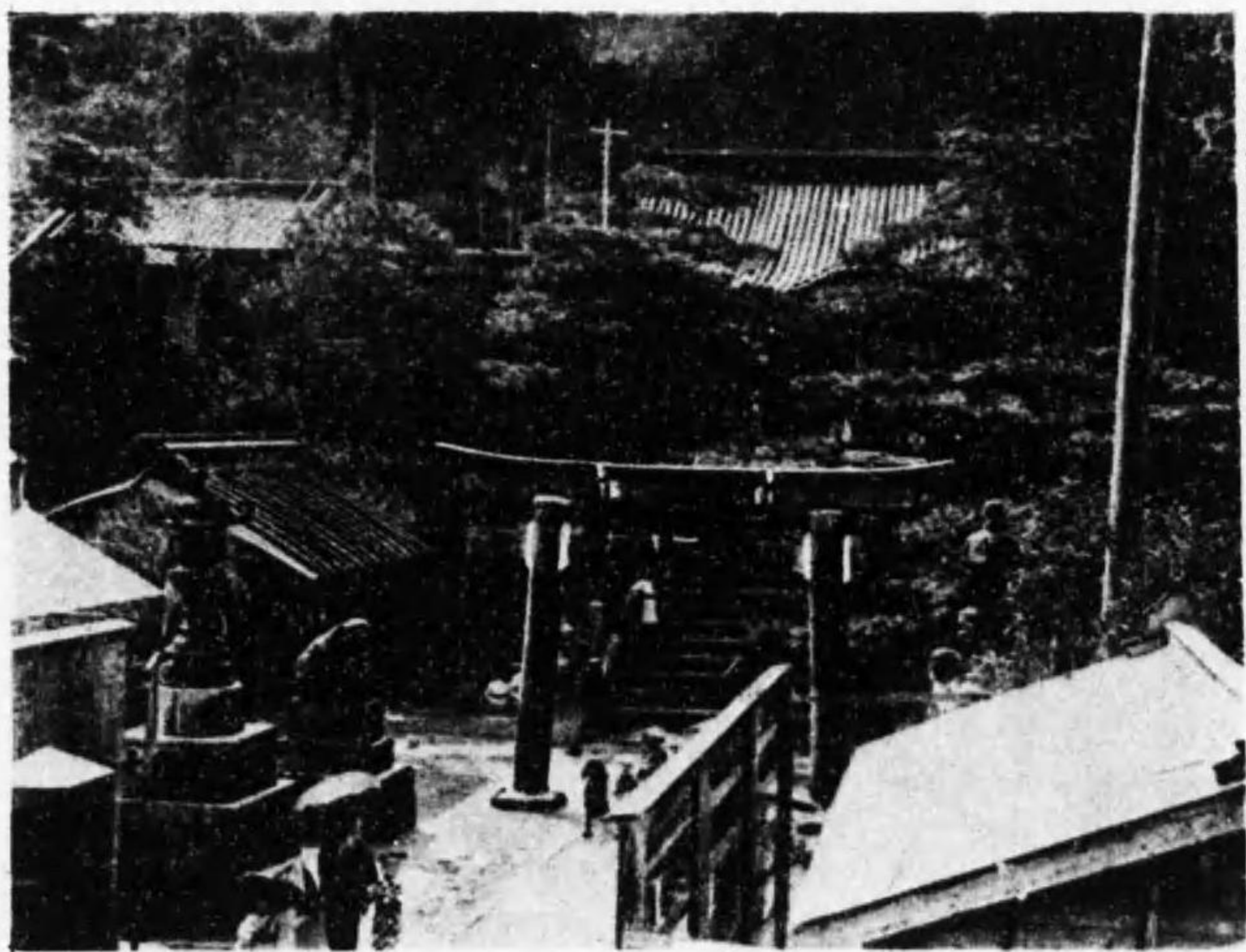
と告ぐ、時に、老母病の牀に在り、十郎左衛門、母の事の心に掛かれど、自儘に、列を離るべきにあらず、

『イヤ、それに及び候はず』

と答へ、肯かずして、行き過ぐ、札の辻に到れば、間新六痛く疲れ果て、

三田八幡

三田八幡は東京市芝區田町に在り義士の引揚の途中此附近にて脱盟者高田軍兵衛に逢ふ



『最早、

一足も

なりが

たし』

と眩き、

其儘、路

傍に、打

ち臥す、

父の喜兵

衛、

『今少

しのと

ころに

て、倒

るゝと

は、腑

甲斐なし、イザ立て』

と叱すれば、新六、又起きて行く。

三田八幡の前に到りし時、ハタと、高田軍兵衛に、行き逢ふ、諸士、其變節を怒りて、見向もせず、堀部彌兵衛、行違ひさま、

『ヤア高田氏、見られ候へ、此通り、上野介殿の首を討取つて、泉岳寺へ、持参致すところぞ』

と言へば、日頃、如才のなき軍兵衛、

『扱て〜、御手柄のことかな、何れも、嗚、御安堵なされ候はん、今も今とて、三田八幡へ、社参仕つり、各様の本望成就するやう、祈願仕つりたる所に候、扱ても、喜ばしや』

と體よく、挨拶しつゝ、チツと、見送る。

諸士、伊皿子下より、車町に到り、終に、無事に、泉岳寺に達す。

市民の、後より、ゾロ〜と、跟き來るもの、雲霞の如し。

と答ふ、武左衛門、聞くより、

『暫時、御控へ候へ』

と告げ、直に、奥へ入りて、伯耆守に申せば、

『そは、仔細あらん、次玄關へ、廻はし置くべし』

と命じ、羽織、袴にて、刀を提げ、用人二人を隨へて、次玄關に到れば、兩士、早や、此處に在りて、ハツとばかりに、平伏す、伯耆守、

『此方が伯耆ぞ、用事の次第、これにて承はらん』

と言へば、兩士、手を突きつゝ、謹んで、

『某等は、故淺野内匠頭の家來共に候、高家吉良上野介殿は、故主の讐にて候へば、家來中申合せ、今曉、其屋敷へ推参、上野介殿の御首を申受け、内匠頭菩提所泉岳寺へ、引取りて、公裁を待ち奉つり候、御法の通り、如何やうとも、仰付けられ候べし、一同、推参仕つらんことは、憚り多く候へば、兩人、名代として、参上仕つりてこそ候へ』

と述べ、伯耆守、篤と聞きて、少しも騒がず、

『然らば、頭立ちたるもののみ、泉岳寺へ集まり、其餘

一一六 仙石邸の取調

吉田忠左衛門、富森助右衛門の兩士、十五日辰の下刻を以て、西久保なる大目付仙石伯耆守久尙の邸に到り、

『御注進のものに候、御門を開かれ候へ』

と告ぐ、門番、出で、門扉を開けば、兩士、表玄關に到りて、案内を求む。

桑名武右衛門、出で來り、其異形の風體を見て、驚き怪しみ、

『御兩人に候や、案内を求められしは』

と問へば、兩士、慇懃に、

『左様に候、直々、伯耆守様に、御意得たき儀の候て、推参仕つり候、御取次の程願はしう候へ』

と答ふ、武右衛門、

『兎も角も、御名前を、承はり候はん』

と言へば、兩士、

『我等は、故淺野内匠頭の家來吉田忠左衛門、富森助右衛門と申すものにて候』

のものは、勝手に、立ち退きたる儀よな』

仙石久尙の邸

此れは東京市芝區西久保明舟町にして左手なる築物屋の横手に仙石義夫の邸あり是れ仙石伯耆守の後裔にして舊時に於ける仙石邸の一部なり



と問へば、

兩士、

『全く

以て、

左様の

儀にて

は候は

ず、一

味同心

のもの

四十七

人、殘

らず、

泉岳寺

へ集ま

り、一

人たり

とも、外へは、散り申さず候、其人名、並に仔細は、これに候、恐れながら、御一覽下し置かれ候べし』
と答へ、懷中を探りて、吉良家の玄關へ残し置ける口上書の寫を、取り出だして呈す。
伯耆守、徐かに、讀み了りて、

『同志は、此四十七人ばかりか、此外にも、一味のものありや』
と問へば、兩人、

『全く、此連名のものゝみに候』

と答ふ、伯耆守、又

『シテ、其方共の、これへ参りたる趣意は』

と問へば、兩士、

『上野介殿の御首を、亡主の墓所へ、手向け候上は、菩提所に於て、生害仕つらんこと、何の手間も要らざることに候、去りながら、左様に仕つり候ては、公儀へ對し奉つりて、何か存念を懷き候やう、死後の批判を受け候はんも、計りがたし、兎角、右の次第を、上聞に達し、其上にて、何分の御仕置を、願ひ奉つらんこそ、然るべ

けれと存じ、暫時の一命を延ばして、これまで、参上仕つりて候』

と答ふ、伯耆守、其神妙を感じつゝ、

『シテ、兩人は、如何致さん所存ぞ』

と問へば、兩士、

『泉岳寺へ、引取らんこそ、兩人の望む所に候へ、去りながら、如何やうとも、只、御下知の儘に、従ひ奉つらん』

と答ふ、伯耆守、聞いて、領づき、

『然らば、斯やう致せ、今日は、十五日の事にもあり、

其方共の直訴もあれば、是れより、直ぐさま、登城の上、

何分の御沙汰を、仰ぎ奉つるべし、追つて、取り糺す儀

もあれば、緩々休息仕つるべし』

と告げ、更に、用人を顧みて、

『定めて、空腹にてあるべし、湯漬にても、遣はし候へ』

と命じ、其儘、起ちて奥へ入る。

忠左衛門、助右衛門の兩士、居合はす人々に向ひて、

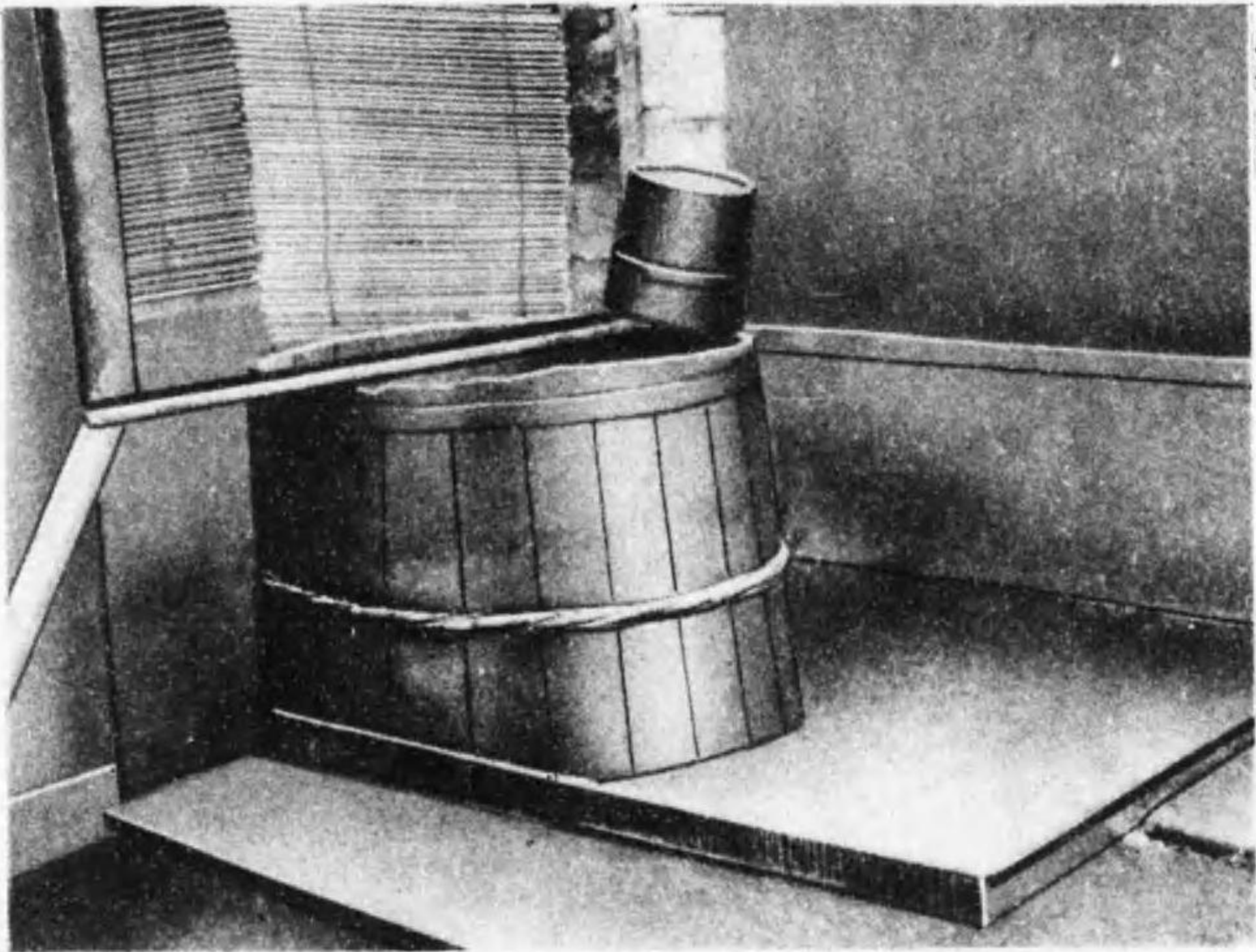
『途中用心の爲め、槍を持ちて、罷り越し、御門外へ立

て掛け置きて候、御門内へ、御取り入れ下さるべし』

と乞ひつゝ、土足を洗ひて、玄關へ上れば、用人、

義士洗足の井戸

東京市芝區西久保明舟町の仙石邸に在り義士の足を洗へるは此井戸なり



『此方

へ、御

通り候

へ、存

ずる旨

も候へ

ば、大

小は、

其儘、

持参せ

られ候

へ』

と告げ、

特に兩刀

の携帯を

許し、導

きて、鐵砲改の謀の間に入る。

『定めて、上杉の屋敷、程近ければ、萬一を慮かりての

事なるべし、時に臨んで、功ある計ひかな』

と聞くもの、皆其處地に感ず。

兩士、此間に詰め居る番士に向ひて、

『御免を蒙りて、衣服を着直し候べし、餘り尾籠に候

へば、少々、御控へなされ候へ』

と請へば、番士、其意に任せて、少しく、引き退く。

兩士、起ちて、帶を解けば、助右衛門の懷中より、白米、

バラ／＼と、こぼれ落ち、又下より、白の小袖、少しく露

はる、助右衛門、袖口を示しつゝ、給仕の坊主に向ひて、

『斯かる物を、御覽候ては、定めて、若きものに、不似

合のことゝも、思召され候はん、併し、是れには仔細の

候、某の母、此度は、奉行の仕納めなれば、死後、見苦

しからぬやう致し候へ、呉れ／＼も、母の事をば、案じ

候まじ、それよりも、死後、見苦しく候ては、却つて、

此母の冥途の障りともなるべし、此白小袖は、母の附添

ふものと存じて、下へ着候へとて、取出て、渡し候ま、

此様に、着用候なり、又これなる白米は、力米にせよとて是れも、母の渡して候、御取捨て下され候べし』と語れば、坊主を始め、居合はす面々、皆聞きて、涙に咽ぶ。

用人井上萬右衛門、出て来りて、夜前の状況を問ふ、忠左衛門、助右衛門の二人、交るく、其見聞せる所を、物語れば、書役、筆を執りて、一々、之を書き付く。

伯耆守、登城の用意、出来上がれば、物語半ばに、書付けを取りて、立ち出づ。

聽て、鄭重の料理を、出だして、懇ろに、進むれば、忠左衛門、

「扱てく、存じ寄らざる御款待に、預かり候ものかな、夜前より、寒氣、骨を刺すばかりにて、難澁至極に候ひしが、今は、蘇生の想ひ仕つり候ひぬ、殊に、生前一杯の酒と存じ候はば、別して、辱なうこそ候へ』
と述べ、深く厚意を謝しつ、快よく、箸を取る。

一一七 再度の尋問

伯耆守、尋問半ばにして、そこく登城し、各老中の出仕を待つ。

程なく、老中阿部豊後守正武、秋元但馬守喬朝以下、追々に、登城すれば、伯耆守急ぎ、其前に、出で、赤穂浪士復讐の事を上申し、且、口上書を呈す。

各老中、何れも、傳覽して、思はず、涙を揮ふ、豊後守、一座を見渡し、

「今は、世も末となりて、武士道も、廢りたらんやう、存じ居り候ひしに、今、斯様の事を見れば、武士道も、尚、涙び申さずとこそ、覺えて候へ、扱てく、天下の御爲め、大慶至極に候ものかな』
と言へば、諸侯、何れも、口を揃へて、

「如何さま、御尤もにこそ候へ』

と和す、今や、公邊の同情、自から、諸士の上に、集まり來る、

「兎も角も、一應、上野介の屋敷を、檢分致させ候はん』

目付阿部式部、杉岡五右衛門の兩人を召して、命を傳へ、御徒目付神谷傳左衛門、樋口彌右衛門、星野加右衛門、伊谷茂右衛門の四人、及び御小人目付十人を附して、上野介の邸に遣はす、伯耆守、

「左らば、此間に、一應、立ち歸つて尋問致し候はん』
と述べて、急ぎ、自邸に、歸り來る。

伯耆守、更に忠左衛門、助右衛門の兩士を、廣間に、喚び出だして、尋問を始め、

「其方共、若し、復讐の志あらば、赤穂の城地御取上げの砌に、企つべき筈なるを、當時には、其儀なくて、一年あまりを過ぎし今日に至つて、此事あるは、如何なる仔細ぞ』

と詰れば、兩士、謹んで、

「御意の通り、復讐の儀は、去年三月、内匠頭相果て候砌より、既に、心底に存じ立ちたる儀にこそ候へ、唯舍弟大學儀、閉門を仰付けられたる儘、落着仕つらず候へば、其先途を、見届けんと存じて、遷延、今日に及びたる仕合せに候、然るに大學儀、愈々本家松平安藝守へ、

引取りと相成り、家名再興の望みも、絶え果て、候へば、四十七人の同志、愈々一味仕つり、此度、上野介殿を、討取りたる次第にこそ候へ』

と答ふ、伯耆守、又

「シテ、上野介殿を、討取りたる模様は』

と問へば、兩士、

「四十七人の同志、今曉七ツ時、上野介殿の御屋敷に、推參仕つり、表門は、長屋を越え、裏門は、押破りて、前後より、一時に討入り、玄關の戸を破つて、座敷へ込入り、居合す番人を捕へて、蠟燭を出ださせ、此れに火を點して、段々、奥へ進み入り、出會ひ候ものは、皆討取りて、上野介殿の寢所と覺しき所まで、打入りて候、然るに、早や、立退かれ候體にて、夜着は、取散らし、刀は、其儘、刀掛けに之れあり候、家中を搜索すること、三度に及び候へども、一圓、見當り申さず、一同、尋ねあぐみ候へる折柄、寢所の奥、物置の様なる所に、人音の仕つり候へば、戸を打ち破つて、透かし見るに、中には、二三人程も、潜めるやうに存せられ候、上野介様に

は、在はさずや、御出會ひ成さるべしと申し候へども、兎角の返答も、之れなく、中よりは、色々の物を、投出して防ぎ候、此方よりも、半弓を以て、射込み候へば、中より、二人、躍り出で候を、皆、討取り申候、今一人居るらし氣に、存ぜられ候へども、奥の方は、更に見え候はず、槍を入れて、搜し候へば、中より、出で來り候ところを、間十次郎、槍をつけ、續いて、武林唯七、太刀を以て、斬り付けて候、上野介殿を、見知るものは、之れなく候へども、此人、下に、白無垢、上に綾縞の小袖を着られ、其上、年輩と言ひ、小脇差を佩さるゝのみと申し、必定上野介殿と存ぜられ候へば、早速、額を檢め、又肩を調べ候ところ、正しく、二ヶ所に疵の候、愈々相違あらずと存じて、首を揚げ、尙、念の爲め、搦め置ける門番に見せ候ひしに、慥かに、上野介殿に相違なしと申し候へば、一同、始めて、安堵仕つりたる儀に候』

と答ふ、伯耆守、又

『左兵衛佐は、如何に致せしぞ』

と問へば、兩士、

『左兵衛殿は、一向、御見掛け申さず候、左兵衛様は、何處に御入り候や、御出會ひ成され候へと、再三、呼はり候へども、終に、御出會ひ候はず、若しや、手負、即死の内に在はさずやと存じ候へども、何れも、御面體を存せざれば、分り兼ねて候』

と答ふ、伯耆守、又

『上野介の家來共は、如何致せしぞ』

と問へば、兩士、

『上野介殿御家來の儀は、此方へ、手向ひ仕つらざるものは、見遁がし申すべき最初よりの申合せに之れあり、其段、三度まで、長屋の前を、觸れさせて候、其内、出合ひ候ものは、是非なく、討捨て候ひぬ、尤も俄かの事にて候へば、何れも、皆、驚くばかりにて、餘り手に立つものも候はず、唯、十八九ばかりの若物一人、勇ましく働き候へば、討ち捨てながらも、皆、惜み合ひてこそ候へ』

と答ふ、伯耆守、又

『同志の者に、手負、又は即死せしものはなきや』

と問へば、兩士、

『四十七人の内、薄手を負へるもの、少々は是れあり候へども、彼方の働きにて、負ひたるに候はず、暗中の事とて、互ひの刃物などに當りて傷つき、或は、屋根より飛び降り候時、足を傷つきたるもの共に候』

と答ふ、伯耆守、又

『打揚げの模様は如何』

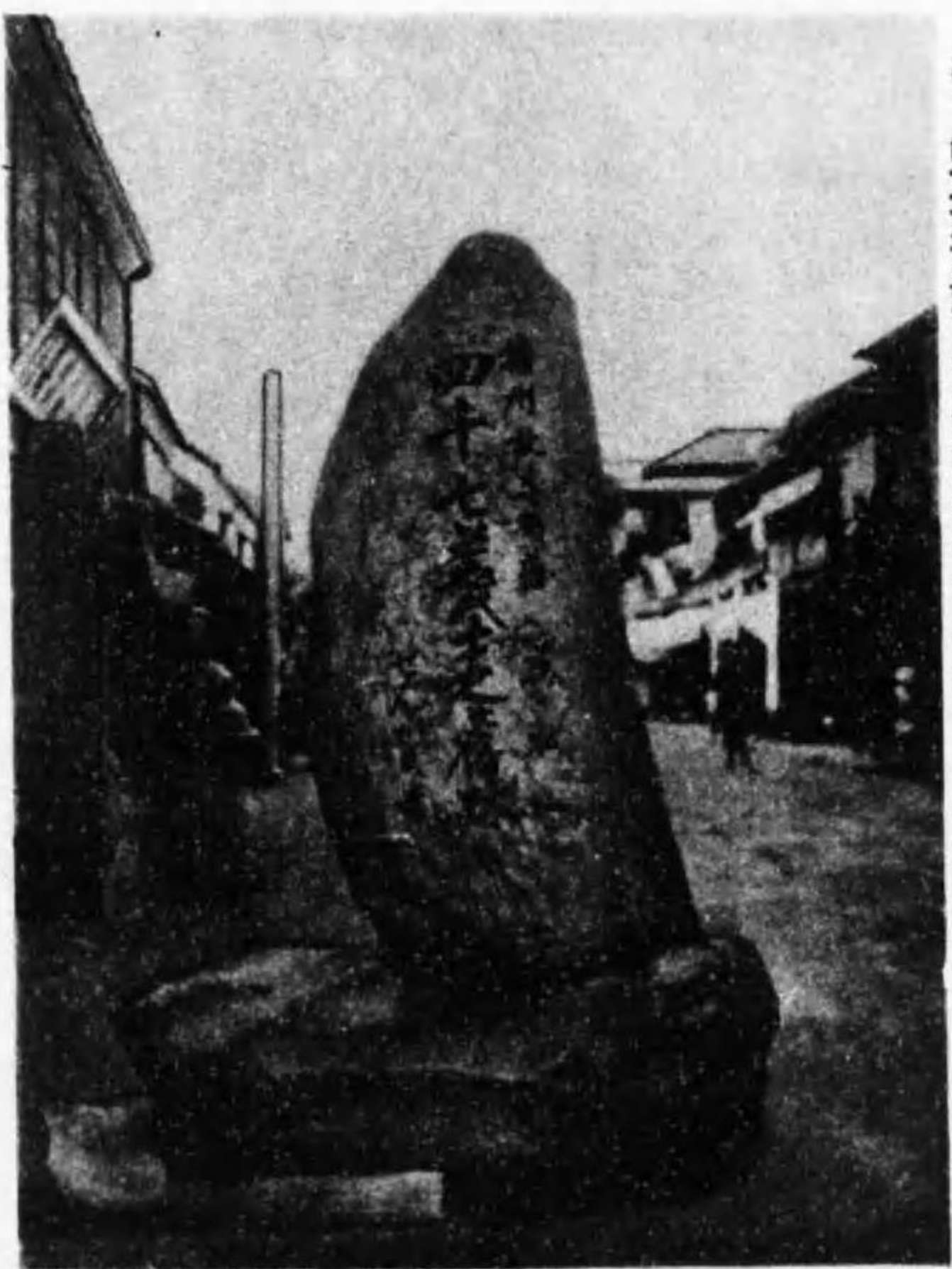
と問へば、兩士又

『上野介殿を、討取り候て後、豫て、定め置きし相圖に従うて、門外へ罷り出で、然るに、家内の者、死人、手負等、過半に候へば、火の元の用心、心元なく、更に、立ち戻りて、圍爐裏、火燵などへ、水を注ぎて、引き取り候』

と答へ、一々、問ひに應じて、滔々、言葉淀まず、申立つ。伯耆守、聞く事毎に、感じ入る。

一一八 泉岳寺の情景

十五日五ツ時過、四十七士、三々五々、斷續して、泉岳寺



泉岳寺の入口
こゝは東京市芝區高輪車町萬松山泉岳寺の入口なり

に到る。

二三の寮衆、時に、門内に在り、其異形の姿を見るより、驚き怪みて、中門の前に、立ち塞がる、

『これは、何方より、參られ候や、卒爾に、門内へ入らんこと、叶ひ候まじ』

と言へば、諸士の中より、一人、進み出で、

『これは、浅野内匠頭の家來共、亡主の仇吉良上野介殿の御首を、討取つて、是れまで參上候なり、追手を遁れて、御寺へ、駈け込みたる儀には候はず、又御寺へ對して、狼籍を働くものにも候はず、唯、上野介殿の御首を、内匠頭の墓前へ、手向くるまでの事に候、御入れ下さらば、芳志にこそ候へ』

と述べ、寮衆、聞いて、扱てはと、更に驚き、

『これはく、内匠頭様の御家來にて候ひしか、暫時、それへ御控へ候へ、一應、和尙へ、斷り候べし』と告げ、一人、馳せて、本堂へ歸る。

其間に、諸士、後より來りて、盡く、此處に集まる。

見物の男女、多勢群れ來りて、喧囂、言はん方あらず、諸士、寮衆に向ひて、

『見物の大勢、騒ぎ立て、迷惑に候、車町の門を、鎖めさせ給ふべし』

と請へば、寮衆、實にもと、頷つきつ、見物の方に向ひつて、

『門内へ入らんこと、叶ふべからず、疾く、御退き候へ』

と告ぐれども、見物の多勢更に、聞き入れず、後よりく、奔めき合ひつ、押寄せ來る、諸士十二三人、屹と、振り返りて、槍を向ければ、見物、皆、ワツと叫びて、引き退く。

寮衆、其間に、ハタと、門戸を鎖さず、内藏助、一同に向ひて、

『御佛前へ、槍前を向け申されまじ』と命ずれば、衆、皆槍を伏す。

本堂へ馳せ歸れる寮衆、此時、馳せ來りて、

『何か苦しい候はん、御入り候へと、和尙の申して候』と述べれば、内藏助、左らばと、一同を率ゐて、亡主内匠頭の墓所に向ふ。

途中に、湧泉あり、手を洗ひ、口を漱ぎ、携へ來れる上野介の首を、出だして、汚れる血を、洗ひ落し、小袖の袖に載せて、石塔の二段目に置く。

寺より借りたる香爐を置きて、馥郁たる抹香を、焼きつつ、一同、ズラリと、前に並びて、打ちつくばふ。

内藏助、短刀の柄を、墓の方に向けて、石塔の上段に、載

せつ、兩手を突きて、恭しく白す、

『巨大石内藏助以下四十六人、謹んで亡君の尊靈に、告げ奉る、去年三月、君、吉良上野介殿へ、刃傷に及ばせられしと雖も、其本望を遂げさせ給はず、恨を吞んで、空しく、泉下に入らせ給ふ、臣等、君の御恩を蒙り候へるもの、事の仔細を存せずと雖も、君の御志を継ぎ奉らんと欲するの心、一日寸時と雖も、已むこと能はず、昨夜々半、終に、上野介殿の御宅に、推參仕つり、首尾よく、上野介殿を、御供申して、是れまで、參上仕つり候ひぬ、此短刀は、會て君の下し賜へるもの、今、謹で返上仕つる、泉下の尊靈、願はくは、再び御手を下して、御鬱憤を霽らせ給へ』

と述べ了りて、ハツと、首を下ぐれば、諸士、皆、一齊に、ひれ伏す、兩眼の涙、ハラ／＼と溢れて、歎歎の音、一時に湧く。

稍々ありて、内藏助、小しく、膝を進ませ、短刀を把つて、ハツ／＼と、上野介の首を、撃つこと三回、頓て、振り返りつ、一同に向ひて、

『今日の焼香、間十次郎第一たるべし、亡君御在世の時

にこそ、席次の上下もあれ、今は、浪人の身の上、尊卑の別あるべからず、然らば、武運に叶ひて、亡君の仇上野介殿の首を揚げたる間氏の、第一に焼香せんこと、當然に候はん』

と言へば、諸士、何れも、異議あらず、

『イザ／＼、



泉岳寺の表門
泉岳寺の入口より進めば表門あり此處を入れば更に山門あり此れは即ち表門なり

間氏、焼香せられ候へ』

と勸む、十次郎、再三、辭讓すれども、尙強ひて已まず、

『然らば、御免下さるべし』

十次郎、恭しく、墓前にいざり進みて、焼香す、生前死後の面目、何物か、此れに過ぎん。

續いて内藏助以下、交るゝ焼香し、終りて、復た首を包んで、客殿に集る。

和尚、出で、一同に對面し、

『扱て、此度の御儀、嗚々、御本望に候はん』

と挨拶すれば、内藏助、丁寧に、

『仰せの通り、日頃の本望、此れに過ぐるは候はず、唯、御寺を騒がし奉つれること、返すゝも、恐入りてこそ候へ、扱て、是れなるは、上野介殿の御首にて候、亡主には敵にて候へども、我等には、何の意趣とても候はず、一たび、亡主の墓前に、手向け候上は、最早、不用の品に候、高家歴々の御首を、汚がし申さんこと、憚りあり、御出家の御事に候へば、宜しく、御取計ひあらせ候へ』

と述べ、包みの儘に、差し出だせば、和尚、起ちて、佛壇の前に置く、

・『愚僧は、是れより、御役人衆へ、御届けの爲めに、参り候はん、何なりと喚られ候へ』

と一禮して、此處を立ち去り、玄關を下りつゝ、送り出でたる寮衆を、見返り、

『當山は、禁酒の寺なれども、今日の客人は格別なり、草臥の休まるやう、酒を振舞ひ候へ、後日、面倒の事、起らば、我等、罷り出で、申開き候べし』

と呉れゝも、言ひ置きて、寺社奉行の役所に向ふ。

後には、諸士、客殿と寮衆との兩所に分れて、火鉢にあたり、血に塗みれたる小袖など烘りつゝ、互に、前夜、奮闘の狀を談ず。

外科醫松原玄佐、泉岳寺よりの迎に依りて、入り来る、近松勘六の創を見て、療治せん況言へば、勘六、首を掉りつゝ、

『これ程の創を、何の療治することか候はん、況して、追つ付け、切腹致し候身の上、疵を直すも、要らざるこ

とにこそ候』

と答へ、固く辭して、治療を受けず。

大石主税は、早く自殺せんと欲し、

『最早や、好き切腹時分に候、早々仕舞ひ候はん』

と言へば、一人、傍より、

『一旦、公儀へ届け出で候からは、何事も、其御指圖に

任せんこそ、然るべけれ』

と述べて制す、主税、服せず、

『上へ届けたればとて、官祿を望む身にあらず、兎角早

く仕舞はん方、上策に候べし』

と言へば、内藏助、亦、首を掉り、

『イヤ、公儀へ届け出でたる上は、何分の御下知を

待つが、當然なり、何分も、急ぐべきにあらず』

と告げ、更に、寮衆に向うて、

『若し、御門前に、騎馬、其他の人数、多く見え候は、

早々、知らせ給ふべし』

と請ふ、寮衆、早速、其由を、門番に傳へ、且、遠見をも

付けて、警戒を加ふ。

既にして、寮衆、粥を炊きて、運び來り、且、鍋、薬罐などにて、酒を煖めつゝ、勸む、

『何も、御下物は候はねど、御酒を参りて、御草臥を休め給へ』

と言へば、諸士、佛壇の上に載せたる首の包を、指さしつゝ、

『あの様なる好下物の候、快よく、頂戴仕つり候べし』

と答へ、皆、快然として、酒を酌む、一人、吸筒を出だし

て、

『爛の好き所を、是れへ詰められ候へ、昨夜も、息の切れ候時は、此酒を飲み、手の凍え候時は、此酒にて洗つて、働き候』

と言ふ、今にもあれ、上杉家の討手、若し來らば、重ねて、其時の用に充てんと欲す。

諸士、頓て、酒に酔ひ、粥に飽きつゝ、陶然として、脇を曲げて、横はる、疲勞、一時に發して、鼾聲、高く打ち眠る。

午の刻過ぐる頃ひ、表門の番人、息せき、馳せ來りて、

『門前に、騎馬、其外の侍衆も見えて、何やらん、騒がしう候、御用心あらせ給へ』
と言ふ、寮衆、其趣を通ずれば、諸士、蹶然として、一齊に、起き上がり、

『素破や、上杉の討手ぞ、イザ防がん』
刀を取り、槍を取つて、馳せ出でんとす。

主税、獨り、平然たり、

『イヤ〜、風聲鶴唳にこそ候べけれ、上杉殿、若し、討手を差し向けんとなれば、何しに、今まで、愚圖々々致すべきや』

と言へば、内藏助、聞いて頷づき、

『如何さま、其通りぞ、去りながら、用心に、若しくはあらず』

と告げ、急に命じて、警戒を加ふ、不破數右衛門、寮衆に向うて、

『砥石を貸され候へ、刀の切刃を、合せ候べし』

と請ひ、鰯いさなの如き刀を抜きて、自ら研ぐ、主税、寮衆を顧みて、

『御坊達よ、今に、堺町の切合人形の眞似をして、見せ参らせん』
と語り、談笑、常の如し。

既にして、寮衆の一人、馳せ來りて、

『門前の人數は、上杉彈正殿よりの討手には候はず、各々を御預かりの大名衆より、差遣はされたる人數に候』

と言へば、諸士、聞いて、カラカ



泉岳寺の本堂
此れは泉岳寺の本堂にして山門を入れば其正面に在り

さへ、受けざれば、ソレで好き事ぞ』

泉岳寺の首洗井戸
義士墓所入口前の右手に在り吉良上野介の首を洗ひし處と稱せらる



と戒め、番人の方に向ひて、

『我は、高田軍兵衛と申すものなり、今日の御喜びを申さん爲めに、罷り越せり、これなる粗酒を、大石殿へ、進ぜられ候へかし』
と述べ、携へ來れる一樽を、差し出す、番人、
『暫時、御控へなされ候へ、仰せの趣、彼方へ傳へ候べし』
と答へ、樽を携へて、本堂の方に到り、寮衆を以て、其由を通ずれば、若手の面々、忽ち、勃然として怒り、
『扱ても、圖々しき、軍兵衛奴かな、何の面下げて、ノコ〜と、出で來りしぞ、イデ〜、打殺し呉れん』
と笥りつゝ、刀、押つ取りて、バラ〜と、走り出でんとす。

『ア、これ〜』

内藏助、手を擧げて、制し、

『斯かる人非人を、手に掛けんは、刀の汚に候ぞ、贈物

と告ぐ、番人、又、樽を持ち歸りて、軍兵衛

に返せば、左しも鐵面皮の男も、顔を赧らめて、悄々と立ち去る。

既にして、和尚、寺社奉行所より、歸り来る。

續いて、寺社奉行阿部飛彈守正喬より、其家臣、及び寺社方の役人、各々一人を遣はして、和尚の届出づる所、相違なきや否やを、内檢せしむ。

二人、客殿の傍なる座敷に入りて、容子を窺ふ、左れど、別に、諸士には、對面せず。

和尚、公邊の諸士に對する意向、寛大なるを見て、頗る意を安んじ、更に酒を出だし、料理を出だして、手厚く款待す、諸士、乃ち重ねて、杯を把つて傾く。

今や、既に、主仇を復して、一片、世に求むるの心もなく、徐かに、公裁を待ちて、一點、生を食ほるの志もあらず、耿々たる丹心、仰いで、天に恥ぢず、俯して、地に羞ぢず。内藏助、筆紙を乞うて、一首の和歌を詠す、

あら樂し思は晴る、身は捨る

浮世の月にかゝる雲なし

これぞ、我が言はんと欲する所の情景、諸士、傳誦して、

皆、快哉を叫ぶ

諸士、亦、一句なかるべからず、折柄、庭上一株の寒梅、雪を凌ぎて、香を放つ、楚々たる風姿、得も言はず。

小野寺十内、一座を、見廻はしつゝ、

『イデヤ、此梅の花を題に、一句仕つらん』

と告げ、筆を把つて、サラ〜と、認めしは、

神垣も更に忘れて踰やせん

梅の色香のこゝろまどひに

との一首、岡野金右衛門も、亦、首を捻くる、頓て

上野介殿の首をあげて亡君に供へ侍る

その匂ひ雪の淺茅の野梅かな

と書すれば、木村岡右衛門も、亦、筆を把りつゝ、

本意を上げて思はず泉岳寺に至りて

おもひきや我が武士の道ならで

斯る御法のゑんにあふとは

と書き認む、諸士、皆、手より手へ傳へて、打ち吟じつゝ、

互に、奇と呼び、妙と叫ぶ、うち見れば、花を賞づるの筈

に似たり、誰れか、死を待つの人としも思はん。

一一九 吉良邸の檢分

吉良の邸は、宛がら、大水の引きたる後の如し、門は破られ、戸は碎かれ、屋中、屋外、死屍、狼籍として、目も當てられず。

諸士の引取りて後、暫くは、森閑として、音もせず。

少焉ありて、長屋々々より一人出で、二人出で、三人、五人、恐るゝ出で来る、齋藤宮内、左右田孫兵衛の二人も、亦、元の長屋の破れより、歸り来る。

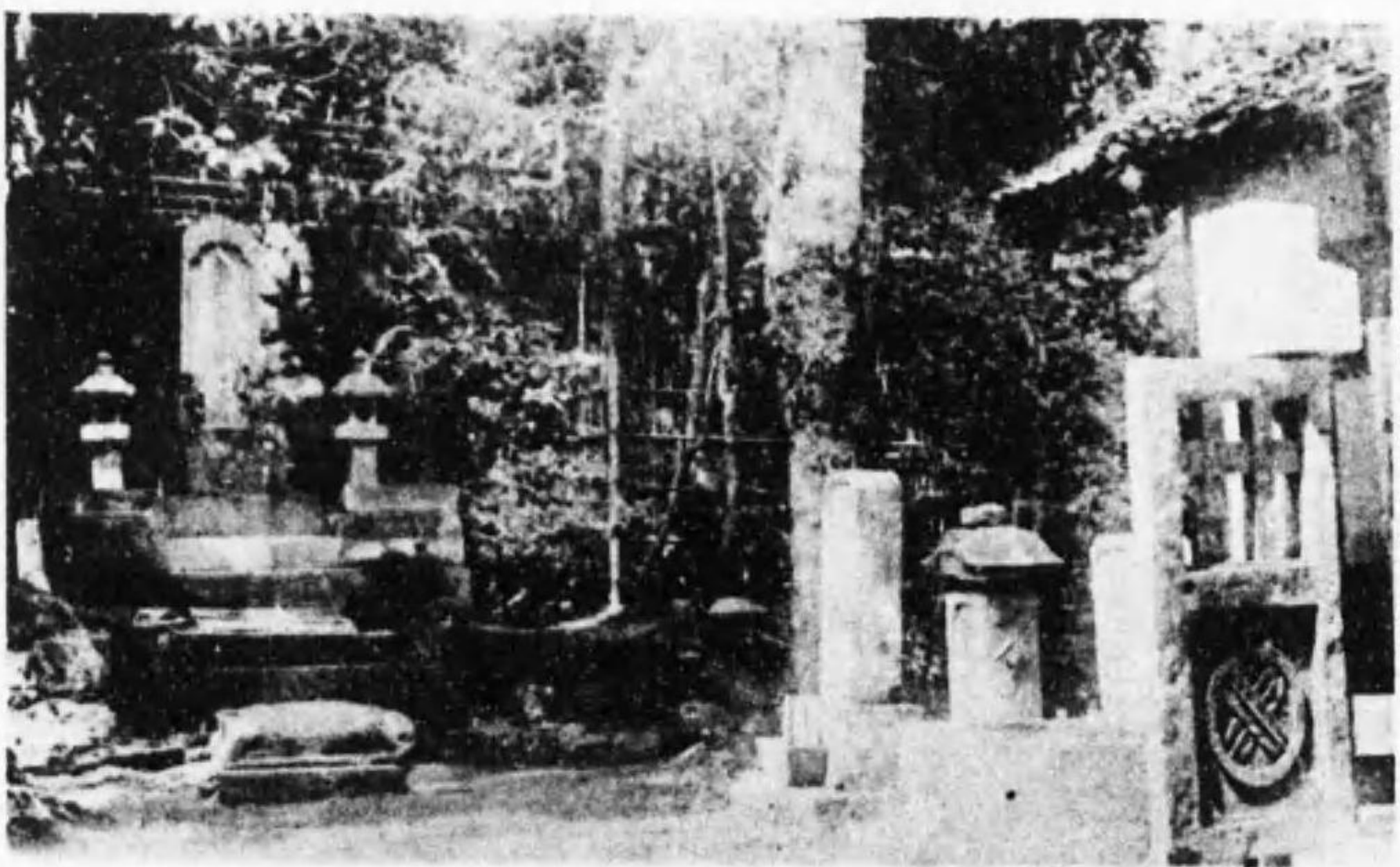
左兵衛佐も、亦、何處よりか、出で來り、首のなき祖父の骸を見るより、黯然として、涙を吞む、

『兎にも、角にも、打捨て置くべきにあらず』

家老以下の面々、打騒ぎて、一方には、上杉家に急報し、一方には、老中に届け出づ。

老中へ届け出での使命を受けたる粕谷平馬、急ぎ、月番稻葉丹後守正通の邸に、馳せ付け、左兵衛佐の口上を述べて、

『昨夜、淺野内匠頭の家來、私方へ押込み、同苗上野介を、殺害仕つり候、私儀は、狼籍者と立ち合ひて、手疵



淺野内匠頭の墓

泉岳寺内に在り表面に「冷光院殿前少府朝散大夫吹毛玄利大居士神儀」の二十餘字を刻す

を蒙むり、當

番のもの、十

四五人も、討

たれ候、狼籍

者の中にも、

深手を負へる

もの、之れあ

り候へども、

皆、引纏めて、

立ち退き候へ

ば、死骸は、

残り申さず候、

早急の儀に候

へば、口上に

て、御届け仕

つりぬ』

と陳ず、取次の

者、

「此儀、土屋相模守殿へ、訴へ出でらるべし」と告ぐ、平馬、乃ち相模守の邸に至りて、訴ふれば、取次の士、篤と、口上を聞いて、

「武備は、常の儀とは申せ、不意の事として、定めて、驚かれ候はん、御手前にも、手に合はれ候べし」

と問へば、平馬は、一向、平氣なり、

「イヤ、昨夜は、相憎、非番にて、手に合ひ申さず、残念至極にこそ候へ」

と言ひ捨て、立ち去れば、玄關に居合はす人々、

「吉良殿の屋敷は、廣くも、三十間四方には過ぐべからず、其内の何方に臥したりとて、是れ程の大事の、争かて、耳に入らざる事のあるべき、天晴、頼もしき家來殿かな」

とて、其後姿を、見送りつゝ、ドツと、打ち笑ふ。

平馬の吉良家を立ち出で、間もなく、檢視役たる御目付阿部式部、杉田五左衛門の一人、御徒目付四人、御小人目付六人を、引き連れて、來り臨む。

家老齋藤宮内、左右田孫兵衛、岩瀬舎人の三人、出で、

應對す。

式部、五左衛門の二人、先づ、左兵衛佐を、尋問するに、其口上、左の如し、

「昨十四日の夜八ツ半過、上野介、并、拙者之宅へ、淺野内匠頭家來と名乗り候而、大勢、火事裝束にて、押込申候、長屋二ヶ所へ、階子を掛置、裏門之扉を破り、大勢亂入、弓箭、槍、長刀など持參、所々より、切込申候、家來共、防戦仕候得共、兵具にて、身を堅め參候哉、拙者家禮手負、死者、多有之、亂入の者は、手を負たる迄に而、討留不申候、拙者方へ切込申候に付、當番の家禮、側に臥居申候者共、防申候、拙者も、薙刀にて、防ぎ申處、二ヶ所手負申候、眼、血、流入り、氣、遠く罷成、暫して氣付、上野介儀無心許存候間、居間へ罷越候而、見申候得者、最早、討れ申候、其後、亂入之者共、引取不居申候」

式部、五左衛門の二人、左兵衛佐の疵所を見るに、額に一ヶ所、後に一ヶ所ありて、何れも、皆、淺し。

更に、上野介の死骸を検すれば、左右の掌に、各一ヶ所、

左の股に一ヶ所、右の膝頭に二ヶ所、膊に一ヶ所の疵ありて、首はあらず、又刀には、所々に、血の着き、柄に切込みあるは、何れ、後よりの細工なるべし。式部、五左衛門の二人、續いて、家臣の死者を検するに、都合十六人あり、

死者

南小屋前	上野介家老	小林平八郎
座敷の庭	左兵衛佐用人	鳥井利右衛門
座敷の次	同	須藤與一右衛門
臺所	上野介 中小性	清水一學
同	左兵衛佐中小性	大須賀治郎右衛門
長屋の前	同	齋藤清左衛門
同	同	左右田源八郎
同	同	新貝彌七郎
同	同	小堺源七郎
長屋出口	上野介粘筆	鈴木元右衛門
同	左兵衛佐役人	榊原平右衛門
臺所口	同	笠原長太郎

右の内十一人は、刀、脇差に血付、切込あれども、残る五人は、働き知れず。次に傷者を検するに、重傷者十一人、輕傷者八人あり、

重傷者

小玄關前	坊主	鈴木松竹
長屋出口	同	牧野春齋
長屋前	表門番足輕	森半右衛門
小玄關前	中	一
玄關	左兵衛佐取次役	齋藤十郎兵衛
長屋出口	同	清水團右衛門
同	左兵衛佐用人	宮石所右衛門
左兵衛居間	左兵衛佐中小性	宮石新兵衛
同	同	山吉新八郎
當番	中小性	水松九郎兵衛
玄關	同	天野貞之丞
長屋出口	同	伊藤喜右衛門
同	同	杉山與五衛門
同	同	石川喜右衛門

裏門 足輕小頭 大河内六郎左衛門

此内、大河内六郎左衛門は、負傷後十日目、乃ち十二月二十四日を以て歿す。

輕傷者

長屋出口 左兵衛佐 家老 松原多仲

同 左兵衛佐 役人 加藤太左衛門

同 中小 性 杉山三左衛門

座敷 同 堀江勘左衛門

表門 足輕 岩田彌兵衛

門下番 八太夫

駕昇兵 左衛門

馬取 吉右衛門

此外、家老齋藤宮内、左右田孫兵衛、岩瀬舎人の三人は、額口、掌中などに、微傷あり、其事實を審案すれば、

「昨夜、八ツ時分、火事と申候故、小屋より罷出候處に、小屋一間に、三四人づゝ、槍を持ち、竝居申候、戸を明け、のぞき候得者、カスリ疵を負ひ候、依之相控、其後罷出候へば、上野介は討れ、左兵衛佐は手を負申候」

と申立つれども、剃刀などにて、自から態と傷つけたる形跡、顯然たれば、負傷者の中へ、加へられず。

中小性村山甚五右衛門、徒士石原彌右衛門、榊原五郎右衛門、古澤善右衛門の四人は、逐電したる儘、歸り來らず。

外に、無傷の者、百四人あり、其内、左兵衛佐の從者富田五右衛門、若松新右衛門、山下甚右衛門、星八右衛門、近藤徳兵衛の五人を、尋問すれば、

「昨夜八ツ半時、長屋の屋根にて、火事の由申候故、早速罷出見申候處、其内、鎗を抜き、大勢、罷越押込候故、又長屋の内へ入申處、其内、外より戸を押へ、出し不申候、何人參候哉、其段不存候」

と申立つ、其外、足輕、沼田作右衛門、磯六兵衛等を、尋問すれば、

「昨夜八ツ半時、表門より、火事と申候て、我等共、罷出向申候へば、先手の者一人、鎗にて突れ申候間、一先、長屋へ引申候に、外より戸を押へ、出し不申候」

と申立つ、何れも、主の大事より、我身大事と、潜み匿れ居りしなり。

式部、五左衛門の二人、傷者、及び無傷の者を、尋問して、

口供を取り、それより、諸士の遺留品を検すれば、

弓 二張

内半弓一張弦切る

矢 根 二十本

袋入の儘

槍 二本

内一本は、折切つて、柄なく、一本は、折れて、柄なし

矢 七筋

内五筋は、茅野常成、二筋は、早水滿堯みづたかと銘あり

斧 二挺

梯子 二挺

竹 札 二十三枚

札毎に、名字を書付く

掛 矢 二本

鉤付細引 三筋

屋根の上にある

刀 一腰

白鞘にて、勝守の銘あり

てこ 一本

鎗の折 一本

山鳥の羽矢 一筋

矢根なし

笛 一管

木 札 二枚

浅野内匠頭家來村松三太夫と書付く

の拾數點あり、何れも、不用の品なれば、打捨てしものと覺し。

これより、更に、隣家の取調を行ふ。

表門の直ぐ向側なる牧野一學は、駿府在番中にして、其家來茂木藤太夫より、左の口上書を差出す、

茂木藤太夫口上書

昨夜七ツ時分、火事にて是有候様に、方々、人聲仕候、

罷出見合候處に、吉良左兵衛様御門内、聲高に、相聞申

候へ共、様子知不申に付、手前の門外に控、人付罷在候處、其後、何の物騒體も無御座候故、其通りに仕置候、此外、可申上儀御座無候。

次に北隣なる越前福井城主松平兵部大輔昌明家老本多孫太郎武生城主を調へたるに、其家來眞柄勘太夫より、左の口上書を提出す、

眞柄勘太夫口上書

昨夜七ツ時、何と哉覽、物さわがしく候、火事杯の様子に御座候得共、駈と知れ不申候、其内、鳴も静まり申候、其節の儀、會て様子不奉存候。

次に其並びなる土屋主税を、取調べたるに、其口上書、左の如し、

土屋主税口上書

昨夜七ツ前、隣家吉良上野介屋敷騒敷候間、火事にて候哉と存、罷出候て承候得者、喧嘩之體に、相聞得候故、家來共召連、境迄罷出、固めて罷在候得ば、塀越に聲を懸、淺野内匠頭家來片岡五左衛門、小野寺十内、原總右衛門と申者にて候、主人の敵上野介殿を討取、違本望候由、

名乗申候を、塀越に承申候、夜明前、裏門え、人數五六人程も、罷出候様に相見え申候、尤も火事裝束の體に見え申候、暗く候間、駈と、相見留不申候、此外、何事も不存候。

明々地に、當夜見聞の儘を、申立て、少しも、憚かる容子もあらず。

これにて、吉良邸の檢分も、終り、隣家の尋問も、終りたれば、式部、五左衛門の二人、諸士の玄關前に建て置ける口上書を收めて、急ぎ、城中に、馳せ歸り、具さに、老中に、實況を復命す。

斯かる所へ、仙石伯耆守も、亦、再び登城して、忠左衛門、助右衛門の二人を、取調べたる状況を、報告す。

今や、一切の情形、漸やく、明白となり來る、

「左らば、上聞に達せん」
老中、打揃うて、將軍家の前に出づ。

一三〇 諸士の御預

將軍綱吉、老中の平伏するを見て、

「何事なるぞ」

と聲を掛く、阿部豊後守正武、ハツと、答へつゝ、兩手を突き、具さに、赤穂浪士復讐の顛末を述べて、上聞に達し、

「恐れながら、これなる口上書を、御覽せられ候へ」

と言ひつゝ、吉良家の玄關へ残し於ける口上書を、取り出だして、捧ぐ。

將軍、手に取つて、讀み行きつゝ、思はず、ホロリと、涙を落す、豊後守、此體を見て、又

「四十七人の者共は、一先づ、大名中へ、預けさせられ、篇と、御詮議の上、何分の御處分あらせ給ふべくもや」

と申せば、前に、内匠頭の處分に、嚴酷なりし將軍、今や、諸士の處分に就て、復た苛察ならず、

「好きに計らへ」

と告げて、卽座に、其意見に従へば、豊後守以下、其儘、引退く、頓て、評議の上、左の四家へ、分ちて、預くるに決す、

熊本城主細川越中守綱利へ

十七人

松山城主松平隠岐守定直へ

十人

長府城主毛利甲斐守綱元へ

十人

岡崎城主水野監物忠之へ

十人

此日は、諸侯登城の日なり、老中、命じて、四侯を召せば、越中守、甲斐守、監物の三侯のみ在りて、隠岐守は、病氣の爲め、登城せず。老中、乃ち隠岐守へは、奉書を遣はし、三侯に面して、

「故淺野内匠頭家來共、當分、御預けの旨、仰出さる、泉岳寺に於て、受取られ候へ」

と告ぐ、越中守、及び甲斐守、自身受取りとして趣くべきやと、伺ひ出づれば、老中より、

「イヤ、それには及ばず、家來を差遣はさるべし」

との指圖あり、三侯、命を拜して、歸邸し、早々、受取りの人數を、泉岳寺に派す、泉岳寺に於て、上杉家の討手來りしと騒げるは、此時なり。

既にして、評議、忽ち一變して一旦、仙石伯耆守の邸へ、召寄せたる上、更に、四家へ預くるに決し、直に、其由を、四侯に通じ、續いて、御目付鈴木源五右衛門、水野小左衛門を召して、

『淺野内匠頭家來四十七人の者共、當分、御詮議の内、細川越中守、松平隠岐守、毛利甲斐守、水野監物へ、御預けの旨、仰出さる、其段、伯耆守と、談合の上、内匠頭家來中へ、申渡し候へ』

と告げ、別に、取締として、御徒目付六人、御小人目付十人を附す。

源五左衛門、小左衛門の二人、老中の前を退き、六人の御徒目付を、招きて、

『唯今、御老中より、何か御心付けは候はざりしや、内匠頭家來共の、泉岳寺へ、立退けることは、最早、江戸中へ、隠れもあるまじく、別して、上杉家へは、逸早く、知れ居り候はん、然らば、上杉家より、討手の人數を、差向くることあらんも、計り知るべからず、御預けの大名家へ、引渡さる内、若しも、左様なる騒動の起り候はんか、我等は、一應、申鎮め候はんも、尙、聞かずして、理不盡に、攻め懸かり候はゞ、共々に、防ぎ戦はん外はあるべからず、去りながら、彼方は、多勢に候はん、無勢の我等、此れに敵せんこと、叶ふべからず、討死は、

固よりの必然の勢に候、何れも、豫て、覺悟を定められ、死後に、批判せられざらんやう心掛けられ候へ』

と告げ、上杉家の討手、來らば、潔よく、死せんと欲す。

老中、此由を聞きて、實にもと思ひ、更に二人を召して、

『各々泉岳寺へ、罷越さるゝに及ばず、御徒目付を以て、四十七人の者共を、伯耆守の宅へ呼寄せ、各々列座の上にて、申渡し候へ』

と命ず、是に於て、御徒目付石川彌一右衛門、市野新八郎、松木小八郎の三人を、泉岳寺へ遣はして、命を傳ふるに決す。

彌一右衛門等、頓て、泉岳寺に到りて、旨を告ぐれば、和尙、急ぎ客殿に出て、

『仰渡さるゝ趣、之れあり、仙石伯耆守殿より、御役人を、差越されて候、追つ付け、これへ御入りに候べし』と通す、諸士、乃ちズラリと、客殿に、居並びて待つ。

程なく、彌一右衛門以下三人、靜々と入り來りて、上座に着き、

『御用の儀、之れあり、何れも伯耆守宅へ、參られ候へ』

と威儀を正して、告ぐれば、内藏助、

『伯耆守様、仰渡されの趣、畏まり奉つり候』

と答へ、即座に、請書を、書き認めて、差し出だす、彌一右衛門、一座を、見渡はしつゝ、

『伯耆守へ、差し出され候書付には、四十七人とあり、愈々それに相違なきや』

と問へば、内藏助、

『仰せの通り、書付には、四十七人と、之れあり候へども、其内の一人は、缺落ち仕つり候やらん、夜前、上野介殿へ、推參するまでは、居合せ候へども、其後、一向見當り申さず候』

と答ふ、彌一右衛門、押し返して

『シテ、何處へ參り候や、何か、心當りは候はざるか』

と問へば、内藏助、又

『何方へ、參り候やらん、更に、承知仕つらず、此れに由つて、書付よりは、一人、不足仕つり、都合四十六人と、思召され候べし』

と答ふ、彌一右衛門等、其意を領して、一旦、其座を、引

き去る、内藏助、和尙を以て、彌一右衛門へ、

『上野介殿の首を、これまで、持參仕つりて候、如何取計ひ申すべきや』

と尋ねれば、

『兎角、差圖は、致しがたし、但し、伯耆守宅へ、持參するには及ばず、住持へ談合して、預けらるべし』

と答ふ、頓て、彌一右衛門等、個人の資格を以て、更めて對面し、

『扱て、此度の儀、御本望千萬とこそ存じ候へ、前後の振舞、只々感心の外は候はず、拙者共は、是れより、罷り歸り候べし、各々には、隨意に、伯耆守方へ、參られ候へ』

と丁寧な、挨拶して、立ち歸る。

斯くて、夕餉も、終れば、和尙、又々諸士に逢うて、
『各々緩々と、御支度の上、伯耆守殿御宅へ、參られ候べし、老人衆、手負衆も候へば、駕籠の用意を、申付け候、草鞋もあれに候』

と告ぐ、諸士、夫れ、用意を調ふれば、日、早や、全

く暮る、内藏助、和尚に逢うて、

「此度は、不慮に、御寺へ参りて、何角、御世話に、預かり候こと、謝し参らせんに、言葉も候はず、扱て、上野介殿の首は、此儘、御預け申すべし、宜しく、取計はれ候へ」

と言へば、和尚、快よく、之を諾がふ。

斯くて、一同、泉岳寺を出づれば、既に、初更を過ぐ。

駕籠は、二十挺を、用意せしかど、此れに乗りしもの、唯十一人、諸士、駕籠を、中に囲み、二張の提灯を、眞先きに、押し立て、行く。

何れも、元の武器を携へて、萬一に備へ、途中、横町に到れば、提灯を待たせて、左右を見廻はし、橋に差掛ければ、又橋下、並に前方を見廻はしつゝ、其別條なきを見極めて、又進む、警戒、極めて厳し。

高輪より、三田通を経て、西久保に出で、仙石伯耆守の邸に達す、屋敷々の門前には、高張を立て、張番を置けるもの、往々あり。

四家の人數、一たび、泉岳寺に到りしも、俄かに、仙石伯

耆守の邸に於て、囚人を引渡すべきの命あり、乃ち高輪を

引揚げて、西久保の邸に、集まり來る、細川越中守の使者は、三宅藤兵衛、鎌田軍之介等にして、其衆七百餘人、松平隠岐守の使者は、奥平次郎太夫、佃又兵衛等にして、其衆三百餘人、毛利甲斐守の使者は、田代要人、原田將監等にして、其衆二百餘人、水野監物の使者は、山田大右衛門、山川九郎右衛門等にして、其衆二百餘人。

待つ間程なく、堀部安兵衛を、先頭として、四十餘人、徐徐と入り來り、槍、弓箭を、門外に、投げ捨て、案内を求む。

御小人目付、立ち出で、姓名を聞き取り、一人々々、潜戸より、中に入るれば、皆頭巾を脱ぎつゝ、玄關に到る。此處には、御徒目付控へ居りて、名簿と突き合せ、兩刀、及び懷中物を、預かりて、一人づつ書院へ誘ひ入る。

既にして、一同の座、定まる。御徒目付、出で來りて、一同の年齢、勤役、父子兄弟叔姪の續合ひ、並に負傷の有無輕重を問ひ糺し、其座列を、四つに分つ、一列は十七人、二列と、三列とは各々十人、四

列は寺坂吉右衛門を缺きて、残る九人。

稍々ありて、仙石伯耆守、御目付鈴木木五右衛門、水野小左衛門の二人と與に、靜かに、出で來り、設けの席に、着きつゝ、一同に向ひて、

「其方共儀、當分、細川越中守、松平隠岐守、毛利甲斐守、水野監物へ、御預け相成るべき旨、仰せ出ださる、

神妙に、追つての御沙汰を、相待ち候へ」

と告ぐ、内藏助、謹んで、畏まり奉つるとの旨を答ふれば、餘の諸士、一様に、首を下ぐ、伯耆守、

「内藏助、これへ、進み候へ」

と告げて、内藏助を、側近く召し、言葉、靜かに、

「此度、本望を遂げたる次第、落付きたる致方、申さんに言葉なし、それにて、今曉の概略、物語られ候へ、但し此儀、御作法にかゝりにての尋ねにあらず、唯、物語を聞かんまでに候ぞ」

と語る、内藏助、手を下げつゝ、

「然らば、一通り、言上仕つり候べし」

とて、詳細に、復讐の顛末を陳陳す、辯舌流るゝが如し、

吉田忠左衛門、亦、其足らざる所を補うて、陳述す。

説きて、蠟燭を出だせる一段に至れば、伯耆守、忽ち、

「シテ、其蠟燭を出させしは、誰れぞ」

と問ふ、内藏助、碓貝十郎左衛門なる旨を答ふれば、伯耆守、

「年も若きに、落付きたる致方かな」

とて、深く感じ入る、水野小左衛門、一同の中を、見廻はしつゝ、

「大石主税は、何れに候や」

と問へば、主税、少しく、進み出で、

「これに罷り在り候」

と答ふ、小左衛門、主税の方を見つゝ、

「シテ、當年、幾歳ぞ」

と問へば、主税、ハツと、首を下げ、

「十五歳に、罷り成り候」

と答ふ、小左衛門、聞くより、感嘆、措かず、
「如何さま、聲音は、幼なきが、其骨柄、天晴れなり、
斯様なくては、是程の大義に、預かること出來候まじ」

と言ひ、列座の人々、亦、皆、主税の材器、非凡なるに、驚嘆せざるはなし。

小左衛門、更に、同列の人々に向ひて、

「内匠頭は、其身、文武の道に長じ、殊に、尋常ならざる武士を、多く扶持せられ候へば、如何なる御用にも、相立つべきものを、武運、拙なくして、滅亡せられけるこそ、嘆はしう候へ」

と語る、言ふ者、聞く人、何れも、感慨の念に、堪へざるが如し。

頓て、四家の使者を招きて、一同を、引渡さんとす、吉田忠左衛門、富森助右衛門の二人、

「扱て、今朝より、伯耆守様の御懇志、各々様の御親切、死すとも、忘れ候はず」

と最と丁寧に、謝辭を述べ。

四家へ御預けの人名は、左の如くに定められぬ。

細川越中守邸 十七人

大石内藏助 吉田忠左衛門 原 總右衛門

間瀬久太夫 小野寺十内 堀部彌兵衛

片岡源五右衛門 磯貝十郎左衛門 近松勘六
瀬田又之丞 富森助右衛門 赤埴源藏
矢田五郎左衛門 大石瀬左衛門 早水藤左衛門
間 喜兵衛

松平隠岐守邸 十人

大石主税 堀部安兵衛 中村勘助
木村岡右衛門 岡野金右衛門 千馬三郎兵衛
不破數右衛門 菅谷半之丞 貝賀彌左衛門
大高源吾

毛利甲斐守邸 十人

岡嶋八十右衛門 吉田澤右衛門 武林唯七
倉橋傳助 村松喜兵衛 杉野十平次
勝田新左衛門 前原伊助 間新六
小野寺幸右衛門

水野監物邸 九人

間瀬孫九郎 間十次郎 奥田貞右衛門
矢頭右衛門七 村松三太夫 茅野和助
横川勘平 三村次郎左衛門 神崎與五郎

子は、父と離れ、弟は、兄と分れて、各々別處へ、拘はれんとす。

今日、一たび、分れては、父子兄弟、復た相見んこと、期すべからず。

内藏助の心に懸かるは、我子主税の覺悟如何に在り、此時、徐かに、主税の方を、見返りて、

「我れは、細川越中守様の御屋敷へ参るなり、今生に於て、汝を見んこと、之れを限りと思ふべし、今となりては、別に、申さんこともあらず、唯、兼々、教訓致し置きたる儀を、呉れくも、忘るまじきぞ」

と告ぐ、言葉こそ、短けれ、意味は長し、主税、丁寧に、首を下げつ、

「御教訓の儀は、肝に銘じて、忘却仕つり候はじ、此儀、御心安く、思召され候べし」

とヂツと、父の顔を見上げつ、言ひ放つ。
居並ぶ諸士、此光景を見るより、皆、黯然として、涙を吞む。

一一一 諸士の引渡

引渡の順序は、第一が細川家、第二が松平家、第三が毛利家にして、最後が、水野家なり。

伯耆守、先づ、細川家の使者三宅藤兵衛、鎌田軍之介、堀内平八の三人を召して、

「御預けの面々、請取り申さるべし、乗物の窓など、明けたしと申すものあらば、其意に任すも、苦しからず、怪我人もあらば、靜かに参り候へ」

と告げ、次に、内藏助を、傍近く召して、

「一同の爲に、乗物の用意を、命じ置けり、老人もあり、怪我人もあり、殊には、差添へ参り候面々の爲めにもあれば、旁々、乗りて参り候へ」

と諭す、内藏助、謹んで、

「段々、御念を入らせられ候こと、有難き仕合せにこそ、存じ奉つりて候へ」

と丁寧に、謝辭を述べて、座を起てば、他の十六人、亦、随つて起つ、一挺の駕籠に、輿丁二人、棒突二人、歩行一

人づゝ、附添うて、玄關に到り、預かりの人、一人づゝ、受取りて、順ぐりぐゝ、門外へ出づれば、此處に控へ居る警固の武士、部署に應じて、之れを守る。

十七人、盡く揃へば、眞先に、細川家の定紋九曜の星の付きたる大提灯二張、差添人の提灯一張づゝ、先づ進み、駕籠一挺に、騎馬の士一人、歩行の使番、又は小性、一人づゝ、此れに隨ひ、警衛の士卒、其前後、左右を護衛しつゝ、愛宕下なる細川和泉守有孝の門前より、愛宕横町に出で、三島町より、通町に出で、伊皿子阪より、白金の中屋敷に達して、目黒門より、中に入る、時に、夜、既に四更。

内藏助以下、駕籠より、下り立ち、導かるゝ儘、役者の間の玄關より通りて、廣間に居並ぶ。

向ふの側には、三宅藤兵衛以下、これも、ズラリと、威儀を正して、坐す。

先刻の程より、待ち兼ねたる越中守綱利、此時、近侍の士を隨へて、徐々と、廣間に入り來れば、内藏助以下一同、ハツとはかりに、平伏す、越中守、一同に向ひて、言葉、靜かに、

と告げ、更に、當番の家來に向ひて、

『最早、夜も、更けたれば、早々、料理を出だすべし』と命じ、挨拶終りて、ツイと、奥に入る。

越中守、諸士の忠義を感じて、優遇を加ふれば、諸士、亦、越中守の厚意に對して、感涙に咽ぶ。

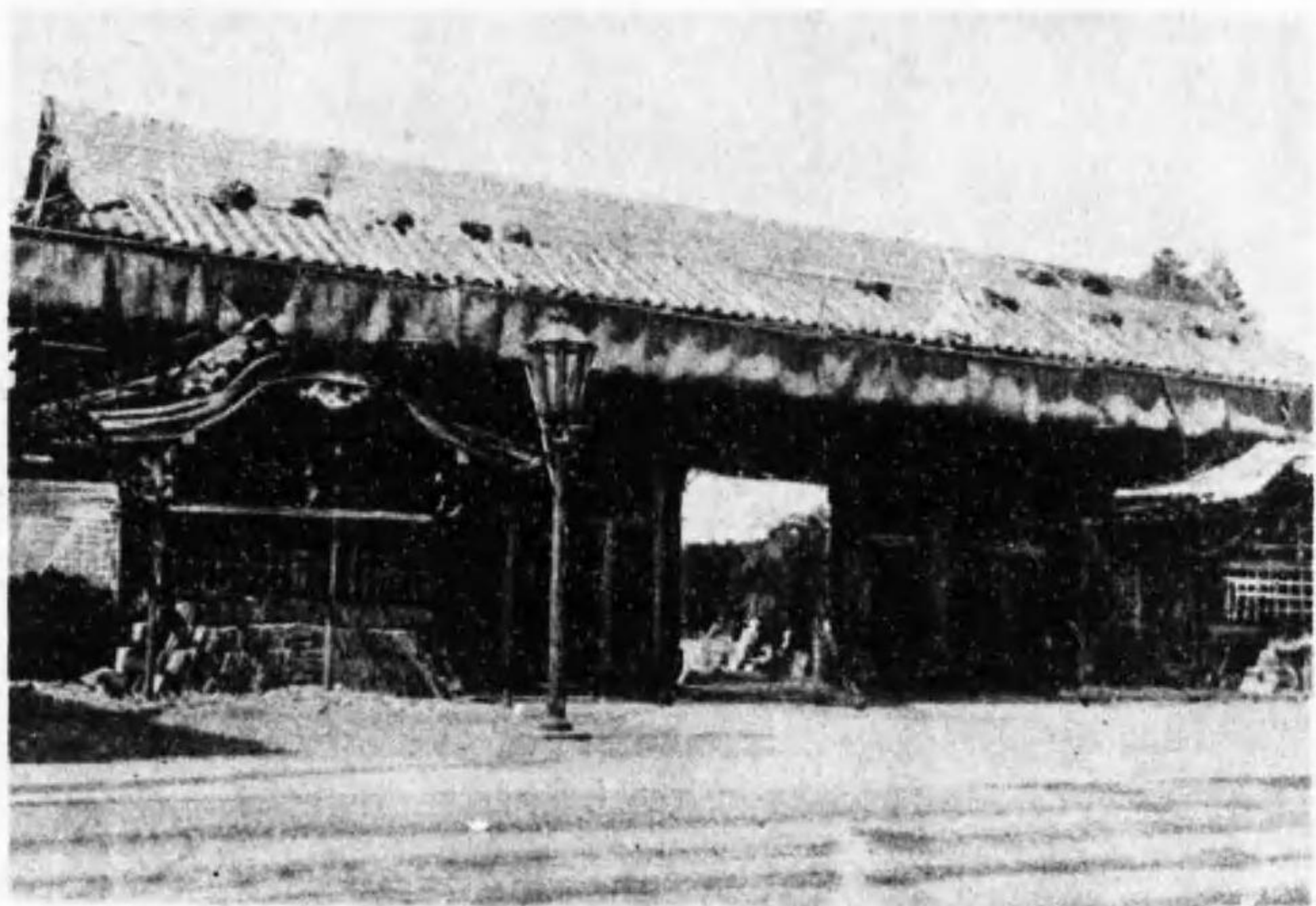
頓て、新調の小袖に、上帯、下帯を添へて、出だせば、諸士、それぐゝ、着換へて、鄭重の饗應を受け、終りて、一室に打臥す。

細川家への引渡しを終れば、伯耆守、更に、松平隠岐守の使者奥平次郎太夫、佃又兵衛の二人を、呼び出だして、大石主税以下十人を、引渡す。

次郎太夫等、細川家受取の模様を見て、此れに倣ひ、一挺の駕籠毎に、揚提灯二張、箱提灯一張、騎馬一人、歩行一人、足輕十人づゝを附し、其他は、前後左右を、警衛しつゝ、愛宕下の上屋敷に達す、時、正に子の刻。

上屋敷にては、豫ねて、東長屋の内、北の端より、十軒を明けて、待ち受く、諸士の到着するや、脇門より入りて、一人々々に、長屋へ置く、

白金の舊細川邸
東京市芝區白金なる高輪御殿は元の細川家中屋敷にして大石内藏助以下十七人の御預けとなりし處



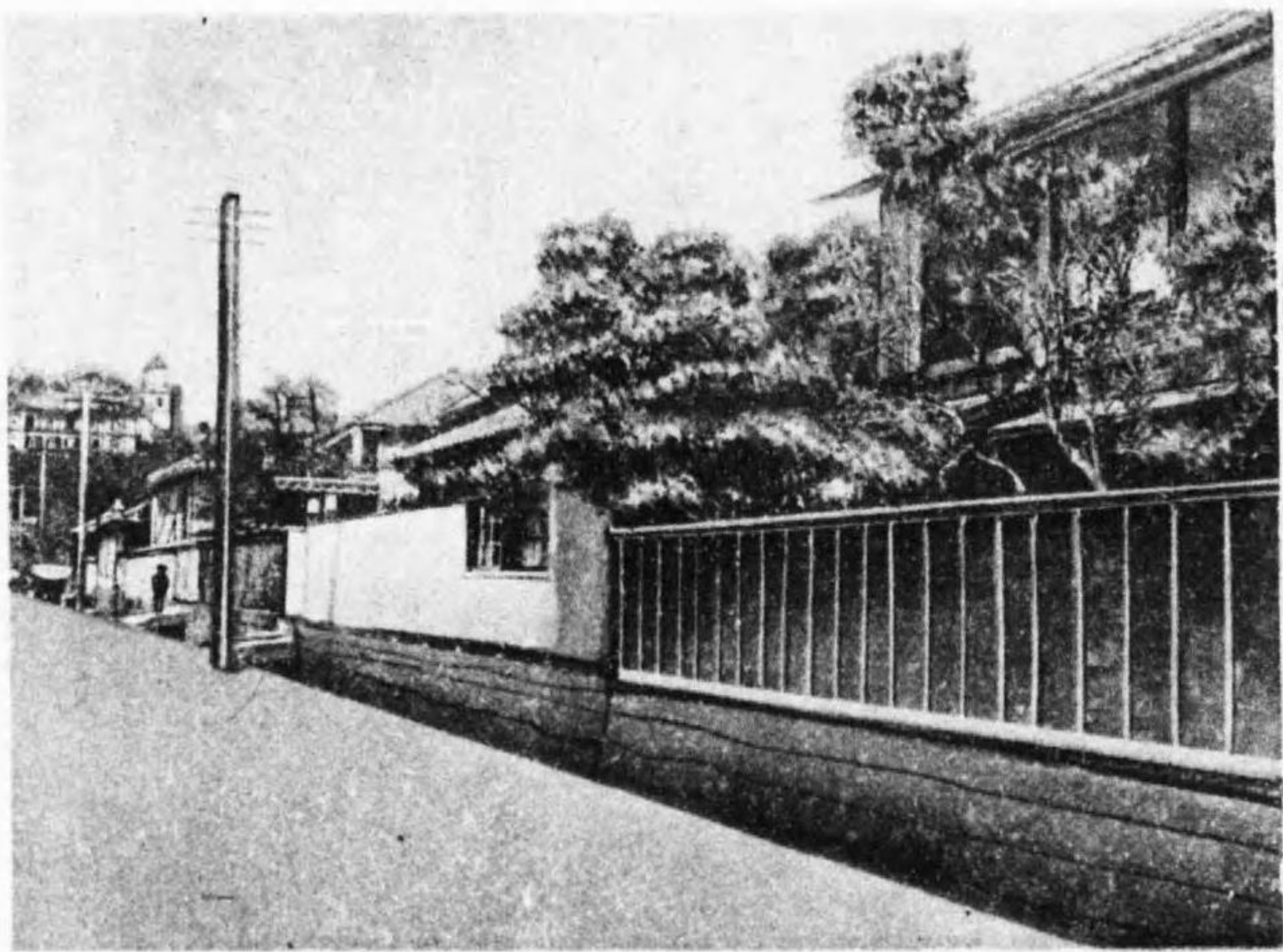
ば、遠慮なく申し候へ』

『扱てぐゝ、今日の仕方、神妙とこそ存ずれ、これに、大勢の家來共を、差し置かんこと、何とやらん、嗚呼がましきに似たれど、これも、公儀へ對しての作法と、心得らるべく、相應の用事もあら

- | | |
|------|--------|
| 一番小屋 | 堀部安兵衛 |
| 二番小屋 | 大石主税 |
| 三番小屋 | 岡野金右衛門 |
| 四番小屋 | 貝賀彌左衛門 |
| 五番小屋 | 中村勘助 |
| 六番小屋 | 大高源吾 |
| 七番小屋 | 菅谷牛之丞 |
| 八番小屋 | 不破數右衛門 |
| 九番小屋 | 千葉三郎兵衛 |
| 十番小屋 | 木村岡右衛門 |
- 一小屋毎に、番人四人、歩行二人、持筒二人、足輕四人、中間二人づゝを置いて、嚴重に、警固す。
- 諸士の上屋敷に着するや、早速、行水を使はし、小袖三つ、胴衣一つ、手拭一つ、上帯一筋、下帯一筋、夜着一つ、蒲團一つ、木枕一つづゝを給す。
- 隠岐守は、風氣に罹りて、床に在り、家老遠山三郎左衛門、服部源左衛門の二人、出で、對面し、終りて、一同に、二汁五菜の料理を饗す。

此夜は、此處に留め、十六日を以て、三田の中屋敷に、移さんとす。

愛宕下の松平邸址
大石圭税以下十名の預けられし松平隠岐守定直の邸は芝區愛宕町二丁目十四番地にして今の東京病院の處なり



伯耆守、次に毛利甲斐守の使者田代要人、原田將監を、呼び出して、岡島八十右衛門以下十人を、引渡す。甲斐守の留守居金子六郎右衛門、亦、

使者の一人として、此處に在り、豫め、御目付に向ひて、『火急の事にて候へば、駕籠に、鍵がまへとても仕つらず、唯、細引ばかり、用意仕つりて候、駕籠の上をば、細引にて、結び申すべきか、御内意、仰せ聞けられ候へし』

と問へば、御目付、『イヤ〜、鍵がまへはなくとも、苦しからず、尙、別に、細引にて、結ぶにも、及び申すまじ』

と答ふ、乃ち駕籠に、錠をも卸さず、細引をも掛けずと雖も、警戒、おさ〜、怠らず。

途中、或は、上杉家の伏兵などあらんも、知るべからず、江見彌三郎、斥候として、仙石邸より、麻布日ヶ窪の邸までの間を、偵察し、別に、異状なきを見て、還り報ずれば、左らば、仔細なしと、直に、諸士を護衛して發す、江見彌三郎、眞先きに進み、二町ばかりを隔て、沼田小左衛門又進み、俱に途上を警戒す。

それより三町を隔て、揚提灯二張、相並んで進み、次に留守居金子六郎右衛門騎馬、次は物頭桂新五左衛門、これ

日ヶ窪の毛利邸址

毛利甲斐守の邸は麻布區日ヶ窪に在り岡島八十右衛門等十人を預りし處今法學博士増島六一郎の住邸となる



毎に、揚提灯二張、箱提灯一張、武士三人、及び棒足輕、此れに附添ひ、尙、駕籠二挺毎に、一士、騎馬にて進み、

も、亦、騎馬にて進む。次は杉野十平次、村松喜兵衛、武林唯七、倉橋傳助、勝田新左衛門、前原伊助、小野寺幸右衛門、吉田澤右衛門、岡嶋八十右衛門の順序にて進み、一挺の駕籠

番頭原田將監、家老田代要人、後殿たり。頓て、日ヶ窪の邸に達して、裏門より、中に入る。

南北の小屋を、屏風を以て、各々五室に仕切り、二人づつ、一室々々に入る、小屋の外まはりは、板にて圍ひ、雪隠は、中に設くるなど、其警固、特に嚴し。

家老の挨拶ありて、衣類、帯などを給し、且、輕き料理を饗す。

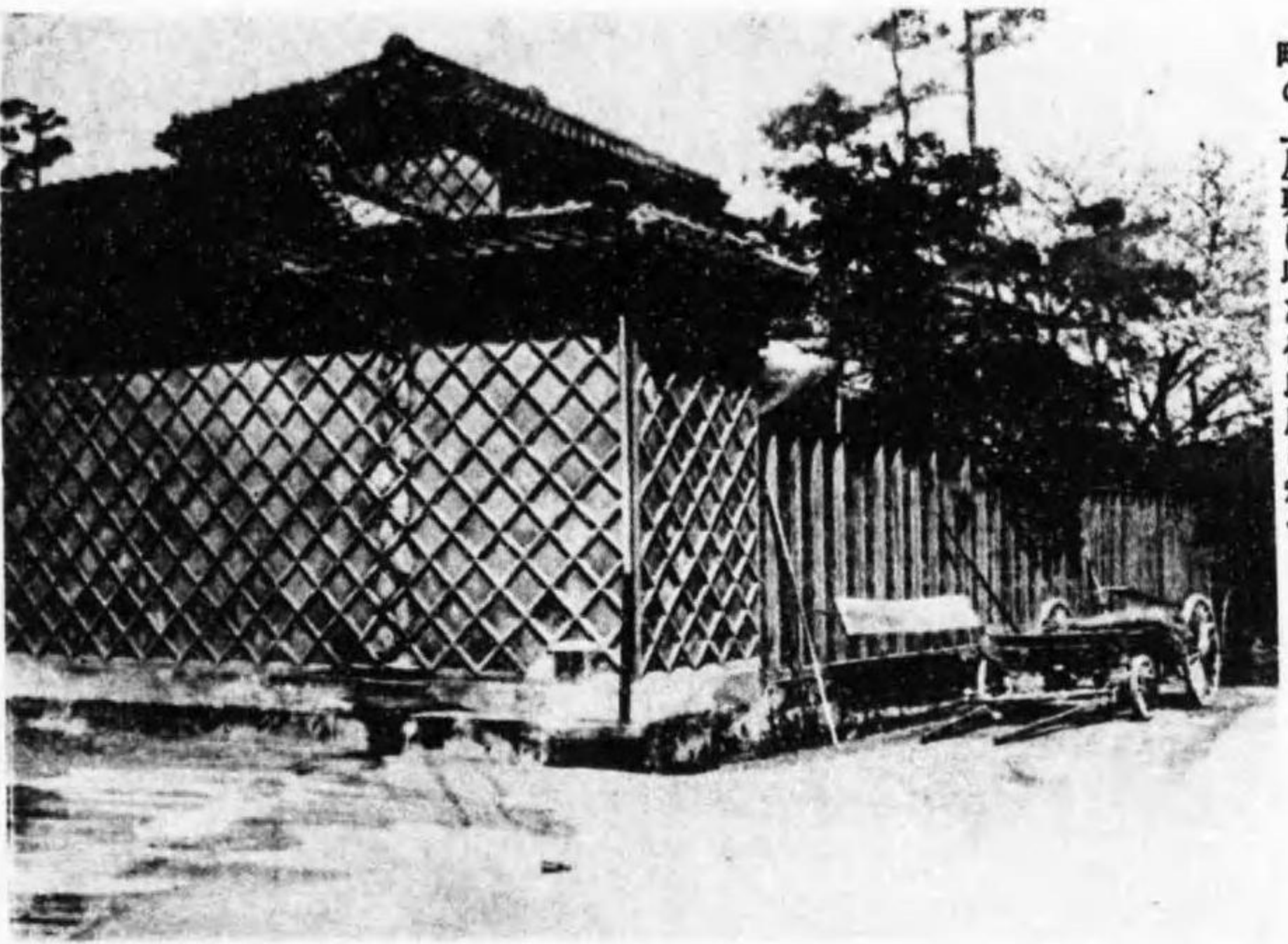
伯耆守、最後に、水野監物の使者山田大右衛門、山川九郎右衛門の二人を召して、間瀬孫九郎以下九人を、引渡す。

駕籠には、夫れ〜、錠のみおろして、細引をば掛けず、一挺毎に、高張提灯二張、手提灯二張、並に中小性の手提灯二張づつを立て、中小性二人、徒侍一人、足輕四人づつ、此れに附添ひ、細引持一人、後より附従ふ。

騎馬、徒歩の士卒、其前後左右を警衛しつ、芝切通の上屋敷に達し、水野又右衛門の明長屋を、掃き清めて、取敢へず、此處に入る。

諸士の内、數人の負傷者あり、間十次郎、奥田貞右衛門の二士は、俱に、腕に微傷を受け、横川勘平は左眼に輕傷を

三田の水野邸址
水野監物の三田の中屋敷は芝區三田四國町十四番地に於て前田清則の住するあたりなり御預けの義士は最初切通町の上屋敷に收め後此處に移す



服用せしむ、こゝにても、家老の挨拶ありて、後、夫々、饗應あり、家士、小具足に、身を堅めて、嚴に警衛を加ふ。

負ひ、神崎
與五郎も、
亦、表門の
長屋を、飛
び越ゆる時、
誤まつて、
右の腕を傷
つく。
諸士の着す
るや否や、
外科醫大澤
杏庵、早速、
治術を加へ、
内科醫栗田
玄同、醫藥
を調査して、

四十六人の義士、今や、分れて、四處に囚はれぬ、既に、仇の首を獲て、君の墓に供へ、此に、君の志を遂げて、我が望を達す、一死何か有らん、鼎饘、甘きこと、飴の如し、身は、囚中に在れども、今日と云ふ今日の夢や、初めて安し。

一三三 細川家の待遇

細川家の諸士に對する同情、極めて厚し、御預けの翌日、廣間を、二室に分ちて、上の室には、

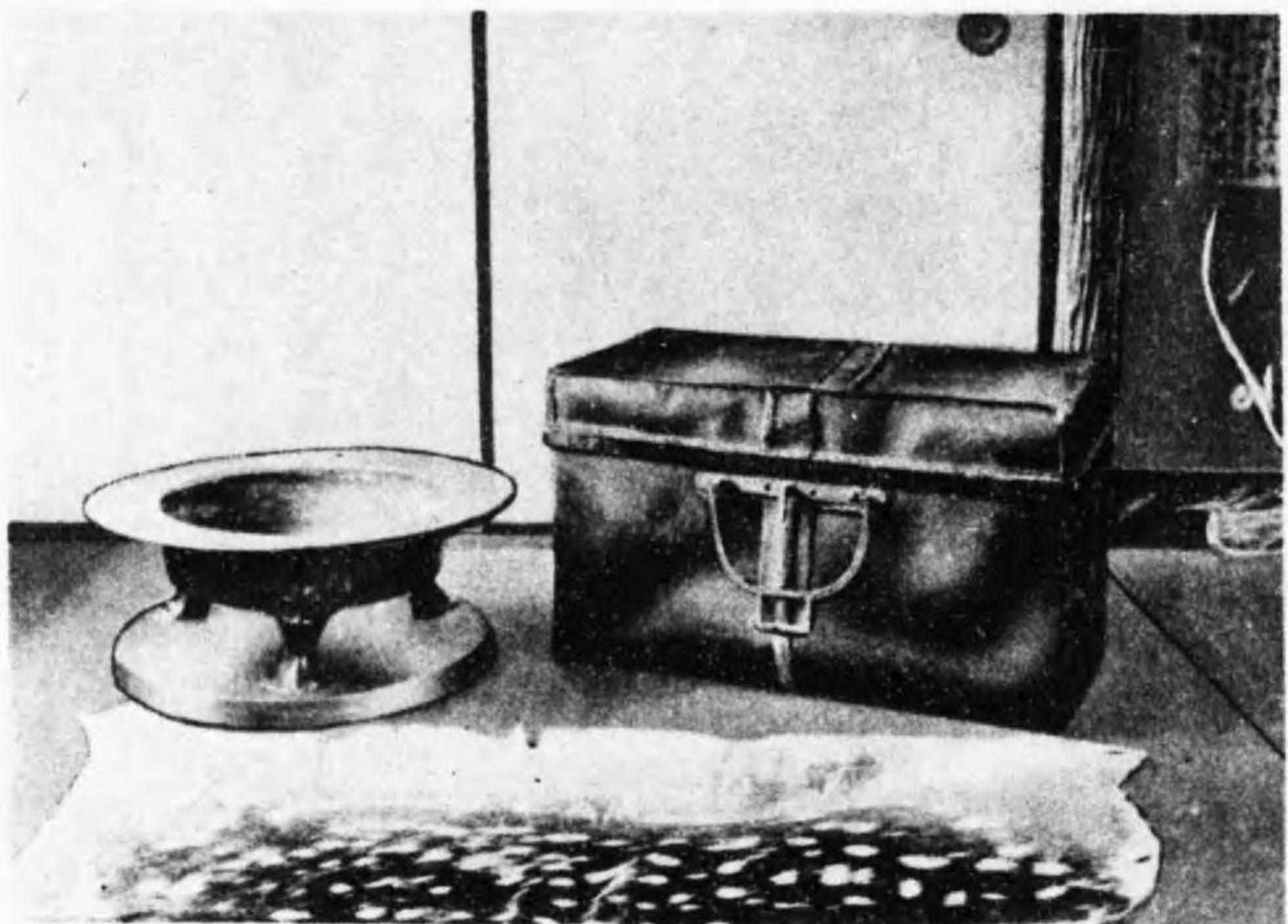
- 大石内藏助 吉田忠左衛門 原 惣右衛門
- 片岡源五右衛門 間瀬久太夫 小野寺十内
- 堀部彌兵衛 間 喜兵衛 早水藤右衛門
- の九人、下の室には、
- 磯貝十郎左衛門 近松勘六 富森助右衛門
- 潮田又之丞 赤埴源藏 奥田孫太夫
- 矢田五郎右衛門 大石瀬左衛門

の八人を置く、磯貝十郎左衛門は、上の室に、割り當てられしを、自ら早水藤左衛門と代りて、下の間に入る、血氣

の壯年、老人連の中に混りて、窮屈なればなるべし。

細川家の火鉢

此れは諸士の御預け中細川家より其居間に出させる火鉢にして兩掛は大石内藏助の所有せるもの今男爵安場末喜の所有に歸す



然るに、
此廣間は、
室内、薄
暗く、且、
庭園の眺
とてもあ
らねば、
更に、役
者の間を、
修理して、
此處に移
す。
食事は、
二汁五菜
の盛饌を
備へて、
款待し、

一兩日の後よりは、更に、酒を侷め、烟草を給し、夜分には、藥酒と稱して、寢酒をも、振舞ふ。

寒中の折柄なれば、鐵網を掛け、鏡を卸したる大なる火鉢を、幾個もく出して、上には、紅殻染の蒲團を掛け、火氣、盡きんとすれば、更に、活火を盛りたる他の火鉢と、取り換ふ。

内藏助は、浴後、杯を舉ぐるを好めばとて、毎日々々、湯を沸て、且、一人々々にて、湯を仕換ゆ、便所に立てば、小坊主、附添ひ來り、檜杓を把つて、手洗水を、注ぎ掛く。家臣の面々、亦、饅飩、蕎麥、奈良茶など贈りて、交る交る、無聊を慰む。

諸事、宛がら、賓客に對するが如く、優待厚遇、到らざるなし。

特に、附人として、置かるゝは、明智左馬介光春の後裔たる三宅藤兵衛、大友義統の忠臣吉弘嘉兵衛統幸の後裔たる吉弘嘉右衛門、十三四歳の時、攝州芥川に於て、親の仇を討ちたる中瀬助五郎等、多くは、由緒ある面々にして、何れも、皆、懇切に周旋するが中にも、別けて、堀内傳右衛

門は、衷心より、諸士の忠誠を感じることに深し、

『世に武功あるもの多しと雖も、此諸士の如き、忠義拔群のものは、其匹儔、古今に少なし、御當家とても、大の武功ある者の子孫、固より、乏しからず、左れども、諸士にして、自然、御赦免とならば、何れ、御預けの諸家へ、下し置かるゝならんが、其節、誰某の、武功に似たればとて、それに準じて、官祿を與へられんにも、誰一人、比較を取るべき人もあらず、諸士の如き、實にも、冥加に叶へる武士かな』

とて、我が身命を賭しても、諸士の便宜を計らんと、思ひ極め、心を盡し、誠を盡して、斡旋する所あり、一日、富森助右衛門に向ひて、

『拙者は、代々、當家へ仕ふるもの、伴にて候、末子の事とて、別に、微祿にて、召出され候ひしが、江戸定供を、申付けられ、段々、取立てを蒙りて、物頭に列せられて候、近年は、年も寄り候へば、供役、使役をも、差免されて、緩々と、町屋敷に居る身にて候、若き頃より、一兩年以前までも、駕籠の開閉を、申付られて候へば、

江戸表の儀は、概略、心得居る積りにて候、居屋敷に、

詰め居りては、門の出入も、心底に任せがたきこと多く候へども、町屋敷に居り候へば、晝夜に限らず、何方へ参るも、心の儘に候、各々様の御事にて候へば、越中守の不爲と思すことは、兎角、御遠慮の氣味に、見受け参らせて候、去りながら、忠義の御心底を、察し参らせては、拙者などの身命を惜まん心、更々候はず、何事にもあれ、御心置なく、仰せ聞けられんこそ、本懐にて候へ、此儀、御一同へも、御傳へ給はり候へ』

と言へば、助右衛門、感喜、措かず、

『扱て、浅からざる御志、一同へ、申し聞かせ候はば、如何ばかりか、喜悅仕つり候べし』

と答へ、斯くと、内藏助以下に通ずれば、何れも、其好意に感じて、何事も、心置きなく、傳右衛門に、打ち明かす。大目附長瀬助之進、役目柄とて、早くも、心に怪しむ色あり、傳右衛門、それと察して、包まず、意中を明せば、

『如何さま、道理なる御所存に候、實に、何れも、摩利支天と存ずることにて候』

と述べ、これも、亦、深く同情を寄す。

今や、細川家の主従、此十七士に對して、敬意を表せざるもの、只の一人もあらず。

一三三 松平、毛利兩家の待遇

松平隠岐守は、諸士の待遇向について、兎角に、懸念あり、十六日朝、使者を、老中稻葉丹後守の邸に遣はして、左の伺書を差出す、

覺

一、御預之者拾人、今夜者、私居屋敷内、長屋圍之内え、壹人宛、差置申候、尤、番人、夫々付置申候、明日者、三田屋敷え、差遣可申候。

一、若、氣分惡敷節者、輕き體に候はゞ、手醫師之藥用可申哉之事。

一、上帶、下帶、常之通に爲仕可申哉之事。

一、櫛道具、毛拔、はさみ、扇子等、望み候はゞ、如何可仕哉之事。

一、楊枝望候はゞ、相渡可申哉、並、箸は短く仕、食事

之節、用可申哉事。

一、硯、紙等、望候はゞ、如何可仕哉之事。

一、行水望候はゞ、如何可仕哉之事。

一、自然、火事等の節者、下屋敷え、遣可申哉之事。

十二月十五日

松平 隠岐守

公邊の意向を知らざれば、此瑣末の事も、獨斷を以て、行ふこと能はず。

丹後守、書面を、讀み終りて、使者に向ひ、

『御預けの者共は、永く御預け成され候にもあらず、且、右の者は、公儀に對し奉りて、惡事を働かしものにあらねば、存寄り次第、好き程に、取扱ひ候へ』

と諭して、其書面を、差戻す。

此日七つ時、諸士を、三田の中屋敷に移す、乗物一挺づゝに、騎士二人、徒士二人、足輕十人、二行に附添ひ、士卒二百餘人、嚴しく、其前後を、警衛しつゝ、行き、此處にても、亦、諸士を一人々々、分置す。

毛利甲斐守も、亦、諸士の待遇向に、懸念を懷き、十六日の朝、家臣内藤角左衛門を以て、是れも、稻葉丹後守に、

伺ひ出づ、

覺

- 一、楊枝相渡可申哉之事。
- 一、近所出火之節、下屋敷へ遣可申哉之事。
- 一、髮結候節、圍の内へ、缺入可申哉之事。
- 一、毛抜所望候はゞ、渡可申哉之事。
- 一、烟草所望候はゞ、出可申哉之事。
- 一、扇所望候はゞ、渡可申哉之事。
- 一、料紙所望候はゞ、出可申哉之事。
- 一、相煩候節、醫者之事。
- 一、親類中より、書通可爲仕哉之事。

以上

十二月十六日

毛利 甲斐 守

其伺ふ所、粗々隠岐守に同じ、丹後守、亦、同じ意味を以て、

『御詮議の内、當分の御預けなれば、此伺ひに及ばず、

此中の儀は、何事も、了簡を以て、計ひ候へ』

と諭す、角左衛門、立歸つて、此旨を報すれば、家老以下、

評議の上、大要、左の如く定む、

- 一、楊枝を望む時は、細き杉楊枝を渡すべき事。
- 一、近火の節は、田代要人、時田權太夫の指揮を受けて、山の原へ、退くべき事。
- 一、理髪を望む時は、理髪人を遣はし、缺は、用済み次第に、持歸るべき事。
- 一、毛抜を望む時は、貸渡し、用済み次第に、取歸るべき事。
- 一、烟草を望む時は、差出し、喫烟後、取歸るべき事。
- 一、料紙、硯を望む時は、貸渡し、他人への書信は、要人、權太夫へ申し出で、樂書ならば、此方へ申受け、硯箱共、取歸るべき事。
- 一、他よりの文通、又は口上は、本人へ申聞けず、要人、權太夫へ申出づべき事。
- 一、南座敷の者と、北座敷の者との文通、面會は一切、禁止すべき事。
- 一、何事を相尋ぬるとも、一圓、存せざる旨を、返答すべき事。

其檢束、頗る厳しく、細川家の待遇に比すれば、自から雲泥の差あり。

一二四 首級の返却

諸士は、仙石邸に赴きても、尙、泉岳寺に取残さるゝもの、一つあり、外にもあらぬ上野介の首級其物、

『外に、掛け換へもなき預かり物ぞ、大切に、守護せんこそ、好けれ』

其夜は、客殿に、屏風を建て廻はして、首級の包を、其中に、安置し、多勢の兩衆、グルリを、取り巻きて、警固嚴重に、夜を明かす。

翌くれば、十六日卯の刻、和尚、寺社奉行阿部飛驒守正喬の役宅に、到りて、

『上野介殿の御首、内藏助より、預かり置きて候、昨夜は、出家共、致しも付けぬ番を致して、殊の外、迷惑仕つりてこそ候へ、如何計らひ申すべきか、御指圖を成され候へし』

と伺へば、飛驒守、

『上より仰出されたる儀にはあらず、唯、我等の存じ寄りにては、左兵衛方へ、送り還されんこそ、然るべけれ、幸ひ上野介菩提所萬昌院の住僧、是れへ参り合はせ居れり、面會して、打合はされ候へ』

と告ぐ、和尚、辱けなき由を述べ、起ちて、次の室に到りて、萬昌院の住持に、對面す。

萬昌院は、吉良家累代の香華院なり、吉良家に於ては、諸士の爲めに、上野介の首級を、持ち去られてより、其當惑、言ふばかりなし、

『人數を、泉岳寺へ、差向けて、取返さんことは、叶ひがたく、左ればとて、赤穂浪人共に、頭を下げて、返戻を求めんこともなりがたし、此上は、萬昌院の和尚を、頼まん外はあらず』

とて、切りに、萬昌院の住僧に、依頼すれば、外ならぬ吉良家の事とて、捨て置かんやうもなく、今しも、飛驒守の役宅に來りて、百方、懇請しつゝ、ありたる處。

萬昌院の和尚は、泉岳寺の和尚より、委細を聞き、打悦び、

「扱てく、それにて、ヤツと、安心仕つり候ひぬ、愈々御返し下され候はゞ、前以て、左兵衛殿へ、案内仕つり置き候へし」

と述べ、早々、暇を告げて、立ち去れば、泉岳寺の和尚、亦、飛驒守の役宅を、立ち出で、寺へ歸り來り、石獅、一呑の二僧を、招きて、

「ヤレく、首の埒も、ヤツと、明き候ぞ、兩人は、太儀ながら、上野介殿の首を、左兵衛佐殿の屋敷まで、届け參られ候へ、途中、氣をつけ候は、申すまでもなく、左兵衛佐殿の屋敷へ、參り候はゞ、門前より、案内を求め、首は、必らず、内にて、渡し候べし、若し門外にて、受取らんと申さるゝとも、堅く、否み申すべく、強つて、門外にて、受取らんと、申し張られ候はゞ、左兵衛佐殿の直判を取つて後に、渡し候へ、假令、門内にて、渡し候とも、先づ、受取書を取つて、渡すこと、肝要なり、呉れくも、粗略に、扱はれ申すまじきぞ」

と懇ろに説き示せば、兩僧、異議なく諾ひ、首級を、包ごと、澁紙にくるみ、細引にて、緊かと括り、外に鼻紙袋、

守り本尊、及び槍の鞘を、二つの紙に包む、

「それにしても、目錄なくては、叶ふまじ、如何認め申すべきや」

と謀り、衆僧、評議の上にて、書き認めたる文句、左の如し、

覺

一御首

一紙包 貳つ

右之品御請取可被成候、以上。

泉 岳 寺

極月十六日

吉良左兵衛佐殿

石獅、一呑の兩僧、之れを受取り、首級の包を、中間に、荷はせて、夜の五つ時、泉岳寺を、立ち出づ。

高輪の通りを経て、田町に到れば、人々、見て怪み、

「これは、何にて候や」

と問ふもあり、

「あれこそ、上野殿の首なれ」

と叫び合ふもあり、兎角して、本所松坂町の吉良邸に達す。

石獅、一呑の兩僧、吉良家の表門に到りて、案内を求む、

「これは、泉岳寺よりの使僧に候、御取次なされ候へ」

と言へば、門番、内より、

「少々、御待ち候へ、其段、申通じ候べし」

と答へ、一人馳せて、奥へ通ず、待つ間程なく、キート、扉を左右に開き、

「御通り候へ」

と言ふ、兩僧、首を擔はせて、門内へ入れば、上下を着けて、家來、並に足輕三四十人、ハツとばかりに、這ひつくばふ、これぞ、主人の首級を、迎ふるもの。

兩僧、其中を通りて、玄關に到れば、家老左右田孫兵衛、麻上下にて、式臺まで、出迎へ、

「これはく、御太儀千萬に存ずる、イザ、御上り候へ」と述べ、兩僧、

「御覽の通りの土足に候、外に、仔細とても候はねば、それへ、上り申すにも、及び候まじ、これにて、申し入れ候はん」

と答ふれば、孫兵衛、重ねて、

「兎も角も、此れへ御上り候へ」

と強いて勸めて、止まず、兩僧、

「左れば、御免候へ」

足を濯ぎて、玄關へ上れば、孫兵衛、

「これへ、御通り候へ」

と述べ、前に立つて進む、兩僧、導かるゝまゝ、薄縁を敷きたる狭き廊下を過ぎて、一つ、二つ、三つ目の座敷に入れば、紛々たる異臭、鼻を衝きて、心地悪しきこと、言ふばかりなし。

此室には、萬昌院の長老と、所化の二人あり、

「扱てく、遠路、御太儀に候」

と丁寧に挨拶す、孫兵衛、兩僧に向ひて、

「御口上、承はり候はん」

と言へば、兩僧、

「上野介殿御儀、不慮の御事にて、御笑止に存じ候、随つて、内藏助より、御首預かり置き候處、御役人中より、御内意も候へば、是れまで、持參仕つりてこそ候へ」

と答ふ、孫兵衛、

「御口上の趣、左兵衛へ、申し聞け候べし」

と述べ、一旦、奥へ入りて、又出て来り、

「御好意、辱けなうこそ候へ、シテ、請取書は、如何認め申すべきや」

と問ふ、兩僧、

「如何やうとも、御隨意に、認められ候へ」

と答ふれば、孫兵衛、又奥へ入り、稍、ありて、重ねて、出て来り、

「左兵衛佐へ、申聞かせて候、左らば、首を受取り候べし」

と

と言ふ、兩僧、包の儘にて、渡せば、孫兵衛、受取りつゝ、

「一應、中を檢め申すべし」

と述べ、兩僧、

「内藏助より、封の儘にて、受取り置き、又其儘にて、持参仕つり候なり、御檢めの儀は、御勝手にこそ候へ」

と答ふれば、孫兵衛、四五人の立會人と與に、包を解きて、封を切り、手燭を舉げて、仔細に、中を檢め、互に、

「御疵の候」

と叫き合ひつゝ、又假りに包みて、奥の方に、持ち行く、稍、ありて、孫兵衛、又入り来り、

「拙者は、老人にて、耳遠し、先刻の御口上、緊かと、承はり兼ね候、今一應、承はりたうこそ候へ」

と述べ、筆と、硯とを、出だせば、兩僧、前の口上の文句を、書き認めて渡す。

孫兵衛、之れを携へて、奥に入り、暫くありて、又々出て来り、

「一昨夜の首尾、拙者共は、一向に、存じ申さず、御使僧方は、定めて、御寺にて、何れもの話を、御聞きに候はん、御物語りなされ候へ」

と請ふ、聞きたきは、當夜の模様、兩僧、

「イヤ、愚僧共も、一向に、存じ候はず」

と去り氣なく、斷りて、敢て語らず。

孫兵衛、座を起ちて、勝手に入り、萬昌院の長老を呼びて、何事かを叫く、長老、頓て、出て来りて、

「一昨夜の容子、何か御聞き成され候べし、唯今の左右

田孫兵衛と申す家老、是非に、承はり呉れよと申されて候、枉げて、話し給はるべし」

と言ふ、兩僧、

「何も御隠し申す譯には候はず、四十六人の衆、昨朝、泉岳寺へ参られ候節、方丈より、寺中の僧にして、用事なき者は、一切、罷出で申すまじく、物事、静かにせよと、觸れられて候へば、愚僧共は、一切、其席へ、罷出で申さず、随つて、何事も、存知申さざる仕合せ、悪しからず、御容赦なされ候べし」

とキツバリ断れば、長老、復た問はず、兩僧、改めて、長老に向ひ、

「先程より、殊の外、悪しき臭の仕つり候、何にて候やらん」

と問へば、長老、奥の唐紙の方を、指しつゝ、

「あの唐紙の内には、一昨夜の死骸共、之れあり、先程、御通りの廊下にも、一面に、血の浸みて候、各々方御越しに付、薄縁を敷きたる次第に候」

と答ふ、兩僧、聞いて、

「扱ては、方々に、火鉢を置きあるより、其火氣にて、斯かる悪臭を、發せしものなるべし」

と思ひ、常に、死者を扱ふ身にも、心地悪しきこと、言ふばかりなし。

兎角すれども、何の返辭もあらず、兩僧、長老に向ひて、

「彼れ是れ、時刻も、移り候ひぬ、疾く、御返答申さるるやう、御傳へ給ふべし」

と請へば、長老、

「湯漬を参らせんとこの事に候、今、少し、待たされ候へ」

と言ふ、兩僧、口を揃へて、

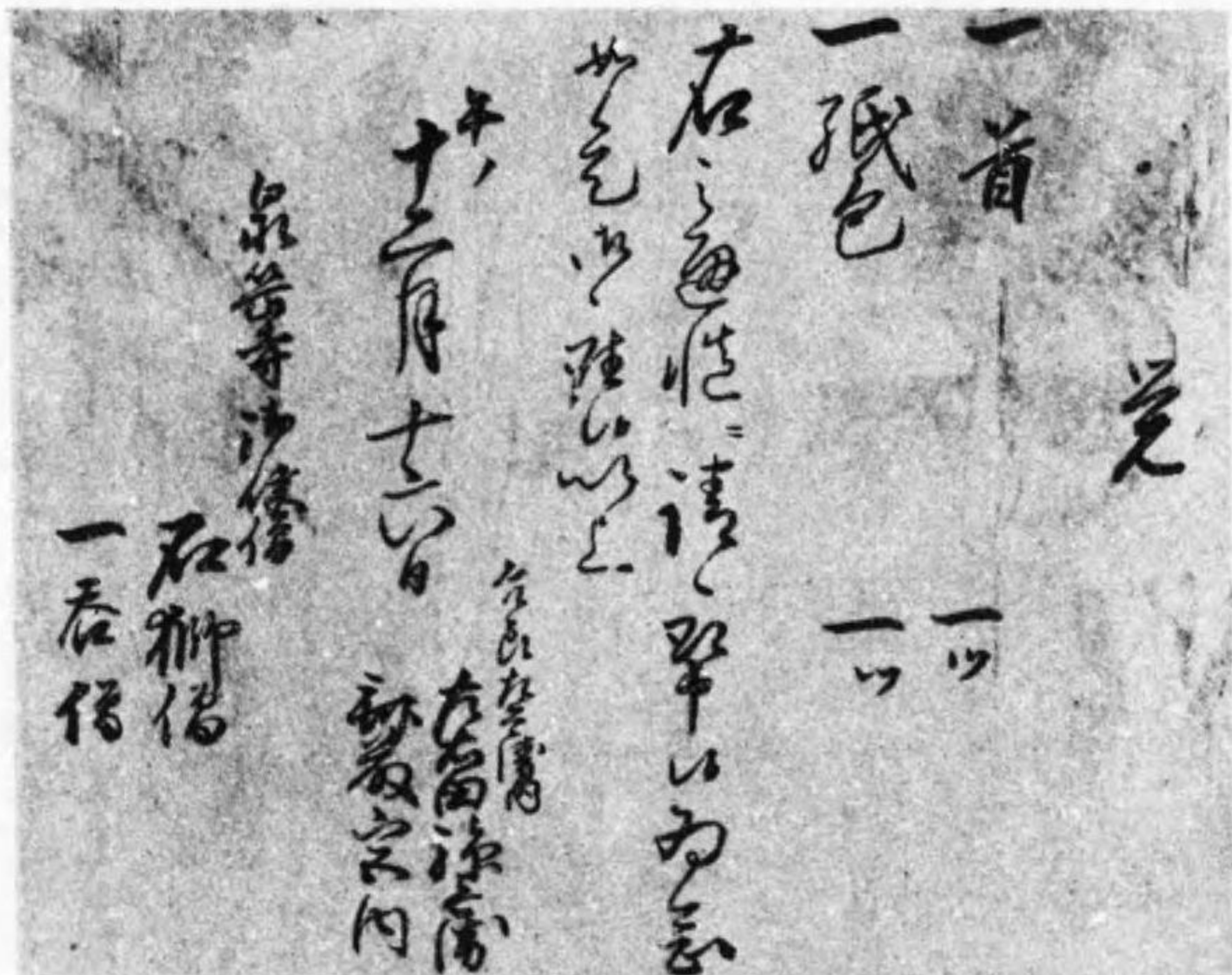
「思召しの程は、辱けなうこそ候へ、寺までは、大分、道程も候、夜の更けざる内、少しも早やう、歸らんこそ、勝手に候へ、御湯漬は、平に、御無用になされ候べし」

と述べ、百珍の美味ありとて、争かて、此悪臭の中にて、箸を取らるべき、兩僧それとも明かし兼ねて、只管に断わる。

斯る折柄、早や、膳部を、運び来れば、兩僧これはこれと、頭を掻く。

「イヤ〜、召され候へ、御返事は、只今、差上げ候べし」

首級の受取書
此れは吉良左兵衛佐の家老齋藤宮内左右田孫兵衛より泉岳寺使僧へ渡したる上野介の首の受取書なり。泉岳寺所藏。



と頻りに
勧められ
て、兩僧
の迷惑、
言はん方
もあらず、
再三再四、
斷われど
も、終に
斷わり切
れず、む
かつく、
苦痛を、
懐へ忍び
て、ヤツ
と、一杯

だけ、無理々に、呑み込み、

「ヤレ〜、御雑作相掛け候ひぬ、喫へ立ちには候へども、御暇申すべし、何卒、御返事を、賜はり候へ」

と述べ、長老、其由を通ずれば、孫兵衛、立ち出で、

「受取書は、此様に認め候、これにて、然るべう候はんか」

と言ひ、一通の書付を、前に差出す、兩僧、手に取つて見れば、

覺

一首 一つ

一紙包 一つ

右之通儘に請取申候、爲念如是御座候、以上。

吉良左兵衛内

午ノ十二月十六日

左右田孫兵衛

齋藤宮内

泉岳寺使僧

石獅僧

一吞僧

とあり、兩僧、各々讀み了りて、巻き納め、

「至極結構に候、左らば、御暇申すべし」

と挨拶もそこ〜、門外へ、立ち出で、始めて、ホツと息を吐く。

これより、夜を冒し、道を急ぎて、漸やう、泉岳寺に、歸り來る。

一二五 吉良家の不評

諸方より、種々の贈物を貰ひつけたる吉良家にも、此度、泉岳寺より届けられたる贈物ほど、嬉れしきはあらず。

父は、討たるれども、首なければ、其屍體を、葬むらんことも、叶はず、

「建保の昔、鎌倉右大臣を、首なき儘、葬りたりし先蹤あれども、それは、求むれども、獲られざりし故にこそ由れ、これは、現在、其所在さへも、分れること、求め、獲られざるものにはあらず、如何にしても、此方に、取戻さばや」

と菩提寺萬昌院の和尚に頼みて、運動せる折柄、幸ひにも、

赤穂城址



萬昌院
久寶山萬昌院は東京市牛込區築土八幡町に在り吉良家の菩提寺にして上野介及び累代の墓あり

泉岳寺上

り、態々、

送り還へ

したれば、

「斯く

てこそ、

首尾よ

く、葬

儀をも、

營み得

らるれ」

左兵衛佐

義周を始

めとして、

家老齋藤

宮内、左

右田孫兵衛以下の面々、初めて、胸を撫で卸す。

公儀の醫員栗崎道有と言ふは、前年、上野介の、内匠頭の

爲めに斬られたる時、將軍家の命に依りて、治療を加へたるもの、爾來、上野介と交はりて、其間柄、極めて親し。此度、上野介の首の戻り來りたれば、左兵衛佐、早速、道有を呼び迎へ、首と、胴とを、繼ぎ合せて、元の如くに、五體を具ふ。

頓て、死骸を、棺中に收め、越えて十九日を以て、牛込築土なる萬昌院の塋域に葬る、謚して、靈性寺殿前上州別駕從四位上羽林次將實山相公大居士と曰ふ、殉難の士小林平八郎、清水一學、齋藤清左衛門、新貝彌七郎以下、此寺に葬むるもの、都合八人、寺門、夜、寂たるところ、風に吼るの林樹、自から血戦の聲かとぞ疑はる。

左なきだに、人の指彈を受けたる吉良家の主従、此度の事ありてより、一入、世の同情を失ふ。

誰れとは知らず、家老齋藤宮内、左右田孫兵衛の逃げ出したる堀の穴の傍へ、

此穴より家老之外出入仕間敷候也。

との張紙をなせるものありしより、門と言はず、壁と言はず、種々の落首を張りて、剝げば、又貼り、取れば、又書

く、冷嘲あり、熱罵あり、觀るもの、皆、絶倒せざるはなし、中にも、

主従に二度に吉良れて今日こそは

胴と首との別れなりけり

吉良れたか親子うつけて憶したか

古小桶にて底が抜けたか

少々は吉良れたふりをする家來

手作の疵で耻のうはぬり

内匠けり脊から翌の敵うち

本所で終に吉良れ上野

浅野間に内匠しことの甲斐ありて

古疵ともに吉良れ上野

大石でひしぎ付けたるかうの物

それは浅づけ是れは上野

上野は吉良れにけりないたづらに

我身夜逃にせんとせし間に

取違關東武士のにせものは

親討たるれど顧みもせず

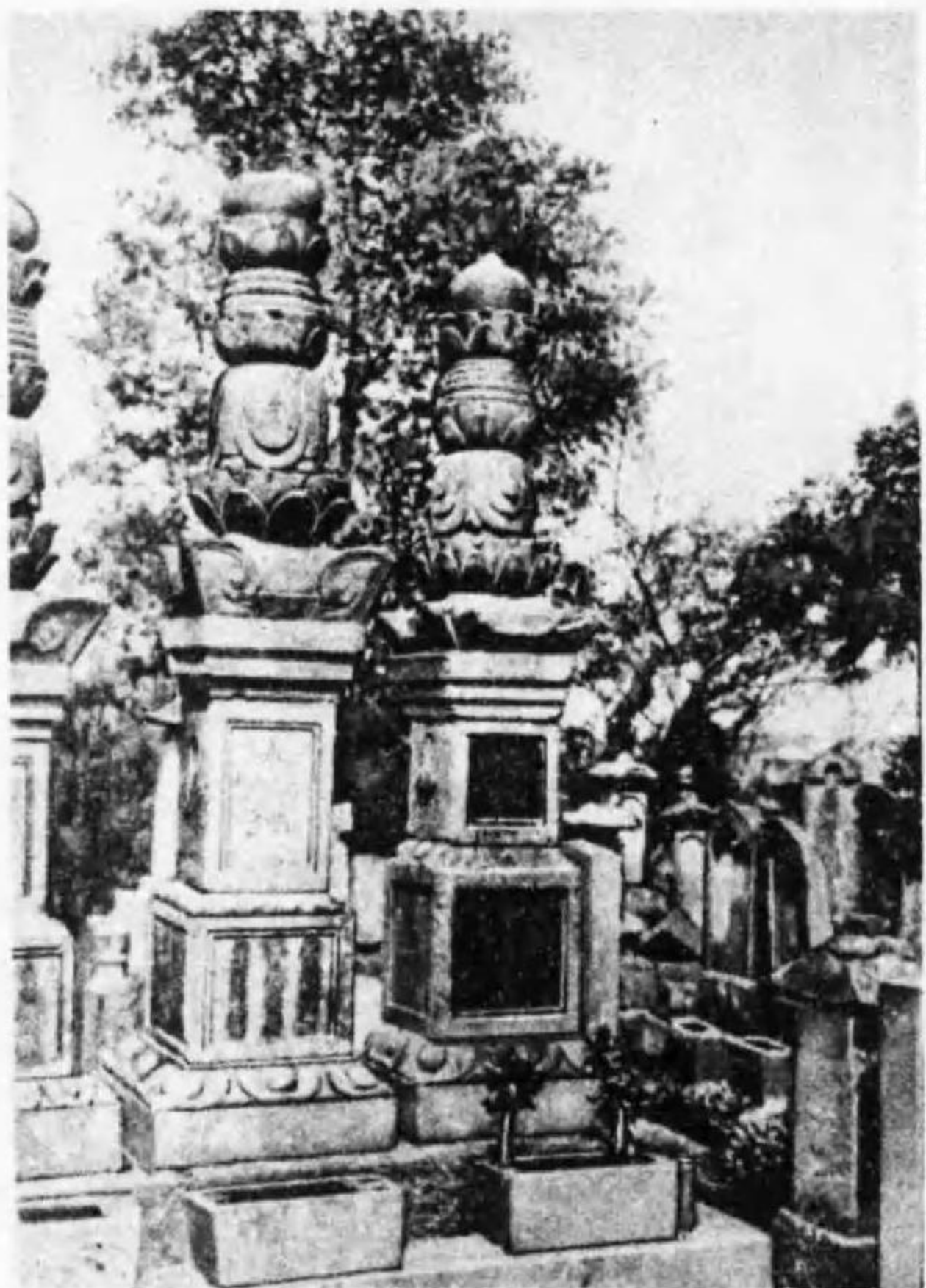
など、別けて、可笑しきもの。

十六日の夜、泉岳寺の使僧、上野介の首を、曲物に入れて、吉良家へ届けしと聞ゆれば、早速、又も、

吉良ふたと首納豆の歳暮かな

と云へる狂句と、

首一つこおけに入れて少將の



吉良義火の墓
東京市牛込區築土八幡町萬昌院に在り戒名を「靈性寺殿前上州別駕從四位上羽林次將實山相公大居士」と曰ふ

寺から里へをはり初もの

と云へる狂歌を、張紙せるものあり、其他、瀟湘八景に擬せる少將八景の狂歌を書して、門前に建つるものあり、四十七浪士に襲はれたる吉良家、今や、又三十一文字にも攻められて、四面楚歌の聲の外に、四面狂歌の聲さへ高し。

一二六 赦免の祈願

細川家の諸士を、待遇すること、日一日より厚し、其言語、風采を、見聞くにつけ、助命の曉は收めて、家臣の列に加へんと思ふ心、已みがたし。

十二月十七日の夕方、越中守、其家臣に對して、

『此方、存じ寄る儀あり、明十八日朝は、精進致すべし、各々へも、精進料理を出だし、且、前以て、其由を、申含め置き候へ』

と告ぐ、諸臣、斯くと聞きて、

『これには、定めて、深き御思召の在はすことならん、有りがたき事にこそ』

と思ひ、直に、諸士の許に到りて、

「主人越中守、聊か存じ寄りの候て、明朝は、精進致され候、各々方へも、精進料理を、差進じ候へば、左様、御承知置き成され候へ」

と通ず、諸士、斯と聞くより、何か仔細あらんと思へば、これも、感謝の念、止めがたし。

これぞ、諸士の助命を願ふの餘り、越中守の、特に精進潔齋して、愛宕山へ、祈願を籠めたるもの。

主人、既に、此の如くなれば、臣下、誰れかは、諸士の助命を祈らざらん、二十四日は、愛宕山の縁日なれば、堀内傳右衛門も、参詣し、松野龜右衛門、藤崎作右衛門も、亦、参詣して、各々祈願を籠む、其情、宛から、骨肉の如し。

一二七 水野侯の引見

水野家に於ては、此年七月十六日、本多出雲守政利を、預けられてより、未だ半歳をも經ず、左れば、公邊に於ても、最初、一旦は、同家へ預けんとの僉議ありしかど、

「イヤ、出雲守を御預けに相成りて、間もなきに、此度、又候、赤穂浪人を、御預けと相成らんこと、定め

て監物に於ても、迷惑に存ずべし、これは、改めて、餘人へ、仰付けられんこそ、然るべけれ」

とて、更に、家他を擇びて、預けられんとす、斯くと聞きたる監物、早速、老中の前に出で、

「何候、迷惑の儀か候はん、是非に、拙者へ、仰付けられ候べし」

と我れより、進んで、御預けを、願ひ出でしこととて、諸士を、待遇すること、極めて厚く、其同情、おさく、細川家に譲らず。

これまでは、諸士を、其切通町の上屋敷に置きたるを、十二月二十日に至りて、更に、三田の中屋敷に移し、其翌二十一日には、監物、自ら諸士を、引見して、懇ろに慰め、

「公儀の御詮議、決定するまでは、萬事、我等へ任せらるべし、聊かも留意あるべからず、若し、縁者、知音の尋ね來る時は、此れに對面するも、苦しからず、又文通することも、差支へあるべからず、各々は、自ら公儀に名乗り出で、公裁を待たるる人々、自儘に、生害など致さるべき處れあらねば、若し、望みとあらば、大小を

御渡し申さんことも、苦しからず、尙、逃走せらるべき

人々にもあらねば、門外へは、無用なれども、庭内は、隨意に、散歩せられ候へ、長屋にのみありては、氣詰まりなるべし、又夜中は、決して、用心致さるゝに及ばず、家來共、各々に代つて、警戒致すべければ、何れも、枕を高くして、安眠せられ候へ」

と告ぐ、これぞ、赤心を他人の腹中に推すもの、諸士、争てか、感涙に、咽ばざらん。

監物、家臣に命じて、次の間に、五人づゝの不寝番を置き、表裏の兩門には、乗馬を、引き立て、斥候を置き、衛士をも置きて、萬一に備へ、日々に、二汁五菜の料理を、出だして、懇ろに欸待し、且、面々の忌日には、特に、必ず、精進料理を饗するなど、其用意、等閑ならず。

一二八 松平侯の引見

是時に當り、諸士に對する江戸ツ子の同情は、頂點に達して、其忠節を激讚し、其勇擧を絶賞する聲々、滿都に、響き渡りて、兒童走卒に至るまで、皆、其英風を、欽慕せざ

るはあらず。

斯かる人氣なれば、細川、水野兩家の優待を聞きては、痛く、其美擧を、賞讚するに引換へ、松平、毛利兩家の待遇、兎角、抄々しからずと聞きては、何れも、其無情を、批難せざるはなく、中には、

細川や水野流れは清けれど

唯大甲斐の隠岐ぞ濁れる

など、種々の落首を作りて、嘲けるものさへ、少なからず。此事、耳に入れば、兩家にも、心、安からず、急に、待遇を厚くして、朝夕には、二汁五菜、夜食には、一汁三菜を饗し、お八つには、蒸菓子、干菓子、水菓子の類を、欸待し、又挽茶、煎茶は、望み次第に出だし、酒は、祝日のみ振舞へども、望むものあらば、餘の日にも供し、行水は、三日毎に、行ふなど、其待遇、頓に、一變して、今は、細川、水野兩家に、劣るべうもあらず。

尙、松平家に於ては、是れまで、諸士を、一人々々、一室に分置せしを、十二月二十五日より、五人づゝに分ちて、一番小屋には、

大石 主税 堀部安兵衛 中村勘助
貝賀彌左衛門 不破數右衛門
二番小屋には、

岡野 金右衛門 大高 源 吾 菅谷半之丞
千馬 三郎兵衛 木村 岡右衛門

を置き、一小屋毎に、番人十二人、持筒六人、先筒十人、
刀番持筒二人、中間四人づゝを置き、其半數づゝを、交代
して、警固するなど、是又、従前に比すれば、稍々寛大と
なる、越えて二十七日、家老遠山三郎右衛門、服部源左衛
門を、中屋敷に遣はして、

『隠岐守、早速、對面致すべきの處、所勞の爲め、引籠
中にて、兎角、心底に任せず、追つ付け、本復の上は、
面會致し候はん』

と告ぐ、時に、隠岐守、病牀に在りて、久しく、出仕せず、
故に、諸士に對面せんこと、憚りあり、既にして、疾、
漸やく痊愈れば、元祿十六年正月、年頭の御禮として、登
城し、越えて、五日、自ら、三田の中屋敷に臨む。

隠岐守は、大書院の床の間の前に坐し、家老以下の役人、

各々内縁に列す、最初に、一番小屋の六人を延き、次に、
二番小屋の五人を延く、隠岐守一同に向ひて、

『此度、首尾よく、本望を達せしこと、定めて、満足に
存すべし、計らずも、各々を預かりしこと、此方にも、

本懐にこそ存すれ、早速、對面に及ぶべきの處、所勞の
爲め、今日まで、延引せしこと、返すくも、不本意な

り、各々には、定めし萬事不自由に存すべし、所望の事
あらば、隔意なく、家來共まで、申出でられ候へ』

と慰むれば、諸士何れも、感激、措かず、家老服部源左衛
門の方に向ひて、手を突き、

『御懇命、忝けなうこそ、存じ奉つれ』

と一禮を述べて、靜々と、引き退く。

此引見の折柄、隠岐守、特に、主税に向うて、言葉、穩か
に、

『其方は、母あらん、如何致せしぞ』

と問へば、主税、ハツと、首を下げつゝ、

『昨年以來、里方に引取り候ひて、只今は、但州豊岡に
罷在り候』

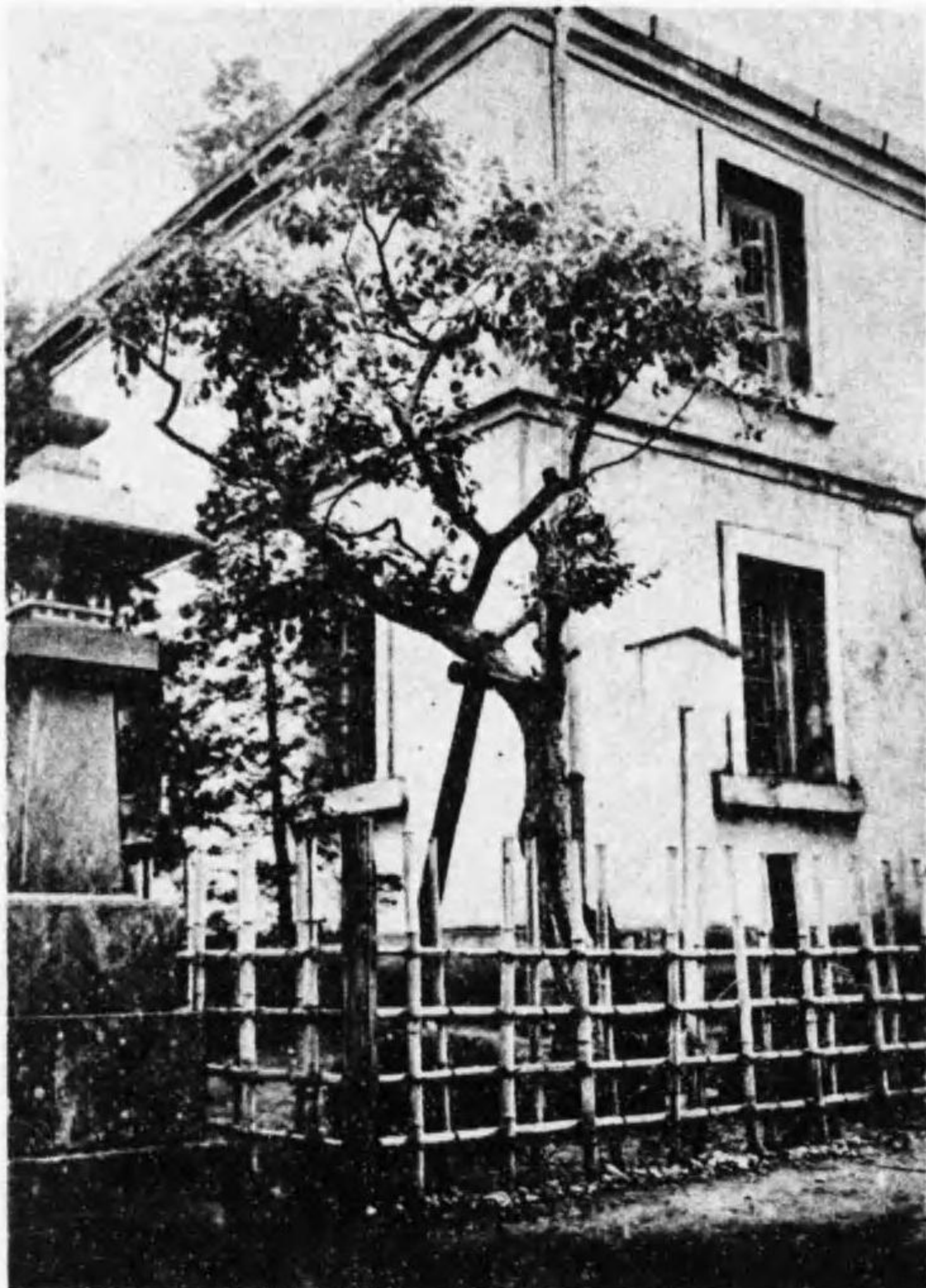
と答ふ、隠岐守、重ねて、

『シテ、兄弟ありや』

と問へば、主税、又

『仰せの通り、舍弟兩人ほど候、これも、母の許に罷在
り候、昨年、京都發足、御當地へ、罷越し候てより、以

大石主税遺愛の梅
泉岳寺寶物館の側に在り元と松平隠岐守の邸に在りしもの



來、一圖に、復讐の事のみを、存じ詰めて、他事に、思
ひ及ぶ暇とても候はず、只今の御言葉を承はりて、始め
て、故郷の事の思ひ出でられてこそ候へ』
と愁然として、語り出でつゝ、ホロリと、涙を落す。
隠岐守を始め、並み居る人々、此體を見て、坐に、暗涙を
催はさざるはなし。

既にして、小屋に歸り來れば、主税、諸士に向ひて、
『今日、隠岐守様の御前に於て、モジク、致し
候へること、各々に於ても、定めし可笑しく思は
れ候はん、左れども、某は、部屋住みの身の上、
別に、御奉公とても仕つらず、唯、父の子と申す
のみにて、多年、忠勤を勵まされたる各々方の先
きへ、立てられ候こと、某の甚だ安んぜざる所に
候、それ故にこそ、兎角、尻込み仕まつりたるに
て候へ』

と語れば、諸士、何れも、其門地に誇らざるに感ず。
隠岐守、亦、是れより、深く主税を憐れみ、如何に
もして、其一命を助けばやと思ふ心、已みがたし。

一二九 細川邸の諸士(其一)

百花爛熳の春園に飽ける目には、枯草蕭條の秋野を望むも、亦、興あり。

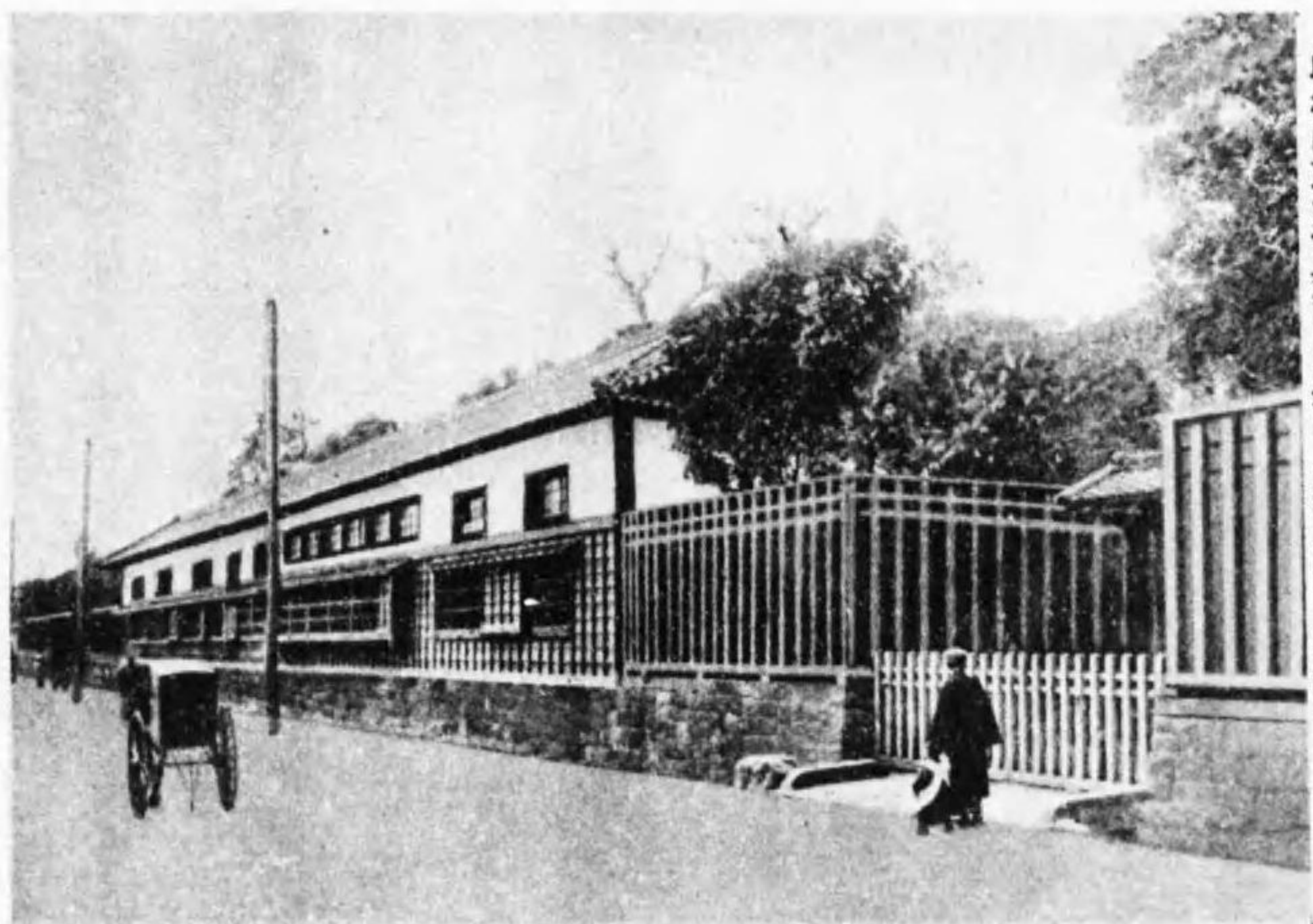
細川家に預けらるゝ諸士、日々、山海の珍味を饗せられて、少しく、馳走に中てられし氣味あり、今は、茶漬、糠味噌漬の味こそ、戀しけれ、内藏助、或日、堀内傳右衛門の來るを待つて、

『傳右衛門殿、是れへ御寄り成され候へ、毎度、申し候如く、我等は、水らく、浪人仕つり候へば、常に、輕き物のみを、喫べつけて候、斯様に、結構なる御料理を、毎日々々、頂戴仕つり候ては、殊の外、腹につかへ候なり、今は、昔の黒飯、鯛こそ、戀しう候へ、何卒、輕き御料理を、下し置かれ候やう、仰せ付けられ候べし』と請ふ、日頃、謹嚴の内藏助も、今は、中々に、我慢仕切れず、世故に慣れたる傳右衛門、

『如何さま、左様にも候はんか、我等も、當番の日は、次にて、御相伴の料理を、喫べ候故、少々、つかへ氣味

に候、何なりと御好み成され候べし、夫れ、申し通じ候はん、去りながら、菜數は、主人越中守の耳へ達し

細川家の表通
此れは東京市芝區白金なる細川家の表通なり



ての儀に候へば、今更、減ずること、は、叶ひがたし、此儀は、御承知置き成され候べし』と答ふ、諸士、聞いて、『然らば、當節之れあり候哉、菅汁、海

鼠、糠味噌漬などこそ、好もしろ候へ』

とて、思ひくゝに、注文すれば、傳右衛門、

『安き程の事に候』

とて、早速、其向に通ず、左れども、料理方にては、又都合ありて、兎角に、美味のみを調理すれば、諸士、皆、有難た過ぎて、迷惑すること、夥多し。

上の間にも、次の間にも、番衆として、小性組、中小性組、數人づゝ、皆、無刀にて、詰め切る。

諸士の便所に行くものあれば、番衆一人づゝ、起ちて、附添ひ、戸口の傍近く行きて、待つを例とす、左れば、諸士の便所に起つ毎に、番衆の方に向ひて、手を突きつゝ、輕く辭儀を行ふ。

傳右衛門、それと見て、日頃、懇意なる番衆に向ひ、『定めて、御申合せの上にて候はんが、便所に行かる、毎に、跡より、附添ひて、參らること、先方にては、無かし、窮屈にてもあるべく、心外にても候はん、其都度、各々方の方へ向きて、辭儀せらるゝも、全く、案内の心にて候はん、差控へられんこそ、先方の都合に候べ

けれ』

と語れば、番衆、實にもと思ひ、それより後は、復た起たず。

左れども諸士の手水をつかふ毎に、小坊主の檜杓を以て、水を注ぎ掛ること、舊の如し。

諸士、氣の毒のあまり、屢々傳右衛門に向ひて、

『何も、水を御掛け下され候には、及び申さず、手桶に、檜杓を添へて、御出だし置き下され候は、我等、銘々、勝手につかひ候べし』

と語る、傳右衛門、復た其由を通ずれば、

『イヤ、檜杓は、出だすべからずとのことなれば、何さま、其意に任せがたし、龍の口など仕掛けて、水の出るやうに致さんこと、然るべし』

との説も出でしが、オイソレとの間には、合はず、傳右衛門、

『各々様には、何も、御遠慮成され候には、及び申さず是れまで通り、御掛けさせ成され候べし』とそれとなく、説き勸む。

冷遇の下には、不平の心も起れ、優待の上には、兎角に、心外の事のみ多し。

一三〇 細川邸の諸士(其二)

艱苦を事ともせざる内藏助も、寒氣に掛けては、意苦地なし、夜分、寝ぬる折りには、茶縮緬の頭布を被ぶり、時には、火燵蒲團を引つ被ぐ、助右衛門、此體を見て、傳右衛門に向ひ、

『内藏助は、形の如く、寒がりにて候』

と語る、傳右衛門、實にもと思へば、同情の念、禁じがたし、早速、上役の許に到りて、

『内藏助は、殊の外なる寒がり候由、羽織か、左なくば、何か温かき物を、着せられては、如何候や』

と述べれば、上役、首を傾けつ、

『一應、道理には存ずれども、内藏助ばかりには、出だしがたし』

と答ふ、左しも同情厚き細川家にては、此特遇は、與へられず。

傳右衛門の遺憾、言ふべからず、其一族たる堀内平八に向ひて、

『如何さま、殿よりは、偏頗がましき御取扱ひは、出来兼ね候はん、左れども、大身の人々、自分の心付きのやうにして、贈り候はゞ、何も差支へは候まじ、他の老人衆にも、頭巾など贈られては、如何ぞ』

と謀る、平八、道理なりと賛せしも、此儀、亦、行はれず、傳右衛門、

『廣き座敷に臥せることなれば、何か工風せでは、叶ふまじ、切めて、枕屏風にても、建つること、せん』

と思ひ、幾枚ともなく、小屏風を、取り寄せて、銘々の枕元へ、建てさす、役人の一人、之れを見て、

『小屏風を建つるなど、要らざることにこそ候へ、第一、人數も、見え兼ね候はずや』

と語れば、傳右衛門、屹と、容を正して、

『仰せ御道理にこそ候へ、去りながら、御番衆も、多く相詰められ候のみならず、アノ衆の事に候へば、左様なる御氣遣ひには、及び候まじ』

と答ふ、實にや、人の中なる人なるものを、争かて、女々しくも、逃げ隠れせん、其人、流石に、口を嚙みて、復た

細川舊邸の庭園
此れは白金なる細川家舊邸の庭園にして中央の老樹は當時よりありしもの今は即ち高輪御殿たり



言はず。

助右衛門、

徒然の儘、

此小屏風の

畫を見るに、

中に、鶴の

其子を育つ

る圖あり、

不圖、當歲

の幼兒長太

郎の事を、

思ひ出で、

心を動す。

折柄、傳右

衛門、此處

に入り來れ

ば、助右衛門、愁然として、

『扱て、口惜しき事こそ候へ、我等は、親をも、妻子をも、忘れ候へるものを、此屏風の繪を見て、圖らずも、伴の事を、思ひ出で、候』

と語れば、傳右衛門、聞いて、襟を正し、

『そは、人情の常に候、何か苦しう候べきや、抑々各様の御事は、何れも、皆、古今無雙の忠臣と申して、感服仕つり居り候なり、此程、非番の砌、少し遠方に、用事之れあり、駕籠に乗りて、参り候途次、駕籠昇共の申し候は、四十六人の衆は古の辨慶、忠信にも優れる勇士にて、揃ひも揃ひし大男に候、取分け、大石主税殿と申し候は、若年とは言へ、大力の大男にして、其の夜も、大長刀を打揮り、辨慶にも優したる働き振りと承はりて候など、語り申し候、心なき駕籠昇風情までも、感じ申すこと、一通りに候はず、日外も、上屋敷へ出入の町人共も、同様なる話を、仕つりてこそ候へ』

と述べて、それとなく、慰むれば、助右衛門、深く悦び、

へ、御身を捨て、もと、思召され候由、我等如何ばかりか感じ申さざらん、それに付けても、今時の世は、武士も、出家も、流れ渡りの者共、多く候へば、能く、御心を付けて、御話成され候べし』

と語り、諸士を庇ふの餘り、災禍の其身に及ばんことを憂ひて、注意すれば、傳右衛門、

『御心入、忝けなうこそ候へ、我等も、左様存じ居り候』と答へ、これも、深く助右衛門の厚意を喜ぶ。

我れ、人の身を思へば、人も、我が身を思ふ、情は、人の爲めのみかは。

一三一 細川邸の諸士(其三)

諸士、始めより、刀鋸鼎鑊の分とす、一日、助右衛門、一同に代りて、傳右衛門に向ひ、

『内藏助を始め、十六人の者共より、頼まれたることの候、そは、餘の儀にも候はず、我等、此度の儀に就ては、定めて、斬罪にも、仰付けられ候はん、それにしては、切めて、好き場所にて、行はれかしと祈る心の外は候は

ざりしが、昨今、各々様の御話しを承はり、且は、世上の批判を、傳聞仕つり候てより、何やら、傲りの心起りて、或は、結構なる切腹にも、仰付けられ候べきか、我等十七人は、夫々、宗旨も異なり候へば、自然、寺院なり、一類なりより、死骸の御下渡方を、願ひ出づること候はん、左れども、必らず、御下渡し下されまじく、成るべく、泉岳寺中、何處か、空地の在る所へ、十七人共、一穴に、御埋め下され候はんこそ、我等一同の懇願にて候へ、御聞き濟み下され候は、生前死後の本懐にこそ候なれ』

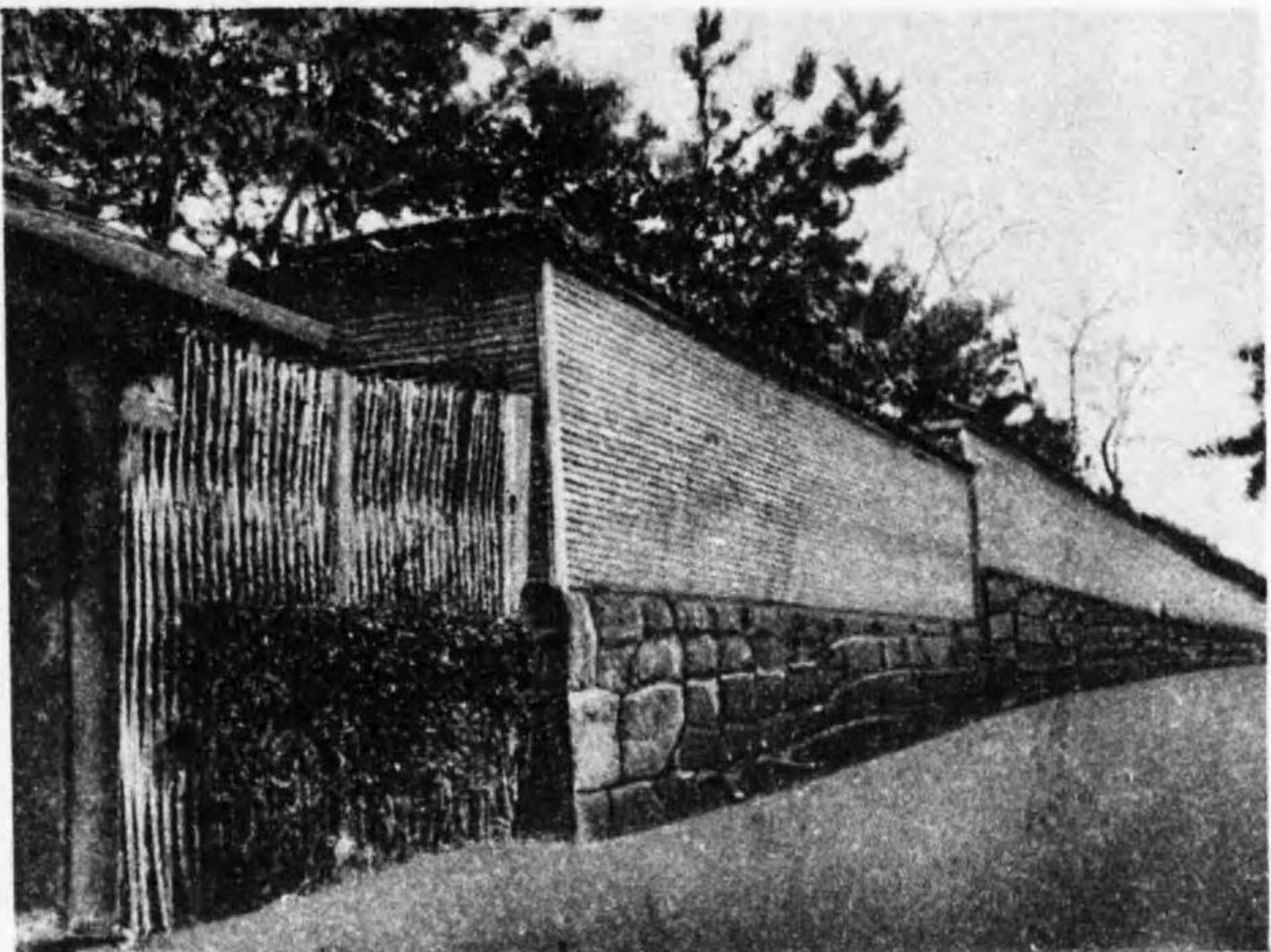
と語る、生きて、君の仇を報じ、死しては、君の左右に侍せんとす、傳右衛門、感嘆に堪へず、

『扱て、御道理なる御志とこそ存じ候へ、萬一、左様の儀にも、相成り候は、必らず、御望みの通りに、取計ひ候はん、去りながら、左様の事は、毛頭、之れあるまじく、我等は、行未長く、御意得申すべき儀と存するにて候へ、兎も角も、上役へまで、申し通じ置き候はん』

と答へ、大目附長瀬助之進に逢うて、其由を、物語れば、

『道理なる望みかな』

細川邸の裏手
此れは白金なる細川邸の裏手なり



と答へて、

これも、

異存なし。

傳右衛門、

引返し來

りて、大

目附も、

亦、別に、

異議なき

旨を語れ

ば、助右

衛門、深

く打ち悦

ぶ。

此時、忠

左衛門、

亦、傳右衛門に向ひて、

『助右衛門を以て、十七人の希望を、申述べ候ひしに、快よく、御承引下され、何れも、忝けなうこそ存じて候へ、それに付、拙者は、今一つ、御無心の候、御覽の如く、拙者は、年も寄り、且は、大兵にて候へば、死後、一入見苦しう候はん、何卒、白布にて、二重の大風呂敷を作り、四隅に、乳を付けて、死骸の見えざるやう、御包み下され候べし、拙者、金子、少々所持仕つり居り候、異な物をとの思召しも候はんが、實は、萬一の用意の爲に、懷中仕つり候を、捨てもならねば、其儘に、仕つり置き候なり、何卒、それにて、御求め下され候やう、取計はれ候へ』

と請へば、傳右衛門、打領づきつ、

『委細、承はり候、公儀より、仰出され次第に候へば、如何やうの事に、相成り候やらん、前以て、計り知られ候はねば、役人共、評議の上、幾通りにも、用意仕つりて、何の差支へもなきやう、夫々、支度相整へ居り候なり、萬々一、左様の仰出されも候は、必らず、御望み

の通りに、取計ひ候べし、決して、金子など、御渡し成さるゝには、及び候はず、去りながら、我等は、助右衛門殿へも、申上げ候通り、行末長く、御意得らるゝやう相成るべしと存するにて候へ』

と答へ、又々、長瀬助之進の許に行きて、其由を述べれば、『實に、道理なる望みかな』

これも、最とゞ、清き覺悟に感じて、思はず、ハラ〜と、涙を垂る。

一死は、始めよりの覺悟、四十六士、誰れかは、かきん苟免を願ふの心あらん。

一三三 細川邸の諸士(其四)

細川家に於ける諸士の評判、益々好し。歳暮に際し、越中守、年始の作法通り、鬨斗目上下を、諸士に渡す、坊主衆、右の品々を、持参すれば、何れも、感激、措かず、内藏助、坊主衆に向ひて、『太守様の御居間は、何方にて候や』と問ふ、坊主衆、

『彼方にてこそ候へ』
とて、其方角を、指し示せば、内藏助、其方に向ひて、手を突き、首を下げ、

『有がたく頂戴仕つり候べし』

と述べ、他の十六士、亦、同じく、手を突き、挨拶すれば、

『扱て〜、儀式堅き人々や』

細川家の諸臣、聞いて、皆、感じ合ふ。

越中守の世子内記、年、尚、幼なり、十六年二月朔日、行きて、諸士に、對面す。

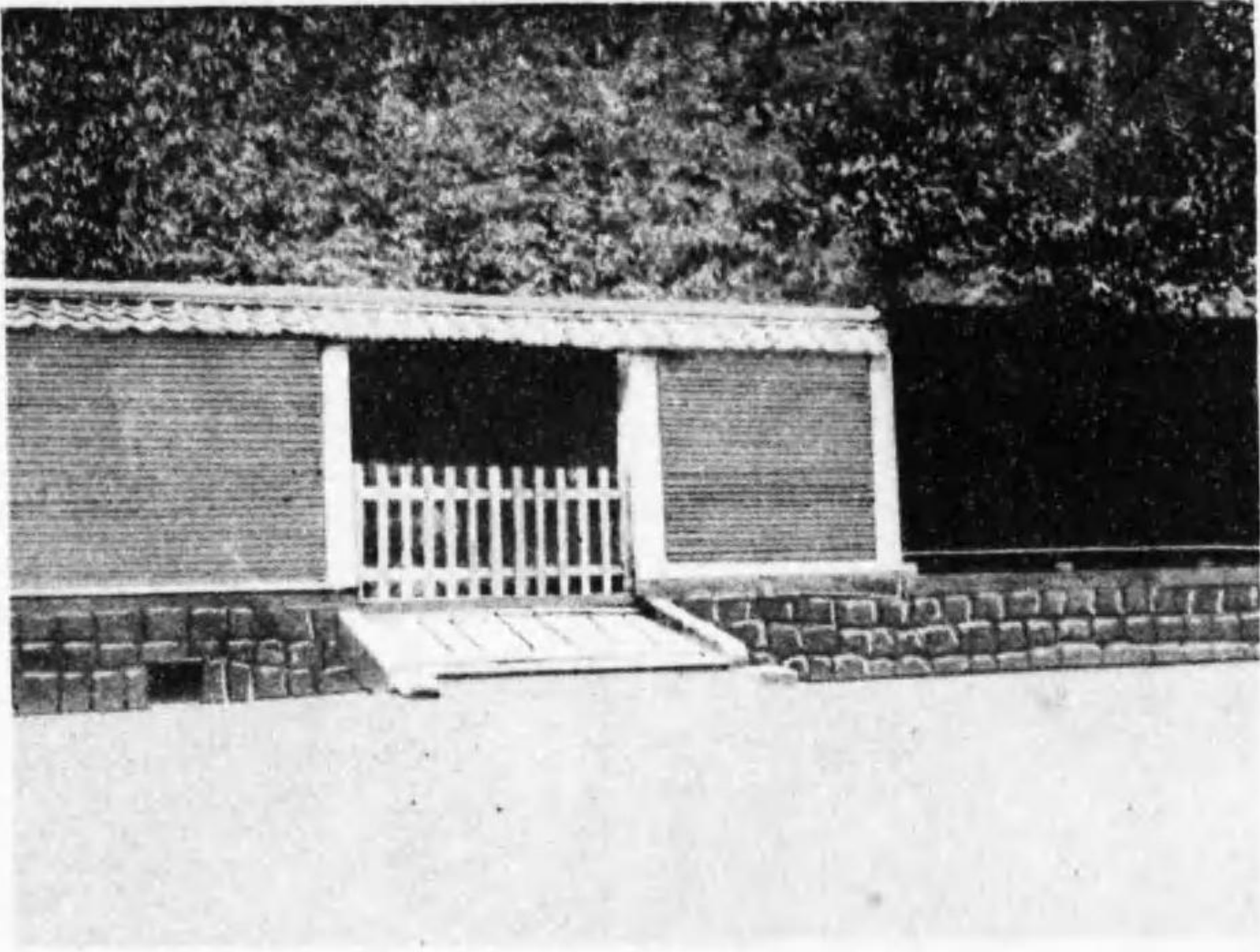
堀内傳右衛門は、此日、非番に當る、其翌二日、番代りに出づれば、内藏助、手を突き、丁寧、

『昨日は、内記様、御出で遊ばされ、何れもを、御覽遊ばされ候こと、誠に、有がたき仕合せにこそ、存じ奉つれ』

と述べ、罪を待つ身の、御目見得とこそ言ふべきを、態と、御覽と言ひ廻はず、傳右衛門、心に深く感じつゝ、徐かに、『扱ては、左様にて候ひしか、疾く、罷り出でたしと申

されし由に候へども、兎角、今日まで、延引に及びて候、御覽の通り、未だ若年には候へども、生付き横着なる方

細川邸の不淨門
此れは細川邸の不淨門にして十七士切腹の折此處より其死骸を泉岳寺へ搬びしなり



にて候、
當正月、
初めて、
年始の御
禮に、登
城致され
て候ひし
が、足袋
の紐解け
候とて、
兼ね〜、
心安く出
入仕つり
候御城坊
主に、結
はせ申さ

れて候、奥村安左衛門と申すもの、其由を承はり、輕きものとても、御坊主に候、重ねては、御遠慮遊ばされ候やうにと申せば、イヤイヤ、輕き者共に、申付ければ、結句、悦ぶものぞと申され候由、何れも、承はりて、笑ひたることに候』

と語りて、其れとなく、賢明の状を、仄かせば、諸士、皆、深く嘆服す。

傳右衛門、家中の人々に向ひて、内藏助の挨拶振りを、語れば、

『扱て〜、言葉のあやまで、吟味致されて候か』
と何れも、皆、益々感じ入る。

兎角、冬季には、火事の沙汰多し、諸士、或時、傳右衛門に向ひて、

『舊冬より、兎角、火事繁きやうに承はりて候、此上、各々様へ、御苦勞を掛けては、相済み申さず、何卒、近邊に、火事なきやう、祈り居る儀にて候』

と語れば、傳右衛門、
『イヤ、屋敷は、廣う候上、庭には、泉水も流れ、芝原

も寛りとしたる所の候、火災の節は、其れへ、御同道申すべき手筈に候」

と答ふ、諸士、それと聞くより、

『それならば、些とはかり、火事を願ひたきものに候』と言ひつゝ、カラ／＼と笑ふ、悠々たる態度、眼前に、死を控へ居る人らしくもあらず。

諸士の一言一行、盡く、同情を博せざるはなし、傳右衛門は、諸士一類の居所を、控へ置き、非番毎に、訪問して、彼我の消息を通じ、又他家に在る同志の安否を聞きては、報告するを常とす。

藩士中、或は、毛拔を送るものあり、或は、小鏡を送るものあり、或は、茶受を送るものあり、中には、

『毛拔など用ふる時は、見張りせんこそ、好けれ』

と注意するものあり、左れども、諸士最負の傳右衛門、

『何條、然る氣遣の候べきや』

と只一言の下に斥く、諸士の人格を信ずること、厚しとも厚し。

會て吉良上野介を訪うて、嘲弄したる御槍奉行天野彌五右

衛門、此度、細川家へも、尋ね來り、内藏助に逢うて、感嘆しつゝ、

『勇氣と申すものは、粗忽と、無分別の間より、出づるものに候へども、御手前方の勇氣には、少しも、粗忽や、無分別を、交り申さず候』

と語る、流石、無遠慮の老人にも、點を打つべき所もあらず。

一三三 諸士の覺悟

正月中は、公儀の祝日多く、二月朔日は、日光の御鏡開きなり、それを過ぐれば、他に差支への日とてもあらず、

『最早、愈々埒の明くべき時ぞ』

江戸の事情に明るき諸士、早くも、心の中に、覺悟を定む。或夜、内藏助以下、呑ける人々、打寄りて、薬酒を傾け、十五歳の坊主衆、出で、酌を行ふ、内藏助、ニコヤカに、其顔を見遣りて、

『此間より、永らくの間、晝夜共の御勤めにて、嘸かし、御骨も、折れ候はん、併し、追つ付け、埒も明き申すべ

し、其時は、此上ながら、精進を、御頼み申すべし』

と戲言云ひつゝ、打笑へば、坊主衆、何事をも答へず、忽ち、兩眼より、ハラ／＼と、涙を流す、

『斯かる幼少の衆まで、斯ばかり、我等を思はるゝこと、のいぢらしさよ』

と居合す諸士、それと見て、亦、涙を呑む。

二日の夜の戌の刻過ぐる頃、傳右衛門、上の間に到れば、酒黨の内藏助、惣右衛門、十郎左衛門の三人は、例の薬酒を傾け、甘黨の忠左衛門、久太夫、彌兵衛、十内の諸士は、甘みそれを、チビリ／＼と、呑みつゝあり、内藏助、それと見て、

『傳右衛門殿、これへ』

と聲を掛く、傳右衛門、見て、打笑み、

『これは、好き所へ、參り合せて候』

とて、程好き所へ、座を占むれば、内藏助、

『十郎左衛門、それ／＼、其盃を獻され候へ』

と告ぐ、十郎左衛門、手に持てる盃を、グツと、呑干し、餘瀝を切つて、傳右衛門に獻せば、

『こは、忝けなうこそ候へ』

傳右衛門、快よく受けて、呑み盡す、内藏助、

『傳右衛門殿、其御盃、これへ』

と言へば、傳右衛門、手を打掉り、

『扱て／＼、慮外の仰せかな、御盃をとこそ、存するに候へ』

と答ふ、内藏助、莞爾と、打笑み、

『イヤ／＼、左様仰せられず、これへ、遣はされ候へ、イザイザ』

と強ゆれば、傳右衛門、今は、辭しがたし、

『然らば、御免候へ』

とて、盃を兩手に載せて、獻す、内藏助、受けて、呑み干し、更に、傳右衛門に返せば、總右衛門、

『傳右衛門殿、其御盃、戴き候はん』

と言ふ、傳右衛門、聞かず、

『イヤ／＼、御盃をこそ』

と辭するを、總右衛門、手を差伸べつゝ、

『御堅う候ものかな、是非に賜はり候へ』

と言ふ、傳右衛門、然らばとて、獻せば、總右衛門、直に呑みて、又傳右衛門に返す、内藏助、

『傳右衛門殿、十郎左衛門に、一つ御吞ませ候へ』

と言へば、傳右衛門、實にもと思ひ、盃を取つて、十郎左衛門に獻す、

『這是、忝けなし』

十郎左衛門、直に受けて、呑み盡し、一循、これにて終れば、傳右衛門、

『今一つ、重ねられ候へ』

徳利を取つて、注がんとするを、十郎右衛門、

『イヤ、先程より、是れへ參つて、大分喫へ候、最早、ゆるされ候へ』

と言ひつゝ、突と、起つて、逃げ掛る、内藏助、

『十郎左衛門は、能く呑み候、捉へて、御吞ませ候へ』

と言へば、傳右衛門、左らばと、起つて、追つ掛け、次の室に通ずる縁側にて、引留めつゝ、

『是非々々、今一つ、召され候へ』

とて、手を捉へて、連れ歸らんとす、十郎左衛門、

『ゆるされ候へ、最早、充分に候』

と述べ、其儘、逃げて、次の室に歸る。

其翌三日の夜、亥の刻を過ぐる頃、傳右衛門、室外に在りて、同僚と談ず、次の間の諸士、其聲を聞きて、

『傳右衛門殿、傳右衛門殿、これへ、御出て成され候へ』

と呼はる、傳右衛門、何氣なく、中に入れば、大方は、早や、寢所に在れども、助右衛門、瀬左衛門等の若き面々、一所に、打寄りて、雑話に、耽りつゝあり、

『傳右衛門殿、頓て、埒も明き候はん、御暇乞に、一つ藝盡しを、御覽に入れ候べし、併し、御番衆に、見られ

ては、極り悪るし、イヤ、此處にて、始め候はん』

と語り、枕屏風を、引廻はして、芝居の眞似を始む、淨丑旦末、各、得意の藝を演じて、興じ戯むれ、死期の早や一夜の後に、迫るを、意とせず。

孫太夫等、其側に在りて臥す、餘りに、騒々しければ、寢も遣られず、又之丞、

『イヤ、何うも、騒々しいことかな、傳右衛門殿、頓て、埒は明き候はんにも、明日は、内藏助に申して、手錠を

締めさせ候べし』

と言ひつゝ、カラ／＼と笑へば、傳右衛門、

『最早、夜も更け候、孫太夫殿など、御迷惑に候はん、御寝みなされ候へ』

と告げ、諸士の、今暫らく／＼と止むるをも、聞き入れず、其儘、急ぎ立ち出づ。

何ぞ知らん、昨日のは別盃、今日のは、名残の藝を見すべき諸士の心ならんとは、

『それと、早く知りなば、仕様もありたるものを』

後より心付ける時は、既に遅し、傳右衛門の口惜しさ、殘惜しさ、言はん方もなし。

一三四 瑞光院の使僧

洛北瑞光院の和尚、宗漱、内藏助以下の、主仇を討つて、大義を全うせしと聞くより、感嘆、大方ならず、一日、徒弟宗海を召して、

『諸士、既に、素志を達しぬ、我れの宿約を果たすべき時は、今ぞ、汝、急ぎ、關東に、馳せ下り、諸士に逢う

て、最後の別をも告げ、且は、生前の望みをも、聞き届け候へ』

と命ず、宗海、別けて、内藏助と、交深し、師の命を聞くより、急ぎ、江戸に、馳せ向ふ。

内匠頭の後室瑤泉院とは、由縁あり、宗海、先づ、赤坂南部坂なる淺野土佐守長澄の邸を訪へば、瑤泉院、側近く、召し見て、

『内藏助以下四十七人の振舞、兎角、申さんに、言葉なし、それに就けても、一つの不審あり、故殿の舊臣數多

ある中にも、進藤源四郎、小山源五右衛門の兩人は、文武の道に達し、義勇の志に富み、特には、内藏助とは、

親戚の因縁深しと聞きつるに、何とて、此度の企てには、漏れけるぞ、御身は、京都に在りて、彼の兩人とも、時

折、面談されつらん、其主意、承知ならば、委細、語り給へ』

と問ふ、實に訝かしきは、兩人の進退なり、宗海、言葉、靜かに、

『愚僧、固より、兩人を存じ居れども、何條、其心術の

如何を、承知仕つり候べき、去冬十月、内藏助の京都出發の砌、兩人は、時機、未だ到らずとなし、寺井玄溪を以て、再三、内藏助を、引留めんと致せしと承はりて候、其主意の如何は、存せず候へども、今日となりては、兩人の理義、相立たんやうにも候はず』

と答ふれば、瑤泉院、聞いて、頷づき、
『然らば、御身、歸洛の上は、紙面を以て、其主意を、申越すべきやう、夫々、兩人に傳へ給へ』
と告げ、宗海、委細長まりて、辭して出づ。

宗海、如何にもして、内藏助に、對面せんと欲し、緣故を求めて、申入るれば、
『國法、嚴重にして、妄りに、私人の面會を許すべきにあらず、左れども、諸士は、公法の罪人と云ふのみ、公儀の御敵と云ふ儀にあらず、特に、出家沙門の身にして、遙るく、數百里の遠地より來りしもの、何か苦しからん、早々、對面を許すべし』
とて、二月二日の夜を以て、内藏助への面會を許す。
思ひ掛けなき人の訪問に、流石の内藏助も、唯、これはこ

れはと、言ひしばかり、後は、黯然として、言葉も出でず、稍ありて、宗海、珠數爪繰りつゝ、口を開き、

『扱てく、此度の御勇舉、前にも、先例なく、後にも、比類候まじ、孔明、再び出で、正成、復た生るゝとも、争かて、御邊の高義に及ぶべきや、師匠の命も候へば、此度、遙るく、罷り下りて候、仰せ置かるゝことの候はゞ、承はり候べし』

と言へば、内藏助、聞くより、ハラ〜と、涙を垂る、
『遠路の處、態々、御下向に預かり、黄泉の餞別、何物か、此れに過ぎ候はん、最早、死期も近づきて候、早く、此世を去つて、亡君に仕へ奉つらんこと、我等が本懐にこそ候へ、これに、我等十七人の毛髮の候、貴僧、御歸山の上は、院中に埋めて、墳墓の靈ともなし給ふべし、我等の望み、此外には候はず』

と請ふ、渡すものも、泣けば、受取るものも、亦、泣く。何時まで、居れども、果てしなし、宗海、名残惜しくも、辭し去り、翌三日、他の三家に在る諸士の毛髮をも、集めて、京都に歸り、諸士の死後、之れを寺中に埋めて、厚く

祭る。

一三五 諸士の處分論

諸士を、如何に處すべきかは、公邊の一難問題たりしところ。

精忠の心、義烈の行、洵に、今古に、其匹儔なしと雖も、黨を結び、法を犯せるは、事實の明かなるところ、情に於ては、賞すべきも、理に於ては、罰せざるべからず。

赦さんか、罪せんか、情理二途の巷に立ちて、將軍も、心、決せず、終に、役人、并に儒官に對して、其意見を徵せんとし、親しく、老中を召して、

『蓉芙の間役人共、各々存じ寄りの通り、十二月二十六日限り、入札を以て、言上仕つれ』

と告ぐ、芙蓉の間役人とは、老中、若年寄、寺社奉行、奏者番、留守居、大目付、大番頭、書院番頭、小性番頭、町奉行、勘定奉行、作事普請奉行等を曰ふ。

老中稻葉丹後守は、會て内匠頭處分の際、上意を返へして、忌諱に觸る、故に辭して、入札の數に、加はらず。

寺社奉行永井伊賀守直敬、本多彈正少弼忠晴、大目付仙石伯耆守久尙、安藤筑後守重玄、近藤備中守用章、折井淡路守正辰、町奉行松前伊豆守嘉廣、保田越前守宗郷、勘定奉行萩原近江守重秀、久貝因幡守正方等は、吉良、上杉の二家を、嚴罰に處して、諸士を、寛典に處せんとする意見を持し、十二月二十三日を以て、十三人連署の意見書を呈す、其全文を、左に掲ぐ、

御尋に付存寄申上候覺

一、吉良左兵衛儀、申分け難相立仕方にて御座候間、其砌、責而自滅可仕處に、無其儀、始終之様子、其分にては、難被差置哉に御座候間、切腹可被仰付哉に御座候。

一、吉良上野介家來共、此度、手に合不申者共は、侍之分、不殘斬罪に可被仰付哉に御座候、其節、少成共働、手疵負候者共は、親類方え、引取申様に可被仰付儀に御座候。

一、小者、中間之類は、追掃れて可然候。
一、上杉彈正大弼、同民部大輔儀、淺野内頭匠家來、上

野介屋敷より引取、泉岳寺え參罷在候處、其分にて、差置候仕方、兩人共に、兎角可申様も無之儀に御座候間、如何様にも、御仕置被仰付、勿論、領地可被召上哉に御座候。

一、内匠家來共仕方、評議兩様に御座候、亡主之志を繼、一命を捨、上野介宅え押込み、討取候段、眞實之忠義にて可有御座候哉、御條目に文武忠孝を勵、可正禮儀之趣に、的中可仕哉に御座候、且又、大勢申合、武具を着候體、狼籍之仕方に御座候得共、其段、遠慮仕候はば、不遂本意候故、右之仕方に可仕儀と存候。

一、御條目に結徒黨、成誓約候は、御停止にて御座候、内匠家來、徒黨之志御座候は、去年、内匠御仕置被仰付、城領知被召上候節、少々存念ケ間數體も可有之處に、聊違背不仕候、此度之仕方、一列不仕候得は、不達本意候故、不得止、大勢申合候にて御座候、徒黨とは難申可有御座哉。

一、筒様之類、重て有之候とても、人々心入次第にて御座候得は、其節、致方是非を以、可被仰付儀と奉存候。

右之通、何も存候、内匠家來、先、此度は、御預之儘被差置、後年に至り、落着可被仰付哉に御座候、以上。

十二月二十三日

水井	伊賀守	本多彈正少弼	仙石	伯耆守	
安藤	筑後守	近藤	備中守	折井	淡路守
松前	伊豆守	保田	越前守	丹羽	遠江守
萩原	近江守	久貝	因幡守	戸川	備中守
中山	出雲守				

儒官林大學頭信篤の意、亦、諸士を赦免せんと欲するの意見を持す、乃ち議を獻して、

『君父の仇は、俱に天を戴かざること、人道の大則にして、復た動かすべくも候はず、大石内藏助以下の、亡主の遺志を繼ぎて、吉良上野介を討ちしは、人臣の誠忠を盡して、人道の大則を行へるもの、敢て、公儀に反抗するものに候はず、若し、之れを嚴刑に處せんか、忠義の道、終に、地に墜ちんこと、必然に候はん、是れ、信篤の私意にあらずして、聖賢の大經にこそ候へ』

と述ぶ、老中、之れを見て、心動き、

『御當家の前例を見るに、寛文年中、奥平源八郎、大勢

を驅り催し、牛込に於て、父の仇を報ぜしも、深く罪せられずして、遠島に處せらる、此儀を斟酌して、輕重を定むべきにや』

と謀り、これも、亦、寛典の説に傾けども、尙、未だ其意見を決せず。

萩生惣右衛門、徂徠と號す、將軍の寵臣松平美濃守吉保即ち柳澤出羽守保明の家に仕へて、敬重せらる。

一日、美濃守、登城せんとして、廣間に出づれば、惣右衛門、徐かに、其袖を控へて、

『此頃、承はり及び候へば、大石内藏助以下を罪すれば、忠義の道、地に墜ちんと、林大學頭より、申立て候由、これ、儒者の道論にして、其理、強がち捨つべきには候はず、左れども、法禁を犯し、政令に背き候へるにも拘はらず、人臣の節を盡せしとして、助命せられんか、天下の政道、何を以てか、相立ち候はん、且や、上杉彈正大弼、其實父の仇を看過すべきに候はず、若し、四十七人の行衛を、探索して、怒を霽らし候はず、諸方に、騷動あらんも、知るべからず、淺野安藝守、亦、分家内匠

頭に忠義を立てしものを、見殺しには仕つらず、必定、力を盡して、救護仕つり候べし、勢の激するところ、兩家、怨を構へ候はんには、由々しき大事にこそ候べけれ、旁々以て、此徒に、死を賜うて、一つには、政道を正し、二つには、禍亂を防ぎ給はんこと、天下の御爲めに候べし』

と勸む、美濃守は、始めより、上野介を庇護せしもの、此議を聞いて、心に悦び、終に、老中に謀りて、諸士に、死を賜ふに決す。

斯くて、老中より、此趣を、將軍に言上す、將軍、心に、諸士を憐めども、老中の議も、亦、強ちに斥くべからず、

『追つて、沙汰すべし』

と告げ、別に、可とも言はず、否とも示さず。

二月朔日、日光輪王寺宮公辨法親王、年頭の御對顔として、御登城あらせらる、將軍と、宮との御間柄、別けて親し、一通りの御挨拶終れば、將軍、憮然として、

の表に於て、國法の罪を正さんと申せば、取捨を私心に任しがたし、定めて聞きも及び候はん、赤穂の浪人、人臣の節を守つて、故主の仇を報い、身を官法に任せて、死を善道に守れるもの、其心、賞すべくして、其罪、罰すべきにあらず、左れども、後患を多日に貽さんことを憂ひて、政法を、今日に正さんと欲する執事の評決も、亦、其理あり、罪しなば、風教を勵ましがたく、赦しなば、政道を正しがたし、之れを思へば、此身も、蒼蠅き心地こそ致し候へ』

と語る、宮、早くも、それと察し給へど、別に、何の御答へをもなさせ給はず。

將軍、重ねて、繰り返しつゝ、語れど、宮、尙、兎角の御言葉もなくして、退出し給ふ。

宮、頓て、上野へ歸らせ給ひ、坊官共を召させて、『今日、城中に於て、將軍家より、染々との物語あり、我れに助けよとの謎なりとは、何とて、之を察せざるべき、去りながら、四十六人の精忠大義、洵に、古今に、比類なしと雖も、人心の變化、固より測るべからず、若

し、此輩の中に、其終を全くせざるものあらば、今日の苦節も、終に、水の泡となりて、一黨の名譽も、亦、地に墜つるに至らん、假令、一旦の死を免るゝも、何條千載の壽を保たんや、寧ろ、四十六人の者、盡く、死に就かば、忠義の名節、益々顯はれ、世上の痛悼、愈々深からんか、斯して、芳名を、千古に傳へんこと、身命を、一時に保つと執れぞや、我れ、之を思へばこそ、兎角の御答へにも、及ばざりしなれ、努めく、我が無慈悲とな思ひそ』

と宣はせば、居合はす面々、皆、深き思召に、感泣せざるはなし。

將軍、今は、是非もなし、老中を、其面前に召して、

『四十六人の者には、切腹を申付けよ、吉良左兵衛佐は、配流申し付くべし』

と命じ、罪案、愈々決す。

諸士は、殺せども、佐兵衛佐は、助けられず、松平美濃守、亦、聊か手持不沙汰の心地ぞすらん。

一三六 處分の決定

公儀の意見、既に決すれば、二月四日を以て、急に處分を行ふ。

此日四ツ半時、各老中、黒木書院の溜所へ、出座し、大目付仙石伯耆守、町奉行丹羽遠江守、御目付長田喜右衛門の三人を、召して、鈞命を傳ふれば、三人、委細、畏まりて退き、直に、評定所に到りて、吉良左兵衛佐を召す。

左兵衛佐、時に、年十八、荒川丹後守、猪子左太夫の附添にて、悄々と、評定所に出づ。

伯耆守、正面に在り、遠江守、及び喜右衛門、左右に在り、御徒目付六人、亦、威儀を正して、差し控ゆ。

伯耆守、嚴かに、御沙汰書を、讀み上ぐ、

吉良左兵衛
淺野内匠頭家來共、上野介を討候節、其方、仕方不届に付、領地被召上、諏訪安藝守へ御預被仰付者也。

宣告終りて、諏訪安藝守忠虎の家臣澤市左衛門、茅野忠左衛門、加藤平四郎の三人、引渡せば、直に、左兵衛佐を、

駕籠に乗せ、錠を卸し、網を掛けて、本所の邸へ、引取る。伯耆守以下の、黒木書院の溜所より、引退くや、更に、御目付荒木十左衛門外三名、御使番久永内記外三名を、同時に、溜所へ、呼び出し、老中秋元但馬守より、

『四家へ、御預けの者共、切腹仰付けられ候に付、檢視として、罷越すべし』

との命を傳ふ、其人名、並に割振りは、細川越中守の邸へは、

御目付 荒木十左衛門
御使番 久永内記

の二人、松平隠岐守の邸へは、

御目付 杉田五左衛門
御使番 駒木根長三郎
の二人、毛利甲斐守の邸へは、

御使番 赤井平右衛門
の二人、各々御徒目附、御小人目附を率ゐて、臨場するに定めらる。

検視の面々、死骸、並に兩刀は、如何に取計ふべきかを伺へば、若年寄加藤越中守を以て、

『死骸、並に本人の佩刀等は、御構ひ之れなきに付、勝手次第たるべき旨、申付け候べし、罷越すべき時刻は、追つて、申渡さん、切腹までには、十分、支度の猶豫を、與へられ候へ』

との内意を傳ふ、續いて、九ツ半時より、隨意に、臨場すべしとの命を下す。

こゝに於て、荒木十左衛門、久永内記は、御徒目附七人、其他は、御徒目附五人づゝを隨へて、各々受持の邸へ向ふ。

一三七 細川邸の上使

四家へは、其前夜を以て、内意を傳へられしも、固く秘して、重もなる家臣の外へは、漏らさず。

四日の朝、細川家に於ては、一對の生花を諸士の室の床の

間に、飾り付け、尋いで、越中守臨邸の旨、誰れ言ふとなく、諸士の耳に入る。

今日かくと、待つともなく待てる諸士、今は、愈々今日と云ふ今日こそと、心に察して、早くも、覺悟を定む、死を視ること、歸るが如きの面々、談笑自如、毫しも、平常と異ならず。

堀内傳右衛門、此日、非番に當れば、自邸へ歸らんと欲して、次の間に到る、磯貝十郎左衛門、それと見るより、側に進み寄り、

『傳右衛門殿には、今日は、御歸宅に候べし、重ねて、御出勤までは、我等も、如何候べきか、多分、それまでには、埒も明き候べし、扱て、此間よりの御恩、御禮も、言葉に盡しがたし、あれに居る者共、何れも、御心安く存じ居り候へば、沖もの事に、これへ御詰めの内に、埒の明き候はんやう、存じ居ることこそ候へ』

と語る、流石の勇士も、名残惜し。

傳右衛門は、未だ何事をも知らず、

『公儀より、仰出さるゝことにて候へば、前以て、承は

ることに候はん、左すれば、假令、非番の時とても、屹

と、罷越して、御意得申すべし』

と答ふれば、諸士、聞いて悦び、

『是非、其通りに、御願ひ申すべし』

と述べ、傳右衛門、亦、快よく諾して、辭し歸る、途中、數寄屋橋門に到りて、ハタと、同僚平野丹右衛門の羽織袴にて、來るに行き逢ふ、傳右衛門、何事ぞと問へば、

『追つ付け、芝へ上使の候ぞ』
と告ぐ、

『南無三寶、扱ては、愈々今日なるか』

傳右衛門、其儘、又も屋敷へ引返へせば、事の爲體、如何さま、其れらしげに見ゆ。

傳右衛門、心も心ならず、急ぎ、次の間に到りて、ソツと、中を覗けば、諸士、既に、晚餐の膳に着きて、箸を執りつつあり、常よりも、時刻早し。

『我れ、今朝代つて、歸りながら、其儘、中に入らば、不審を懷かれん』

と思ひ、躊躇して、中に入らず、尙も、外より、密かに、

容子を窺ふ。

今日は、疾くより、風呂に入れ、又早くより、晚餐を供せらるゝなど、其容子、常に異なれば、諸士、何れも、皆、今日を最期と思ひ定め、互に、顔を見合せて、早く、片を付けんと思ふ風情、其素振に知らる。

間もなく、食事も終りて、少しく、打寛ろぐ。

折しも、八木市太夫、入り來りて、

『上使の御入りに候、各々麻上下御着用、然るべし』
と告げ、黒羽二重の小袖に、淺黄無垢の下着二つ、麻上下に、帶、足袋まで、取揃へて、銘々の前に、差し置く。

諸士、直に、衣服を着換へんとすれば、傳右衛門、これを機會に、中へ立ち入り、磯貝十郎左衛門、富森助右衛門に、袴の腰を當て遣るなど、親切に、手傳ふ。

内藏助、不圖、傳右衛門の顔を見るより、床の間の生花を、指さしつゝ、

『花は、御仕舞ひ成されまじきや』

と言ふ、檢使の手前、如何やとの注意なるべし、

『如何さま、御尤もに候』

傳右衛門、手早く、生花を、取片付く。
支度、全く終れば、十七人、残らず、上の間に集まりて、
席次、正しく、居並ぶ。

檢使荒木十左衛門、久永内記の二人、既に來つて、大書院
に在り、此時、靜々と、入り來りて、上座に着けば、細川
家の側役、其後に付き隨ふ。

十左衛門、頓て、威儀、儼然として、一聲高く、

『上御意』

と呼はる、諸士、ハソとばかりに、平伏し、一座、森とし
て、聲もなし。

十左衛門、恭しく、御沙汰書を、繰り廣げつゝ、先づ、十
七人の姓名を、讀み上げ、更に、一段、聲を張り上げて、
全文を、讀み始む、

淺野内匠頭儀、勅使御馳走之御用、被仰付置候處、時節
柄、殿中をも不憚、不届之仕形に付、御仕置被仰付、吉
良上野介儀は無御構、被差置候處、主人の讐を報候と申
立、内匠頭家來四十六人致徒黨、上野介宅へ押込、飛道
具杯持參、上野介を討候始末、不恐公儀之段、重々不届

に候、依之、切腹申付者也。

宣告終れば、内藏助、首を擡げつゝ、謹んで、
『如何やうに仰付けらるゝも、計りがたくと存じ奉つり
候ところ、術よく、切腹取付けられ候段、有がたき仕合
せに、存じ奉つり候』

と言葉涼しく、述べ終りて、頭を下ぐれば、一同、亦、一
齊に、頭を下ぐ。

十左衛門は、城地受取の爲めに、赤穂に下りてより、内藏
助と相識る、今や、檢使として、此處に臨むも、同情の念、
自から禁へがたし、此時、少しく、聲を低めて、

『これは、一存を以て、申聞け候儀ぞ、今日、吉良左兵
衛事、今度の仕形、不届に思召され、領知御取上げの上、
諏訪安藝守へ、御預けに相成り候ぞ』

と告ぐ、黄泉の土産、何物か、此れに過ぎん、諸士、それ
と聞くより、積日の鬱胸、豁然として披く。

『扱て、本懐至極にこそ候へ』

内藏助、丁寧に、會釋すれば、十左衛門、

『心置きなく、支度仕つり候へ』

と告げ、内記と與に立ちて、復た元の大書院に入る。

此日、老中より、書面を以て、檢使出張の旨を、四家へ通
ずると共に、

御自分、其場え罷出に不及候、家來計可被差出候

との注意ありしも、越中守、態々、大名小路の上屋敷より、
來り臨み、今しも、檢使の立ち出づるを待つて、特に、宮
村團之進を遣はし、

『此日頃、御宥免の御沙汰もやと、相待ち申すところに、
今日、計らずも、切腹仰付けらるゝ由に承はる、扱て扱
て、殘懷至極にこそ存すれ、此上は、心置なく、用意致
さるゝやうにと、越中守の申して候』

との意を通ず、内藏助、聞くより、ハラ／＼と、涙を垂れ、
『私共、如何なる極刑にも、仰付けらるべくと、覺悟仕
つり候處に、武士の法に仰付けられ候こと、有がたき儀
とこそ、存じ奉つりて候へ、舊臘以來、御手厚き御取扱
ひを蒙むり候段、御禮、言語に盡しがたし、御前體、宜
しく、御執達の程、願ひ奉つり候』

と兩手を突き、首を下げて、慇懃に、謝辭を述べ、内藏助、

一同に向ひて、

『扱て、有がたき仕合せに候、一同、これへ御寄り
候へ、御意の程を、申聞かせ候はん』

と言へば、諸士、何れも、手水をつかうて、其側に、進み
寄る。

内藏助、落涙しつゝ、越中守の内諭を告ぐれば、諸士、亦、
聞いて、俱に、感涙に咽ぶ。

斯かる所へ、銚子も出で、土器も、銘々に出づ、これぞ、
名残の盃を、酌み交はせしめんとの用意。

諸士、今は、心に懸かる雲もなし、頓て、亡君の御側に行
く身と思へば、皆、快然として、土器を取り上ぐ。

傳右衛門、亦、入り來りて、人々の盃を受く、此時、諸士、
笑ひつゝ、

『傳右衛門殿、今日は、別して、御馳走成さるべき儀に
候はんに、烟草と、御茶とが、未だに候』

と言へば、傳右衛門、ハツと心付き、

『如何さま、左様にて候ひき、侍中は、申すに及ばず、
幼少の坊主共までも、皆、殘念至極に存じ候へるまゝ、

ツイく、忘れたるにて候」

と述べ、早速、坊主に命じて、茶を出だし、烟草を出だす、諸士の死を視ること、實に、實に飴よりも甘し。

傳右衛門、其一族の平八に向うて、

「何か書き置きたき衆も候べし、筆紙を出だしては、如何候ぞ」

と謀る、平八、實にもと心付き、早速、御目付まで、伺ひ出づれば、

「苦しからず候、料紙、御出だし候へ、但し、申すに及ばざれども、書面は、御内見の上にて、御届の儀、肝要に候ぞ」

との指圖、此上は、仔細なし、堀七郎兵衛、早速、筆紙を持ち出で、

「御目付衆へ、相伺ひ候てのこと故、少しも、苦しからず候、これへ、硯、料紙を置き候、御残し置かれたき儀も候はゞ、御懸念なく、御認め成され候へ」

と告ぐ、内藏助、諸士を顧みつ、

「扱てく、御心付かせられ、千萬、忝けなうこそ候へ、

去りながら、一同、別に、認むべき儀とても候はず」

と答ふ、覺悟の潔さ、今となつて、別に、一筆、書き残さんとも思はず。

傳右衛門、亦、同様に勸むれども、内藏助、又同様に答へて、筆を執らんとせず、唯、從容として、死を待つ。

諸士に、言ふことなしとも、此儘、止むは、残り多し、傳右衛門、突と、内藏助の側に差寄り、耳元にのぞきて、

「此間より、御心安く仕つれる傳右衛門に候、御口上にて、仰せ置かれんことの候へば、御遠慮なく、仰せられ候へ、必らず、御傳へ申すべし」

と述べ、今に始めぬ親切、内藏助の悦び、譬へがたし、

「御親切の御志、兎角申さんに、言葉も候はず、此夏には、定めて、御供にて、御歸國成され候べし、八幡を御通りの砌、若し、御非番にて候はゞ、大西坊へ、御立寄りの上、今日は、別して、天氣も宜しく、仰渡されは斯、模様は爾々の旨、御話し下され候べし、左すれば、次男共の方へも、通じ呉れ候べし」

と請ふ、傳右衛門、打ち頷づき、

「易き程のことに候、當番にても、同役と代り合せて、

御訪ね申すべし、御心安く、思召され候へ」

と答ふれば、内藏助、聞いて、益々悦ぶ。

傳右衛門、それより、一々、諸士の側に到りて、同様に語れば、吉田忠左衛門、

「日外、御噂申上げたる伊藤十郎大夫へ、今日の模様を、

御話下さるべし」

と言ふ、十郎大夫とは、播州姫路城主本多中務大輔の家臣にして、忠左衛門の婿なり。

次には、原總右衛門、大封の状を出して、

「何卒、これを御届け下さるべし」

と請ふ、傳右衛門、受けて見れば、「内海道徳様、大石内藏助」とあり、道徳とは、赤穂の醫員にして、諸士に、好意を表したるもの。

次には、片岡源五右衛門、

「内々御話申せし通り、朱柄の槍を、泉岳寺に、残し置き候、先祖備前と申すもの、槍にて候へば、生き残したるものに、遣はしたし、此儀、御頼みに候」

と請ふ、次には、間瀬久太夫、言ひにくそうに、

「近頃、尾籠の儀に候へども、拙者、此間より、下痢を催ほし候ひしに、幸ひにも、今朝より、快よく相成り候、併し、萬一、粗忽の儀あらんも、計りがたし、此儀、御含み置かれ候へ」

と言へば、傳右衛門、

「扱てく、御念の入りたる御事、少しも、御氣遣ひ成されまじく候、傳右衛門、慥かに、承はり置き候」

と答ふ、嚴格なる久太夫、此答を聞きて、始めて、心を安んず。

次には、小野寺十内、笑ひく、

「此間は、妻の歌を、總右衛門に、御書かせ成されたるやに承はり候、今日の容子、何卒、京都の弓削太郎左衛門まで、仰せ遣はされたく候、左すれば、妻方へ、即刻、通じ申さるべく候」

と言へば、傳右衛門、

「太郎左衛門は、心安く仕つれば、即刻、申遣はすべく候、御心安く、思召され候へ」

と答ふ、太郎左衛門とは、細川家の京都留守居にして、十内と、親しく、交はるもの。
次は、間喜兵衛、何とも言はず、唯、笑ひく、一首の辭世を出だす。

次は、磯貝十郎左衛門、別けて、傳右衛門と、心安し、
『此間は、御別懇に預り、忝けなうこそ、存じて候へ、此上とも、老母、兄弟の事共、御心を附けられ給ふべし』と請ふ、傳右衛門、頷ぎきつ、

『委細承知仕つり候、御袋様は、拙者の母とも存すべく候』

と答へて、快く、承引すれば、十郎左衛門、益々悦ぶ。

次は、堀部彌兵衛、笑ひく、

『御下着の節は、甚之允に、御酒、奥へ申すやう、御話下され候へ』

と言ふ、甚之允とは、彌兵衛の甥なり、細川家に仕へて、熊本に在り。

次には、近松勘六、

『御存じの如く、此間より、手を痛め居り候ひしに、御

醫師の御骨折にて、昨日までに、全快仕つり、今日、箇様と申すこと、誠に有がたき儀に存じ奉つり候、此儀、文良へ、御傳へ下されたし』
と請ふ、文良とは、勘六の異母弟にして、谷中の長福寺に居るもの。

次には、富森助右衛門、

『荒木十左衛門様より、内藏助へ、吉良左兵衛事、爾々の旨、御話成され候、扱てく、本望に存じ奉つり候、尙、老母事、御心を附けられ下さるべし』
と請ひ、辭世、並に戒名を、書きつけて渡す。

次は、潮田又之丞、辭世、並に、姉婿渡邊與左衛門の居所を、書付けて渡し、

『何卒、播州加古川の本陣中屋與左衛門方まで、御届け下さるべし、左すれば、北條村へは、即刻通じ申すべし』
と請ふ、次は、早水藤左衛門、亦、一首の辭世を、書き記して渡す。

次は、赤埴源藏、

『此間より、御存じの如く、小瘡出來て、難儀仕つり候

ひしに、御醫師の御蔭にて、昨日より、快く相成り、今日、切腹仰付けらるゝこと、本望に存じ奉つり候、此事、本間安兵衛に御通じ下さるべし』
と請ふ、安兵衛は、源藏の實弟にして、時の老中土屋相模守政直に仕ふ。

次には、奥田孫太夫、若き人々と、何事をか話し居りしが、此時、傳右衛門に向ひて、

『今日の容子、一類共へ、御話し下され候べし、時に、傳右衛門殿、拙者は、切腹の仕様を存せず候、如何仕つるべきにや』

と言ふ、命を捨つるは、物の數ともせず、只、耻を残さんことの心辛し。

傳右衛門も、これには、答へに窮す、

『左ればに候、拙者も、ツイソ見たる事も候はず、三寶に、小脇差を載せて、出だし候やう、承はり及び候へば、それを引寄せて、肩衣を』

と言ひつゝ、我が肩衣に、手を掛く、時に助右衛門、十郎左衛門の面々、

『扱てく、要らざる稽古に候、如何やうにても、苦しからざること、只、首を受けて、討たるれば、然るべし』
と横合ひより、喙を容るれば、折角の話も、忽ち、腰を折らる。

次には、矢田五郎右衛門、

『日外、御話し申候通り、拙者は、刀を打折つて、相手の刀を、取り候へば、自分の物とは、違ひ居り候、一類共、異な事と存すべく候へば、此儀、御通じ下さるべし』
と言ひ、最後に、大石瀨左衛門、

『大石無人、並に、子息郷右衛門へ、今日の首尾、御通じ下され候へ』

と請ふ、無人は、其伯父なり、傳右衛門、皆、一々、快よく、受け受ふ。

一三八 松平邸の上使

松平家に於ても、隠岐守、態々、愛宕下の上屋敷より、三田の中屋敷に臨む。
晝過ぎより、交るく、行水をつかはせ、丁寧の料理を、

襲すれば、此處にても、諸士、早くも、今日を、最期の日と覺りて、更に、惡びれたる状もあらず。

八ツ時過ぎ、檢視杉田五左衛門、駒木根長三郎の二人、御徒目附、及び御小人目附を隨へて、入り來れば、早速、大書院に通し、隠岐守、自ら出で、挨拶に及ぶ。

隠岐守の引取るや、直に、家老遠山三郎左衛門、服部源左衛門の二人を召して、

『御預かりの者共、緩々、支度致されて、差出され候へ、尙、場所をも、用意致さるべし』

と告ぐ、二人、旨を領して、引き退き、接伴衆を以て、諸士に、

『御上使の御入りに候、衣服を改めて、御出でなされ候へ』

と通じ、小袖、麻上下、上帯、下帶等を、差出だせば、諸士、心靜かに、衣服を着換ゆ。

十一歳の小坊主、常に、主税の給仕に出づ、意氣、相投じて、交情、最も親し、此小坊主、今日に限りて、朝より、顔を見せず、主税、生前に、一目逢ひたしと思へども、我

れより、呼び迎ふべくもあらねば、其儘に、差控ゆ。此時、計らずも、小坊主、入り來れば、今しも、袴の紐を結びつゝありし主税、急ぎ、側へ招きて、

『先刻より、御目に掛かりたしと存せしところ、能くこそ、來給ひたれ、此間は、色々、親切に、御介抱下され千萬、忝けなうこそ候へ、染々、御禮申さんとは存すれども、最早、餘命も候はず、晩ほど、罷り出で、寛りと御禮申したきも、それは、其許にて、御嫌やに候はん』と申戯言ひつゝ、莞爾と笑ふ、死する命を、芥とも思はず。小坊主、ヂツと、其顔を見て、何事をも言はず、其儘、其處に錯伏して、泣き沈めば、居合はす接伴の人々、亦、顔を掩ふ。

支度終れば、諸士、駕籠に乗りて、小屋より、玄關に到り、案内に連れて、大書院に出づ、瀧野八郎右衛門、一々、氏名を披露す。

席、定まれば、杉田五左衛門、嚴かに、御沙汰書を、讀み上ぐ。

主税、安兵衛の二人、ハツと、頭を下げ、

『武士の本意、仰付けられ、有がたく、存じ奉つり候』

と答ふ、五左衛門、重ねて、言葉穩かに、

『一同へ、支度仕つらせ候へ』

と告げ、暫時の休息を與ふれば、諸士、悠々として、控所に引取る。

一三九 毛利邸の上使

毛利家に於ては、老中の奉書に接すると與に、番頭原田將監より、南小屋は、瀧左太夫、北小屋は、倉垣勘兵衛を以て、諸士に、

『御用之れあり、追つ付け、御目付衆、御出でに候、左様、御心得候へ』

との旨を通ず、最期を、今日と覺悟せる人々、別に、驚く色もあらず。

諸士、頓て、行水をつかひ、甲斐守より出だせる羽二重、上帯、下帯、麻上下を着換へて、命を待つ。

既にして、北小屋の五人、先づ、駕籠にて、玄關に到り、導かれて、大書院の次の室に到る、續いて、南小屋の五人

も、亦、此處に來る。

檢使鈴木次左衛門、齋藤治左衛門の二人、既に來つて、大書院に在り、御徒目附神戸十太夫の披露につれて、一人一人、其中に入る。

治左衛門、御沙汰書を、讀み上ぐれば、岡嶋八十右衛門、松喜兵衛の二人、

『武法に仰付けられ、有りがたく、存じ奉つる』

と潔よく、御請けに及びて、廣間の上の間に、引取る。

一四〇 水野邸の上使

水野家に於ては、檢使久留十左衛門、赤井平右衛門の二人、來り臨みて、大書院へ通り、留守居役山田大右衛門、山川九郎右衛門の二人を、召して、

『御預けの者共へ、切腹仰付けらる、左様御心得候へ、死骸、並に武器は、御構ひ之れなし、何方へなりとも、遣はさるべし』

と告ぐ、大右衛門、念の爲めに、

『然らば、泉岳寺へ、差遣はずも、差支候まじきや』

と問へば、十左衛門、

『勝手次第に、取捨致され候へ』

と答ふ、大右衛門、委細承知の旨を答へ、介錯人の氏名、並に年齢、是までの番人の氏名書を、提出、一切の手順、残る方なく、取整ふ。

此間、諸士には、行水をつかはせ、鄭重の晚餐を饗し、終りて、暫時、休息すれば、

『上使の御入りに候、衣服を改められ候べし』

と告げ、麻上下、小袖など差出す、諸士、心静かに着換へ案内に連れて、大書院に出づれば、赤井平右衛門、御沙汰書を、読み上ぐ、諸士、

『如何やうにも、屹度、仰付けらるべく候處、切腹仰付けられ、有がたく、存じ奉つる』

と言葉静かに、御請けに及びて、控所に入る。

諸士最後の時刻、今や、愈々来る。

一四一 細川邸の切腹

時辰は、刻々に、過ぎ行く。

り詰め、中程の所に、三疊の疊を敷き、白の蒲團を、其上に敷きて、此處を、切腹の場所と定む。

一人、切腹すれば、白の六枚屏風を建て、下敷の蒲團に包みて、疊と共に、場外なる白幕の中に、入れ置き、血の滴れる所には、砂を振り掛け、別の疊、別の蒲團を、敷き換へて、次の者を、呼出だす。

大書院の正面には、屏風を建て、荒木十左衛門は、右の方、久永内記は、左の方に、座を占め、屏風を隔て、左の方に、細川家の家老、側役、夫々、席を占む。

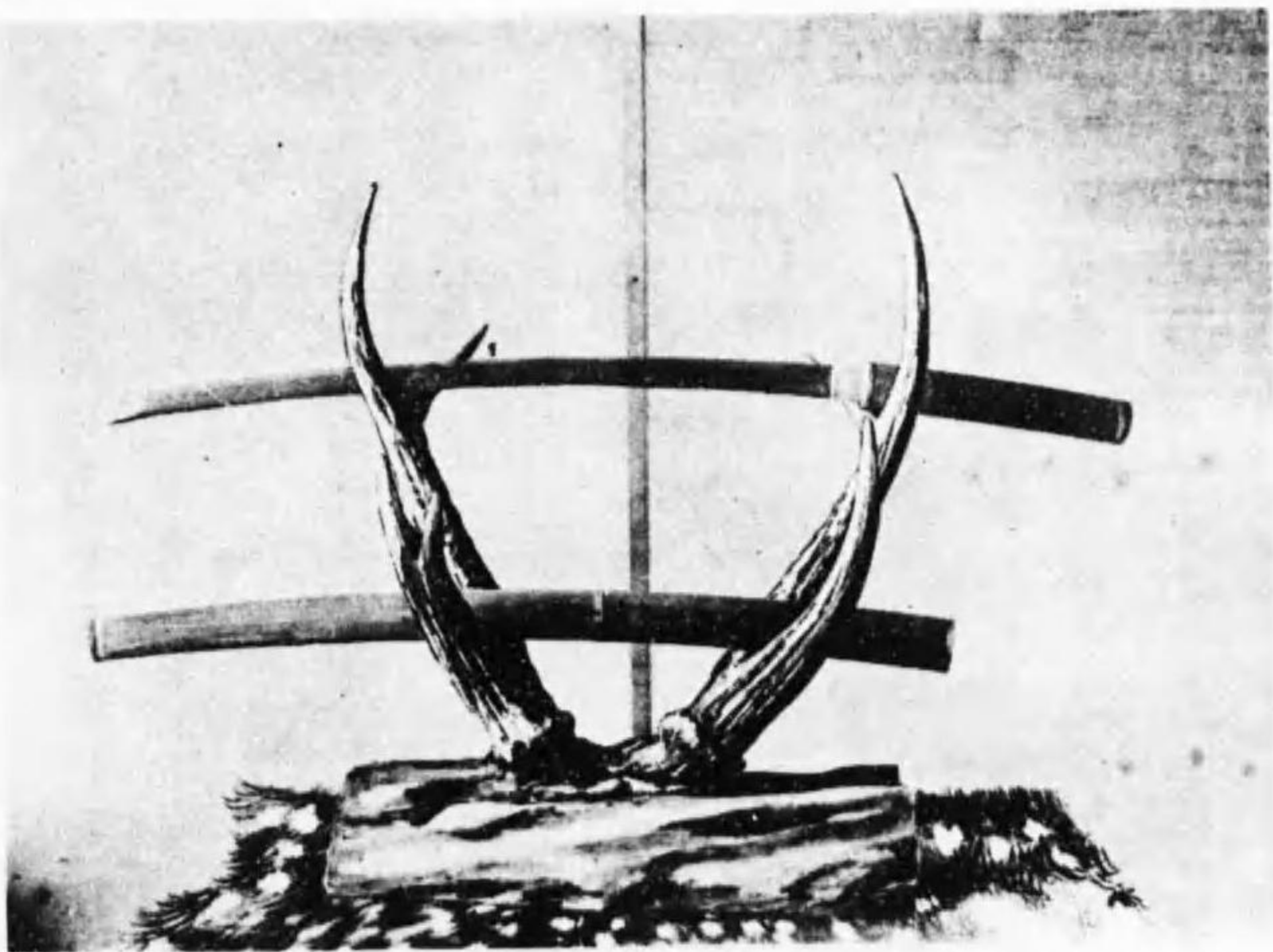
大書院の板縁には、御徒目附、左右に、分れて、着座し、縁前の庭上には、御小人目附、座を占む、其右手には、袖垣に沿うて、細川家の作事奉行宇野彌左衛門、野々村藤左衛門の二人、着座し、又左方には、細川家の小性頭平野九郎右衛門、留守居役堀内平八等、居並ぶ。

大書院の杉戸の彼方には、越中守出座、障子を開きて、内覽せらる。

諸士は、控所に在り、其廊下には、介錯人、ズラリと並び、差控ゆ、其人名、左の如し、

斯かる時の作法として、延ばさるゝだけの時間は、延ばして、最早、

大石内蔵助介錯の刀
此は大石内蔵助を介錯したる安場一平の刀にして其後裔たる男爵安場末喜の家に藏せらる



此上、延ばすべくもあらず。細川家の檢使、荒木十左衛門、今はとて、命を傳ふ。大書院の庭上、良より、巽に掛けて、白の幔幕を、鍵の手に、張

介錯人

- | | |
|---------|--------|
| 大石内蔵助 | 安場一平 |
| 吉田忠左衛門 | 雨森清太夫 |
| 原惣右衛門 | 増田貞右衛門 |
| 片岡源五右衛門 | 二宮新右衛門 |
| 間久太夫 | 横井儀右衛門 |
| 小野寺十内 | 栗屋平右衛門 |
| 磯貝十郎左衛門 | 吉留五右衛門 |
| 堀部彌兵衛 | 米良市右衛門 |
| 近松勘六 | 横山作之丞 |
| 富森助右衛門 | 氏家平吉 |
| 潮田又之丞 | 一宮源四郎 |
| 早水藤左衛門 | 魚住惣右衛門 |
| 赤埴源藏 | 中村角太夫 |
| 奥田孫太夫 | 藤崎長右衛門 |
| 矢田五郎右衛門 | 竹田平太夫 |
| 大石瀬左衛門 | 吉田孫四郎 |

吉弘嘉右衛門、八木市太夫の二人は、披露の役目を承はり

て、控所の入口に、差控ゆ、總員、何れも、麻上下を着け、威儀、端然として、咳一つだに、爲さず。天は、晴れて、雲もなく、風は、戦げども、左して、寒からず。

命令、愈々下れば、嘉右衛門、市太夫の二人、聲を掛く、

『内藏助殿、御出で候へ』

待ち構へたる内藏助、應と答へて、立ち上る、それと見たる潮田又之丞、

『内藏助殿、皆共も、追っ付け、参り候ぞ』

と言葉を掛くれば、内藏助、顧みて、莞爾と笑みつゝ、徐徐と、庭に降り立つ、嘉右衛門、市太夫の二人、左右より導き、介錯人安場一平、後より、随ひ行く。

内藏助、悠然として、切腹の場に出で、檢使の方に向ひて、徐かに、一禮を施し、三寶を、引き寄せて、短刀を、取り上げ、肌、押寛ろげて、腹に擬すれば、彼の時早く、此時遅し、一平、ヤツと、一聲、刀を揮ふ、紫電一閃、首は、美事に、コロリと、前に落つ。

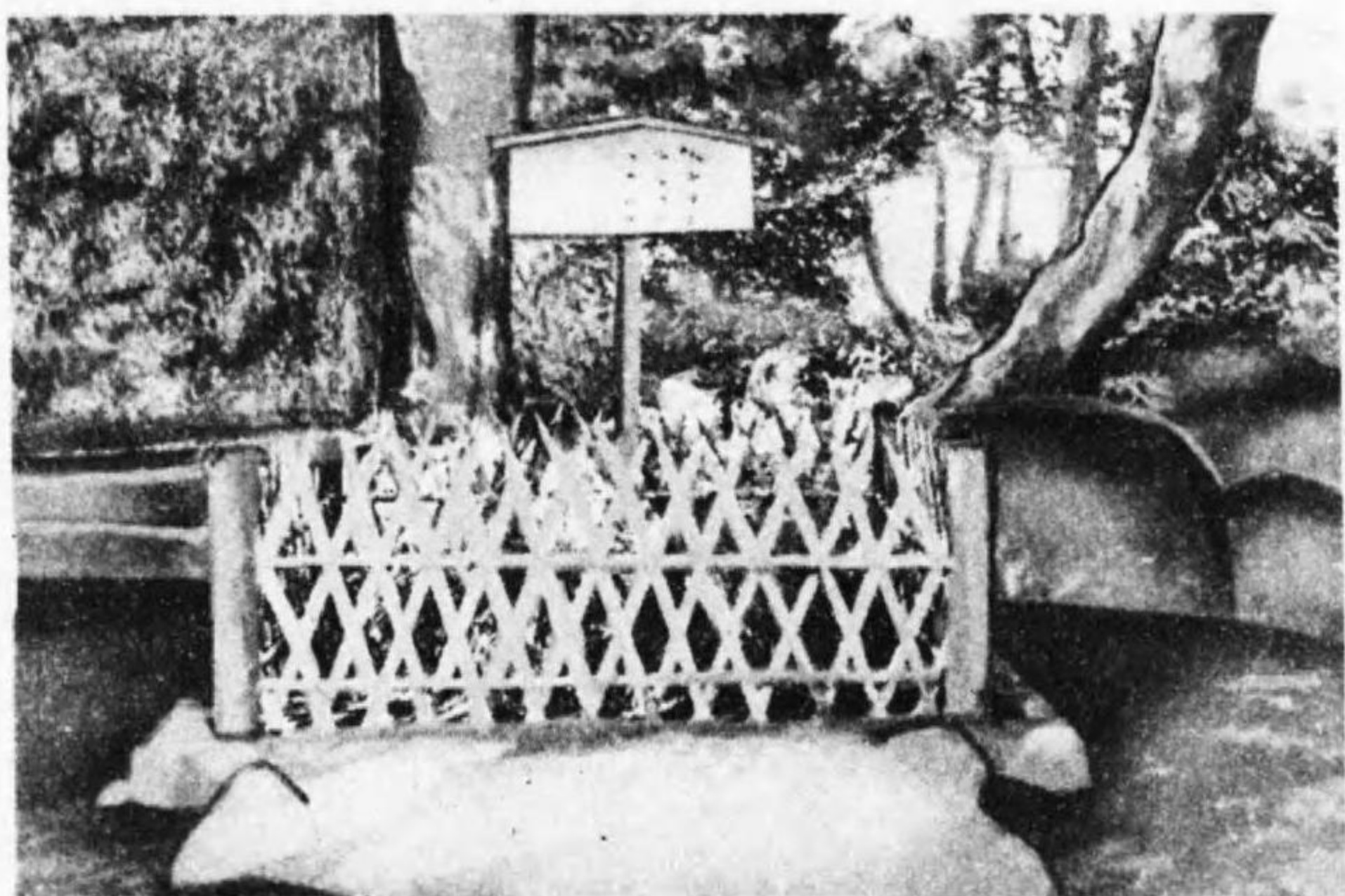
一平、首を取つて、檢使の方へ、押し向け、終りて、蒲團

に包みて、場外へ、運び出づ。

嘉右衛門、市太夫、立ち歸りて、又披露す、

十七士切腹の遺跡

大石内藏助以下十七士の自刃せし處は細川邸内に在り今は高輪御殿の御庭園となる



『内藏助殿、

首尾よく、

御仕舞成さ

れ候、次は、

忠左衛門殿、

御出で候へ』

忠左衛門、聲

に應じて、立

ち出で、形の

如くに、切腹

を終れば、嘉

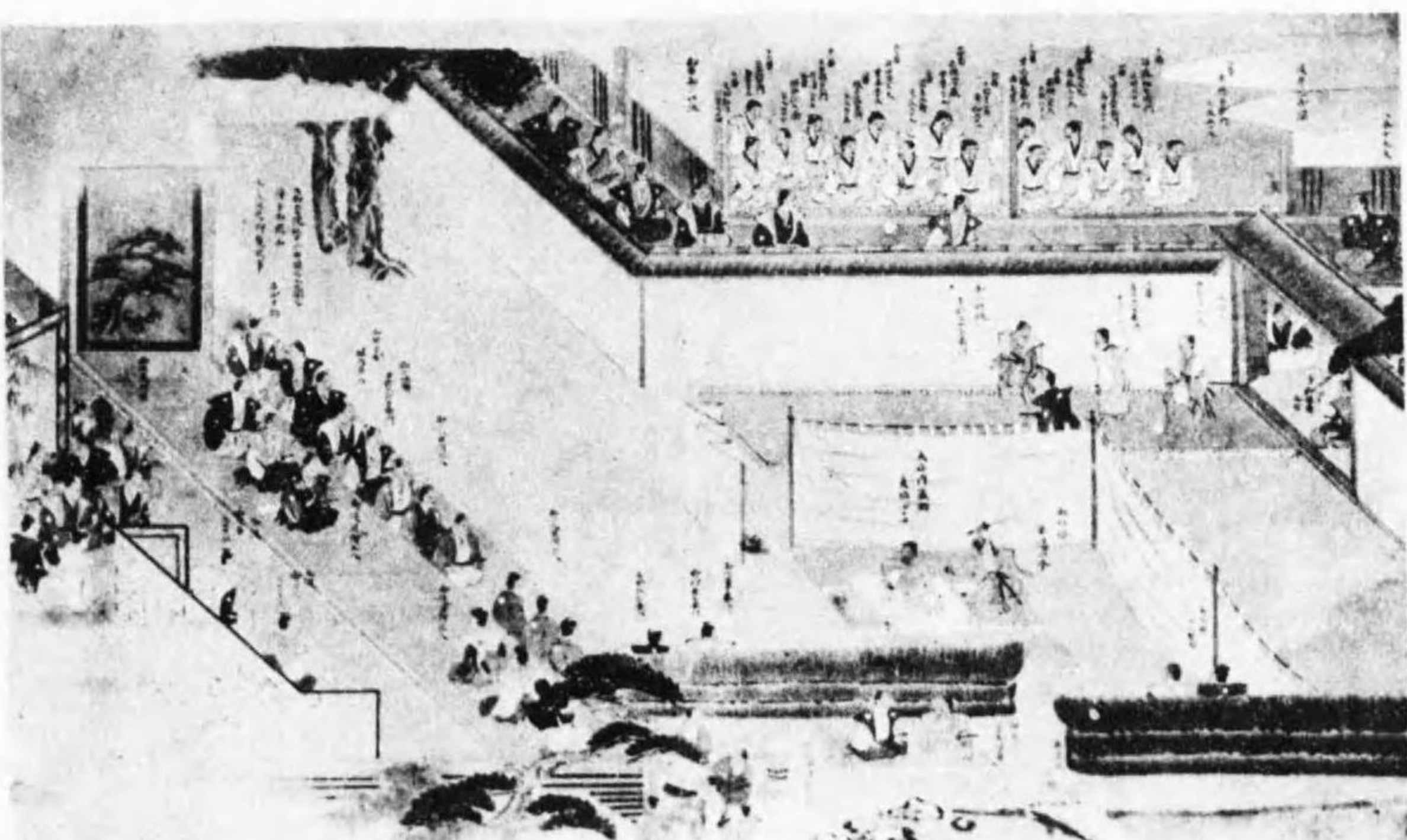
右衛門、又、

『忠左衛門

殿、首尾よ

く、御仕舞

成され候、



義士切腹の圖

此れは細川家に於て諸士切腹の當時其家臣右田才助の寫したるもの=安場男爵家所藏=

次は、總右衛門殿、御出で候へ』

と聲を掛く、堀内傳右衛門、諸士の控所に在り、

『此衆の首尾よく、仕舞はれんは、分り切つたることに

候、只、名前ばかり、申され候へ』

と注意すれば、嘉右衛門、實にもと思ひ、其後は、

『惣右衛門殿、御仕舞成されて候、次は、源五右衛門殿、

御出で候へ』

と披露す、諸士、次ぎ〜に終りて、後には、唯、瀬左衛

門の一人、残るばかり。

瀬左衛門、更に、臆する色もなく、自若として、切腹の場

所に出で、これも、美事の最期を遂ぐ。

これにて、十七人の切腹、盡く終る、時既に、七ツ半を過

ぎ、蒼然たる暮色、天地を罩めて、薄暗し。

一四二 松平邸の切腹

松平家に於ては、大書院の南庭、築山の前に、幔幕を張り、庭の上に、疊二枚を敷き、又其上に、淺黄の蒲團を敷きて、之れを切腹の場となし、一人々々にて、取換ふること、細

川家に同じ。

大書院には、檢使杉田五左衛門、駒木根長三郎の二人、着座し、縁の上には、御徒目附、縁の前には、薄縁を敷きて、御小人目附、着座し、檢使席の左手より、折れて、松平家の家老、用人以下、ズラリと、着席す。

隠岐守は、別席に在りて、内覽すること、細川家の如し。切腹場の後には、介錯人、居並び、其左の方には、徒士、右の方には、目附の面々着席して、警固を加ふ。介錯人は、二人に、一人づゝにて、其氏名、左の如し。

介錯人

- 大石 主税 波賀清太夫
- 堀部安兵衛 荒川十太夫
- 中村 勘助 宮原久太夫
- 菅谷半之丞 大島 半平
- 不破 數右衛門 加藤 斧右衛門
- 千馬 三郎兵衛 波賀清太夫
- 木村 岡右衛門 荒川十太夫
- 岡野 金右衛門 宮原久太夫

貝賀彌左衛門 大島 半平

大 高 源 吾 加藤 斧右衛門

休息すること、稍々暫し、檢使より、催促一兩度に及べど、若しや、赦免の御沙汰もやと思へば、態と、時刻を延ばす。七ツ時に至りて、又も催促あり、今はとて、仕置を行ふ。目附三浦二郎左衛門、呼出しの役を承はり、先づ、大石主税を呼ぶ。

主税、當年、僅かに十六、一黨の最少年者なれば、其最後如何やと、人々、皆、危ぶむには似ず、自若たる面色、悠然たる態度、天晴、父の子たるに恥ぢず。

頓て、靜かに、切腹の場に坐し、檢使に向ひて、一禮を施し、三寶を取つて、押し戴き、肌を脱ぎつゝ、短刀を取つて、腹に突き立つる途端、刀光陸離、首は、前に落つ。續いて、堀部安兵衛以下、次第を追うて、美事に、切腹を終る。

家老遠山三郎左衛門、服部源左衛門の二人、檢使の前に出で、

『御仕置の儀も、首尾能く、相仕舞ひて、大慶に存じ奉

つり候、就ては、寺は、何方へ遣はし、尙、道具は、如何仕つるべきや』
と問へば、五左衛門、

『何れも、公儀に於て、御構ひなし、兎角、了簡次第に、致さるべし』

と答へ、暇を告げて、立ち出づれば、隠岐守、自ら廣間まで、見送る。

一四三 毛利邸の切腹

毛利家に於ても、亦、大書院の庭上に、幔幕を張り、二枚の畳を敷きて、上に、白木綿の蒲團を敷き、回りには、蓆を布きて、血に汚るれば、一度々々に、取り換ふ。

大書院には、檢使鈴木次郎左衛門、相並んで、着座し、其左の室には、家老田代要人、相森帶刀、時田權太夫の三人、着座し、其右の一室には、甲斐守綱元、其子右京太夫元倚、并に修理の三人、着座して、内覽す。

大書院の縁には、毛氈を敷きて、御徒目附、着座し、縁の前には、御小人目附、着席す、切腹場の右方には、物頭桂

新五左衛門、横目沼田小左衛門、手廻村上七郎右衛門、三戸與一左衛門、渡邊瀬兵衛、左方には、物頭萩野角右衛門、手廻井上小右衛門、山崎加太夫、宗近源右衛門、各々、着席す。

切腹場の後方、少し左に寄りて、留守居内藤角左衛門、金

毛利舊邸の勿去碑

此れは諸士の預けられたる麻布日々窪なる毛利甲斐守舊邸の勿去碑にして明治四十三年二月四日現住者法學博士増島六一郎の建設したるもの



子六郎右衛門の二人あり、小門の脇には、番頭原田將監、控へて、諸士の呼出しを指揮し、切腹場の後方、幕の内には、番頭福原平馬、控へて、介錯人を指揮す。

宗家たる毛利大膳大夫吉就より、差遣はせる足輕は、門外を固め、一族毛利内膳元平より、差遣はせる足輕は、裏門を固む。

長井角兵衛、羽仁貞右衛門、森脇次右衛門は、足輕を率ゐて、口々を固め、三戸久之丞、藤井傳助は、邸内の警火を勤む。

介錯人は、此處にも、二人、一人づゝなり、其氏名左の如し、

- 介 錯 人
- 岡嶋八十右衛門 榊 庄右衛門
 - 吉田 澤右衛門 進藤 爲右衛門
 - 武 林 唯 七 鶴 飼 惣右衛門
 - 倉 橋 傳 助 江 良 清 吉
 - 村 松 喜 兵 衛 田 上 五 左 衛 門
 - 杉 野 十 平 次 榊 庄 右 衛 門

- 勝田 新左衛門 進藤 爲右衛門
- 前 原 伊 助 鶴 飼 惣右衛門
- 間 新 六 江 良 清 吉
- 小野寺幸右衛門 田上五左衛門

豫て、切腹用として、扇を紙に包みたるを、用意す、念の爲め、御徒目附に、伺ひ出づれば、

『扇子は、無用に候、小脇差を、出だし候へ』

と答ふ、即ち匕首の尖三分程を残して、薄き板にて挟み、紙捻にて、細かく巻きたる上を、更に、白布に包みて、三寶に載す。

三寶を持ち出づる役は、羽仁助太郎、岡田武衛右門の二人、交るゝ勤む。

頓て、切腹は八十右衛門より始まり、澤右衛門、唯七、傳助を経て、喜兵衛の番となる、喜兵衛、悠々として、切腹の場に直り、介錯人を、振向きて、氏名を問ひ、

『御手を汚させ申候、年寄の儀に候へば、自然、不調法も候はん、好きに御頼み候』

と言ひつゝ、肌、押寛げて、従容、刃を受くれば、檢使、

思はず、美事なりと褒む。

續いて、十平次、新左衛門、伊助も、濟めば、次は、新六、先づ、三寶を取つて戴き、匕首を取るより早く、肌をも脱がで、ブツリと、腹に、突き立つ。

檢使、それと見て取り、御小人目附に命じて、死骸を檢めしむ、既に、桶に收めたるを、取り出だして、見れば、果して、匕首を、腹に突立て、六七寸程、引廻しあり。

最後に、幸右衛門、亦、美事に切腹す、時に、七ツ時少し過ぐ。

檢使、田代要人、時田權太夫を召して、

『御仕置も、無事に相濟み、特に、介錯人も、手際にて、珍重に候、此段、御老中へ、申上ぐべし、甲斐守殿へも、申され候へ』

と告ぐ、二人、忝けなき由を述べ、且、死骸の處置を問へば、隨意たるべき旨を告ぐ、甲斐守、亦、出で、

『彼の者共の切腹、陰より、見届け候、首尾よく、相濟みて、大慶に候、御役儀とは存じながら、遠方、御苦勞にこそ候へ』

と挨拶し、檢使の歸るを送りて、玄關の板敷に到る、禮遇、特に厚し。

一四四 水野邸の切腹

水野家に於ても、大書院の庭上に、幔幕を張り、二枚の疊を敷き、其上に、五幅の拾蒲團を敷き、尙、其上に、毛氈を敷き、其周圍には、薄縁を敷きて、切腹の場に充つ。

一人、切腹すれば、白張の屏風を、引廻はし、毛氈、及び蒲團に、くるみて、桶に入れ、薄縁をも、一人々々にて、取換ふ。

切腹用の小脇差は、三腰を包み、替へて、出だす。

檢使久留十左衛門、赤井平右衛門の二人は、大書院の縁側近くに、座を占め、御徒目附、御小人目附は、板縁に席を占め、水野家の用人、留守居、物頭、目附等は、ズラリと、庭上に並びて、警衛す。

監物は、檢使の次の間へ、屏風を仕切りて、出で、内覽す。

介錯人は、劍道の達人四五人を選びて、命ぜんと欲し、家

老より、其由を伺ひ出づれば、監物、首を左右に掉りて、聞き入れず、

『イヤ〜、其は、然るべからず、若し、介錯人を、數人と限れば、其人選に漏れたるものは、耻辱なりと思はん、我が臣下に、誰れか、介錯の出來ざるものあらん、御仕置の人數丈け、擇らぶべし』

命じて、九人を擧ぐれば、選に漏れたるものは悦び、選に入りたるものは、愈々意氣込む、其氏名、左の如し、

介錯人

- 間 十次郎 青山 武助
- 奥田 貞右衛門 横山 笹右衛門
- 矢頭 右衛門七 杉 源助
- 村松 三太夫 廣瀬 半助
- 間瀬 孫九郎 小池 權六
- 横川 勘平 須賀 又藏
- 茅野 和助 山中 團八
- 三村 次郎左衛門 稻垣 衛助
- 神崎 與五郎 田口 安右衛門

頓て、切腹は、セツ時より始まる、給人芝田定右衛門、馬廻松崎五郎兵衛の二人、十次郎以下、一人々々、呼び出だす。

今日を運しと思ひ極めし勇士の面々、皆、從容として、自盡す。

水野家に於ては、總ての手廻し、能く行届きて、其作法、最も宜しきに適へりと稱へられぬ。

一四五 諸士の辭世

諸士、死に臨んで、辭世の詩歌を、賦するものあり、其五六を、左に掲ぐ、

辭世

原 惣右衛門

兼てより君と母とに知らせんと

人よりいそぐ死出の山道

辭世

小野寺十内

けふは早言の葉草もなかりけり

何の爲めとて露結ぶらん

辭世

間 喜兵衛

草まくら結ぶ假寢の夢さめて

常世にかへる春のあけぼの

春帆獨讚

富森 助右衛門

四日は姉の忌日なれば

先立し人もありけりけふの日を

終の旅路のおもひ出して

辭世

潮田 又之丞

武士の道とばかりを一筋に

おもひ立ぬる死出の旅路に

辭世

早水 藤左衛門

地水火風空の内より出し身の

たどらで歸る本の住家に

辭世

横川 勘平

ましてし死出の遅速はあらねども

まつさき懸けて道しるべせん

辭世

大高 源吾

梅で呑む茶屋もあるべし死出の旅

辭世

茅野 和助

その魂や風にはなる、いかに 風

辭世

武林 唯七

仕合や死出の旅路は花ざかり

辭世

同

三十年來一夢中。捨身取義夢猶同。

双親臥病故郷在。取義捨恩夢共同。

忠を思ふものは、死を恐れず、壯烈の韻、飄逸の氣、絶えて、女々しき聲音を、留めず。

一四六 諸士の埋葬

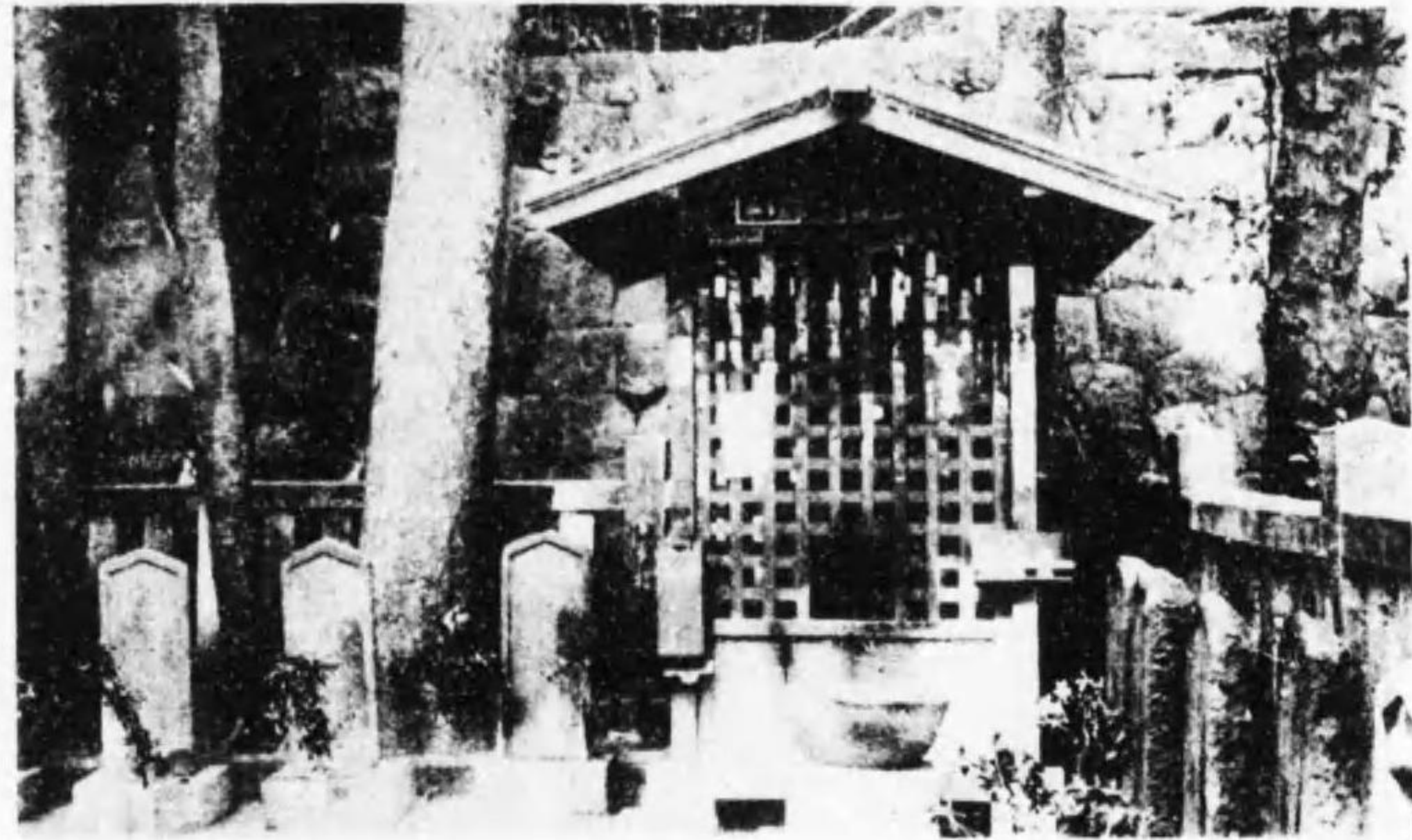
骨を君の墓畔に埋めんことは、諸士の一様に遺囑するところ、今や、四家、俱に、其遺骸を、泉岳寺に送りて、厚く葬むらんとす。

細川家に於ては、大なる瓶に、死骸を入れて、蓋をなし、更に、箱の中に收めて、綱を掛け、銀の小旗に、一番大石内藏助、二番吉田忠左衛門と、一々、番號、氏名を署したるを附けて、目標となし、士卒、前後を護りて、行装美々しく、泉岳寺に送る。

他の三家に於ては、死骸を桶に收めて、駕籠に載せ、是れ、

泉岳寺の墓 其一

此れは泉岳寺に於ける義士の墓にして屋根の中なるは大石内藏助の墓なり



亦警固の武士を附して、夫々、泉岳寺に送る。

老中秋元但馬守 喬朝の家臣中堂 又助は、間喜兵衛の女婿なり、喜兵衛父子三人の遺骸を、引取りて、埋葬せんとし、但馬守に請うて、細川、毛利、水野の三家へ、交渉せしかど、細川、水野の二家にては、既に、死骸を、

泉岳寺へ送りたる後にて、間に合はず、新六の遺骸のみを、毛利家より、受取りて、築地の本願寺別院に葬むる。引導は、四家を四組に分ち、其の死骸を送り來りし順序に依りて、細川家を第一、水野家を第二、松平家を第三、毛利家を第四と定む。

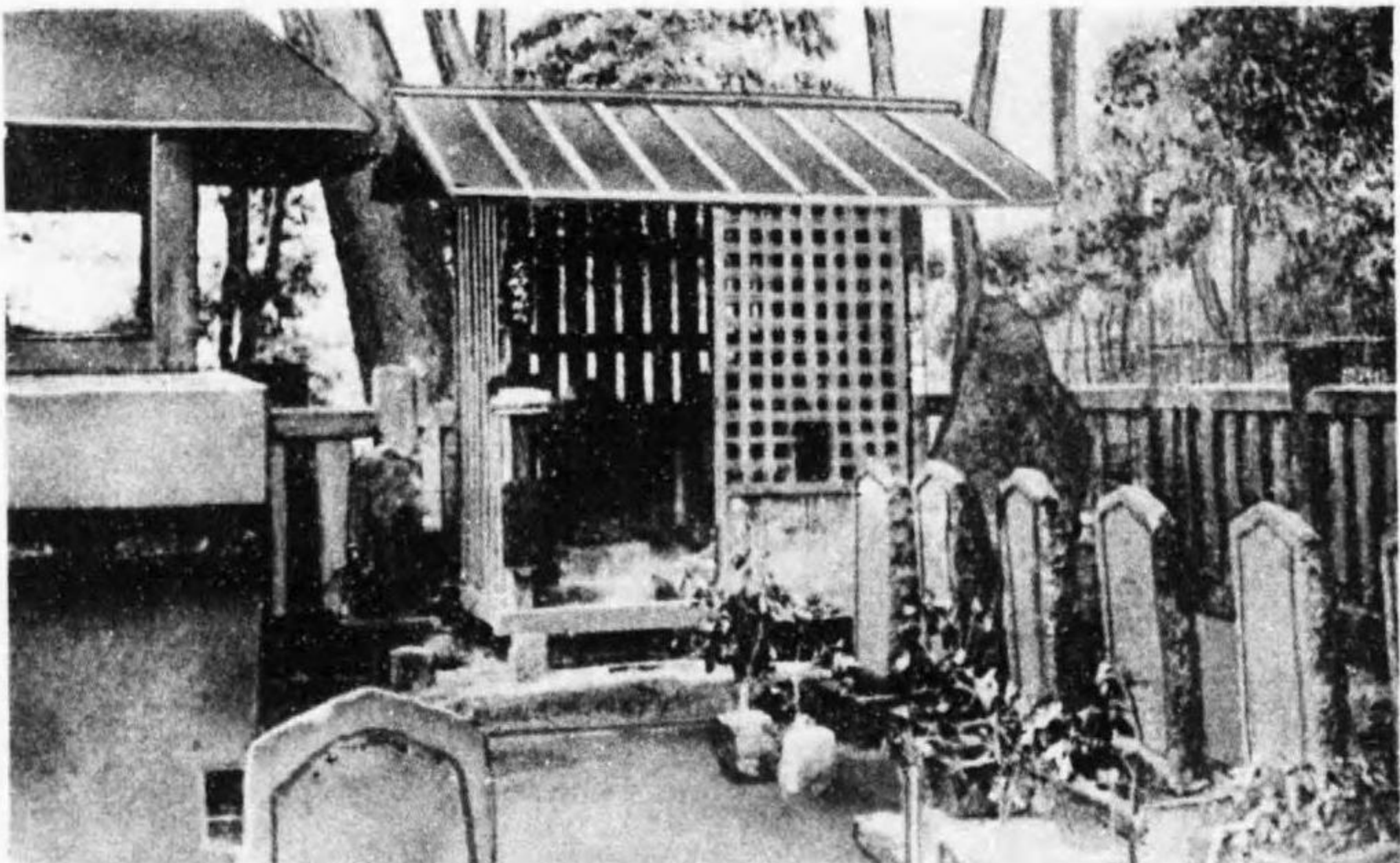
泉岳寺の住職酬山長恩和尚、一組づ、佛前に並べて、嚴かに、引導を渡し、終りて、冷光院殿の墓畔に葬むる。此日、細川家よりは、金三拾兩、松平家よりは、銀五拾枚、毛利、水野の兩家よりは、各、銀二拾枚を、泉岳寺に贈る。諸士の戒名、左の如し、

- 忠烈院 双空淨劍居士 大石内藏助
- 双仲光劍信士 吉田忠左衛門
- 双峰毛劍信士 原惣右衛門
- 双勘要劍信士 片岡源五右衛門
- 双譽道劍信士 間瀬久太夫
- 双以串劍信士 小野寺十内
- 双泉如劍信士 間喜兵衛
- 双隨露劍信士 近松勘六

- 双周求劍信士 磯貝十郎左衛門
- 双毛知劍信士 堀部彌兵衛
- 双勇相劍信士 富森助右衛門
- 双窓空劍信士 潮田又之丞
- 双破了劍信士 早水藤左衛門
- 双廣忠劍信士 赤壇源藏
- 双察周劍信士 奥田孫太夫
- 双法參劍信士 矢田五郎右衛門
- 双寛徳劍信士 大石瀬左衛門
- 双澤藏劍信士 間十次郎
- 双湫跳劍信士 奥田貞右衛門
- 双擲振劍信士 矢頭右衛門七
- 双清元劍信士 村松三太夫
- 双太及劍信士 間瀬孫九郎
- 双響機劍信士 茅野和助
- 双常水劍信士 横川勘平
- 双珊瑚劍信士 三村次郎左衛門
- 双利教劍信士 神崎與五郎

- 双上樹劍信士 大石主税
- 双雲輝劍信士 堀部安兵衛
- 双露白劍信士 中村勘助
- 双水流劍信士 菅谷半之丞
- 双觀祖劍信士 不破數右衛門
- 双道互劍信士 千馬三郎兵衛
- 双通普劍信士 木村岡右衛門
- 双回逸劍信士 岡野金右衛門
- 双電石劍信士 貝賀彌左衛門
- 双無一劍信士 大高原吾
- 双袖拂劍信士 岡嶋八十右衛門
- 双常掛劍信士 吉田澤右衛門
- 双性春劍信士 武林唯七
- 双鍛鍊劍信士 倉橋傳助
- 双有梅劍信士 村松喜兵衛
- 双可仁劍信士 杉野十平次
- 双量霞劍信士 勝田新左衛門
- 双補天劍信士 前原伊助

泉岳寺の墓 其二
此れも義士の墓にして屋根の中なるは大石主税の墓なり



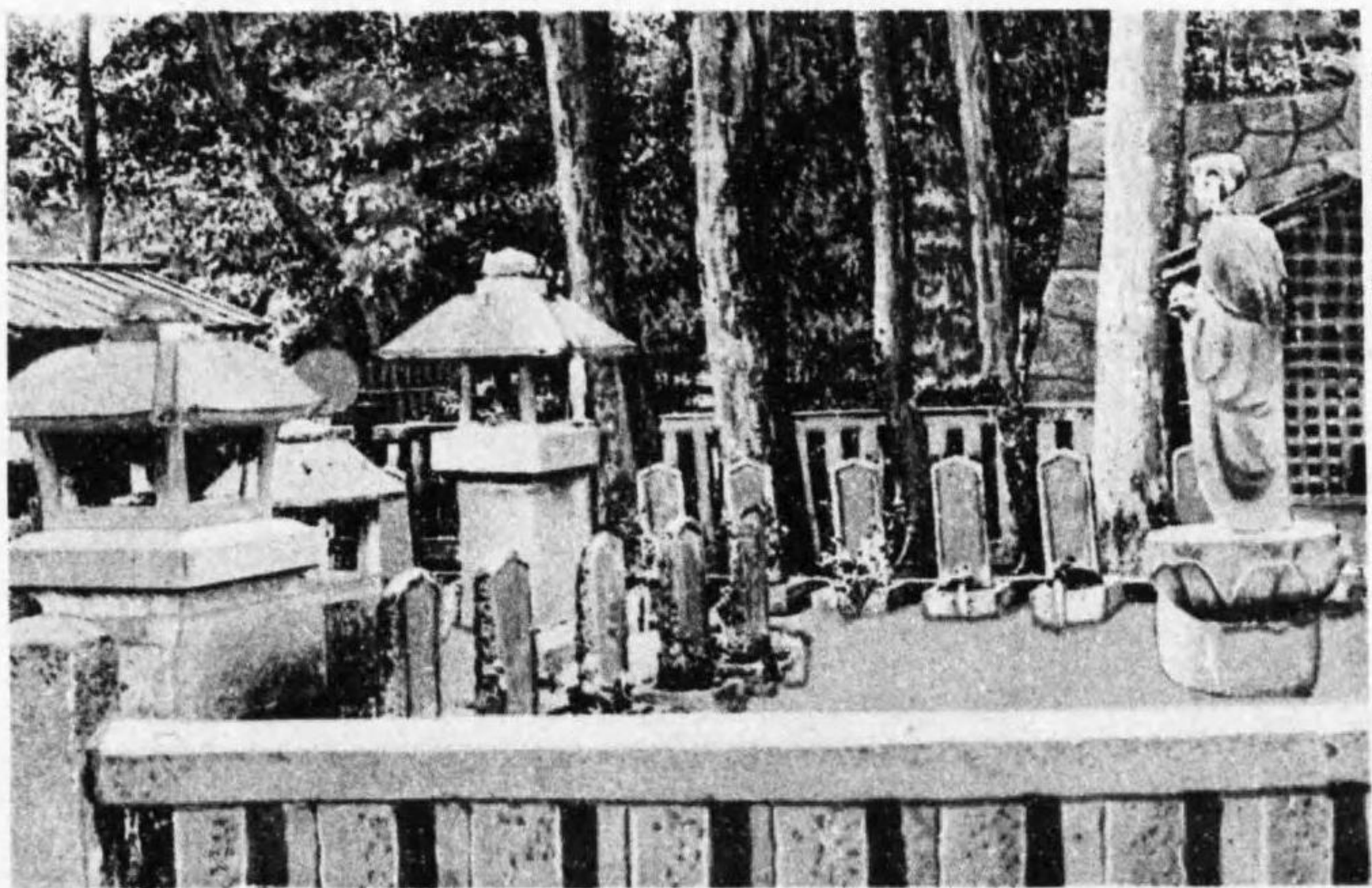
双風颯劔信士
小野寺幸右衛門
間 新 六
間新六の遺骸は、此に埋めざるも、其同士の一人なれば、酬山和尚、特に、戒名を附し、後、又同じく、墓を建つ。人は、死すれども、名は朽ちず、丹心、長へに、天地の間に充つ。

一四七 遺子の處分

諸士、既に、誅に伏しぬ、罪は、其子の上へのみ及びて、父母に及ばず、妻、并に女子にも及ばず。諸士の子の義舉に加はりたるもの、外に、尙、左の十九人あり、

- 内藏助次男 大石吉千代 十三歳
- 内藏助三男 大石大三郎 二歳
- 忠左衛門次男 吉田傳内 廿五歳
- 總右衛門長男 原 重二郎 五歳
- 源五右衛門長男 片岡 新六 十二歳
- 源五右衛門次男 片岡六之助 九歳
- 久太夫次男 間 瀬定 八 二十歳
- 助右衛門長男 富森長太郎 二歳
- 五郎右衛門長男 矢田作十郎 九歳
- 數右衛門長男 不破大五郎 六歳
- 勘助長男 中村忠三郎 十五歳
- 勘助次男 中村勘次 五歳

泉岳寺の墓 其三
此れも義士の墓なり



十五歳に達するを待つて、島地に、配流すべく、若し、其れまでに出家するものは、差構へなしとの内意なり。越えて二月六日、町奉行所に於ては、江戸に在るものを召して、御沙汰を、申渡す。

矢田五郎右衛門は、參河武

士の典型とも稱せらるゝ矢田作十郎の後裔なり、其子を、

諸士の刑に就きし二月四日、老中秋元但馬守、稻葉丹後守列座、町奉行保田越前守を召して、左の命を傳へ、上方に在るものには、奉書を以て、命を京都所司代に傳ふ。

此者父儀、主人淺野内匠頭仇を報候と申立、右傍輩共、致徒黨、吉良上野介宅え押込、飛道具杯持參、上野介を討候始末、公儀を不恐段不届に付、切腹被仰付候、依之、此者儀、遠島申付者也。

未二月四日

但し、右十九人、今、盡く遠島に處せらるゝにはあらず、十五歳以上のものは、直に、島地に配流すべきも、其以下のものは、近き親類、又は奉公先きの主人へ、預け置き、

作十郎と曰ふ、年、甫めて九歳、三千石を領する麾下の士岡部駿河守勝重は、妻の伯父なれば、



泉岳寺の墓 其四
此れも義士の墓なり

五郎右衛門、豫ねて、其許に、作十郎を、預け置く。駿河守父妻、作十郎の惻發なるを見て、之れを愛すること、子の如し。此日、町奉行保田越前守より、駿河守の許へ、差紙あり、

「矢田作十郎儀、即刻、差出され候べし」

駿河守は、固く、

家人を戒めて、父五郎右衛門の切腹仰付けられしを、作十郎に秘して、知らさざりしが、此通知に接してより、忽ちハツ、とばかりに、吐息をつき、

「扱ては、愈々生害を仰付けらるゝと覺えたり、扱てく、不憫の事よ」

と覺へず、ホロリと、涙を垂る、同じ心の駿河守の妻、落つる涙を、咳に紛らし、作十郎を、側近く召して、髪を撫で付け、小袖を着換へしむれば、作十郎、早くも、心に怪しみつ、

「これは、何方へ遣はし給ふぞ」

と問ふ、駿河守、

「町奉行より、其方の器量を見んとて、呼びに來りしぞ、爰許にてのやうに、悪る狂ひなど、致すまじきぞ」

と説き諭せば、作十郎、

「イヤ〜、左様にては候まじ、父も、切腹仰付けられしやに承はれば、私も、大方、御家來衆仰せて、首を切らせらるゝにて候はん、誰れが切り申すべきか、名前を知らせ給ふべし」

と問ひ、露ばかりも、死を恐るゝ氣色あらず。

駿河守父妻、顔見合はせて、兎角の返辭をもなさず。

「あゝ由なきものを、預かりしことかな」

と言ひつゝ、ハラ〜と、涙を垂るれば、其座に居合す女中共、皆、よゝとばかりに、泣き沈む。

斯くて、止むべきにあらねば、作十郎を、駿河守の乗物に載せ、家來を添へて、差し遣はす、これを水訣と思へば、駿河守、亦、門外まで、送り出で、涙を垂る。

作十郎、八丁堀の邸を出で、越前守の役宅に到れば、其處に控ゆる與力、

「幼年とは申せ、御大法なれば、大小を、差置かれ候へ」と告ぐ、作十郎、暫し、小首を傾げ、

「では、家來に持たせ置きては、如何候ぞ」

と問ふ、與力、頷つきつゝ、

「そは、勝手次第」

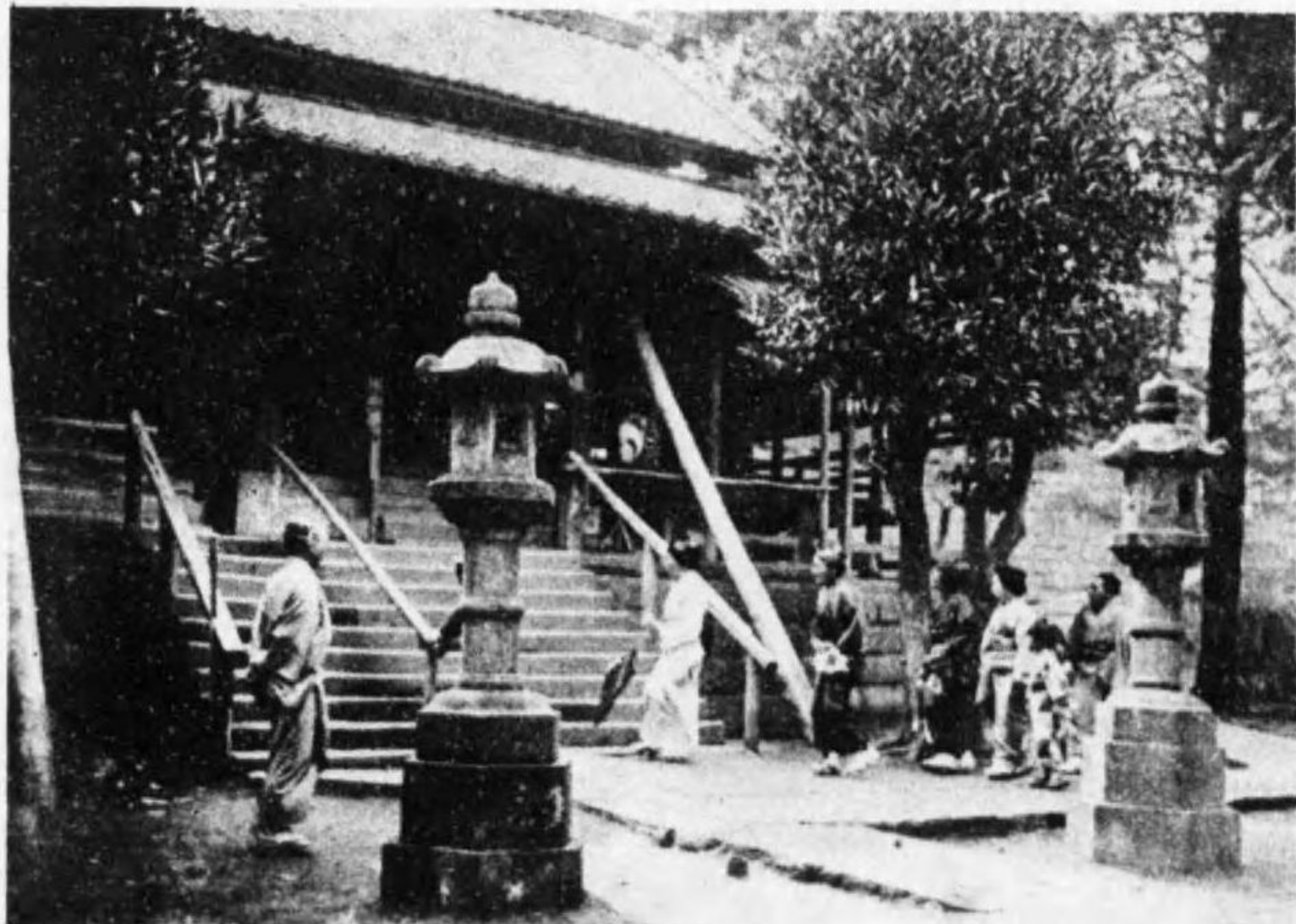
と答ふれば、作十郎、草履取を招きて、大小を渡し置き、其儘、導かれて、越前守の前に出づ。

越前守、御沙汰書を、讀み聞かせ、且、

「其方、幼少にして、母もなければ、十五歳まで、主人に、御預け成さるべし」

義士木像堂

義士の墓所の下方に在り中に諸士の木像を安置す



と告ぐ、作

十郎、有りがたき由を

答へて、歸

り來れば、

駿河守父妻、

死したるも

の、復た

蘇へれる如

くに、打ち

悦ぶ。

左れども、

作十郎、只

管、父の死

を嘆きて、

更に、我身

の助命を悦ぶ状もあらず。

村松政右衛門は、喜兵衛の二男にして、三太夫の弟なり、豫ねてより、御小性番頭を勤むる麾下の士小笠原長門守長定に仕ふ、此日、亦、町奉行所に、呼び出さる。

政右衛門年二十三、長門守の家臣武田半左衛門の附添ひにて、町奉行所に到れば、越前守、白洲に召して

『其方へは、今度の企てに就て、父兄より、知らせざりしか』

と糺す、政右衛門、父兄に似て、膽氣あり、斯くと聞きて、ハツと、首を下げ、

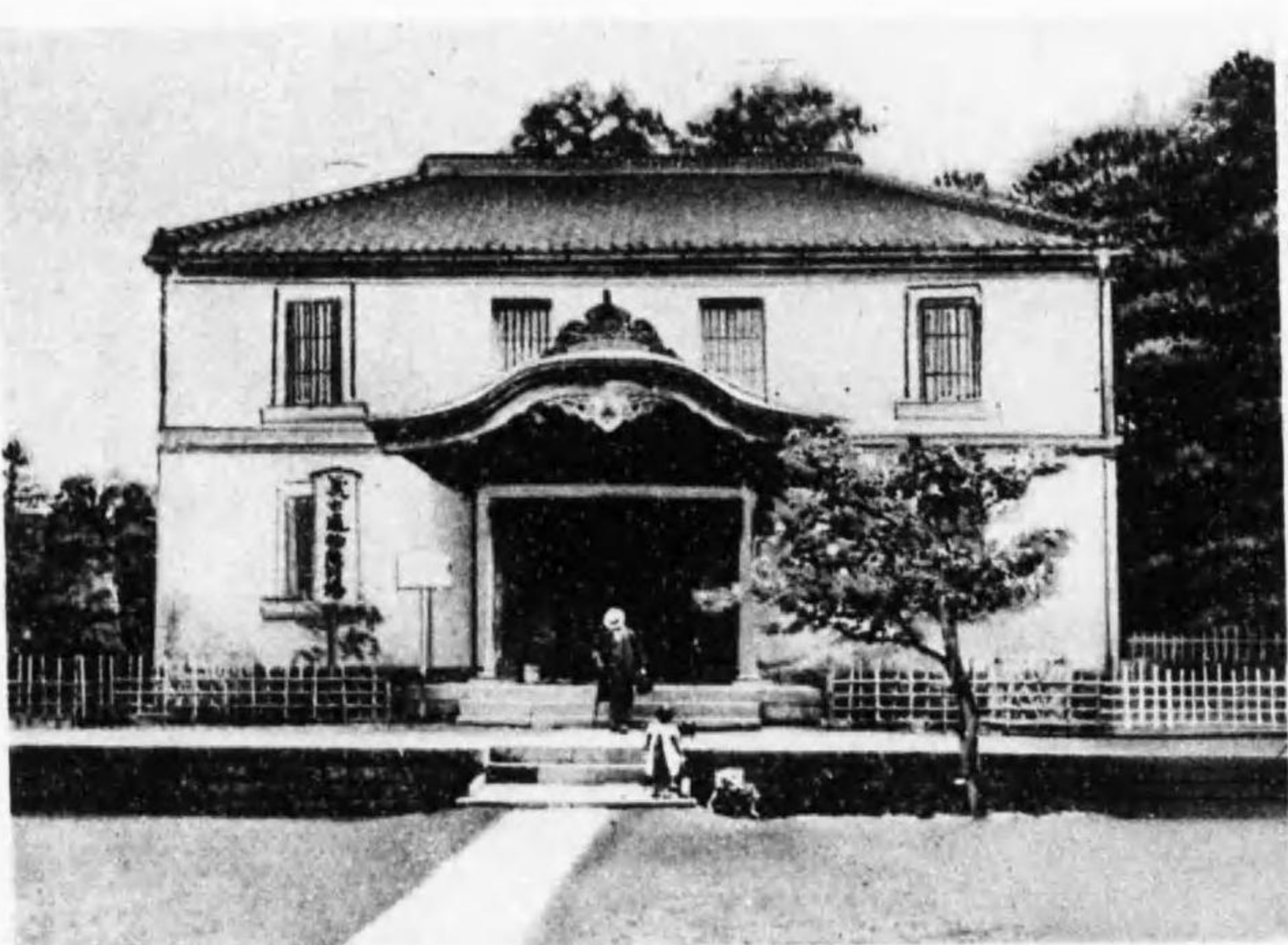
『私儀は、久しく小笠原長門守方に、罷在り候、今度の儀に就ては、私へも、知らせ申すべきこと、勿論に候はんも、長門守は、公儀の御役人に候へば、萬一、計事の漏れんかを恐れ候ひてか、會て、聊かも、耳へ入れ候はず、此度の事、起りて、始めて、存じたる儀に候』

と理義明白に、答辯すれば、越前守、重ねて問はず、御沙汰書を捧げて、讀み聞かす。

政右衛門、謹んで承はり、終りて、首を擡げ、

『父兄俱に、切腹仰付けられて候へば、私儀も、同罪に仰付けらるべしとこそ、存じ奉つて候へ、計らずも、遠

寶物陳列館
泉岳寺に於ける義士の寶物陳列館にして種々の遺物を陳列せり



島仰付けられ、先づは、忝けなう存じ奉つる』と臆する色もなく、申述ぶれば、越前守、『先づはとは、能くぞ申せし』と心の中に、感じ入る、流石は、父

兄の名を辱しめず。

配流の地は、伊豆の大島なり、追つて、押送するまで、町奉行所の上座敷へ、入れられぬ。

一四八 細川侯の落膽

恩赦の御沙汰ありなば、是非に、召抱へんと、待ち構へ居たる四家に於ては、此だら／＼急の處分に接して、君臣上下の失望、言ふばかりなし。

別けても、細川越中守は、自ら愛宕山へ、赦免の祈願を籠めたる程とて、其落膽の度も、一入深し。

諸士仕置の後、切腹の場を、清めさせんとて、奉行所より、眞藏院を、差遣はしたれば、家臣の一人、早速、其由を、越中守に、申出でしに、

『イヤ／＼、其儘に、差置くべし、別に、清めるには及ばず、十七人の勇士共は、當屋敷の好き護神と存ずるぞ』と告げ、他の三家にては、夫々、場所を清め、特に、大目附仙石伯耆守の邸の如きは、疊の表替は、素よりの事、腰張、唐紙さへ、貼り換へしと云ふ程なるに、細川家にては、

別に、掃ひもせず、清めもせず、唯、其儘に、差し置く。親しき間柄の諸侯、訪ひ來りしに、越中守、諸士切腹の場所に、案内して、

『これは、名所にて候』と誇り顔に語れば、其人、如何にもと、感じ入る。

越えて六日、越中守、大名小路の上屋敷へ、家臣一統を召して、親しく犒ひ、

『此度、十七人の勇士共、御預かりに就ては、家老を始め、接伴の者共、左こそ、辛勞致し候べけれ、當屋敷に詰め居るものは、別段、其事にこそ關さはらされ、自然、當番も、繁ければ、其骨折も、同然と存じ候、扱て、十七人の勇士共に就ては、定めて、上に於ても、色々に、思召したればこそ、五十日を経たる今日まで、其儘に、差置かれたる儀なるべけれ、去りながら、權現様以來の御掟もあれば、あの通り、切腹仰付けられたる次第なるべく、誠に餘儀なき仕合せとこそ、存ずるなれ、何れ、他所の者共、何角、相尋ね申すべく、何事も存せずとは、申しがたからんが、何れも、揃ひたる勇士共にて、別に、

優劣あるべしとも存せざれば、能くく、其心して、物

泉岳寺の古印譜
此れは泉岳寺の古印譜なり



語り候へ』
と諭す、兎にも角にも、公儀の罪人に對して、三度までも、勇士々々と、繰知して、諭したれば、家臣の面々、

『あの衆達も、草葉の陰にて、如何ばかりか、有がたく存ずらん』
と何れも、感

涙に、咽ばざるはあらず。

二月十日は、諸士の初七日に、相當すればとて、越中守、自ら精進して、其靈を弔ふ。
斯かる事の、世間へ漏れ聞ゆるに連れて、細川家の振舞を、賞讃する聲、彌やが上にも高し。

一四九 寺阪吉右衛門の始末

寺坂吉右衛門、事、終へて後、直に、内藏助の命を以て、後室瑤泉院の邸に使ひし、更に、藝州廣島なる淺野大學の許に到る。

大學、深く喜び、其儘、留めて還さず。

吉右衛門、一夜、窈かに脱して、赤穂に還り、父母に逢うて、別れを告ぐ。

吉田忠左衛門の女、播州姫路城主本多中務大輔忠國の家臣伊藤十郎太夫に嫁す、忠左衛門の妻子、時に、十郎太夫を頼りて、姫路に在り、吉右衛門、乃ち姫路に馳せ到る。

十郎太夫、舅の故を以て、遠慮して、自邸に在り、目附を以て、吉右衛門の處置を、伺ひ出づれば、

『義人なり、其儘、留め置けよ』

との命あり、因りて、其儘、留め置く。

既にして、諸士の處分も決し、二月四日を以て、各々死を賜ふ。

吉右衛門、諸士と、事を共にすれど、諸士と、死を與にすること能はず、一日、大目附仙石伯耆守の邸に、自首し出でて、刑に就かんことを乞ふ、伯耆守、其志を感じ、自ら對面して、

『扱てく、神妙の至り、感ずるに餘りあり、去りながら、今は、一件、既に落着致したれば、御取上げ相成らず、左様、相心得るやう』

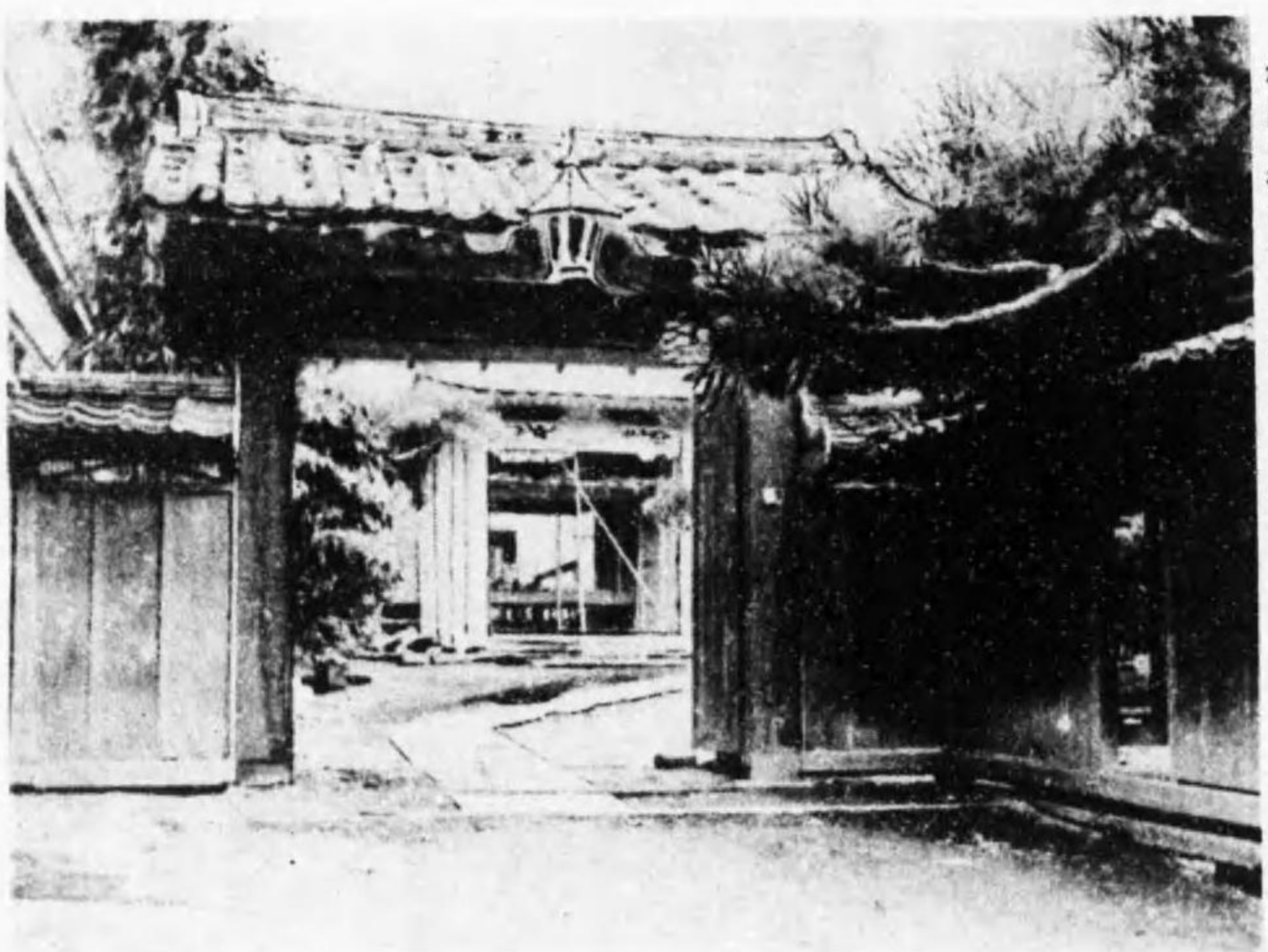
と諭し、酒肴を出だし、厚く款待して、還す。

吉右衛門、是より、十郎太夫の許に在りて、實體に仕ふることに、猶、忠左衛門に於けるが如し。

居ること一年、本多中務大輔、疾んで歿し、其子吉十郎忠孝、封を越後の村上に移さる、其早世するに及んで、後嗣中務大輔忠良、更に、參河の刈谷に移され、尋いで、又下總の古河に移さる。

封を移さるゝ毎に、所領を減ぜらるれば、伊藤十郎太夫、

曹溪寺
曹溪寺は東京市麻布區本村町に在り臨濟宗に屬す寺坂吉右衛門の寄寓せし處寺中に其墓あり



亦、隨つて、祿を減ぜられ、生計、漸く窮乏して、復た吉右衛門を養ふの餘力なし。十郎太夫の知人に、相馬小兵衛と言ふものあり、麻布の曹溪寺に寓す、十郎

太夫、書を小兵衛に寄せて、吉右衛門を託すれば、小兵衛、更に、之れを梁州和尚に託す。

吉右衛門、曹溪寺に、寄食すること數年、會々土州の支族山内主膳清方の法要あり、人手不足なるより、吉右衛門、亦、出で、諸事を手傳ふ。

主膳の家臣、何時しか、義士の一人なることを知りて、他の驚馬と、均しく槽檻の間に老ゆるを惜み、其主の主膳に向ひて、吉右衛門を薦むれば、主膳、

『我が臣下には、忠義の武士多きぞ、何ぞ、赤穂の殘物を召抱へんや』

と以ての外なる氣色にて、叱り斥く。

左れども、這は、只、ホンの表面ばかり、主膳、内心には、吉右衛門を懇望するの意、甚だ切なり、或時、梁州和尚の許へ、

『此頃、繁用あり、手不足に候へば、御人一人、貸し給はるべし』

と申送りて、吉右衛門を、招き寄せたる儘、留めて、還さず。

尋いで、赤穂より、妻をも迎へ取らせて、厚く遇すること多年、延享四年十月六日、吉右衛門、終に、老病を以て歿す、享年八十有三、曹溪寺に葬むり、謚して、節岸了貞信士と曰ふ、嗣子信保、碑を建て、伊藤仁齋の子竹里の文を刻す。

一五〇 四子の流竄

義士の子十九人の内、十五歳以上のもの、村松政右衛門の外に、吉田傳内、間瀬定八、中村忠三郎の三人あり、これも、大島へ流さるゝことゝて、傳内は、播州姫路より、定八は、播州龜山町より、姫路城主本多中務大輔忠國の手にて、忠三郎は、奥州白河より、白河城主松平大和守直矩の手にて、各々江戸へ送られ、亦、町奉行所の上げ座敷に入らる。

大島へ押送するは、御船手の任なり、四月二十七日、町奉

行保田越前守、政右衛門等四人を、八丁堀なる御船奉行小笠原彦太夫に引渡し、且、渡部政右衛門を以て、

『流人四人、書付けの通り差送り候、御受取り成され候べし、尙、手錠二つ掛け置き候』

と告ぐ、彦太夫、四人を受取り、且、

『流人四人、慥に受取り候、手錠二つ、御貸し下され、

寺坂吉右衛門の墓
東京市麻布區本村町曹溪寺中に在り



忝けなき由、申され候へ』

と答へ、特に、四人を、玄關へ呼び入れて、最と、懇に款待す。

義人の子、罪なくして、配流の身となる、誰れか、哀憐の心なからん、彦太夫、普通の罪人とは、取扱ひを異にし、船も、四人の寛りと寝らるゝやう、六疊敷ばかりの廣さあるものを選びて、之れを載せ、且、手厚く取扱ふべき旨を、舟子に命ず。

頓て、船は懐かしき本土を離れて、遠く孤島に向ふ、孤舟、浪を截つて進む處、心膽自から寒かるべし、千里、母を懐うて眠るの時、魂夢、屢々驚かなん。

此處は、保元の昔、鎮西八郎爲朝の流されたる處、年、古りて、英雄の跡、弔はんにもなく、世、異なりて、當年の事、學ばんに由もあらず。

配竄の身には、薪水の勞も、亦、伴ふ、海風、浪、綠なる處、葦を刈りて歸れば、螢村烟、腥き處、苦を編むに、忙がはし。

悲雨慘風、物憂き月日を送ること、二年あまり、間瀬定八、

不圖、病に罹りて、日にく、重り行くばかり、誠ある友の介抱は、等閑ならぬも、便なき地の醫療、行届かず、卯月の末つ方、哀れにも、不歸の客となりて、空しく、配所の土と、化し去りぬ。

四人、揃うてさへ、心細きを、一人減りては、最とど尙ほ心細し、雁は、北方より來れど、人は、南島に在るに備し、怨みは、出づる舟を趁うて、絶えねど、樂みは、入る舟に、載せられて、來ることなし、

『死生は、晝夜の如く、禍福は、表裏に似たり、命だにあらば、復た赦さるゝ時もあらん、何の悲むことかは』待つともなく、待てる便りは、計らずも、七年の後に、突如として來る。

寶永六年正月、將軍綱吉、疾んで薨じ、家宣、繼ぎて、立つに及び、大赦の令、此に下りて、内地の遺子の、其罪を赦さるゝと與に、島地の三人も、亦、内地に召還さる。

伊豆の代官小長谷勘左衛門、手代二人を遣はして、命を傳ふれば、三人は、夢かとはかりに、打ち喜び、多年、羣みに羣みし眉も、一時に開く。

頓て、船に乗りて、海路恙なく、江戸に歸り着く、吉田傳内は、本多吉十郎忠孝の家臣伊藤太兵衛、松岡作右衛門に引取られ、村松政右衛門、中村忠三郎の二人も、亦、由縁の人に、引取らる。

行く時は、四人にて行きたる身の、歸る時は、三人にて歸り來るを思ひては、我身々々の幸ひを喜ぶにつけ、逝ける一人の友の不幸を悲しむの心、自から深し。

傳内は、本多家の家臣伊藤十郎太夫と與に、越後の村上に移れる母の許を訪づれ、忠三郎は、奥州白河に在る母の許に歸りて、各々其領主に仕ふ、政右衛門のみは、其儘、江戸に留る。是も舊主の許へ、歸參せしなるべし。

大石内藏助の舅石東源五兵衛の子宇右衛門、父の名跡を繼ぎて、源五兵衛と曰ふ、禁裏御造營に付、京極家の普請奉行として、京都に在り、大赦の令下るや、急ぎ、麻上下を着して、瑞光院に到り、諸士の畫像の前に進みて、大赦令を捧讀す、

『扱てもいみじき石束が計らひかな』
世の人、傳へ聞きて、皆、感じ合ふ。

一五一 遺子の狀況

公命、嚴に似て、自らか寛なり、諸士の遺子にして、僧となるものは、假令、十五歳に達するも、特に遠島の處分を免さる、故に、其母、又は親戚の勤めに依りて、僧となるもの多し。

大石内藏助の二男吉千代は、父の尙ほ細川家に御預け中、但馬國城崎郡須谷村曹洞宗圓通寺の徒弟となりて、祖建と號し、後、豊岡の興國寺に居る。

片岡源五右衛門の長男新六、次男六之助は、母と與に、其生家なる伏見兩替町銀座二丁目八嶋惣左衛門方に在り、後、各々僧となり、新六は、京都大雲院の徒弟となり、六之助は、伏見本教寺の徒弟となる。

岡嶋八十右衛門の長男藤松、次男五之助の二人は、母と與に、播州赤穂橋本町館屋市兵衛方に在り、元祿十六年六月四日、藤松、江戸へ出で、芝増上寺中源光院の徒弟となり、存廓と號す、五之助も、亦、尋いで、赤穂華岳寺の徒弟となり、不音と號す。

矢田五郎右衛門の長男作十郎は、引續き岡部駿河守の許に在りしが、寶永元年五月二十日、芝天徳寺の住職公儀に乞うて、僧となし、雲清と號す。

木村岡右衛門の長男惣十郎は、父の御預け中より、丹波福知山城主朽木伊豫守植昌の家臣多田助右衛門の周旋に依りて、京橋靈嚴寺寺中長昌院に預けられ、父の死を賜ひて後、八月十八日、終に剃髮して、其徒弟となる、惣十郎の弟次郎四郎は、淺野内匠頭の家臣大岡藤左衛門の養子となりて、播州赤穂郡大津村に在りしが、後、又長昌院の徒弟となる。原惣右衛門の子重次郎は、母と與に、大阪天満九丁目の叔父和田喜六方に在り、父在阪の時より、同地谷町の日蓮宗長久寺の徒弟となりて、春好と號す。

中村勘助の次男勘次は、母と共に、奥州白河城主松平大和守直矩の家臣、三田村十郎大夫の許に在り、兄忠三郎の大島へ流されて後、江戸へ出で、淺草の曹洞宗宗源寺の徒弟となり、靈雲と號す。

不破數右衛門の長男大五郎は、其伯母婿たる丹波篠山城主松平紀伊守信庸の家臣太田半兵衛の許に在り、後、大阪に

到りて、僧となる、叔母婿笹川唯右衛門の本多中務大輔忠良に隨うて、下總古河に移るに及び、其推舉に依りて、永昌寺に住す。

以上僧となるもの、十一人。

大石内藏助の三男大三郎は、丹後國熊野郡須田村の目醫者林文左衛門の許へ、養子として、差遣はされしも、後、引戻されて、母姊と與に、豊岡の石東源五兵衛方に居る。

富森助右衛門の長男長太郎は、江州水口城主加藤越中守明英の家臣普十郎兵衛の許に預けらる、十郎兵衛は長太郎の母の兄にして、實に、其伯父なり。

茅野和助の長男猪之助は、母方の祖父たる播州赤穂細工町中祐玄の許に在り。

奥田貞右衛門の長男清十郎は、甲州谷村城主秋元但馬守喬朝の家臣寺田九兵衛の許に預けらる、九兵衛は、祖母の父なり。

以上四人は、未だ僧とならざるもの。

外に、岡嶋八十右衛門の遺腹の子あり、金十郎と名づく、父の死を賜ひて後、十二日目に於て、赤穂橋本町館屋市兵衛に於て生まる、故に、他の十九人の如くに、遠島の申渡を受けず。

右の内、大石千代吉は、大赦の時より三年前、片岡新六は二年前、岡嶋藤松は一年前に、夫々十五歳に達し、片岡六之助、矢田作十郎、木村惣十郎の三人も、亦、大赦の年に、十五歳に達したれども、皆、既に、僧となるを以て、別に、島地に送られず。

是に至りて、計らずも、大赦の恩免に接し、其僧となるものも、ならざるものも、一併に、其罪を釋されて、皆、青天白日の身となる。

今は、僧に終るも、自由なり、俗に還るも、亦、自由なり、大石千代の僧となるは、父の不滿とするところ、今、若し在らば、或は、俗に還らん、不幸なるかな、大赦令の下る一月前、即ち寶永六年三月朔日、端なく、疾んで歿す、年十九。

多き哀れの中にも、別けて、哀れなるは、島にて死せる間瀬定八と、此千代の二人にこそあれ。

其家臣下條長兵衛を、豊岡に遣はして、領主京極甲斐守高住に對し、

『大石内藏助の末子大三郎儀、御家來の許に、罷在り候由、當家由縁のものにて候へば、申受けたし、御承引を蒙らば、重疊にこそ候へ』

と請ふ、甲斐守、固より、之れを召抱へん心あり、

『拙者、小身にこそ候へ、此者、成人に至り候はゞ、過分の知行を、遣はして、差置かんと、樂しみ居る儀にて候、折角の御所望には候へども、此儀のみは、御容赦成され候べし』

とキツバリと斷わりて、承け引かず、左れども、安藝守も、亦、思ひ切らず、重ねて、使者を、遣はして、強ひて、所望するに、甲斐守、今は、拒まんに由もあらず、

『強つて、御望みの上からは、是非に及び候はず、御家筋の者に候はば、御望みに應じ候べし』

と答ふ、此年九月、足輕百五十人を添へて、大三郎、及び母姊三人を、播州姫路まで、送り届くれば、安藝守、亦、使番佐々木三郎左衛門に、足輕を添へて、姫路に遣はし、

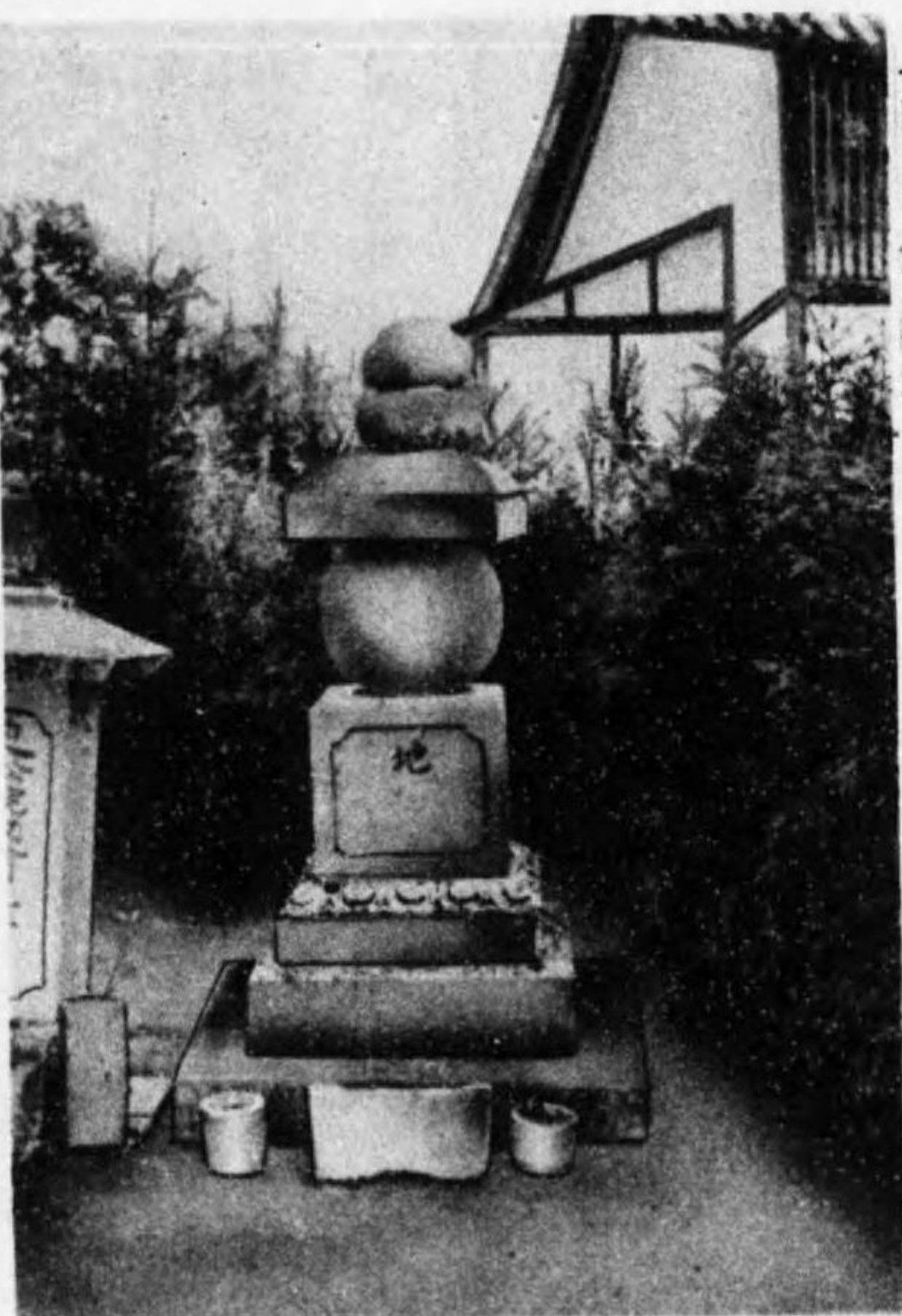
一五二 遺子の始末

諸士の遺子、既に、其罪を赦さる、由縁々々の諸侯、皆、之れを扶持せんとす。

大石内藏助の三男大三郎、母姊と與に、引續き石東源五兵衛の許に在り、正徳三年、藝州廣島城主淺野安藝守吉長、

大石大三郎の墓

安藝國廣島市小町國泰寺に在り松巖院忠幹著榮居士と謚す明和七年二月十四日歿す年六十九



赤穂城址

大三郎母子を、受取りて、廣島に歸り来る。
 安藝守、直に大三郎を召して、謁を賜ひ、高田郡の内に於て、父の祿高通り、千五百石の采邑を與へ、旗奉行、番頭役として、宏壯の屋敷を賜ふ、大三郎、時に、年十二。
 藝州の家臣、何れも、我が一類の召出されたる如くに、悦び合ふ。
 爾來、安藝守の寵遇、益々厚く、萬一を慮かりて、會て江戸に下さず、長ずるに及んで、其支族淺野帶刀の女婿となし、且、一門の末に加へらる、大三郎の姉り子、亦、支族淺野長十郎に嫁すれば、

『これ一つには、君の恩、二つには、父の御蔭ぞ』
 と母香林院の悦び、譬ふるに物なし。
 原惣右衛門の子重次郎、一旦、佛門に入りしも、大赦の後、間もなく、還俗す、後、其姉、參州刈谷城主三浦壹岐守明敬の家臣小原助之進に嫁するに及びて、母を其許に託し置き、自から江戸に出て、麾下の士平野九郎左衛門なるものに頼る、後、其幹旋に由りて、是れも、淺野安藝守に召抱へられ、當分、二十人扶持を給せらる、こゝに於て、名

を惣八郎と改め、母を奉じて、廣島に移る、長ずるに及びて、祿三百石を賜ひ、物頭を命ぜられ、參勤毎に、必らず、隨員の列に、加へらる。
 富森助右衛門の子長太郎は、伯父菅十郎兵衛の許に在り、八歳の時、其主君加藤越中守明英に、召抱へられて、十人扶持を給はる、十四歳の時、家僕の無禮を怒つて、手双せしより、其評判益々高し、長じて、父の名を襲ぎて、助右衛門と改め、周防守明治、和泉守喜矩、伊勢守明經に、歴仕して、益々重用せられ、終に留守居役となり、食祿、亦、増して二百石に至る。

奥田貞右衛門の長子清十郎は、曾祖父寺田九兵衛の許に在り、其叔母嫁に、仁尾官右衛門と曰ふあり、阿波徳島城主蜂須加淡路守綱矩の家臣なり、官右衛門、出府の後、其許に引取り、携へて、徳島に還る、尋いで、官右衛門、病んで歿す、子なし、清十郎、其家を繼ぎて、二百五十石を食む。

茅野和助の長男猪之助は、外祖父中祐玄に、赤穂に頼る、森和泉守長直の、赤穂に封を移さるゝに及び、召出して、

近習とし、寵用、年と與に長ず。
 積善の家には、餘慶あり、忠烈の士、何ど、其後なかるべきや。

一五三 丹女の自害

義士、既に刑に就きて、遺子、未だ赦に逢はず、此間に於ける妻女の辛苦艱難、如何ばかりぞ。
 女の身の、手に覚えし職業とてもなく、身に附ける財産とてもあらず、夫の残し置ける資財なきにはあらぬも、坐して食ふの身の、何時までか、長く續くべき。
 親戚に扶助せらるゝもあり、知人に救護せらるゝもあり、世間の同情こそは、厚けれ、窮苦は、何時までも、附きまつはりて、仰いでば、舅姑を奉養するに足らず、俯しては子女を哺育するに足らず、人知れず、涙にのみ咽びて、何時、乾くとも、果てしきへ知れず。

うら若き身、頼りなき人などは、傍の勤めの拒みがたくて、心ならずも、二たび、人の妻となりしものもありとこそ、傳へらるれ、其間に在りて、世にも雄々しき最期を遂げた

るは、小野寺十内の妻丹女其人なりけり。

丹女は、赤穂藩士灰方藤兵衛の妹なり、十内の許に、嫁きてよりは、忠孝の心も、俱に厚く、風流の志も、與に深く、琴瑟和合して、飄々の氣、常に家中に充つ。

仇讐二十年、其間に、一子とてななければ、十内の姉の子幸右衛門を、貰ひ受けて、養子となし、實の子の如くに愛

小野寺丹女の墓

小野寺十内の妻丹女の墓は京都本圀寺の墓地に在り代議士木村良邸宅の南隣に當る今は瑞雲院の管理に屬す



すれば、其間柄も、睦まじく、行く／＼は、家は譲りて、老を樂まんと、思ひ居たるに、計らずも、不慮の國難こそは、起りけれ。

兄の藤兵衛は、一旦、義盟に加りながら、中途、變心して、不義の人となりしも、我が夫、我が子は、忠義の心、極めて厚く、只管、亡君の仇を報いんと、日夜、其事のみに、心を碎く、丹女、それと知りて、兄の不忠を慨くに付け、十内父子の義烈を喜び、甲斐々々しくも、家事を治め、老いたる姑に、冊づき事ふるも、切めて、後顧の患なひからしめんとの心、元祿十五年九月、姑の病死と前後して、十内父子も、亦、關東に下り、生別死別一時に集まり來れど、我れと我が心を、勵まして、只一人、京都の家を守る、世になき姑の墓に詣て、は、

昨日まで問へば答へし言の葉に

聞きこそかふれ松の下風

と口吟みて、涙に袖を絞り、東にある夫の消息を見ては

筆の跡見るに涙のしぐれ來て

いひ返すべき言の葉もなし

と詠じて、天涯に懷を寄す。

首尾よく、上野介の首を討ちしと聞きては、女ながらも、喜びの涙に暮れ、間もなく、十内父子の死に就きしと聞きては、今更ながら、悲みの涙を、堰きあへず、今は、夫もなく、子もなく、天地の間に、頼るべきものとはあらず、兄はあれども、不忠の人の、言葉交はさんも、心地悪し、豫ては、夫の故、子の故に、重き御仕置をも受けんと覺悟せしに、其儘、赦されて、何の御咎めさへもあらず、

『此上は、我身も死して、夫や、子の許に行かんこそ、却々に本望なれ』

心静かに、後々の家事を、取り整へ、七日々々の法會をも、心ゆくばかりに行ひ、六月十八日、本國寺に詣りて、

うつゝとも思はぬうちに夢醒めて

妙なる法の花に入るらん

つまや子の待つらんものを急がまし

何か此世に思ひおくべき

との二首の歌を遣し、ブツリと、咽喉を突き貫きて、死す、人々、其志を憐みて、本國寺の塔頭了學院に葬むり、謚し

て、梅心院妙薰日性信女と曰ふ、

斯夫にして、斯婦あり、義氣、貞心、相匹すと謂ふべし。

一五四 妙海の貞烈

小野寺十内の妻丹女の外に、今一人、貞烈の婦人あり、堀部彌兵衛の女にして、同苗安兵衛の妻たる幸女其人にこそあれ。

幸女、一に順女とも曰ふ、父に似て、忠節の志氣に富み、母に似て、丈夫の氣象を具ふ、祝言こそせされ、天にも、地にも、夫として許せるは、安兵衛唯一人、節を變へ、操を破りて、他男に見えん心、少しもあらず。

御側御用人松平美濃守吉保の家臣、關甚五兵衛は、安兵衛の竹馬の友として、日頃、親み善し、復讐の擧ありし翌々日、安兵衛父子も、亦、一黨の中に在りと聞くより、

『跡に残れる妻子は、如何ばかりか、悲嘆すらん、兎も角も、行きて、慰めばや』

甚五兵衛、急ぎ、兩國米澤町の宅を訪へば、家財什器は、奇麗に片付け、母も、幸女も、髪を結び、化粧を施して、

更に、取亂したる狀とてもあらず、甚五兵衛、母子に向ひて、

『扱て／＼、此度は、彌兵衛殿と曰ひ、安兵衛殿と申し、共々に、一味の中に加はり給ひて、計らずも、御親子とも、御離れ成され候こと、左こそ、御力落しに候はめ、御心中、御察し申候』

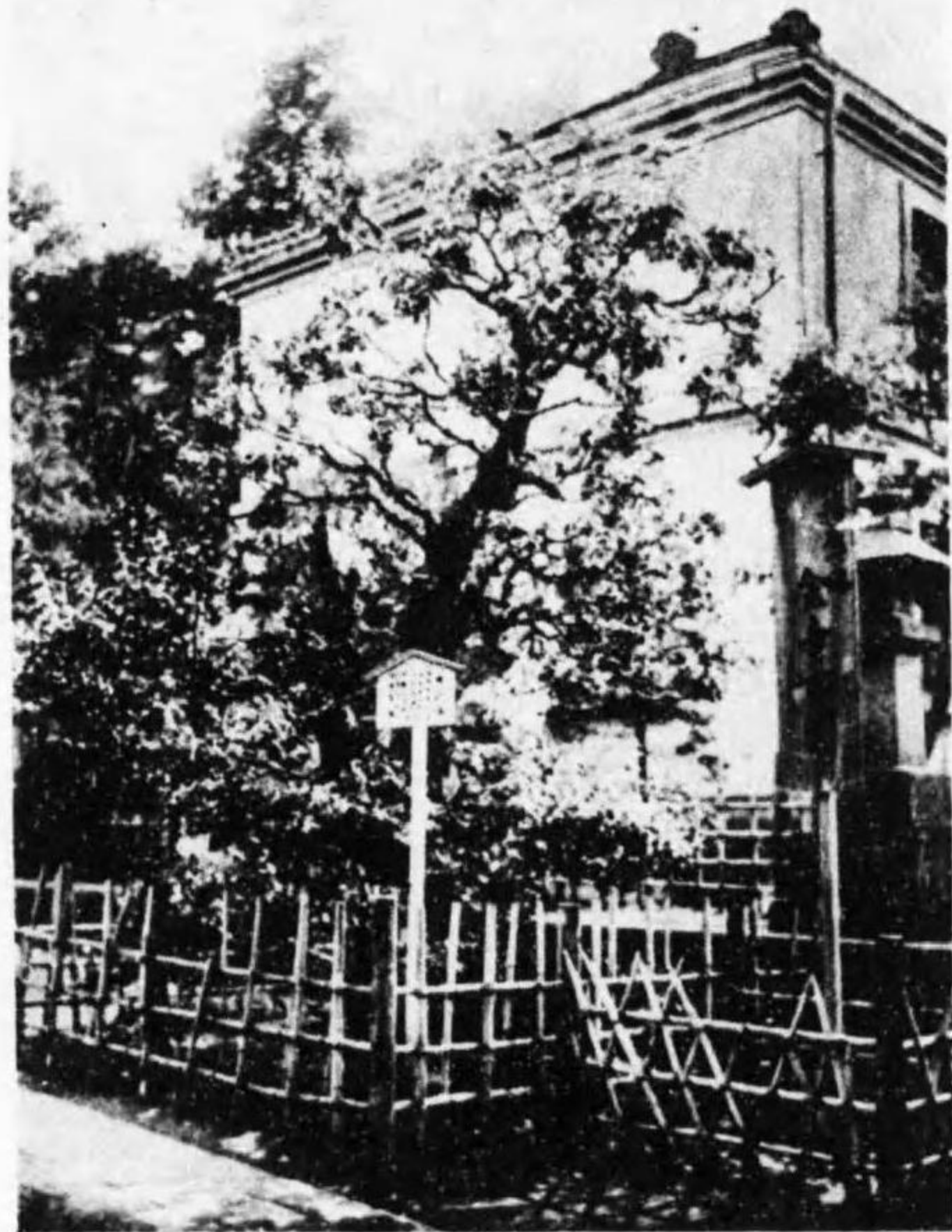
と母子の心根を察して、懇ろに、弔辭を述べれば、此方の母子は、

『如何にも、夫婦、親子、相離れ候へること、人情の忍びがたき所にこそ候へ、首尾よく、亡君の御恨みを、露ら參しせしこと、連れ添ふ母子の本望、何事か、此れに過ぎ候べき、去りながら、御法度に背きたる者共の妻にて候へば、何時、御召捕りも候はんかと、此様に、御沙汰を待てる儀にて候』

と答ふ、死刑ともあれ、遠島ともあれ、潔よく、御仕置を受けんと、覺悟を定めて、別に、痛める色もなく、憂ふる風もなし。

甚五兵衛、ほと／＼感じ入りて、二の句も出でず、挨拶も

妙海尼遺愛の梅
泉岳寺寶物館の横手に在り



そこくくに、辭し去り、斯くと、人々に物語れば、實にも、婦女子の龜鑑とぞ、感じ合ふ。
彌兵衛の妻は、越前家の老職たる武生城主本多孫太郎の家臣、忠見猪右衛門の妹なれば、母子共に、引取られて、猪右衛門の宅に移る。
垣一重彼方は、吉良上野介の屋敷、良人々々の此處にて、

奮闘せるを想ひては、母子の感慨、自から深からん。頓て、諸士、何れも、死を賜ひければ、幸女、今は、此世に望みともあらず、

『此上は、尼となりて、一つには、亡君の御菩提を、弔ひ奉つり、二つには、父と夫との冥福を、修め参らせん』

一日、泉岳寺に詣りて、弟子とならんことを乞へども、酬山和尚、其年若きを見て、首を掉りて、許さず。

左れども、堅く、思ひ極めたる幸女、再三再四、乞うて止まねば、和尚、

『左らば、冷光院殿の御墓所に於て、一夜を明かされ候へ、それだに出来なば、望みを叶へ申すべし』

と言ふに、幸女、

『易き程の事に候、幾夜なりとも、苦しう候はず』

日の昏るゝを待つて、亡君の墓前に到り、終宵、端坐して、閑かに、念佛を唱ふ、鬼火、古冢を照らして青く、狐聲幽林を繞つて悽きも、幸女、平然として、色さへ變せず。

和尚、其心の猛きを見て、流石に、義士の子よ、妻よと感

じつゝ、終に、其望みに任せて、髪を剃り、名を命じて、妙海と曰ふ。

妙海、これより、龜井戸の片ほとり、大杉明神のあたりに、庵を結びて、此處に住まふ、今は、世を棄つれども、忘れがたきは、主家の有様なり、妙海、如何にもして、再興を計らばやと、思ひ立ち、老中の登城を待ち受けて、駕籠訴すること、三十餘回。

不憫と思ひて、釋るさるれば、又も訴へ、縦たるれば、又も願ひ出づ、

『此上、御上に、御手敷を掛くるに於ては、屹度、遠島申付くべきぞ』

と申渡さるゝに及んで、今は、無益と、漸うに、思ひ止まる、

思へども人のわざには限りあり
力をそへよあめつちの神

實にや、此上は、神佛の御力に、縋り奉つらん外はあらじと、思ひ定め、顔に墨を塗り、男の容に装うて、國々島々の靈社名刹を、巡拜して、祈念を凝らす、或時は、果てし



妙海尼の墓
堀部安兵衛の妻妙海尼の墓は泉岳寺義士の墓入口石段の右手に在り

もなき荒野に、飢ゑたる身を、横たへ或時は、道もなき深山に、勞れたる足を運ぶなど、其艱苦辛酸、言ふばかりなし。

數年の後、漸やく、淺野大學の歸參を、許されて、主家の名跡、僅かに存す、妙海、意には、満たさるも、望みは、稍々叶ふ、これより、又も、龜井戸に、足を留め、月々、

泉岳寺への墓参を怠らず。追々、年浪の寄るに連れて、遠路の往復、心に任せがたく、泉岳寺のほとり、清浄院と云ふに、移り住みて、日夕、香華を供ふること、幾十年。

安永七年二月廿五日、花の咲き出づる頃ひ、身は、木の枯るゝ如くに果てぬ、年九十三、諡して、清浄庵寶山妙海尼と曰ふ。

松の操、雪の心、實に、義士の子、義士の妻たるに耻ぢず。

一五五 醜類の末路(其一)

瑞光院の使僧宗海、首尾よく、大石内藏助に逢うて、生前の一念を遂げ、且、諸士の毛髪を集めて、京都に、還り來り、院主宗湫和尚に、委細を語りて、内藏助よりの書狀を渡す。

當日の生者は、今、早や故人となり、當時の書狀、今は、又遺書となりぬ、和尚、愁然として、披き見れば、囚人の身の、委はしくは記さず、

御使僧被下、辱奉存候、委細は、口上に申入候、尙、御

教養奉仰候、以上。

との簡短なる文句の末に、

兎に角に思ははるゝ身の上

しばし迷の雲とてもなし

との一首を、書き添ふ、讀まぬ内より、哀情動き、讀めば、尙ほく、愁涙多し。

宗海、又進藤源四郎、小山源五右衛門の兩人に逢うて、瑤泉院の傳言を通じ、

『何故、此度の一味には、加はられざりしぞ』

との旨を告ぐれば、兩人の恐縮、言ふばかりなし、

『左らば、封書を以て、御答仕つり候はん、御坊より、御後室様へ、差上げられ候へ』

と答へ、退いて、一封の書を認めて、宗海に渡す、宗海、

飛脚を以て、瑤泉院に送れば、瑤泉院、一覽の上、

『心に懸かりし事共、漸う解け侍る』

との書を添へ、淺野土佐守長澄の手を経て、宗海の許に、

贈り返へさる。

兩人、如何なる事をか、申し送れる、

『吉良家の用心、嚴重に

候へば、一擧に、本望を

遂げんこと、叶ふべくも

候はず、因つては、豫め、

一の手、二の手の備を設

け、萬一、一の手仕損じ

候へば、二の手を以て、

討ち果さんとの手筈、大

石内藏助等は、一の手、

大野九郎兵衛、奥野將監、

並に某等は、二の手に當

り候ひしに、一の手に於

て、首尾よく、本望を達

して、某等は、終に手に

合ひ候はず、速かに、亡

君の御恨みを晴らし奉つ

りしは、大慶至極にこそ

候へ、某等の一身に取り

て、遺憾、此れに過ぎず候』

との主意なりしが如し、左ればこそ、瑤泉院の疑念も、忽ち、釋然として、一時に解けたるなれ。

左らば、九郎兵衛、將監を始め、源四郎、源五右衛門は、

事實、二の手の備なりしかと云ふに、これぞ、世を欺き、

人を欺き、及び己を欺かんとするの造言、全く然る企ての

ありたるにはあらず。

中にも、言語道斷なるは、九郎兵衛なり。

九郎兵衛は、赤穂開城前、四月十二日の夜、岡嶋八十右衛

門の一喝に、膽を潰して、自宅を逃れ出で、甥の伊藤五右

衛門方に、一夜を明して、海路、東に向ふ。

城地の處分、未だ了らざるに、家老の身として、先づ、其

姿を隠す、其罪、固より、輕からず。

九郎兵衛は、豫てより家財七十餘個を、赤穂の町人大津屋

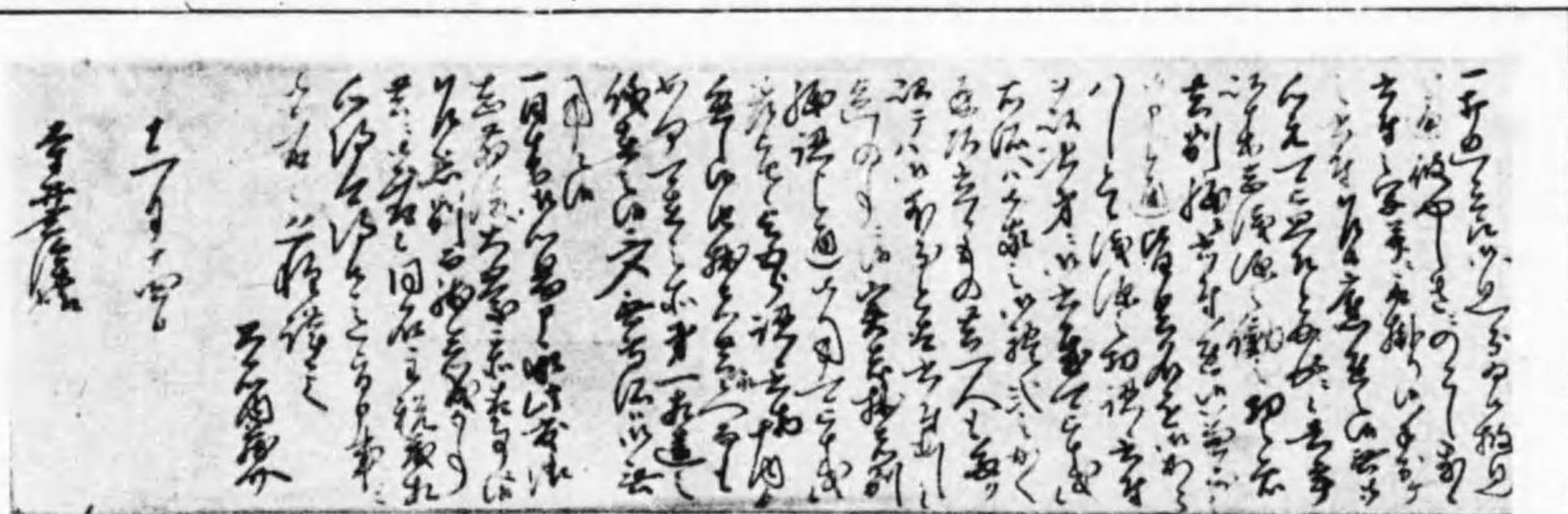
十右衛門方に預け、其子軍右衛門も、亦、家財九十餘個を、

中村の町人木屋庄兵衛方に預け置く、内藏助、それと聞く

より、足輕を遣はして、一々、封印を施し、且、

『九郎兵衛父子、如何に、申出づるとも、決して、渡す

候へ、某等の一身に取り



大石内藏助の書翰(部分)
此れは討入の當日大石内藏助の寺井玄溪に贈りたる書翰なり大阪市東區今橋四丁目五十七番地尾島精一の所藏に係る

こと、相成らず』

と嚴重に、十右衛門、庄兵衛の二人に、申渡し置く。尋いで、御目附、御代官、城地受取りとして、赤穂に、到着すれば、内藏助、早速、九郎兵衛、失踪の旨を、届け出で、且、家老の筋目ある番頭奥野將監を以て、此れに代ふ。御代官石原新右衛門、内藏助に向つて、

『九郎兵衛、人外の仕方、其儘に致すべきにあらず、其家財を賣り拂ふとも、預け置くとも、將又、大學、若くは、一門の指圖を受けて、處分するとも、内藏助一分の了簡を以て取計はれ候へ』

と告ぐ、内藏助、因りて、安藤善太夫、神崎與五郎、横川勘平の三人を遣はし、一々、家財道具を、取調べたる上、更に、封印を施し、十右衛門、庄兵衛の二人より、預かり手形を、差出さしむ。

九郎兵衛、命惜しさに、船に乗して、赤穂より、逃がれ出で、同國網干と云へる所に、錨を投ずれば、久しく九郎兵衛の虐政に苦みし土地の人々、寄つて集つて、上陸を拒む。九郎兵衛、去つて、同國龜山に向ふ、此處は、眞宗本徳寺

の朱印地とて、僧侶、亦、一宿だに許さず。官符を持たぬ身の、何處へ寄すべき所もなく、東漂西泊、船中に、日を送ること、半月あまり、終に、京都に到りて、姿を隠す。

月日の移るに連れて、貯への金も、次第に、手薄となり來れば、八月二十六日、其の子の郡右衛門と與に、窃かに、赤穂に、舞ひ戻り、大津屋十右衛門方へ、忍び行きて、家財を受け取らんとす。

十右衛門、内藏助の嚴命なればとて、固く、拒みて渡さず、九郎兵衛、且つは驚き、且は怒り、百方、説けども、賺せども、十右衛門、首を掉つて、イツカナ、聞き入れず。

九郎兵衛、今は、如何にとも、詮術なし、折りしも、夜中なれば、

『左らば、是非もなし、切めて、今宵一夜、留め給へ』と色々頼みて、十右衛門方に、泊り込み、夜更け、人靜まるを待つて、窃かに、土藏に、忍び入り、刀函に、入れ置ける金三百兩を攫んで、走り出づ。

十右衛門、それと悟りて、驚き騒ぎ、急を町内に、報ずれ

ば、

『それ逐へ、逃がすな』

大勢の若者、柄物々々を提げて、跡を逐駈け行く。

九郎兵衛父子、駕籠を飛ばして、東の方へ、走り行くを、それと見たる若者、宙を飛んで、逐ひ縋がり、駕籠より、引摺り下して、犇々と、取り圍む、

『畜生武士、何國へか往く、速かに、金子を返へせば好し、否やと申さば、撃ち殺すべきぞ』

アワヤ、柄物を揮り上げて、撃たんとす。

九郎兵衛、ブルくと、顛へ上り、澁々、三百兩を、差出だせば、若者、

『ウヌには、未だ用事あり』

父子を、引つ捉へて、赤穂に連れ戻り、白晝、城下を、引き廻はせし末、鞭を揚げて、追つ拂ふ、人々、見て、皆、快とす。

翌十五年八月、圓山會議の決議に基づきて、諸士、各々出府せんとす。

赤穂の商人綿屋善兵衛なるもの、京都の室町に住す、九郎



大野九郎兵衛の筆跡
大野九郎兵衛の林遊談と稱して上野國碓氷郡磯部村に潜居中に書したる手紙の一部なり
同村松岸寺所藏

兵衛、此善兵衛に頼みて、己れの家財を返さんことを、内藏助に乞ふ。

内藏助、悪人を苦しめて、却つて、我が企てを妨げられんことを慮れ、

『犬畜生にも劣れるもの、家財道具を、押へて、何にかせん、好しく、返し取らすべし』

今は、異議なく、返さんとす、大高源吾、傍に在り、

『不義の家財金銀なれば、返すべき

筋の候はず、取上げて、旅行の用に、充て給へ』
と諫むるを、内藏助、

『左な言はれそ、思ふ仔細もあれば、我れに、任し給へ』
と和め、一切、返し遣はすべき旨を告ぐれば、善兵衛、大に悦びて、其證文を乞ふ、内藏助

『好しく、此方より、持たせ遣はすべし、當日は、九郎兵衛父子を、其方の宅へ、呼び寄せ候へ』
と告げ、期日を定めて、善兵衛を遣へす。

當日に至れば、小野寺十内、潮田又之丞の二人、使者として、善兵衛の方に臨み、三村次郎左衛門、證文を携へて、從ひ行く、十内、九郎兵衛を召して、

『此度、赤穂表に預けある其許の家財金銀、残らず、返し遣はす、有がたく、頂戴仕つらるべし、尚、右に對する一札を、差出され候へ』

と告ぐ、然に目のなき九郎兵衛、耻を忍んで、一札を差出し、曾ては土下座させたる次郎左衛門に、頭を下げて、證文を受取る。

九郎兵衛、無事に、家財を受取り、姓名を變じて、京都仁

和寺のほとりに、隠れ住む。

諸士、復讐の後は、狭き天地の、益々狭くて、今は、此處にも、身を置きがたく、終に、上州磯部に、さすらひ行き、林遊謙と號して、寺小屋を始む。

世を忍び、耻を忍びて、生き延ぶること五十年、寛延四年九月二十四日、疾んで歿し、不義の骨を、邑の磯明山松岸寺に埋む。

一五六 醜類の末路(其二)

大野九郎兵衛、既に、祿々として、身を終る、其他の面々は、如何に。

奥野將監は、九郎兵衛の逃亡後、此れに代りて、内藏助と與に、城地返上の事に、力を盡せしのみか、主として、復讐の盟約にも加はり、隠然として、副統領たるの資望を負ひしに、一朝、進藤、小山の徒と、前後して、同盟を脱し、京都の寓居を、引き拂うて、播州多可郡のあたりに、歸り住む。

同國龜山には、不破數右衛門の父佐倉新助、浪宅を構へて

住む、新助は、始めの名を、岡野治太夫と曰ひ、疾に赤穂を浪人せしかど、會て一日も、淺野家の舊恩を忘れず、赤穂籠城の説を聞くに及んで、鎧櫃を荷ひ、手槍を提げて、

城下に出て、諸士に、力を合せんと言ひ出でし程の義人とて、將監の歸國せしことを聞きては、黙して、止むべきにあらず、

『御所存相違の上は、是非に及ばずと雖も、萬一、何れも、仕損じ候はゞ、跡を引受けて、存分に、上野介を討ち候へ、左もなれば、申譯、相立ち申すまじく候』

との書狀を贈りて、激厲すること、兩度に及ぶ。十一月に至りて、將監、病に罹り、醫師服部謙庵の治療を受くること、二十日あまり、十二月中旬、病勢、少しく怠るに及びて、龜山に赴く。

居ること數日、會々新助の女婿たる本多中務大輔の家臣笹川唯右衛門より、十二月十五日の飛報達す、これぞ、諸士の首尾よく、上野介を討ちて、日頃の本望を遂げし事の概略を報ずるもの。

新助、手の舞ひ、足の踏むとを知らず、急ぎ、將監を訪う

て、此由を告ぐれば、將監、憮然として、ハラ／＼と、涙を垂る、

『あゝ、仕なしたり』

今更、我身の事に、會せざりしを悔めども、甲斐なし、これより、病勢、二たび、加はりて、藥餌と親しむこと數旬、今は、人に會はずべき顔もなく、去つて、尾州名古屋に到りて、味氣なき世を送る。

其他、進藤源四郎は、其儘、山科に、留まり住みて、子孫に及び、小山源五右衛門も、亦、伏見に住して、世を終る、一時、此二人の自殺せし如き噂ありしも、全くの虚傳にして、然る勇氣もなく、義心もなし。

一五七 二人の自殺

二の手に備へしと云ふ面々、皆、命を惜みて、世に指彈されしが中に、獨り、岡林奎之助の自殺せしこと、稍々異とするに似たれど、實は、是れとても、潔よき最後を遂げしにはあらず。

奎之助は、公儀の小十人頭松平孫左衛門忠郷の弟なり、赤

岡林李之助

午二十四歳

穂の家臣岡林李之助は、父方の大伯父なれば、其名跡を継ぎ、番頭として、祿千石を食む。
浅野家の掟として、番頭は、單獨に、進退するを許さず、李之助、此戦場の法を、株守して、赤穂歿落の際にも、番頭近藤源八、外村源右衛門、伊藤五右衛門、玉蟲七郎右衛門の四人と、行動を俱にし、大野九郎兵衛に與みして、義盟に加はらず。

諸士復讐の後、世を避けて、鎌倉に棲まんと欲し、上方よりして、一旦江戸に出づ、十二月二十八日、其弟左門、牛込邊にて、ハタと行逢ひ、直に、兄の宅に連れ來れば、孫左衛門、傍近く、召し寄せ、

「其方、此儘、存命しては、武士の一分、相立つまじきぞ、潔よく、切腹せんこそ、然るべけれ」

と懇ろに、説き諭せど、卑怯未練の李之助、唯、黙して、何事をも答へず、孫左衛門、大に怒つて、無理に、切腹を強ふれども、尙、聞かず、左門、突と、立ち上りさま、丁と、其首を打落す、孫左衛門、其翌日、

孫左衛門弟

李之助義、孫左衛門手前に、養置候處、用事有之、當十一月、上方筋へ、罷越候處、一昨日、罷歸、昨朝自滅仕候、吟味仕候處、書置迎も、御座無候、此李之助は、浅野家中父方の大伯父先李之助方へ、養子に參候、上方へ參候留守に、復讐之事有、残念に存、自滅仕候儀と存候との旨を、町奉行所に、届出づれば、亂心の所爲として、何の吟味もあらず。

生きては、耻を曝し、死しては、醜を遺す、不義の徒の心根こそ、淺ましけれ、それに比すれば、小山田十兵衛の最後ぞ、哀れにも、又健氣なる。

十兵衛は、庄左衛門の父なり、隠居して、一閑と號す、齡八旬を越えて、行步、自由ならねど、義氣、少しも衰へず、赤穂歿落後は、女婿たる小性組番頭大久保豊前守忠庸の家臣松山八右衛門方に、身を寄せて、只管、我子庄左衛門の義を勵まんことを祈る。
然るに、父に肖ぬ子の庄左衛門、片岡源五右衛門の小袖、

並に金三兩を盗み取りて、逐電せしとは、十兵衛、夢にも知らず、復讐の擧あるに及び、急ぎ、一葉の讀賣を、購うて見れば、こは無念、我子の名前のみはあらず、十兵衛、心もならず、又他の讀賣を買うて、見れども、何れも、我子の名前あるはあらず、

「扱ては、伴奴、變心せしと覺えたり、今は、人に會はさん顔もあらず」

十兵衛、且つ憤り、且つ耻ぢ、終に、皺腹を、掻き切つて死す、年八十一。

諸士に次ぐべきの義人、あはれ、唯、此人のみあり。

一五八 兩家の興亡

人多ければ、天に勝ち、天、定まれば、又人に勝つぞ、是非もなき。

吉良左兵衛佐義周、親は殺され、身は罪せられて、信州諏訪に放たる、諸士に、心を寄するもの、皆、快とせざるはあらず。

諏訪安藝守忠虎、左兵衛佐の年若くして、配流の身となれ

るを憫れみ、老中小笠原佐渡守に對して、

「左兵衛儀、赤穂浪人亂入の折り、手疵を蒙むり、栗崎道有の治療を受け候へども、今少し恢復仕つらず、在所へ參着まで、道有を附け遣はさんと存するにて候、此儀如何候べきか」

と請へども、公邊の同情、甚だ薄し、佐渡守、

「聊か其れには及ばず、其許の手醫者を、差し遣はさば、事、足るべし」

と告げ、敢て、道有の附き添ひを許さず、安藝守、其後、重ねて、

「左兵衛の家來一兩人、召連れ申させたし、此儀は、如何候や」

と伺ひ出づれども、老中、又許さず、

「左兵衛儀は、武士道に相背きたるもの、冬は木綿布子、夏は布帷子、朝夕の食事は、一汁一菜の外、無用に致され候へ」

と告ぐ、公邊の首尾、以ての外、宜しからず。

安藝守、今は、是非もなし、左兵衛佐の家臣左右田孫兵衛、

山吉新八郎の兩人を、召抱へて、左兵衛佐の附人とす。諷訪は、神宮寺と云へる所の法華寺を以て、配所に充て、駕籠には、青網を掛けて、嚴重に護送す。

幽去三年、左兵衛佐の刀創、次第に、腐爛して、餘毒、全身に及び、左しも美男なりと言はれし當年の佛、復た見るべうもあらず、後、更に大瘡を患ひて、寶永三年正月二十日、終に歿す、年二十二。

安藝守、其由を、公儀に届出づれば、御書院番頭石谷七之助、檢使として、諷訪に赴き、鹽漬の死骸を、取り出だして、打返しく、仔細に取調べ、惡臭紛々、宛がら、鼻も歪まんばかり。

檢使、無事に終れば、安藝守、其地に埋めて、墓を建つ、今、尙、片山小學校後方の樹林中に存す。

吉良家、こゝに於てか亡ぶ。

淺野大學長廣は、藝州廣島に移りてより、何時許さるゝともなくて、空しく、日を送り、年を送る、寶永六年、將軍綱吉蒙じて、家宣職を襲ぐに及び、思ひ掛けなき恩免の命は下る、此年八月二十一日、淺野安藝守吉長の留守居役

を、老中大久保加賀守忠増の邸に召して、

『常憲院様御法事に付、淺野大學事、引取り置く儀、御免遊ばさる』

と告ぐ、留守居役、臺命有がたき旨を述べて、引き取り、急ぎ、書を飛ばして、廣島に報ず。

大學、八年間の幽懷、茲に始めて霽れ、妻子眷屬を率ゐて、復た江戸に出づ。

翌七年九月十六日、大學を、菊の間の椽類に召し、安房國平郡、朝夷郡に於て、新知五百石を賜ふ旨を達せられ、越えて廿八日、白木書院に召して、謁を賜ふ、此日、大學より、太刀、銀、馬代を獻ず。

淺野家の祀、こゝに於てか、復た存す。

前に存したる吉良家は、終に亡び、前に亡びたる淺野家は、復た興る、天運とは言へ、亦、諸士の力ならずとせんや。

一五九 義士の英名

諸士を葬むりて後、泉岳寺の住職酬山和尙、三百有餘の僧徒を集めて、懇ろに、法會を行ふこと三日二夜、莊嚴比類

なし。

三十五日、四十九日の忌日々々には、御預りの四家より、銀子を寄進すれば、是れ亦た、鄭重の佛事を行ふ。

庶民の、諸士の義を慕ひ、死を惜むもの、老若となく、男女となく、遠近より、來り集まりて、香を捧げ、花を供ふるもの、日夕、引きも切らず、別けて、内藏助の墓前には、米錢を備ふること、山の如く、卒都婆の木を削りて、持ち歸るもの、亦、少なからず、終に、江戸の一名所とはなんぬ。

あゝ、混々として、千秋盡きざるものは泉、巍々として、萬古齋けざるものは岳、諸士の芳名、年を経て、高輪の名と、彌や高し。

加里屋

赤穂諸士居住の地

赤穂町の舊名を、假屋と曰ひ、一に加里屋と書す、正保二年、池田輝興の佐用郡より移りて、此城に居るに及び、改めて、赤穂城と稱す、諸民、是れより、城下の地をも呼びて、赤穂と謂ひ、終に轉じて、町名となり、假屋は、却て、其字名として存するに至る。

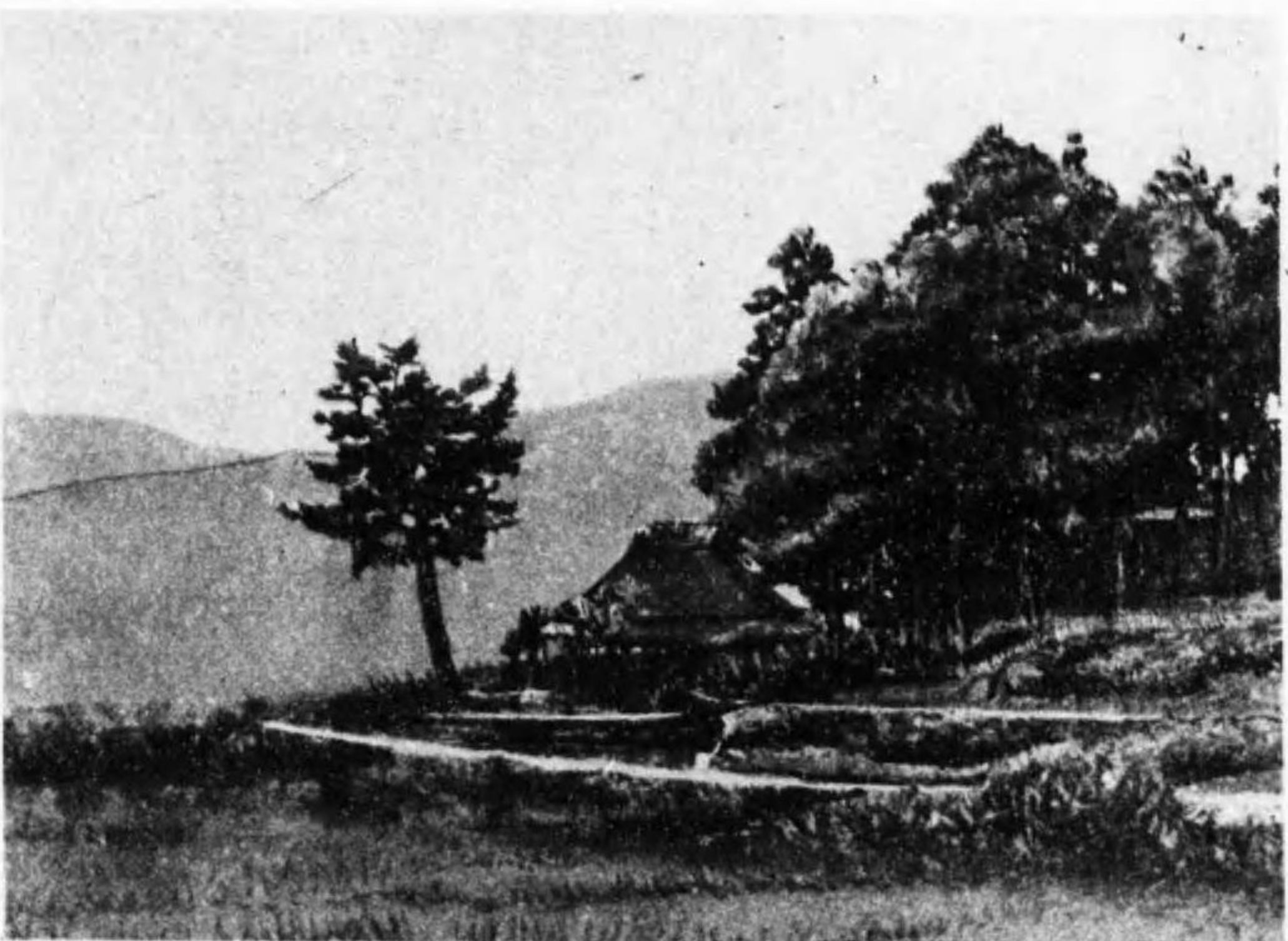
赤穂城の在る所を、上假屋と曰ふ、諸士の住宅は、概ね城内に在り、即ち、城代大石内藏助の邸は、大手門内に、家老大野九郎兵衛の邸は、鹽屋門内に、其他諸士の邸も、此一郭内に在れば、各人の來歴、事蹟等は、之れを一括して、皆、此題下に掲ぐることに爲せり。

一 大石内藏助

義士復讐の勇擧は、一の大石内藏助良雄あるに依りて、能く成功す。

大石莊

近江國栗太郡大石莊は今大石村字中村と云ふ大石内藏助の祖先世々住居せる處此れは即ち中村の光景なり



内藏助、本姓は藤原、鎮守府將軍秀郷より出づ、秀郷、關東に赴かんとするに方り、一子を、其領邑たる近江國栗太郎郡大石莊

に留む、子孫、世々、續いて、此に住し、因りて、以て氏とす。

應仁の亂に際して、一族、悉く亡び、復た跡を繼ぐべきものあらず。

同族に、小山大膳大夫と曰ふものあり、鎌倉の管領足利持氏に仕へて、寵用せらる、持氏の敗れ死するに及び、其二子春王、安王を奉じて、結城氏朝に、結城城に頼る、城、陥るに及び、大膳大夫、長子九郎と與に、此れに死し、次子久朝、獨り遁れて、京師に匿る、大石莊の民、乃ち久朝を迎へて、大石家の嗣とす、久朝の子久重、久重の子重綱、相繼いで、家を承く、重綱の子金右衛門、足利義昭に仕へ、織田信長の爲めに殺さる。

久重の弟を、朝重と曰ふ、朝重四世の孫良信、久右衛門と稱す、關白豊臣秀次に仕ふ、秀次、敗れ死するに及び、故郷大石莊に、歸り住む。

良信の子良勝、内藏助と稱す、幼にして、男山八幡宮本坊の弟子となる、良勝、雄志あり、如何にしても、緇徒となるを好まず、十四歳の時、密かに、男山を脱して、江戸に

赴き、十八歳にして、常陸笠間城主淺野采女正長重に仕ふ。元和元年、大阪の役起るや、良勝、亦、長重に屬して、軍に従ひ、毛利豊前守勝永の兵と、天王寺に戦ひて、之れを破り、敵首を獲ること二級、長重、其功を賞して、手づから、名刀一口を賜ふ。

是れより、長重の恩遇、益々渥く、終に擢んで、老職に列し、祿一千二百石を賜ふ。

長重の子内匠頭長直、封を赤穂に移さる、に及び、良勝、亦、從うて徒る。

良勝の子良欽、亦、内藏助と稱す、父、歿するに及びて、其職を襲ぐ。岡山藩の家老池田出羽由成の女栗子を娶りて、三子を擧ぐ、長は、即ち内藏助良雄なり。

良欽の子良昭、權内と稱す、内藏助、十五歳の時、父權内、病んで歿す、因りて、祖父良欽の嗣となり、十九歳にして、家を承く、内藏助、兵學を、山鹿甚五左衛門、及び東一郎兵衛に學び、劍道を、奥村權左衛門に學びて、皆、蘊奥を究む、和歌俳諧より、琴棋書畫に至るまで、一として、通曉せざるはなし、然れど

も、資性、寛裕にして寡黙、敢て、小事に、齷齪たらず、加ふに、身體瘦せて、梅干の如く、絶えて、威容堂々の風なし、人、皆、痴として、重んぜず。

内藏助、仕へて、采女正長友より、内匠頭長矩に及ぶ、當時、大野九郎兵衛、藩老として、事を用ひ、庶政、一に、其意に依りて決す。

内藏助、要職に在りと雖も、絶えて、事に與からず、悠々として、日を送る、其用を爲さざるより、人々、綽名して、晝行燈と曰ふ。

何ぞ圖らん、備中松山城受取の日に於て、晝行燈の光、大に輝かんとは。

元祿六年十月六日、備中松山城主水谷出羽守勝美、病んで歿す、歿するに先だち、支族信濃守勝早の長子彌七郎勝晴を以て、嗣となさんことを請ふ、彌七郎、未だ封を襲ぐに及ばずして、亦、病んで卒す、幕府、因りて、其所領五萬石を收む。

越えて十二月二十二日、松山城受取の命を、播州姫路城主本多中務大輔忠國、及び浅野内匠頭に下し、尋て二十八日、

使番堀小四郎、書院番駒井内匠に、松山城目附を命ず。城池受取の任は、甚だ重し、其遣臣、或は公命に反抗せんも、亦、知るべからず、左れども、當時、内匠頭、會々疾に罹りて、自ら出張すること能はず、因りて、在國の家老大石内藏助を、陣代役として、差遣はさんと欲し、富森助右衛門を、使として、命を傳ふ。

助右衛門、常に、二十金を、懷中して、不時の用に備ふ、命を拜して、自宅へも、歸らず、其儘、早籠を飛ばして、馳せ歸り、只、三日三夜を以て、赤穂に、乗り付く、人々、皆、鳥も及ばずと、感じ合ふ。

内藏助、急ぎ、準備を調へ、士卒五百人を率ゐて、海路、備中玉嶋に向ひ、中務大輔の人数と合し、進んで、松山城下に達す。

城中には、家老鶴見内藏介、及び高垣三左衛門の二人あり、幕府に向うて、恩免を乞へども、許されず、

『此上は、城を枕にして、討死せん、主君より預かれる城地を、其指圖なくして、他人に、明渡すべき道理あらざ』

大石氏の邸址

大石氏の邸址は近江國栗太郡大石村字中村に在り園中林の在るところ即ち是れなり



士卒五百餘人

を以て、

城中に、

立て籠

り、上

使を迎

へて、

一快戦

せんと、

意氣込

む。

内藏助、

此由を

聞き知

り、自

ら行き

て、説

得せんと欲し、中務大輔に乞うて、許諾を得、唯一僕のみを従へて、靜々と、城中へ、立ち向ふ、進んで、城門の外に到れば、門戸堅く鎖さる、

『これは、浅野内匠頭家來大石内藏助と申すもの、豫ねて、承はり及び候鶴見内藏介殿に、見參申しし、其由、申し通じ給はるべし』

内藏助、櫓上を、見上げて、呼はれば、守兵、急ぎ、其旨を、鶴見内藏介に報ず。

『扱ては、利害を説かんが爲に、來りしと覺えたり、イデ、誅戮して、軍神の血祭となさん』

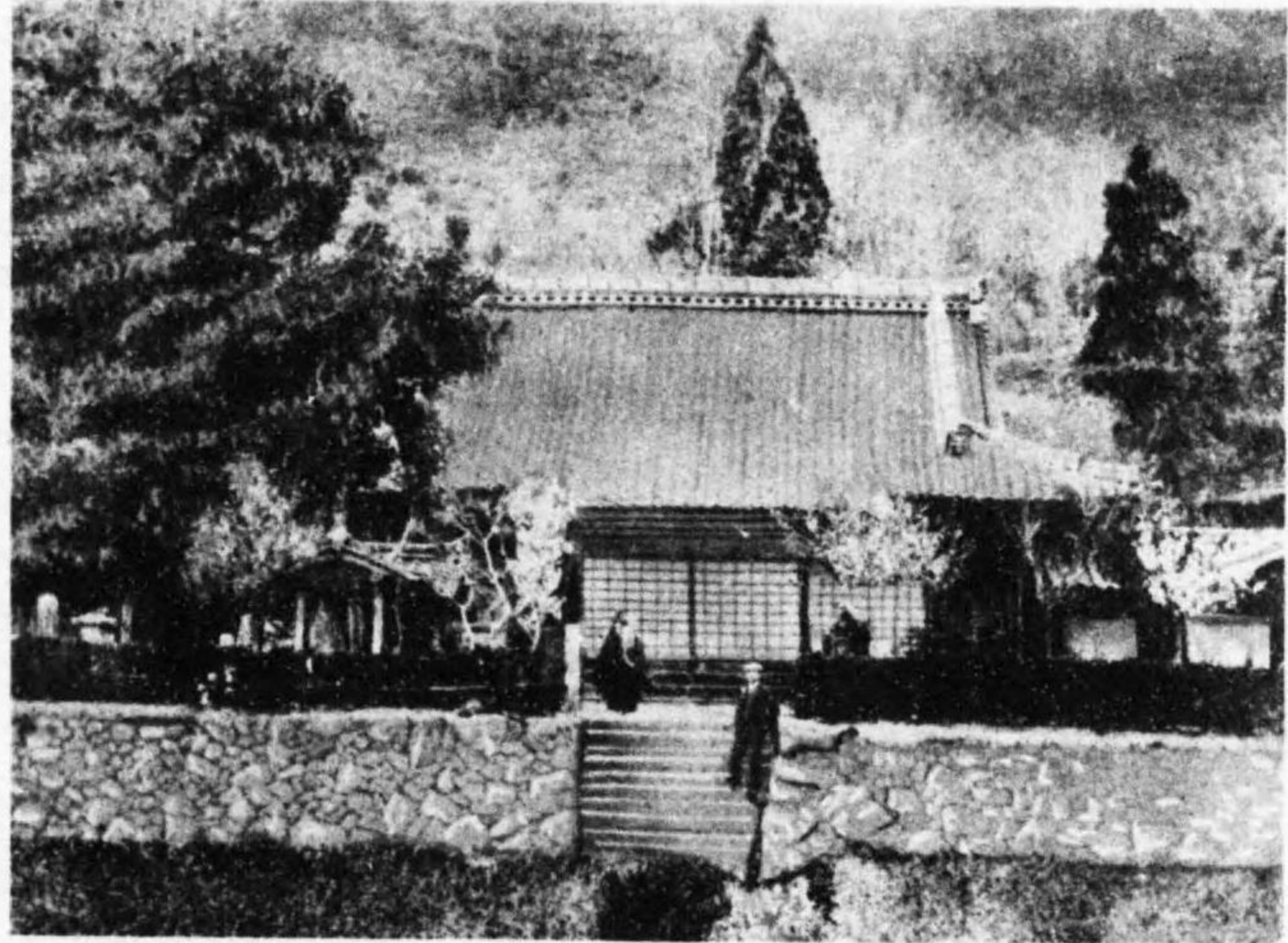
城中、俄かに、殺氣立ちて、皆、一齊に、奔めき合ふ、

『イヤ〜、左な騒ぎぞ、單身、これへ來るは、勇士なり、謂はれなく、殺さんこと、然るべからず、兎も角も、是れへ通し候へ』

鶴見の一聲、燕雀の徒を鎮めて、城中へと延く、相對する兩箇、一は内藏介、一は内藏助。

内藏助、威儀を正しつ、
『扱て〜、此度の御事、何とも以て、申さんに、言葉

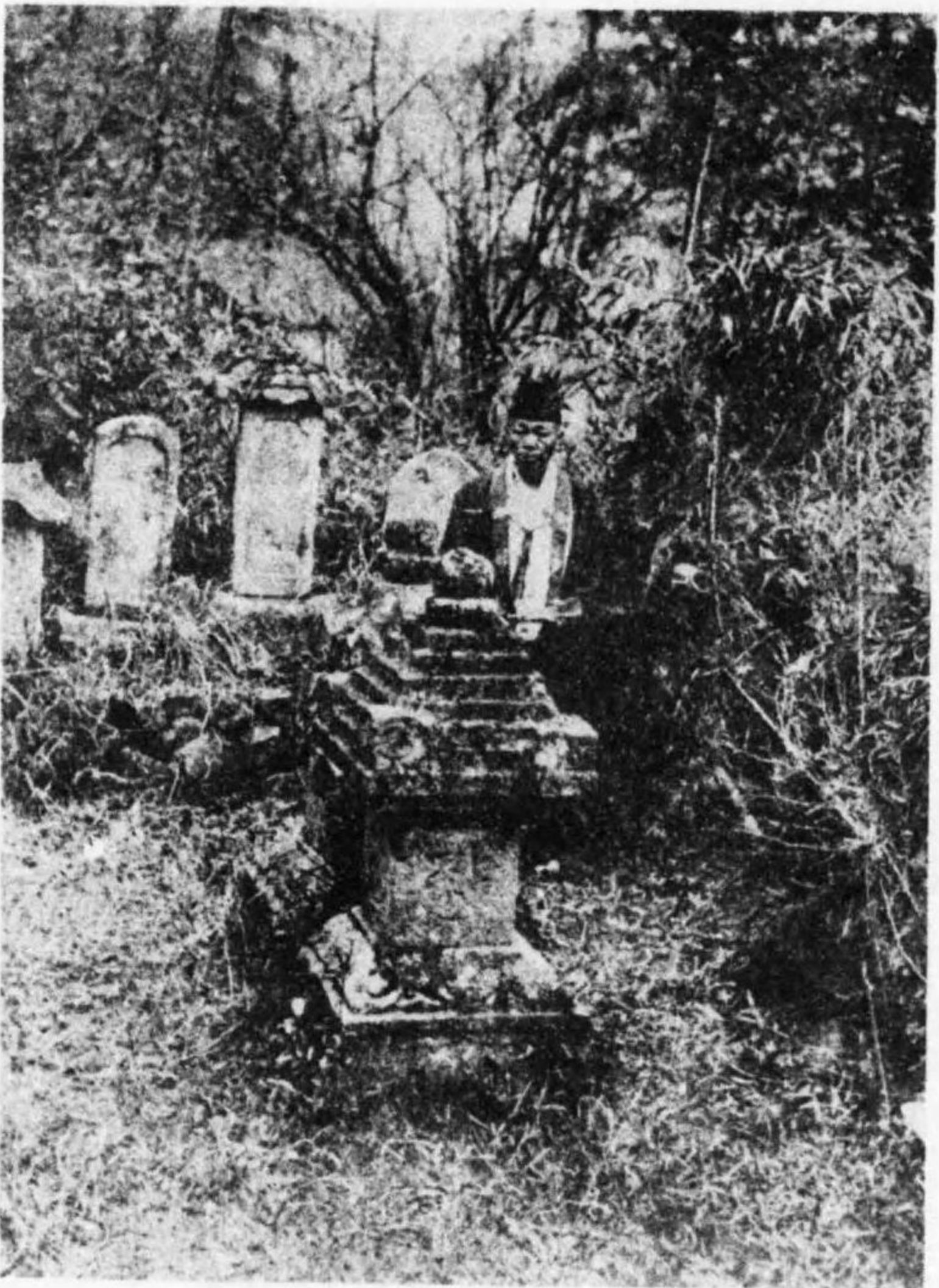
なし、其許を始め、家中御一統の御愁嘆、左こそと、御察し申すにて候へ、其儀に就き、主君より御預りの城地を、他人へ明渡すべきにあらず、御家中御一統、城と與に、白



浄土寺
近江國栗太郡大石村宇東村明見山浄土寺は大石家の菩提寺にして其先祖代々の墓あり

減せんとの御志なりと承はる、如何さま、潔よき御覺悟とこそ、感服仕りて候へ、去りながら、翻つて、勤考仕つり候に、臣として、主君を弑し、主家を滅ぼし候はゞ、之れを忠臣義士と申すべきや、出羽守様には、城池を、召上げられてこそ候へ、御先祖以來の勤勞を、思召され、特に、御舍弟主水殿を、召出されて、采邑三千石を賜はり、御家名、之れにて、相立ち候はずや、然るに、各々公儀に對して、弓を彎き給はゞ、其矢は、誰れに中るとべし思され候ぞ、是に由つて、主水殿には、嚴刑に處せられ、御家も、滅亡致し候はんか、是れ、正しく、各々方に於て、主君を害し奉つり、御家を潰し申さるゝと、同然に候はずや、此れしも、忠義の至極と思され候や、此れに反して、各々神妙に、城池を差上げられ候はんか、或は、重ねて、加恩の御沙汰あらんも、知るべからず、利害の係はるところ、極めて重し、能く能く、進退の道を、誤まらざらんやう、思慮を運らし給へ、武士は、相身互ひと申すことの候へば、一應、某の存寄りを、申し陳ずるにて候、篤と、御評定の上、開城の御心得に候は

大石家の墓所
明見山浄土寺の中に在り



ば、某の陣所へまで、御知らせ給はるべし、若し、延引に及ばゞ、是非なく、弓馬の間に、御目に懸かり候はん、左らば、御暇申すべし』
と丁寧に、式臺して、城を出づ。
今は、夢の覺めたるが如し、鶴見内藏介、早速、一同を招

き集めて、内藏助の申す所を告ぐれば、壯年血氣の面々、飽くまでも、籠城決戦せんと意氣捲くを、内藏助、百方、説き諭して、開城の意見を定む、
『此上は、疾く、大石殿に、申し通すべし』
此度は、内藏介、自ら内藏助の陣所を訪うて、其旨を通じ、期日に至りて、滞りなく、城池を明渡す。
内藏助、一言の力に依りて、平和に、落着すれば、内匠頭、深く、其功を賞し、祿を加へて、千五百石となす。
内藏助の名、是より、諸侯の間に著はれて、赤穂、爾來八星霜、赤穂の兇變起るに及びて、晝行燈の光、更に、益々輝き、終に、一藩の燈臺として、暗中の目標たるに至る。
當時、少壯の徒は、血氣の勇に逸りて、急に、復讐を斷行せんと欲し、老齡の士は、前途の短きを慮かりて、是れ、亦、速かに、大事を遂行せんと欲す、内藏助、其中間に位

して、逸らず、焦らず、慎重の態度を取り、周密の思慮を運らして、百事、遺算なく、一舉、宿意を達す、若し、内藏助なかりせば、或は、一敗地に塗れたらんも、亦、知るべからず。

内藏助、温厚にして、人を容るゝの量あり、然れども、自から一種犯すべからざるの威嚴、其中に存し、耆宿を以て推さるゝ吉田忠左衛門の如き、亦、其前に在るを、憚りたりと云ふ、亦、以て其尋常人に卓越する所ありしを知るべきなり、其死する年四十五。

二 大石主税

大石主税、名は良金、内藏助の長子なり、士氣、爽邁にして、勇力、群に絶す、身驅、長大にして、思慮、亦、老成人の如し。

十五にして、義盟に加はり、一意、主仇を報ぜんとするの外、他志なし、諸士の畏敬するもの、獨り、内藏助の子たるが故にみのあらず。

討入の夜、諸士、皆、堀部彌兵衛の米澤町の邸に會して、

大石父子の像

大石内藏助像

大石主税像



泉岳寺所藏



華岳寺所藏



岩谷寺所藏

離盃を舉げ、主税、亦、與かる。

主税、飲を嗜まず、勿々、食事を済ませて後ち一隅に轉がりて、駒々酣睡す、内藏助、見て、眉を蹙む、

『目前に討死すべき身の、前後も知らず、寝入ること、不覺なれ、起きよ〜』

と叱すれば、原惣右衛門、手を舉げて、内藏助を制し、

『扱て〜、勇猛大度の性質かな、死に臨んで、畏れず、事に會うて、動ぜざるの氣象、自然に、備はればこそ、斯くも、熱睡せらるゝなれ、斯かる大丈夫の、僅か十五歳を、一期とすること、運命とは申せ、残念至極のことかな』

と言ひつゝ、思はず、ハラ〜と、涙を垂るれば、大高源吾、勝田新左衛門、倉橋傳助の諸士、亦、目を屢叩く、内藏助、聞いて、只、微笑するのみ。

既にして、諸士、吉良家を襲ひ、徧ねく、邸中を索むれども、目指す上野介は、在らず。

上野介の居室を改むれば、疊の端、少しく、浮き上がる、試みに、之を剝くれば、中に、一竇あり、竇中、慟然とし

て暗し、諸士、皆、見て躊躇す、斯かる所へ、主税、馳せ來り、

『我れは、身細し、イザ試み候はん』

と言ひさま、忽ち、躍つて、中に入れば、諸士、亦、此れに勵まされて、續々、躍り入る。

木村岡右衛門、主税と與に、松平隠岐守の邸に預けらる、一日、人に向ひて、

『人の勇氣に、甲乙あると申すこと、今度、始めて、思ひ當りてこそ候へ、我等は、一命を抛つて、本意を達したるものに候へば、事に臨んで、死を恐るゝの心は、毛頭、之れなき積りに候なり、然るに、上野介殿の居室の下に、抜穴の候へるを見て、扱ては、上野介殿には、此處より、抜けられしかと存しながら、誰れ一人、飛び込むものも候はざりしに、主税殿、跡より、駈け來りて、何の猶豫もなく、彼の穴に、飛び込み候へば、各々此れに續いて、飛び入りたる仕宜、之れを思へば、主税は、生得の勇にこそ候べけれ』

と語れば、聞くもの、皆、深く感ず。

大石主税の筆跡
此れは大石主税十四歳の時の筆跡なり豊橋市湊町牧野留吉所藏

天地一家春

主税、又書を善くす、小野寺十内、見て感じ、其筆跡を求むれば、主税、短冊に、

あふ時はかたりつくすと思へども

わかれとなれば残る言の葉

との一首を、書して與ふ、討入の前一日、十内、之れを其妻の許へ送り、且、

大石ちから、歳十五にて、せい五尺七寸、よろづ、是にて相應のはたらき、さてく、珍ら敷事ゆへ、たんざくか、せ、おくり申候、手跡も、たつしやに御座候。

と申送る、人々の感ずる所、只、勇氣のみにはあらず、主税、死する年十六。

三 吉田忠左衛門

吉田忠左衛門、名を兼亮と曰ふ、容貌魁偉、軀幹強大にして、敏才に富む、内匠頭長矩に仕へて、足輕頭となり、加東郡代を兼ねて、二百石を食む、文武兩道に秀で、和歌の業にも達す。

藩中に、近藤源八と呼ぶものあり、組頭を勤めて、千石を食む、其父三郎左衛門は、甲州の軍學家小幡勘兵衛尉景憲に就て、兵法の蘊奥を究め、長矩の祖父内匠頭長直に、召抱へられて、重用せらる。

其赤穂城を築くに當りて、繩張をなせるものは、實に、此三郎左衛門なりき。

源八、亦、箕裘を襲きて、兵法に通ず、忠左衛門、就いて業を學ぶ。

會々國難の作るや、源八、大野九郎兵衛の徒と、行動を俱にして、義舉に與みせず、忠左衛門、心に、其不義を憎めども、人を以て、技を棄てず、

「我れ、聊か存する旨あり、人を擇ぶの暇あらず」

依然として、源八の許に通ひ、盡く、習ひ残せる兵法を學ぶ。

内藏助、深く、忠左衛門の用ふべきを知り、暗に、副統領の任を以て、此れに擬す。

江戸の同志堀部安兵衛、奥田孫太夫等、一日も早く、大事を決行せんと欲し、百方、督促して、止まず、内藏助、其輕舉、事を誤まらんことを慮れ、人を遣はして、之れを鎮撫せんとす、然るに、同志中、忠左衛門の外、其任に堪ゆるものあらず、乃ち忠左衛門を召して、託するに、此任を以てす。

忠左衛門、先づ、同志の會議を要求し、其決議を齎らして、出府す、其資望と、誠實とは、諸士の推重する所となり、年能く、關東探題の任を盡す、小野寺十内の出府するに及び、其狀況を見て、感嘆措かず、寺井玄溪に贈れる書狀の中にも、

吉田の事、落去の節より、志を建て、當春より、下向して、いか計りの難儀を凌ぎ、勇猛、甚だしく沙汰したる當府住の若き面々をあしらひ、無事にして、此節を待請

吉田兼亮の筆跡
此れは吉田忠左衛門の目坂の庄屋甚右衛門に與へて駄馬を徴發せし書付なり=東京市淺草區並木町阿片勘五郎所藏=

くる功、兼て思ふより、大儀に相聞え候、來り見て、感心致候。
と記す、以て其心勞の、如何に甚大なりしかを察すべし。忠左衛門、慈愛の心厚し、其足輕頭たりし日、深く、部下を愛撫す、寺坂吉右衛門の卑賤の身を以て、進んで、

義盟に加はりしも、一つには、亡君の仇を報じ、又一つには、忠左衛門の先途を見届けんと欲せるに由る、吉右衛門の、事、終へて後、忠左衛門の女婿伊藤十郎太夫方に事へて、多年、辛酸を辭せざりしも、亦、其遺族の爲めに、心力を盡して、忠左衛門に報ずる所あらんとせしに外ならず。忠左衛門、和歌を好くす、元祿十五年正月、播州三木より、京都に出づ、會々昔公八百年祭の催あり、乃ち北野に日參すること七日、丹誠を籠めて、祈願し、梅及び松と云へる題にて、和歌を賦して捧ぐ、曰く、

梅

かきくらし雪ふりつもる山里も

垣ほの梅は春をわすれず

去年今年を重ねて咲く梅の

わきて匂のふかき春かな

松

八百年の齡かさねし若みどり

なほ老松の千代や經ぬらん

花咲かぬ里はあれども足引の

山には春の松ぞいろこき

又江戸に在るの日、古郷雁と云へる一首あり、

おもひすてし夕なれども古里の

たよりとや聞く初雁の聲

老雄、亦、何ぞ望郷の心なからん、此歌、哀れ特に深し、

忠左衛門、又心を學問の道に潜め、曾て加東郡代たりし時、

手づから、王陽明の傳習録を寫す、後年、播州飾磨津の松

屋平七、浪華に於て、傳習録を求めしに、其巻尾に、

貞享三年丙寅春三月加東客舎寫す、

との十五字あり、是れ、實に、忠左衛門の所持せるものに

係る、以て聖賢の道に達きを知るべし。

忠左衛門、文あり、武あり、復讐の謀略、規畫、其參畫の

力、與つて、最も多し、其功勞、内藏助に譲らずと謂ふべ

し、死する年六十三。

四 吉田澤右衛門

吉田澤右衛門、名は兼貞、忠右衛門の長子なり、其身、未だ仕へざりと雖も、父の大事に與かれるを聞き、進んで、

義盟に加りて、生死を與にせんとす、討入の當夜は、表門の進撃隊に加はり、二尺八寸の刀を振うて、進入し、轉戦、最も力む。

毛利甲斐守の邸に、預けらるゝに及び、深く粟屋八郎兵衛の推服する所となる、死する年二十九。

五 原 惣右衛門

原總右衛門、名は元辰、初め、丹後宮津城主京極對馬守幸頼に仕へて、小姓を勤む、其國除かるゝに及びて、淺野内匠頭に仕へ、足輕頭を命ぜられて、祿三百石を食む。

總右衛門、溫良にして、事を破らず、聰慧にして、觀察を誤まらず、何事も『程好う致さん』と稱して、言語舉動の上に、些の圭角を露はさず。

總右衛門、齡五十を踰ゆれども、夫婦の間に、唯、四女のみありて、家を譲るべき男子あらず、元祿十二年、兵太夫と言へる養子を、迎へ取りて、行くくは、長女に配せんとす、然るに、間もなく、重次郎と言へる一子を、擧げたれば、兵太夫、養父母に、義理を立て、身を退かんと

するの色あり、總右衛門、早くも、之れを察して、

『我れ、程好う致さん』

一日、兵太夫を、膝近く、召し寄せ、

『我れに於ては、毛頭、重次郎に、家督を繼がさん心あらず、成長の上は、出家となすべき心得なれば、決して、

心置くべからず、呉れくも、心得違ひのことなきやう』

と繰り返し、説き諭せども、兵太夫、兎角に、心、濟

まず、終に、何れへか逐電す。

總右衛門、大に驚き、早速、人を姫路の實家に、遣はして、

聞き合せ見しかど、此處にも來らずと言ふに、今は、是非

なく、其儘に、捨て置く。

左れども、總右衛門、最初の志を、離へさず、重次郎を、

大阪谷町の日連宗清久寺に託して、僧となし、名を春好と

呼ぶ。

總右衛門の性質、義理を重んずること、此の如し、争かて、

一日も、大義を忘るべきや、國難の起るや、

『某、程好う致さん』

咄嗟に、傳奏屋敷を、引拂ひて、諸人の目を驚かし、即夜

原惣右衛門の邸址
原惣右衛門の舊邸は赤穂町に在り義士遺物保存會長醫師
田淵淳藏の住宅となる



藏助の疔瘡を病んで、臥蓐するや、諸士は、赤穂を去れど

出發、赤穂に、馳せ歸りて、大に硬論を主張し、家老大野九郎兵衛を、満座の中に、叱責して、衆論を一定す。是れより、一意、内藏助を補佐して、宿意を達せんことを力む、既にして、内

も、總右衛門、獨り去らず、

『總右衛門、程好う致さん』

内藏助に代りて、萬事萬端、殘る所なく、處辨すれば、内藏助、心に、深く其頼むべきを信す、後、内藏助の山科に移るに及び、總右衛門も、亦、東行して、居を大阪に卜す、大阪以西の同志、自から總右衛門の指令を受くるに至る。總右衛門、一たび、内藏助に代りて、出府するに及び、堀部安兵衛、奥田孫太夫の諸士と、意氣投合し、東西呼應して、硬論を唱へ、内藏助を動かして、急速に、大事を決行せんと欲す、然るに、内藏助、兎角に、大學の處分、決定するを待たんと欲して、敢て、其説に従はず、

『此上は、斷然、分離して、實行せん』

常には、何事も、程好う致さんと唱ふる總右衛門、今は、猛然、我が意志の向ふ所に、邁進せんとす、百事、人に譲るべし、此一事のみは、斷じて、譲らずとの意氣、躍々、見るべし。

此危機一髪の折りも折り、大學の處分、不意に決して、其分離せんとせるもの、復た固く固く結合し、一黨、舉つて、

大事を決行し、終に首尾よく、其目的を達す。

原元辰の遺墨

此れは原惣右衛門より其下役の安井武兵衛に與へたる書翰なり。東京市淺草公園六區擊劍道場野見濱雄所藏。

原元辰の遺墨の文字は、筆勢が非常に激しく、墨の濃淡もよく、その筆跡からは、一種の豪傑の風采が感じられる。これは原惣右衛門の部下である安井武兵衛宛の書翰であり、東京市浅草公園六区撃剣道場野見濱雄所蔵である。

總右衛門、文事に長じ、各種の文案、多くは、其手に成る、常に、硬論を主唱して、他人の及びがたき論辯を揮へば、少壯諸士の、總右衛門に推服すること、寧ろ、内藏助に優るものあり、其功、内藏助、忠左衛門に亞ぎて高し、死す年五十六。

六 片岡源五右衛門

片岡源五右衛門、名は高房、尾州藩士熊十井次郎の子なり、出で、赤穂藩士片岡六左衛門の嗣となる、内匠頭に仕へて、側用人となり、祿百石を食み、終に、増して、三百石に至る。

源五右衛門、平生、内匠頭の爲に、重用せられ、恩遇を荷ふこと、最も渥し、殿中の兇變起るや、源五右衛門、即時、筆札を飛ばして、赤穂に報じ、馳せて、田村右京太夫の邸に到りて、餘所ながら、内匠頭に訣別す、尋で、遺骸を奉じて、泉岳寺に到り、誓を切つて、墓前に供へ、堅く、主仇を報せんことを誓ふ、既にして、田村右京太夫より、源五右衛門、及び磯貝十郎左衛門に對する内匠頭の遺言を、傳達せらるゝに及びて、益々感激措かず。

『數ならぬ某を、人がましよう、思召せばこそ、多勢の御家來の中より、特に、某へ、御遺言あらせ給へるなれ、争かて、此知遇に、報ひ奉つらざるべきや』
是れより、一層復讐の決意を固うし、一七日の法會、終る

や否や、十郎左衛門と相携へて、赤穂に、馳せ向ふ。然るに、赤穂の藩論、殉死に決したれば、源五右衛門、我が意志に反するを以て、此れに加はるを欲せず、十郎左衛門と與に、袂を拂うて、席を去り、江戸に還るに及びて、田中貞四郎等と與に、専ら、復讐の擧を行はんことを計る。後、大石内藏助等の眞意、亦、復讐に在るを聞きて、大に喜び、吉田忠左衛門に頼りて、同盟に加はり、一意、其、目的を達せんことを力む。

源五右衛門の、右京大夫の邸に於て、内匠頭に訣別するを得たるもの、實に副檢使多角傳八郎の好意に依る、源五右衛門、深く、其恩義を感ずると與に、傳八郎の、是が爲め、嚴譴を得んことを恐る、然るに、八月二十一日、當時檢使として、其反對に立ちし庄田下總守は、奉職無狀の廉を以て、職を褫はれしにも拘はらず、傳八郎に對しては、何の沙汰でもあらず。

源五右衛門、大に意を安んじ、十一月二十三日の夕刻、傳八郎の表四番町の邸に到り、取次を以て、

「去三月十四日、主人内匠頭切腹の節、今生の暇乞とし

て、田村右京大夫様の御屋敷へ、推參仕つり候へるに、



乾徳寺
名古屋市東田町に在り片岡源五右衛門の墓の在る處

御一統の御得心相成らざる所を、此方様、御一存の御計ひを以て、對面同様の暇乞を、遂げ候ひしこと、何の喜びか、此れに過ぎ候はん、其節、世上の風聞

にては、右の御取計方、御上向の御首尾、宜しからざるやに、承はり及び、恐れながら、内々、御案じ申上げ候ひしに、庄田下總守様ばかり、御役御免と相成り、此方様には、御安泰に、御勤仕遊ばされ候由、只今、在所より、罷り出で、承はり、恐悅至極にこそ、存じ奉つりて候へ、此鹽、赤穂の舊友より、到來に任せ、恐れながら、

獻上仕り候」

と述べて、赤穂名産の鹽を贈る、傳八郎は、磊落の人、早速、書院へ通して、對面し、熟々其風采を見て、

「扱ても、立派なる人品かな、流石は、五萬石の用人なり」

と心の中に思ひつゝ、何かと談じ合ふ内、益々其人物に感じ、

「若し、奉公の望みもあらば、傳八郎、推舉致さん」

とまで、懇ろに語る、此方は、固より、大望を懐ける身、御懇志、身に取つて、大慶至極にこそ、存じ奉つれ、去りながら、最早、二君には、仕へ申すべき志も、之れなく、來春よりは、町人に罷り成るべき心得に候、町人

にては、拜顔も相成りがたければ、其以前にと存じて、斯くは、參上仕つりてこそ候へ」

と體よく答ふれば、傳八郎、

「左様に候か、兎も角、今日は、緩々、話され候へ」

と告げ、酒肴を出だして、厚く款待す、源五右衛門、計らずも、數獻を重ねて、

「來春、若し町人になり申さずば、重ねて、御機嫌を、伺ひ奉つり候はん」

と深く謝意を述べて、辭し去る。

復讐の期、漸やく迫るや、源五右衛門、名古屋に赴き、父十次郎に逢うて、其れとなく、暇を告げ、

「源五右衛門の、今日まで、永らく御無音に、打過ぎ候へるもの、浪人と相成り候てよりは、兎角、貧苦に迫られ、餘りに、見すばらしき風體にて候ま、態と、御遠慮申したる儀にて候、然るに、此度、幸ひにも、然る御大名へ、御奉公仕つること、相成り候へば、御暇乞の爲めに、參上仕つりてこそ候へ」

と述べ、胸中の秘密は、現在の父にさへ、明かさず、それ

とも知らぬ十次郎、忽ち、赫とばかりに憤り、

『何と申す痴呆ぞ、武士の貧乏すること、何とて、左様に耻かしきや、主君は御切腹、御家は断絶せしに、一身を抛つて、報恩の道をも計らず、二君に仕へて、利祿を貧ぼらんとすること、それが武士の作法と存するか、起て、起て、そこ罷り起たすや、今日限り、勘當致す、親と思ふな、子とも思はじ』

と叱す、以ての外なる權幕、面をも向けがたし、源五右衛門、言葉もなく、ヂツと、錯伏すこと暫し、力なくく其場を立ち去る、

言へば、喜ぶ父と知りつゝ、それと言へぬが、武士の道、源五右衛門、只の一夜も、名残を惜みがたく、悄々として江戸に向へば、兄の藤兵衛、私かに、一里ばかり、見送り行きて、袂を分たんとす、源五右衛門、

『計らずも、父上の御怒に觸れて、何と申さんに、言葉もなし、他日、重ねて、御詫び申さん折りも候べし、去りながら、人生、朝露の如く、今日あれども、明日を期しがたし、若し、萬一、此世を去るやうのことあらば、

我れに代つて、詫び給へ、これは、御身に參らせん、今生の片身とも見給ふべし』

と述べ、小柄を、抜き取つて、藤兵衛に渡して、別かる。藤兵衛、家に歸り來れば、十次郎、又々怒り、

『父の勘當せるものを、見送るとは、何事ぞ、其方も、對面相叶はぬ』

と叱して、これをも、亦、勘當せんとす、藤兵衛、深く詫びつゝ、

『父上の御意に、戻り候へること、何とも以て、恐れ入りてこそ候へ、去りながら、父上、これには、何か深き仔細ありげに、察せられて候、先づく、暫らく、容子を見給ふべし、何れ、其内には、譯けも知れ候はん』と百万、言葉を盡して、父を和む。

幾ばくもなくして、赤穂浪士復讐の報、名古屋に傳はる。十次郎、それと聞くより、我子源五右衛門は如何にと、頻りに、氣を揉む。

會々門外を過ぐる讀賣りの聲あり、十次郎、一散に、走り出で、イキナリ、讀賣りの紙を、引つたくりさま、控と、

尻居に倒る。

讀賣りの男、怒つて、取り戻さんとする時、十次郎、サツと刎ね起きつゝ、

『有るワく、出來したり』

我れを忘れて、小躍りしつゝ、打ち喜ぶ。

源五右衛門、中途より、同盟に加はりしが故に、同志中に於ても、其薄志弱行を疑ふものなきにあらず、然れども、源五右衛門と、十郎左衛門とは、純然たる復讐論者にして、籠城にも、殉死にも同意せず、其結果、一時、同盟外に立ちたるに過ぎず、復讐の決意鞏固なる點に至りては、決して、人後に落つるものにあらず、死する年三十七。

七 間瀬久太夫

間瀬久太夫、名は正明、内匠頭に仕へて、大目付を勤め、祿二百五十石を食み、外に、役料として、十石を供せらる。久太夫、資性、嚴格にして、一藩の畏敬する所となる、國難の起るや、久太夫、主として、義盟に加はる、内藏助、常に、吉田忠左衛門、原總右衛門、小野寺十内を延きて、

謀議に參せしめ、久丸夫、亦、此れに與かる、其信頼せらるゝこと、以て見るべきなり。

久太夫、曾て茂左衛門なるものに贈れる書翰あり、其中に、此中は、半右衛門殿方へ、鮎鮎御送、届申候、此方のと存候間、いろく、附札を見候得共、此方への付札無之、力落申候、扱々風味宜く可在之と見申斗り、ながめ入申候。

との數句あり、多分、我れに贈れるものならんに、ハテ扱て訝かした、繰り返し、付札を検べ見るさま、見るがまく、嚙ぞ、旨からんにと、眺め入れるさま、又見るが如し、此嚴格の人にして、此輕妙の筆あり、亦、奇。

久太夫、細川邸に預けられ、下痢を患ふ、自盡を賜ふの日に及びて、偶々癒ゆ、久太夫、萬一、尾籠の事あらんかを慮れ、豫め、接伴員堀内傳右衛門に、其故を告ぐ、亦、其性格の嚴正なるを見るべし、傳右衛門の、此意を領するに及び、欣然として、死に就く、年六十三。

八 間瀬孫九郎

間瀬孫九郎、名は正辰、久太夫の子なり、父と與に、義盟に加はる。

討入の夜は、搦手の軍に屬し、槍を提さげて、長屋を防ぐ、會、敵の一人、無二無三に、斫つて掛かる、孫九郎、奮然、槍を取り直しさま、りうくと扱きて、グサと、脇の下を、突き貫く、敵は勇猛、槍を手繰らんとして、柵檀卷を、二打ち、三打ち打つ、孫九郎、グイと、槍を捻つて、投げ出せば、敵、其儘、バタリと倒れて死す、其勇壯、此の如し、返死する年二十三。

九 小野寺十内

小野寺十内、名は秀和、内匠頭に仕へて、京都留守居を勤め、食祿百五十石の外、役料として、七十石を給せらる。十内、文學を好み、伊藤仁齋に従うて、經史を修め、佐々木慶安に就て、和歌を學ぶ、其妻丹女、亦、和歌を善くす。夫唱ふれば婦和し、自から梁伯鸞の風あり。

國難の作るや、十内、所司代にも居けず、一鎧一槍を携へて、倉皇、赤穂に馳せ歸り、進んで、同盟に加はる、其交際に長ずるを以て、専ら、親族諸侯の使者接待の任に當る。内藏助、最も吉田忠左衛門、原總右衛門、及び十内を推重す、内藏助の山科に在るや、忠左衛門は、江戸に出て、總右衛門は、大阪に在り、十内、獨り、京都に在りて、専ら其謀議に參し、内藏助、亦、屢々十内の宅を訪うて、密議を凝らす、其輔佐の功甚だ、多し。

十内に、老母あり、平生、此れに事へて、孝養を怠らず、仁齋、其九十の壽詩を作りて、老萊子に比す、會、元祿十五年九月、壽を以て終る、十内、泣くく、其遺骸を葬むり、其善提を弔ふ、愁涙、未だ乾かざるに、出府の期、早や、既に迫り、内藏助の家老瀬尾孫左衛門と與に、江戸に到る。

間もなく、七々日の忌日は、來れど、世を忍ぶ身は、寺へも、詣でられず、養子幸右衛門、從弟間瀬久太夫、其子孫九郎、久太夫の甥中村勘助の、俱に、新麴町四丁目の寓居に在るを幸ひ、其處に、訪ね行きて、法會ごゝろに、酒を

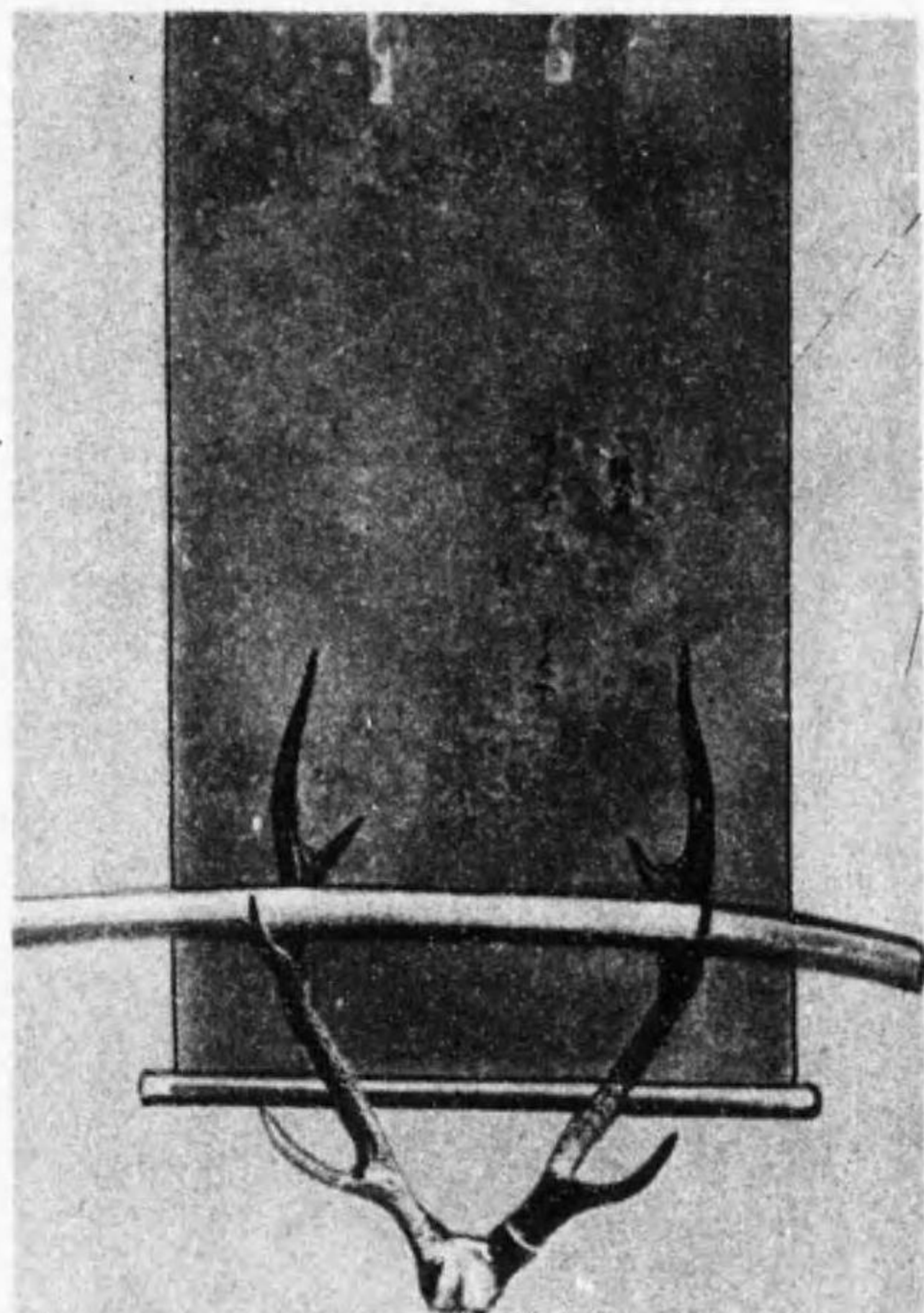
傾け、迭みかはりに、生前の事など、語り合ふ。

生前には、賀宴を張りし人の、死後には、法會をも修めがたし、是れも、有爲轉變の世の常にこそあれ。

十内、江戸に出て、より後は、妻の丹女と、互に書狀を遣り取りして、慰めもし、慰められもす、此方よりは、雁が珍らしとて、送り遣り、彼方よりは、嚙ぞ不自由ならんと

小野寺十内の遺物

此れは小野寺十内の和歌并に刀にして其後裔たる播磨國明石町小野寺秀太の所藏に係る



て、金子を送り來る、此一事にしても、其伉儷の濃かなりしを察すべし。

吉良家に討入るや、裏門の方を守りつゝ、槍を繰つて、手づから、敵三人を倒す、武道、亦、優ぐる、を見るべし、死する年六十一。

一〇 小野寺幸右衛門

小野寺幸右衛門、名は秀富、大高源吾の弟なり、叔父十内の爲めに、養はれて、嗣となる。

討入の夜、幸右衛門は、表門に向ひ、兄の源吾と與に、眞先きに、屋根を越えて、闖入し、高く名乗つて、玄關に、馳せ行き、戸を蹴放ちて、躍り出でさま、一敵の高股を、切つて落し、進んで、奥に入れば、床に數張の弓あり、幸右衛門、刀を揮うて、バラリと、弦を切り放す、十内、此事を、丹女に報じ、且、

かたき、何方よりか、起き出で、うしろより、射らるべきとて、弦を切はなしたるは、能く心付たりとて、輕き事ながら、其みぎり、人々感じ申候、これ程の間を合せ

たる事、悦び申さるべく候。
と報ず、其喜びを、母に分たんとする父の心を見ても、如何に、其活動の目覚ましかりしかを知るべし、死する年二十八。

一一 磯貝十郎左衛門

磯貝十郎左衛門、名を正久と曰ふ、其父權右衛門、麾下の士松平隼人正に仕へ、堀部彌兵衛と相識る、十四歳の時、彌兵衛の推舉に依りて、内匠頭に仕へ、兒小性を命ぜらる、爾來、深く寵用せられ、終に、物頭並に進みて、百五十石を給せらる。

十郎左衛門、壯年の身を以て、此異常の拔擢を蒙る、如何ぞ、其恩遇に感ぜざらんや、加ふるに、内匠頭の死に臨んで、遺命を下されてより、益々感激、骨に徹し、一身を抛つて、主仇を報ぜんと欲し、常に、片岡源五右衛門と、其行動を同うす。

兇變後、源五右衛門と與に、赤穂に赴かんとするや、母の貞柳に向ひて、

「此度、赤穂に赴くに就ては、自然、日數の重なることも候はん、假令、好便あるとも、必らず、文をば寄せ給ふまじ、城中に、女の文通は、相成候はず」と呉れくも、告げて發す、其決死の堅きこと、以て見るべし。

十郎左衛門、日夜、主仇を報ぜんことを思ふて、片時も、忘るゝことなし、元祿十五年の夏、不圖、疾に罹り、熱度、特に高し、貞柳、下女と與に、病尋に附添うて、看護に盡す、十郎左衛門の熱に浮かさるゝ謔言、一として、大事に關することならざるはなければ、貞柳、秘密の外に漏れんことを恐れて、頗る胸を痛めしと云ふ。

十郎左衛門の二兄内藤萬右衛門、神谷成右衛門、俱に、獨身にして、妻なし、十郎左衛門、其嫁を索むるに託し、諸家に入出して、仇家の動靜を探らんことを力む、其一意、主仇を報ぜんとするの外、多志なきを知るべし。

既にして、天運循環、復讐決行の時機、今や愈々來る、時に、母の貞柳、大患に罹りて、命、旦夕に迫る、十郎左衛門、母を捨つるに忍びずと雖も、亦、義を忘るべきにあら

ず、終に、斷然、意を決して、同志と與に、仇家を襲ふ。事、終へて後、泉岳寺に引揚げんとし、途次、金杉橋を過ぐ、兄萬右衛門の宅、此處を距ること遠からず、内藏助、

「近くに、母の在はさん、立寄りて、暇乞を致され候へ」と告げ、垂死の母を省みんことを勸むれども、十郎左衛門、一つには、兄の主家に對して禮を失せんことを思ひ、二つには、一行の前途に、萬一の變あらんかを思ひて、終に辭して行かず。

堀部彌兵衛、細川邸に在るの日、堀内傳右衛門に對して、
「磯貝十郎左衛門に就ては、此處に居る老人共の、別して、不憫に存じ居ることにこそ候へ、是れに罷り在るものは、二代、三代も相勤めて、代々、重恩を受くるものみに候、然るに、十郎左衛門は、十四歳の時、拙者の推舉にて、兒小性に召出され、僅かに十年以内の奉公なるに、古き者共と、同前の志を盡し候なり、引揚げの朝も、母の住居近くを、通り候へば、立寄りて、暇乞を仕つれと、内藏助を始め、何れも、申し候へども、終に立寄りざりしこと、全く、嗜み故とこそ存じて候へ」

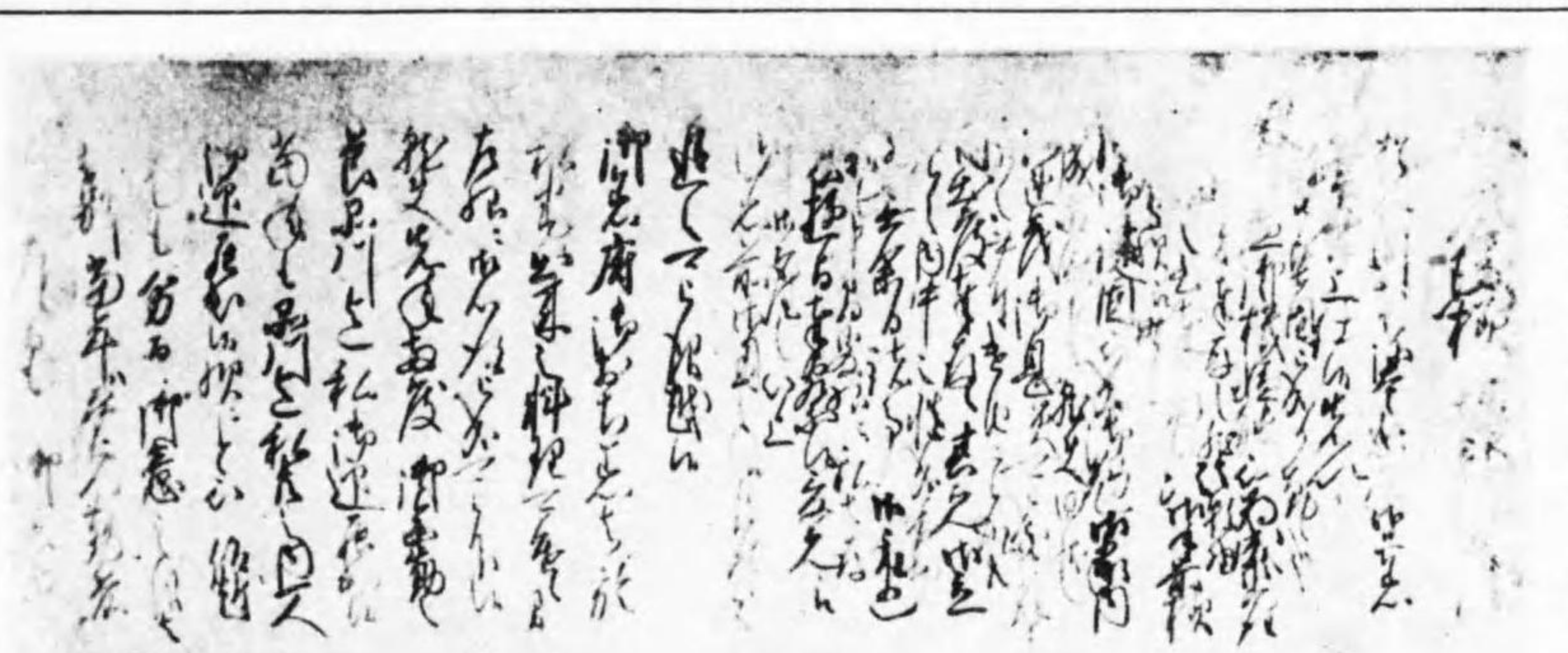
と語りて、深く、其志を賞す、傳右衛門、亦、感嘆措かず、其言を以て、十郎左衛門に告ぐれば、

「そは彌兵衛の好きように、御話仕つりたるにて候はん、拙者、如何にも、幼少より召出され、一方ならぬ取立てを蒙り、屋敷さへ、廣く申付けられて、老母をも、寛りと養ひ候へること、争かて、古き者共の重恩に劣り候べきや」

と答ふ、其如何に、君恩を感じるの深きかを察すべし。
十郎左衛門、少時、亂舞を好み、鼓、大鼓を善くす、内匠頭に仕ふるに及び、其好まざるを知りて、斷然、之れを廢す、十郎左衛門の細川家へ預けられたる所持品中、紫縮緬の服紗あり、其中に、琴の爪一つありしと云ふ、優しくも、又床し、死する年二十五。

一二 堀部彌兵衛

堀部彌兵衛、名は金丸、其父の名をも、彌兵衛と呼ぶ、父の彌兵衛、内匠頭長矩の曾祖父采女正長重に事へ、寛永六年、病に罹りて歿す。



堀部彌兵衛の遺墨 此れは堀部彌兵衛の吉村治兵衛に贈れる書翰なり=筑後國久留米市篠山町吉村眞菅所藏=

時に、子の彌兵衛、年甫めて三歳、彌兵衛、爾來、母の手一つにて、養ひ育てらるゝこと、十とせ餘り、今は、漸やく成りに及びて、空しく、家に在るに忍びず、傳手を以て、奉公を願ひ出づれば、時の君侯内匠頭長直、
『何か優ぐる、藝やある』
と尋ねらる、彌兵衛、
『筆道の心得の候』と答ふれば、長直、
『左らば、其向の役目こそ、好から

め』
直に召出されて、右筆の列に加へらる。
一日、長直、筆札を書すべしと命ぜらるれば、彌兵衛、
『實は、彌兵衛、無筆に候、書札を認めんこと、難儀至極にこそ候へ』
と答ふ、右筆頭、斯くと聞きて、痛く訝かり、
『貴殿は、筆道を申立て、御奉公を願はれたればこそ、御右筆をも、仰付けられたるなれ、然るに、無筆と申さるゝ條、奇怪至極なり、謙遜か、戲言か、其仔細を申され候へ』
と詰る、事、漸く六づかし。
彌兵衛、露ばかりも、恐るゝ色あらず、
『彌兵衛、若年の身と雖も、坐して、君の祿を戴くに忍びず、一日も早く、御奉公申上げんと存じたればこそ、筆道の儀を、申立て、候へ、實は、一時の僞言にして、眞實の事には候はず、殿を始め奉つり、御推舉の方をも、まで、詐はり候こと、其罪、免るべからざるは、彌兵衛、能く辨へてこそ候なれ、唯、君の恩祿を戴きながら、何

の御奉公をも申さざること、一身の耻辱、父祖の外聞と存じて、態と、申し僞はりたる次第、今は、一旦の志を遂げ候ひぬ、死は、固より、覺悟の前にて候、此上は、速かに、切腹を仰付けられ候べし』
と潔よく、言ひ放つて、更に、悪るびれたる状もなし、右筆頭、深く、其志を感じて、具に、長直に曰せば、
『そは、天晴れの若者ぞ、後日、必らず、役に立たん、赦して、召使ふべし』
と告げ、措きて、其罪を問はれず。
彌兵衛、深く君の恩遇に感じて、恪勤精勵、聊かも怠らず、暇あれば、文武の道を研磨して、兵法に通じ、槍術に達し、筆道の如き、特に、精妙の域に入る。
長直より、長友を歴て、内匠頭長矩に事ふ、内匠頭、其勇を愛して、三百石を給し、命じて、江戸留守居となす。
彌兵衛、職祿與に上れども、儉素、自ら奉じ、愛馬の如きも、親から洗ひ、親から秣かふを常とす。
彌兵衛に、彌平太と呼べる一男子あり、眉目、秀麗にして、文武の才あり、十五歳の時、家に在りて、書を讀む、會

母の一族本多喜平次の爲めに、背後より、不意に、斬り付けられて、重傷を負ふ、彌平太、屈せず、忽ち、撃つて其腕を落す。
喜平次、走りて、中庭より、逃がれんとす、彌兵衛、見て驚き、逐うて、之れを斬り、歸つて、我子を見れば、既に、息絶ゆ。
堀部彌兵衛の看板
此れは堀部彌兵衛の書したる刷毛屋の看板にして泉岳寺の什寶となる



彌兵衛、最愛の一子を失うて、悲痛の情に堪へず、怏々として、日を送る。

偶々中山安兵衛なるもの、高田馬場に於て、伯父を助けて、武勇を現はす、彌兵衛、之れを聞きて、感嘆措かず、

『天晴、君の御用に立つべきものぞ』
と思ひ、強ひて、求めて養子となし、終に家を譲る。

彌兵衛父子の宅は、鐵砲洲の藩邸に在り、兇變の起るや、君侯は、御預けとなり、切腹となり、此屋敷も、亦、御取上げとなりて、即夜、立ち退くべしとの嚴命あり、邸中の狼狽、宛がら、鼎の沸くが如し。

早や、受取の人数、入り来れば、今は、猶豫もなしかたし、彌兵衛以下、家臣の面々、何れも、家財を取片付けて、思ひくくに、立ち去る。

其月の二十二日、此鐵砲洲の上げ屋敷を、若州小濱城主酒井靱負佐忠固に賜ひ、彌兵衛の宅へは、鳥井勘左衛門なるもの、引き移る。

勘左衛門、取敢へず、其宅に到り見るに、門内は、箒目正しく、掃き清めて、一點の塵もなし、玄關より入れれば、室

毎々々、奇麗に拭き清めて、腰張一つだに損せず、十疊餘の座敷に、入り見れば、床の間には、狩野探幽の牡丹に唐獅子の双幅を掛け、其前には、古雅なる香爐を置きて、花瓶には、松の古木を活く、椽端の手水鉢には、一杯に、水を堪へて、新らしき手拭を掛け置くなど、日頃の嗜み見えて、床しさ、言ふばかりなし。

勘左衛門、見る物毎に、感じ入り、斯くと君侯に申せば、靱負佐、

『左もあるべし、彌兵衛は、世に聞えし名ある武士なり、養子安兵衛は、高田馬場にて、武勇を顯はせし剛の者なり、これにつけても、上野介の寢覺の恐さよ』
と語り、暫し、感嘆の聲を絶たず。

實にや、靱負佐の明鑒、其圖を誤またず、彌兵衛は、七十有餘の老軀を起して、復讐の舉を企て、安兵衛、主として、活動の任に當り、終に、同志を鼓舞作興して、首尾よく、其目的を達す。

彌兵衛、細川邸に在り、一夜、丑の刻の頃ひ、突然、曳々と矢聲を掛く、不寝番のもの、聞きて、肝を潰し、行きて

窺へば、彌兵衛、豹々として睡る、

『此意氣あればこそ、若き人に混りて、本望をも、遂げられしなれ』

聞くもの、皆、感じ合ふ、彌兵衛、死する年七十七、實に同志中の年長者たり。

一三 堀部安兵衛

堀部安兵衛、名は武庸、彌兵衛の養子なり、本姓は中山、越後國新發田城主溝口信濃守重雄の家臣中山彌次右衛門の一子なり、彌次右衛門、故ありて、蟄居を命ぜられ、終に、恩免の命に接せずして歿す、安兵衛、當歳にして、恃を失ひ、十四歳にして、怙を失ふ、師あれども、皆、他に嫁して、別に、頼るべきものともあらず。

『此上は、江戸に出て、身を立てんに若かし』
少年の安兵衛、遙るく、と江戸に上り、知邊の許に、寄宿して、武藝を學ぶ。

安兵衛、氣骨あり、膽力あり、其技、駭々として、年と與に進む。

元祿六年の初め、當時、劍道を以て、天下に鳴れる堀内源太左衛門正春の門に入る、居ること一二月にして、早くも、師友の爲めに、重んぜらる。

安兵衛の母方の伯父に、菅野六郎左衛門と言ふものあり、武藝を以て、伊豫國西條城主松平左京大夫頼純に仕へ、定府として、上青山百人町の藩邸に住す、藩士村上庄兵衛と言ふもの、日頃、其武藝の六郎左衛門に及ばざるを嫉みて、之を除かんと欲するの心あり、圍碁の勝負より、爭論を仕掛け、二月十一日の早曉、高田馬場に於て、決闘せんことを求む、武士の意氣地、辭すべきにあらず、六郎左衛門、期に至りて、妻に向ひ、

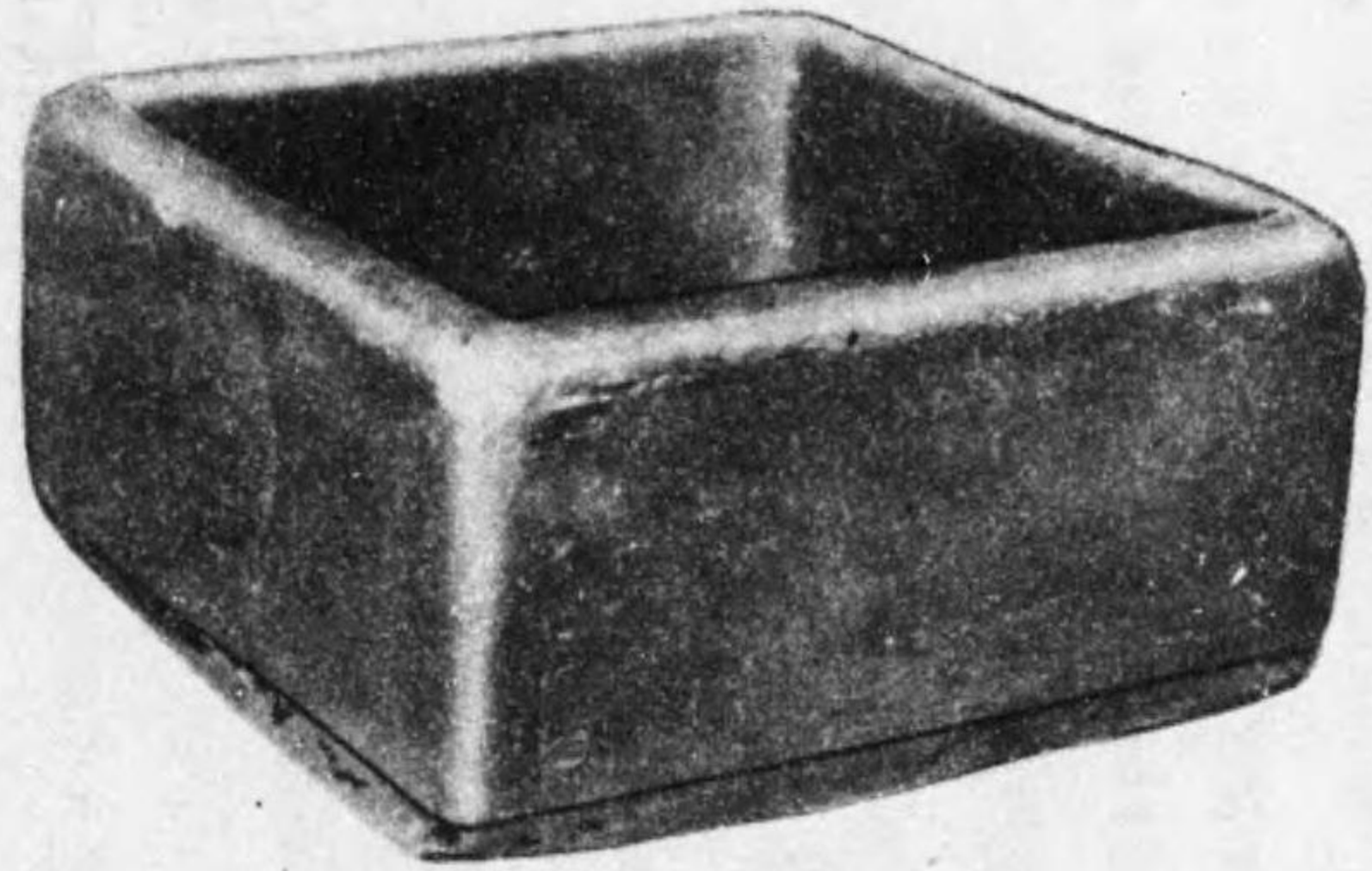
『我れ、朋輩と、爭論に及び、是れより、高田馬場に来て、果し合ひに、及ばんと存するなり、後々の事は、安兵衛に頼み候へ』

と告げ、佐次兵衛と言へる若黨一人を隨へて、高田馬場に向ふ。

妻は、夫の身の上、心元なく、急ぎ、使を馳せて、安兵衛に報ずれば、

『妻子の事は、他の親戚、好きに計らはん、我れは、伯父を助くべし』

小倉屋の五合枡
東京市牛込區馬場下町三番地小倉屋栗林助
方は堀部安兵衛の高田馬場へ赴く途中枡酒を
呑みし宅にて當時の主人を半右衛門と云ふ此
れは其時の枡なり



と思ひ極め、サラサラと、湯漬を掻き込んで、箸、投げ捨て、尻、引つからげさま、宙を飛んで、高田馬場に、馳せ向ふ。牛込馬場下に到れば、小倉屋と言へる一軒の酒屋あり、安兵衛、店に飛び込み、一杯、グツと、榭より飲み干し、其儘、又も馳せ出づ。
六郎左衛門、高田馬場に到れば、村上庄兵衛、最初より、助

太刀無用と約しながら、其弟の村上三郎右衛門、中津川祐見、及び屈竟の若黨一人を、引き連れて、來り待つ、六郎右衛門を見るより、

『如何に、六郎左衛門、汝を待つこと久し、イザ、勝負に及べ』

と言ひさま、一刀、スラリと、引き抜いて、立ち向ふ。六郎左衛門、言ふにや及ぶと、これも、刀を抜きて、立ち向へば、一聲、ソレと言ひさま、三郎左衛門、祐見、及び若黨の三人、皆、一齊に、抜き連れて、切つて掛る。

主人の大事と見て取る佐次兵衛、忽ち、一刀、引き抜きて、六郎左衛門の後に、寄り添ひ、近寄る敵を、相手に、拒ぎ戦ふ。

敵は四人、此方は二人、丁々發矢、受けつ、流しつ、勇を勵まし、鋭を鼓して、奮ひ戦ふこと數刻。

寡は、衆に敵せず、六郎左衛門、早や、數創を受けて、太刀先き、漸やく亂る。

敵、勢ひに乗じて、踏ん込み、四方より、撃つて掛かる。

高田馬場 其一
高田馬場は武藏國豊多摩郡下戸塚町に在り今は東京市淀橋區に入る堀部安兵衛の伯父を助けて敵を殲くせる處此れは其入口なり



斯かる所へ、風を截つて、馳せ來れるは安兵衛、スラリと、太刀を、抜き放ちさま、猛然、三郎右衛門に、切つて掛かり、一合、

二合、ガツキと、切り結ぶよと見る間に、忽ち、大喝一聲、敵の小鬢より、頭へ掛かて、ザツクと、折柄、敵の祐見、六郎左衛門の背後より、馳せ寄つて、斬らんとす。安兵衛、オノレと、言ひさま、其背後より、馳せ掛かり、唯一刀に、バラリと、切つて倒す。

敵の若黨、又安兵衛の背後より、躍り掛かり、刀尖、サツと、帶の結目を掠む。

安兵衛、サ知つたりと、ヒラリ、身を反しつ、サツと、刀を横に拂へば、敵は、アツと、叫んで地に僵る。

安兵衛、ホツと、息を吐きつ、彼方を見遣れば、六郎左衛門、若黨佐次兵衛と與に、當の敵の庄兵衛と戦ふ。

安兵衛、馳せて、伯父の許に到れば、双方、各々大小十數創を被り、力、盡きて、土手に凭り掛かる、安兵衛、グイと、庄兵衛の襟上を掴んで、六郎左衛門の面前に、引き摺り來る、

『伯父上、敵は、斯く計らひ候べし』

と言ひつ、忽ち、首を打ち落す。

今は、一敵もあらず、安兵衛、伯父を促がして、去らんと

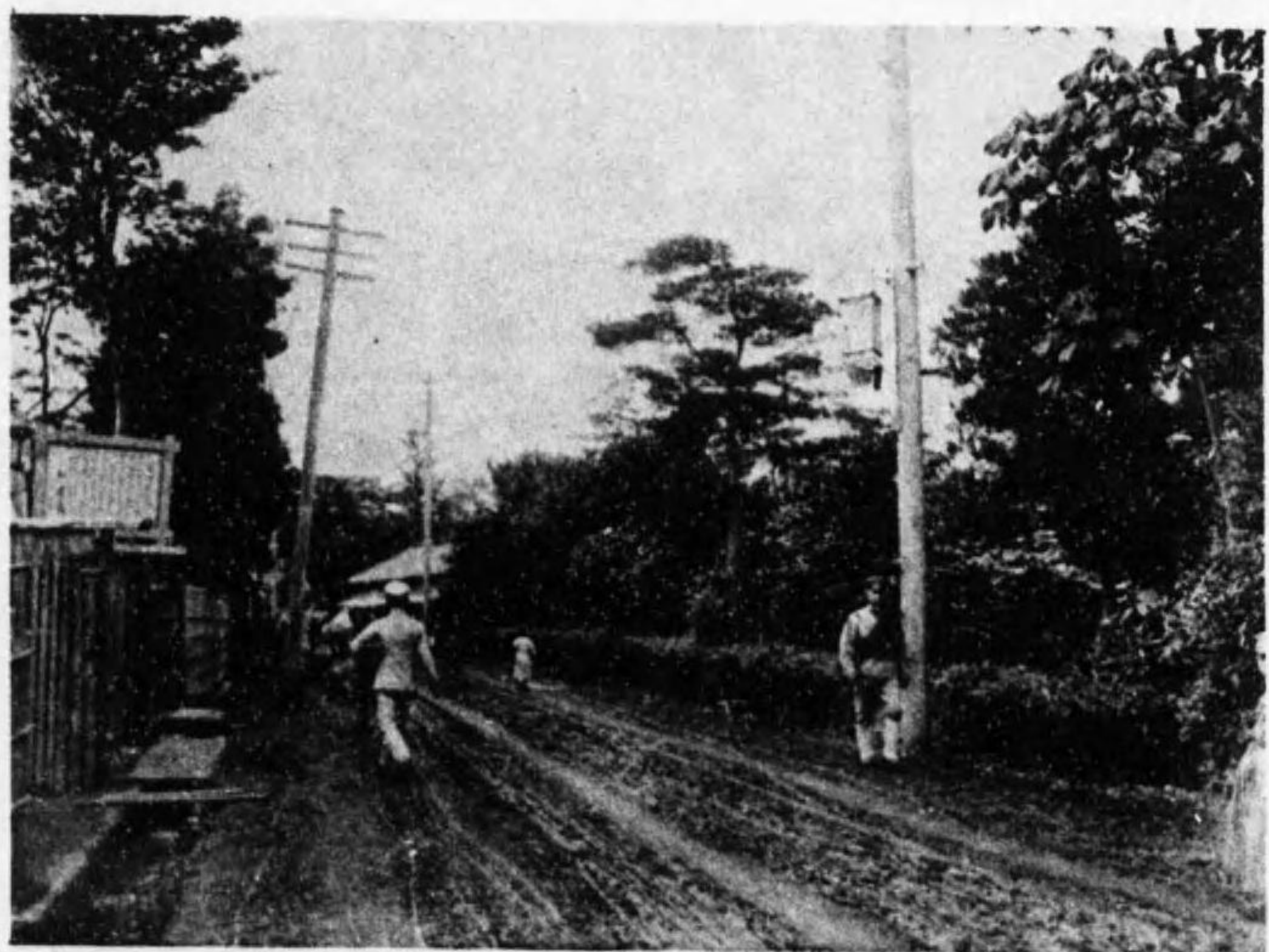
すれども、六郎左衛門、削、重くして、起つこと叶はず、
 『斯ばかりの御手疵、何程の事か候はん、御心弱くては、
 叶ふまじ、イザさせ給へ』
 と言ひつゝ、肩に掛けて、扶け去る數町、氣息奄々として、
 今にも絶えんとす。
 傍を見れば、何れの藩かの下屋敷あり、安兵衛、垣を破つ
 て、中に入り、六郎左衛門を、木小屋の内に卸して、介抱
 を加ふ。

斯かる所へ、見廻りの足輕、來つて、安兵衛を咎む。
 安兵衛、事の由を告ぐれば、物の道理の分りし足輕、

『左らば、苦しい候はず、去りながら、手負ひは、殊の
 外なる深手に候、所詮、助かり給はんこと、叶ふまじ、
 自害せられんこそ、然るべけれ』

と言ふ、安兵衛、實にもと思ひて、其由を告ぐれば、六郎
 左衛門、打ち領づきつゝ、自ら刀を取つて、腹に突き立つ、
 安兵衛、介錯すれば、足輕、

『暫し、其れにて、待ち給へ』
 と告げ、急ぎ、走り出で、棺桶を買求め來り、甲斐々々



高田馬場 其二
 此れは高田馬場の左側なり
 命じて、
 寺院に
 送り届
 け、血
 を洗ひ、
 帯を締
 め直し
 て、高
 田馬場
 に、到
 り見れ
 ば、群
 がり集
 まる見
 物の老
 若、宛
 がら雲

覆の如し。

折柄、一挺の駕籠、宙を飛んで、馳せ來る、中より、立ち
 出づるは、六十餘りの老人、永樂通寶の紋のついた茶の
 縮緬の羽織を着ず、そこ此處に横はれる屍骸を、見つゝ、

『兄弟三人のみか、若黨まで、討たれて、敵には、手も
 負はさざりしと見ゆ、扱て、残念の事かな』

と言ひつゝ、ホロ／＼と、涙を流す、これぞ、三人の親な
 るべし。

此評判、早くも、八百八町に、響き渡りぬ、

『老人を助けて、相手を仕留めたる若者こそは、中山安
 衛と言へる浪人なれ』

と其れより、其れへと傳はりて、忽ち、堀部彌兵衛の耳に
 も入る。

彌兵衛も、亦、源太左衛門の門弟にして、日頃、安兵衛と、
 交り深し、

『扱て、世にも稀れなる剛の者かな、斯かる勇士を、
 我が養子とせば、天晴、君の御役にも立つべし、我れ、
 一子を失ひて、外に、家を護るべき男子もなし、如何に

もして、貰ひ受けばや』

一たび、思ひ立ちては、矢も楯も堪らず、早速、安兵衛に
 逢ひて、

『唐突ながら、彌兵衛、貴殿を貰ひ受けんと存するにて
 候、如何に、承引き給ふまじきか』

と思ひ入つて、語り出づれば、安兵衛、
 『芳志、辱じけなくこそは候へ、何分にも、他姓は、繼
 ぎがたし』

と答へて、聞き入るべき氣色もなし。
 斷わるる程、尙、彌や増さる彌兵衛、師の源太左衛門、
 及び高弟細井次郎太夫に、打明けて、周旋を依頼すれば、
 二人も、亦、頻りに、安兵衛に、説き勸む。

左れども、安兵衛、尙、聞き入れず。
 彌兵衛、吃と、心に思ひ定め、一日、内匠頭の前に出で、
 『君、高田馬場の事を、聞し召され候や、中山安兵衛と
 申すもの、剛勇、天晴、御役に立つべきものにこそ候へ、
 彌兵衛、同門の好誼之れあり、強つて、養子に懇望仕
 つれども、安兵衛、他姓を繼ぐの意なしと申して、更に、